資料 88－２

接続料の算定等に関する研究会

第八次報告書
（案）

目次

はじめに **1**
第１章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処 **4**
1. 検討の経緯 4
2. トラヒック・ポンピングに関する調査 5
(1)調査の概要 5
(2)調査結果 6
3. 議論の経過 8
4. 考え方 12
第２章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進 **15**
1. 検討の経緯 15
2. モバイル接続料の費用配賦 15
(1)固定資産価額比の算出方法について 17
(2)減価償却費及び施設保全費の配賦について 19
(3)考え方の見直しによる影響評価 21
(4)省令等の整備等 23
3. 現在の接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱い 24
(1)検討事項 24
(2)主な意見 27
(3)考え方 29
4. 予測値の算定方法 29
(1)検討事項 29
(2)主な意見 31
(3)考え方 33
5. 原価の適正性の確保 34
(1)検討事項 34
(2)主な意見 35
(3)考え方 35
6. 利潤の適正性の確保 36
(1)検討事項 36
(2)主な意見 37
(3)考え方 37
7. 需要の適正性の確保 38
(1)検討事項 38
(2)主な意見 40
(3)考え方 45

第3章　卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）.....47
1．光サービス卸における卸料金の検証.....49
（1）検証の結果.....49
（2）主な意見.....51
（3）考え方.....56
2．モバイル音声卸における代替性の検証.....58
（1）検証の結果.....58
（2）主な意見.....67
（3）考え方.....68
第4章　卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）.....69
1．検討の経緯.....69
2．固定通信分野.....70
（1）改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況.....70
（2）卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む。）の状況.....70
（3）制度について検討すべき点.....71
①情報提示義務の対象.....71
②特定卸役務の範囲.....73
③総論・その他.....75
（4）考え方.....77
3．移動通信分野.....80
（1）改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議の状況等.....80
（2）主な意見.....82
（3）考え方.....83
第5章　MNOとMVNOの間のイコールフッティングの確保（モバイルスタックテスト）.....85
1．検討の経緯.....85
2．議論の経過.....86
3．検証対象サービス等の選定.....88
（1）主な意見.....88
（2）考え方.....92
4．MNOによる検証結果の妥当性.....103
（1）考え方.....103
5．次回以降の検証の進め方.....106
（1）主な意見.....106
（2）考え方.....112

第6章　5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進 116
1．検討の経緯 116
2．5G（SA方式）の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況 118
（1）MVNOにおける5G（SA方式）の導入意向 118
（2）MNOにおける5G（SA方式）のサービス展開の展望 119
（3）MVNOにおける、5G（SA方式）の各類型についてのMNOとの協議状況 120
（4）MNOにおける、5G（SA方式）の各類型についてのMVNOとの協議状況 120
3．主な意見 121
4．考え方 122
5．L2接続相当のアンバンドル機能化に向けて 124
（1）主な意見 124
（2）考え方 128
第7章　第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上 130
1．検討の経緯 130
2．議論の経過 133
（1）検討事項 133
（2）主な意見 133
3．考え方 139
第8章　加入光ファイバ等の提供遅延の改善 141
1．検討の経緯 141
2．議論の経過 143
（1）報告の内容 143
（2）主な意見 156
3．考え方 162
第9章　市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し 167
1．検討の経緯 167
2．議論の経過 168
（1）検討事項 168
（2）主な意見 169
3．考え方 175

はじめに

本研究会では、令和5年8月に第七次報告書（令和5年9月6日公表）を取りまとめて以降も、同報告書で挙げられた接続ルールや卸電気通信役務に関する各種課題に加え、オブザーバーである関係事業者・事業者団体から新たに問題提起のあった論点について議論・検証を行ってきた。

令和5年 10 月の第 77 回会合からは、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループを開催して、モバイル接続料の適正性向上について検討を行った。また、令和6年4月の第 83 回会合からは、本研究会第七次報告書において、「速やかな解決を要する問題である」とされ、総務省において「状況について定期的に注視していくことが適当」と整理されたトラヒック・ポンピングについて状況把握及び議論を行った。更に、新たな論点として、令和5年 11 月の第 78 回会合からは、第一種指定電気通信設備のシステム経費の検証に関する議論、令和6年5月の第 84 回会合からは、外国政府等との協定等に関する議論をそれぞれ行った。

加えて、継続的な論点として、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証、移動通信分野のスタックテストに係る検討、5G（SA方式）時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討、加入光ファイバ等の提供遅延に係る検討等を実施した。

本報告書は、これらの多岐にわたる論点について、関係者からのヒアリングでの意見や、議論の内容、それらを踏まえた本研究会としての考え方を整理するとともに、今後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示するものである。

本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が行われることを期待する。

【令和5年10月以降の会合開催状況】

日程	開催内容
第77回 令和5年10月23日～ 令和5年10月25日	○「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」の開催について
第78回 令和5年11月28日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定及び今後の検証の進め方について ○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性について

第79回 令和5年12月19日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒアリング ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について（光サービス卸）
第80回 令和6年2月1日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（令和6年度の接続料の改定等）
第81回 令和6年2月21日	○モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果の報告 ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒアリング
第82回 令和6年3月29日	○移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況等について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理 ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関する論点整理 ○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本か

	らの報告結果について
第83回 令和6年4月16日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について ○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関するヒアリング ○トラヒック・ポンピングに係る調査の結果について（非公開）
第84回 令和6年5月10日	○モバイル接続料の検証について ○外国政府等との協定等について
第85回 令和6年5月20日	○モバイル接続料の検証に関するヒアリング ○外国政府等との協定等に関するヒアリング ○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関する論点整理 ○トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について
第86回 令和6年6月7日	○モバイル接続料の適正性向上について ○外国政府等との協定等に関する検討の方向性（案）について ○トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について
第87回 令和6年6月25日	○第八次報告書（案）について

24

第１章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

１．検討の経緯

電話等の音声サービスに係る接続（以下「音声接続」という。）においては、音声通話の双方向性に応じて、接続する電気通信事業者（以下「事業者」という。）同士が相互に接続料を支払い合う形態が典型的である。総務省においては、音声接続のルールについて累次の検討を加えてきたところ、音声接続における「着信接続料」の在り方についても、議論が深められてきている。

本研究会第七次報告書に向けた検討においては、複数の第一種指定電気通信設備（以下「第一種指定設備」という。）又は第二種指定電気通信設備（以下「第二種指定設備」という。）を設置する事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）より、固定電話網のIP網への移行により事業者間の関係が双務的に変化すること、現行の音声接続料の仕組みに起因する問題（非指定設備（第一種指定設備又は第二種指定設備以外の電気通信設備をいう。以下同じ。）の接続料への過度の利潤の上乗せ、トラヒック・ポンピング等）の発生等を背景に、音声接続における「ビル＆キープ方式」の導入も含め、着信側事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討が必要ではないかとの論点提起に基づき議論が行われ、事業者ヒアリングにおいては、一部の事業者からビル＆キープ方式の原則化の論拠の一つとして「トラヒック・ポンピング」の問題が挙げられた。

トラヒック・ポンピングとは、着信インセンティブ契約（音声伝送役務における接続協定[1]の一方の事業者が他方の事業者の電気通信役務の利用者（以下「利用者」という。）との間で締結する契約であって、着信側の事業者（以下「着信側事業者」という。）が、発信側の事業者（以下「発信側事業者」という。）の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等[2]を支払うもの[3]をいう。）を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることを指すと考えられる。

その後の検討を踏まえ、トラヒック・ポンピングについて、「速やかな解決を要する問題である」との認識に立った上で、まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用について考え方を示すことが適当と整理した。これを踏まえ、総務省は、トラヒック・ポンピングにおいて見

[1] 発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されているものに限る。

[2] インセンティブの態様が金員であるか否かを問わないので、例えば、特定の電話番号への通話時間に応じて懸賞として景品等を提供する場合も含む。

[3] 卸電気通信役務の提供を受ける事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。

られる、いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方を公表（令和5年5月30日）した。また、本研究会第七次報告書においては、今後の進め方について、「総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当」と整理した。

2. トラヒック・ポンピングに関する調査

（1）調査の概要

総務省は、本研究会第七次報告書公表以降の状況を把握し、総務省の「考え方」をフォローアップするため、以下のとおり、関係する事業者（MNO及び固定電話事業者計 25 社）に調査（アンケート及び個別ヒアリング等）を行った。

MNOに対しては、トラヒック・ポンピングに対する調査・協議等の状況や、トラヒック・ポンピングに係る対応の実施による通常の業務や利用者向けサービスへの影響についてアンケート調査を行った。固定電話事業者に対しては、着信インセンティブ契約の有無、卸先事業者・代理店の行うトラヒック・ポンピングに対する対応状況等についてアンケート調査を行った。

その上で、着信インセンティブ契約に対する見解について、アンケート調査に加え、一部事業者[4]に個別のヒアリング等を行った。

＜対象事業者＞

（MNO）

・株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）

・KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）・沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」という。）

・ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）

・楽天モバイル株式会社（以下「楽天モバイル」という。）

（固定電話事業者）

・東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）・西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本及びNTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

・KDDI

・ソフトバンク

・楽天モバイル

・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）

・株式会社トークネット（旧東北インテリジェント通信株式会社）

[4] MNO、着信インセンティブ契約を締結中の事業者及び調査回答において一定の御意見を示された事業者

・中部テレコミュニケーション株式会社
・株式会社オプテージ（以下「オプテージ」という。）
・株式会社エネコム（旧株式会社エネルギア・コミュニケーションズ）
・株式会社STNet
・株式会社QTNet
・アルテリア・ネットワークス株式会社
・Coltテクノロジーサービス株式会社
・ZIP　Telecom株式会社
・株式会社アイ・ピー・エス・プロ
・株式会社三通
・大江戸テレコム株式会社
・株式会社コムスクエア
・フリービット株式会社（以下「フリービット」という。）
・アイテック阪急阪神株式会社
・株式会社メディアアドベンチャー
・株式会社ハイスタンダード

（2）調査結果

総務省のアンケート調査に対して、MNO及び固定電話事業者からは、主に以下の回答があった。

①　MNOの回答

- トラヒックのモニタリング等の調査を踏まえて、通話定額サービスの従量課金化等の利用者対応を行いつつ、一部の接続事業者とトラヒック・ポンピングに係る事業者間協議を行っているとのことであった。
- 一連の対応により、対応に係る人的コスト、システム改修コスト等が発生している事業者もみられた。
- 事業者間協議を通じたトラヒック・ポンピングの解決に一定の限界をみる立場から、総務省の積極的関与（調査、行政指導等）や行政処分の基準の明確化を希望する声があった。

②　固定電話事業者の回答

- 調査対象の固定電話事業者のうち、4社が過去に着信インセンティブ契約を締結しており、2社が現在[5]も契約を締結している。
- 現在も契約している事業者中、契約相手方による契約約款違反行為を把握して

[5] 令和5年11月時点。

いる事業者はいなかったが、文書（通知、誓約書等）のやりとりや着信インセンティブ契約の規定の工夫等により、契約約款違反行為を防止する取組をしているとのことであった。

- 過去に契約していた事業者中、トラヒック・ポンピングを防止する観点から契約を解除するための協議を行い、現に全て解除した事業者がいたほか、契約相手方等に対するヒアリング・点検等を行っていた事業者もみられた。
- MNOとの協議においては、トラヒック・ポンピングの対策の主体（MNOか固定電話事業者か）や方法について合意できず、固定電話事業者側は着信インセンティブ契約の解除以外の案を示す等、認識の相違が明らかになった。

また、総務省は、アンケート調査において、事業者から、着信インセンティブ契約の捉え方等に関して様々な意見があったことから、それらを踏まえたヒアリング等を実施し、次のとおり、得られた意見を整理した。

③ 着信インセンティブ契約の合理性に関する意見の概要

- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「通常の商習慣」等と説明する意見や、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する意見があった。
- 一方で、料金設定権[6]に着目すれば、接続協定において一方の事業者がエンドエンドの料金を定めることに合意した電気通信役務において、着信インセンティブ契約は、自社が料金設定しないサービスについてインセンティブを設定する行為であり、合理的でないとの捉え方の意見があった。
- また、調査の中で、機械的発信に対応する業務が一定程度生じていること、接続協議において、着信インセンティブ契約の問題等に起因して接続料水準の合意に至らず暫定精算が継続している事例があること等、事業者の業務に悪影響が生じていることが示された。

④ 着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすることに関する意見の概要

- 一部の固定電話事業者から、接続料水準に合意があるのであれば、その用途は着信側事業者の自由であるとの意見があった。
- 一方で、MNOから、接続料規制の有無にかかわらず、接続料は、適正原価・適正利潤で算出すべきものであり、その原則を逸脱するコストを接続料原価に算入することは不適当であるとの意見や、その場合、自社としては接続協定を締結することは許容できないとの意見があった。また、接続料の水準にベンチマー

[6] 複数の事業者が電気通信設備を相互に接続して利用者にサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で合意した接続協定に基づき、特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定するとき、当該特定の事業者が「料金設定権を有する」という。

ク方式[7]を採用している場合でも、実際網費用との差額を着信インセンティブの原資とすべきでないとの意見があった。

⑤ 着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する意見の概要

- 一部の固定電話事業者・MNOから、接続事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無や締結の趣旨について説明すべきとの意見があった一方、一部の固定電話事業者から、契約の存否・内容について契約当事者以外の第三者に開示することは、秘密保持義務違反となるおそれ等があり、困難又は不要、慎重に判断すべきであるとの意見があった。
- 発信側事業者の措置については、通話定額サービスの利用者の審査に関し、MNOからは、審査の基準・運用等の観点から審査によって解決するというのは現実的に困難との意見があり、合わせて、着信インセンティブ契約の是正により対処すべきとの意見もあったが、一部の固定電話事業者からは、着信側事業者のみで対応することは困難であり、発信側事業者の対応も有効の意見があった。
- 着信側事業者の措置については、着信インセンティブ契約の契約内容の見直し（機械的発信の禁止、「再着信インセンティブ契約」の禁止）や機械的発信の調査の実施について賛同する意見がMNOを中心にあったものの、機械的発信の定義・調査のルールの明確化の必要性を指摘する意見、調査の限界を指摘する意見もあった。また、事業者間の協力に関し、必要との意見と抑止効果に乏しいとする意見の双方があった。

⑥ 行政の取組に関する意見の概要

- 総務省の「考え方」に賛同する意見のほか、情報開示を拒むこと、他事業者が料金設定する通話にインセンティブを設定すること、接続料原価に着信インセンティブ原資が含まれること、トラヒック比の基準等について見解の明確化に関する要望があった。
- また、定期的な注視・是正措置等の実施の要望や、事業者間協議で開示を拒まれた情報の確認等の事業者間協議への関与を求める意見があった。

3. 議論の経過

調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の合理性（着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い）や、着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすることの適否等に関する論点について、構成員から次の意見があった。

[7] 合意する接続料について、当事者の電気通信設備との接続に係る費用等ではなく、公表されている他の事業者の接続料を参照して設定する際に参照される接続料をいう。

＜全般＞

- トラヒック・ポンピングあるいはインセンティブの行為自体は、本来的な通信サービスではないため問題であると思っており、毎年、大量の金員が、着信側事業者に流れていくことについては、疑問であり、止めなければならない。
- 機械による通信を問題行為として規制する方向で議論するのか、着信接続料の中にインセンティブのコスト等が入っているのが問題なのか。着信ボトルネック性も踏まえ、コストベースで着信料を決めるべきで、そうでない場合にはこのような対応がある、のように接続ルールの中で対応するか、改めて、問題行為に対して何らかの判断をしていくのか、どちらかの方向ではないか。その判断によっては、接続応諾義務について、総務省の「考え方」で対応できるように変えるといった方法も考えられる。

＜着信インセンティブ契約の合理性に関する意見＞

- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の事業者から「通常の商習慣」と説明する意見があったところ、「通常の商習慣」とは、関連する法の趣旨に基づいて許容される範囲内であるということが前提であると考えられる。電気通信事業法第1条の「電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとする」に適合するかどうか、着信インセンティブ契約が及ぼす影響を丁寧に見る、あるいは整理する必要がある。
- 着信インセンティブ契約が及ぼす影響については、金銭的なダメージがMNOの主張の軸にあるが、大量通信でどんなことが起こるのかを説明できるようにしておく必要がある。現行の総務省の「考え方」にも大枠書いていると思うが、補足的な説明が必要。
- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する意見があったところ、ネットワーク全体からすると局所的な部分最適であり、これをもって着信インセンティブ契約に合理性があるということは言えないのではないか。ネットワーク全体でトラヒック・ポンピングが発生し、様々な問題が起きているのであれば、これは理由にならず、やはり、この着信インセンティブ契約の問題に関しては、手をつけなければならない。
- 考え方に基本的に賛成。米国のFCC[8]の基準のような、発着信時間比率の明確化の要望について、今までのトラヒック・ポンピングに関わる事業者の対応においては、トラヒック・ポンピングが判明しないように行動していると承知しており、具体的に数値化した基準を設けることについては無理があり、するりと抜けられ

[8] 連邦通信委員会（Federal Communications Commission）

てしまうリスクもある。接続拒否事由に該当するといった形で行為を禁じる方がよいという印象を受けた。

- 着信インセンティブ契約が、なぜその結果として利用者に不利益が出てくるのか、あるいは、公共の利益が著しく阻害されるのかという因果関係について、現状ではどのような説明を想定しているのか。
（→これに対し、事務局より、その時点での見解等を回答した。）

＜接続料収入とインセンティブの原資の関係に関する意見＞

- 接続に関係のないコストを接続料の中に入れること自体が、接続料のそもそもの考え方に反している。この点は対応すべき。
- （着信インセンティブが）適正な原価に含まれないとすると、そもそもこれを接続料原価とは言わないと言うことになるのではないか。接続拒否をすれば、それは、自動的に原価の外になる、接続に含まれないと考える、ということであるから、ある意味「接続料収入とインセンティブの原資の関係」の論点は「着信インセンティブ契約の合理性」の裏表である。
- 着信インセンティブ契約の原資を接続料の原価に入れることは不適切であると思うが、「適正な利潤」を食い潰す形でキャンペーン的に着信インセンティブ契約を締結することまで不適当であるのかについては、丁寧に議論した方がよい。

＜着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する意見＞

- 着信インセンティブ契約や機械による通信に関して、どれだけ行われているかを判定・判断することは難しいと思われるが、基準を超えた場合は疑わしいため、一定の情報を提供しなければならないとする等、できれば、行為自体に対応するのも一つのやり方かと思う。
- 「機械的発信」という文言は、「情報伝達を目的としない大量発信」を意味するかと思う。例えば、メーター検針のように、1週間や1か月の間隔で機械が自動的に発信するケースもあるため、機械で発信することがよいのか悪いのかという話ではないことを明確化しておいたほうがよい。

また、これらの意見を踏まえて、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱いについて整理をするに当たり、構成員から次の意見があった。

- 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約[9]を締結した事業者が、料金を定める事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合には、利用者の利益の侵害など公共の利益が著しく阻害される可能性

[9] 他者料金設定トラヒック：接続協定において他の事業者が電気通信役務に関する料金設定を行うこととされているトラヒックをいう。
他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約：着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

があり、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考える。

- 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約のように、着信側事業者が料金設定に実質上関与することを認める裁定は通常行われないという指摘は、その通りだと思われる。
- 「適正な原価」に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれるべきではなく、従って実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもないという考え方に賛同。
- 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすべきという方向性に賛同。
- 原価主義（コスト主義）の「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」には、今般のようなインセンティブは含むべきでないとの考え方から、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約は、原価主義（コスト主義）に反し、接続料を超える超過分は相手側利用者への転嫁のおそれがあると整理することは妥当と考える。
- 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結したい場合は、料金設定権との関係から、着信側事業者（インセンティブ契約を締結する者）が発信側事業者との間で適切かつ合理的な説明の上で合意を得るべきものと考えられる。また、合意が存在しているかどうかに関わらず、トラヒック比や問題視される行為の継続期間等一定の閾値を各事業者が設定する等の措置を講ずる等、「情報伝達を目的」としない接続制度の趣旨に反する（趣旨を逸脱する）事象の探知を含めた対応が必要ではないかと思われる。
- 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約が確認できない場合であっても、当該契約と内容を同じくするような実態があった場合も含め、事実に即した判断に基づいて接続拒否に該当するか否かを判断する場面もあろうかと考える。接続拒否ができるようにすべきという方向性に賛成。
- 着信インセンティブ契約が問題行為であるという認識。そして、接続料はコストベースであり、着信インセンティブは接続にかかわるコストではないので、当事者間の合意がない状況で、着信インセンティブを接続料に含むことは、接続協定に違反すると考える。
- 問題解決に向けては、着信インセンティブ契約の締結の有無が不明である、着信インセンティブのコストが接続料に含まれていないことが客観的に示されないなどの理由により、トラヒック・ポンピングが疑われ、事業者間協議が合意に至らない場合の、具体的な対応プロセスを一定程度明確化することが不可欠。

- また、当該プロセスの開始の契機となる、トラヒック・ポンピングを疑うに値する閾値や、問題とする事業者への情報提供を求めることになる基準等についても、今後、検討を進めていく必要があると考える。
- トラヒック・ポンピングは、それそのものが通信の健全な発展とは相反するものであり、全体の方向性を示すと同時に、なるべく早く、こういった行為を禁止できるようにするのが良いのではないか。あまりゆっくりできない問題だろうと思っている。ただ、電話において、かけ放題サービスができたときに、接続料はトラヒックに比例するため、こういう問題が起きるということは、何となく分かっていたのではないか。

  今後、もしかすると、通常のサービスで、発信と着信が例えば1対10になってしまう等のケースも出ないとも限らないため、とにかくそういう状況が出てきたら、電気通信事業法の改正等を考えなくても、早期に手を打てる形で対応していくべき。
- 接続拒否事由の適用は、最後の刀と言うか、電気通信設備間の接続を切ってしまうと、発信側事業者から着信側事業者への通信というのが全部切断されてしまうことになるので、着信側事業者を利用している利用者の中でも、この着信インセンティブ契約のようなものを結んでいる方は少数派だとすると、丸ごと接続を止めるよりは、やはりそれよりも前に、着信インセンティブ契約を結んでいるのではないかと思われるような利用者に対して、契約を解除するとか、あまりに頻繁な通信を規制するとか、個々の利用者に対する対処をやるのが先ではないか。実際今、いくつかの事業者はそういったことをしていると思われる。
- これから報告書をまとめるに当たって、個々の状況が直ちに今回整理した新たな接続拒否事由の適用に至るものではないというニュアンスを書くと、報告書を読まれる方に誤解を与えることが少ないのではないか。
- 前述の御指摘も非常に重要であり、最後の手段としての接続拒否に至る前の、できるだけ前段階で解決が望ましいことは事実だと思われる。ただ、着信インセンティブ契約を結ぶような着信側事業者は、全くの善意ではなく、言ってみれば、悪意ある利用者と利益を山分けする契約に近いものを締結しているものと理解しており、慎重に適用すべきとは言いながらも、接続拒否事由に該当すると判断できる場合には、整理した事項を粛々と実行することが必要になると思われる。
- 今般策定しようとしているガイドラインについて、類似行為がもぐら叩きのように規制をかいくぐって出てくるということも想定でき、今後もガイドラインの改定の必要が出るケースも想定されるので、引き続き注視が必要。

4. 考え方

以上を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の関係について、以下のよ

うに整理をすることが適当である。

事業者間で合意した接続協定に関して、一方の事業者が他方の事業者の同意を得ずに当該接続協定に反する行為を行うことは、通常、接続に関し不当な運営を行っているものであり、他の事業者の業務の適正な実施に支障が生じるおそれがあると言うことができる。

この点、料金設定権を有する事業者の同意を得ずに、着信インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると考えられる。

特に、料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者が、料金を定める事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、料金を定める事業者は、場合によっては、需要の的確な把握が困難となり、料金設定等の適正な実施に支障を生じ、不適切な料金設定や一部のサービスの停止等をせざるを得なくなり、利用者の利益の侵害など公共の利益が著しく阻害される可能性も否定できないと考えられる。

したがって、上記に該当すると考えられる場合には、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる。

また、利用者料金の設定権の所在に係る総務大臣への裁定申請との関係では、利用者料金の設定権の所在を含む接続協定の細目について、事業者間の協議が不調であるときは、総務大臣への裁定申請を行うことが可能であるが、利用者料金の設定権の所在に関する裁定については、「利用者料金の設定権に関する裁定方針」（令和4年1月6日総務省）に基づき、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる事業者（通常の通話であれば、発信側の事業者）が有することを基本的な方針として裁定することになるから、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約のように、着信側の事業者が料金設定に実質上関与することを認める裁定は、通常、行われないと考えられる。

加えて、接続料収入とインセンティブ原資の関係について、接続料の水準について裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成 30 年1月 16 日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれると考えることは難しい。協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏ま

えた金額により行われることが望ましい」[10]との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることを懲懲するものではなく、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもないと考えられる。

さらに、電気通信回線設備との接続に係る接続拒否事由との関係については、電気通信事業法第 32 条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」（接続応諾義務）ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができるとされている。

この点、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結する場合であって、客観的な事実により、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できるときは、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」（電気通信事業法第 32 条第2号）があると考えられる。

一方、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の存在が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合（損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合等）には、ただちに接続拒否を行うことはできないところ、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすべきであると考えられる。

以上のとおり、トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等を発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。

したがって、このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、総務省は、以上の整理についてガイドライン等において示すことが適当である。

また、総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて当該ガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当である。

[10] 平成30年10月16日情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」

第2章　モバイル接続料のさらなる適正化の推進

1．検討の経緯

第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その設定対象機能（アンバンドル機能）や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）で規定されているとともに、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげている。本研究会第七次報告書においても、検証の結果等に基づく提言が行われた。

こうした取組については、毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを循環させていくことが望ましいと考えられるところ、今般、これまでの提言を踏まえ提出されることとなった算定根拠等を含め、新たに適用される接続料について接続約款の届出が行われ、総務省において、当該接続料についての検証が行われた。その検証結果を踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要があると思われる事項について、MNO3社及び一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会（以下「MVNO委員会」という。）にヒアリングを実施し、議論を行った。

（出所）第 84 回会合資料 84－1（事務局資料）から抜粋

【図2－1　検証・精緻化のサイクル】

2．モバイル接続料の費用配賦

第二種指定電気通信設備制度における音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用／回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される。

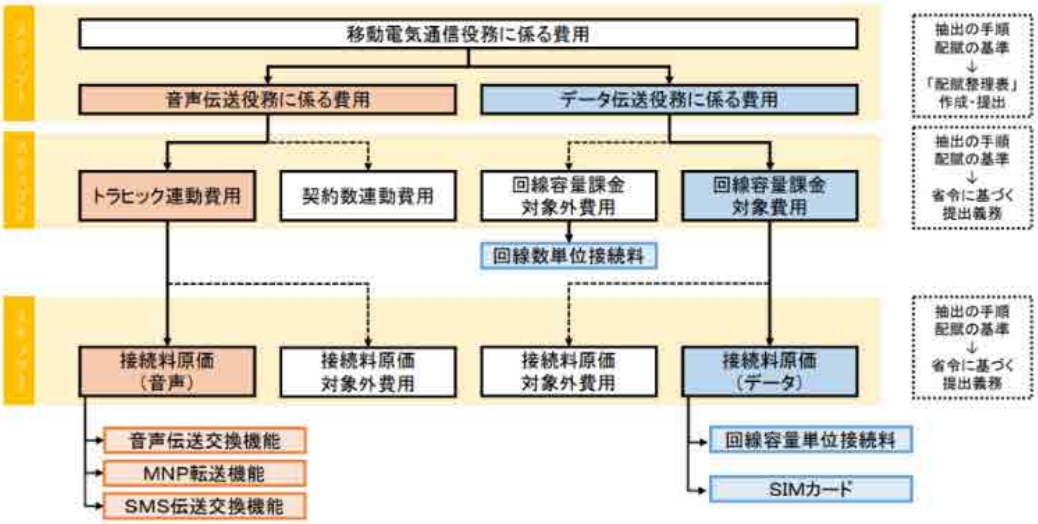

（出所）第 84 回会合資料 84－1（事務局資料）から抜粋

【図2－2　接続料原価抽出の3ステップの概要】

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号。以下「二種会計規則」という。）において配賦の基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出が義務づけられていることから、一定の透明性及び検証可能性が確保されていると見なされ、本研究会においてその適正性については検証されてこなかった。しかし、本研究会第七次報告書における検討の中で、各社のステップ1の考え方の比較を行ったところ、原価の大部分~~大宗~~を占める「減価償却費」及び「施設保全費」の音声／データ伝送役務間の配賦に用いられる「固定資産価額比」が、各社独自の考え方に基づいて算出されていることが確認された。この結果を受けて検討を行った結果、本研究会第七次報告書においては、「各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当である。」との提言が行われた。

今般、以上を踏まえ、モバイル接続料の適正性向上に関し、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦等について検討を行うため、本研究会の下に、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ（以下「費用配賦WG」という。）を設け、以下の事項について詳細な検討を行った[11]。

- 固定資産価額比の算出方法について
  - 音声伝送役務／データ伝送役務に直課すべき固定資産

[11] 費用配賦WGの開催状況等については資料編参照。

- トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産
- トラヒック比の算出方法（QoSの考慮の必要性、トラヒックの測定箇所等）等
- 減価償却費及び施設保全費の配賦について
  - 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方
  - その他
- 考え方の見直しによる影響評価
  - 接続会計・接続料算定への適用時期、激変緩和措置

費用配賦WGにおける検討結果は以下（1）から（3）のとおりであり、当該検討結果について本研究会においても確認を行った結果、各事項について費用配賦WGにおける検討結果のとおりとすることが適当との結論を得た。

（1）固定資産価額比の算出方法について

① 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

二種会計規則においては、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること」とされており[12]、個別の役務に直課できる資産は直課することが原則である。

接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいため、MNO3社で共通して音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課している以下の資産については、原則として、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当である。

【表2－1　音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産】

音声伝送役務に直課すべき資産	3G 音声交換機、VoLTE 交換機（P-CSCF、IMS-AGW）、関門交換機（MGW、MGCF、BGCF、IBCF）、音声回線交換サービス制御装置（AS）、音声メディア制御装置（MRFC、MRFP）、IMS 呼制御装置（S-CSCF、I-CSCF）、SMS 関連装置（GMSC）及びこれらに係るソフトウェア
データ伝送役務に	3G パケット交換機（GGSN、SGSN）、ISP 提供装置　及びこれらに係るソ

[12] 二種接続料規則第5条では、二種会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び二種会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

二種会計規則第7条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）第11条第2項では、「二以上の種類（別表第二の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。」とされている。

また、二種会計規則別表第三　移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意において、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。」とされている。

直課すべき資産	フトウェア

② トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

本研究会第七次報告書においては、固定資産価額比は原則としてトラヒック比により算出することが適当とされたが、一部の固定資産については、トラヒック比以外の配賦基準を適用することが適当である場合もあることが確認された。

今般、総務省がMNO3社の考え方を確認した上で整理した固定資産価額比の算出方法の見直し案を基に検討した結果、トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産については以下のとおりとすることが適当である。

資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）
	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、鉄柱等	回線数比
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、電柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比

資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

（出所）第 81 回会合資料 81－1（事務局説明資料）から抜粋

【図2－3 トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産】

このうち、鉄塔、電柱、管路等については、鉄塔、電柱、管路等に設置されるアンテナやケーブル等における取扱量比（トラヒック比）に基づき配賦することが考えられる一方で、MNO各社の見直し案としては、回線数比又は取扱量比（総通信時間比）が示された。接続料の適正性向上の観点から各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいこと、総通信時間比については経済的な手法により共通的な測定を行うことが困難と考えられること、一部の事業者から鉄塔数についてトラヒック量よりも回線数との相関関係が高いとの説明があったことを踏まえ、回線数比を配賦基準とすることが適当である。

また、機械設備のサービス制御系装置（サービス制御や位置情報に係る装置）、「機械及び装置」又は「工具、器具及び備品」の顧客系システム、料金系システムについては、トラヒックよりも回線数との連動性が高い資産と考えられ、回線数比とすることに一定の合理性があることから、回線数比を配賦基準とすることが適当である。

ネットワーク資産額比[13]については、音声伝送役務／データ伝送役務に直接区分することができない資産・費用について、ネットワーク資産全体の按分比を用いているものであり、一定の合理性があることから、機械設備のうち電力設備、端末設備、建物、構築物、機械及び装置（顧客系システム、料金系システムを除く）、車両及び船舶、工具、器具及び備品（顧客系システム、料金系システムを除く）、土地、無形固定資産（顧客系システム、料金系システムを除く）について、ネットワーク資産額比を配賦基準とすることが適当である。

その他、建物、構築物、車両及び船舶、土地、リース資産、建設仮勘定についても検討を行った結果、建物、構築物、車両及び船舶、土地についてはネットワーク資産額比を配賦基準とすること、リース資産の配賦基準はリースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じるとすること、建設仮勘定の配賦基準は、固定資産全体の固定資産価額（取得価額）比とすることが適当である。

③ トラヒック比の算出方法

本研究会第七次報告書においては、トラヒック比に基づく固定資産価額比を算出する際には、音声通信の特性（QoSにより優先的な通信を行っていることやデータ通信に比して重大な事故の基準／技術基準が厳格であること等）やトラヒックの測定箇所について考慮すべきという点について検討することが適当とされた。

今般、MNO3社のトラヒック比の算出方法について確認したところ、トラヒックの測定箇所に違いがあることが確認されたが、測定されるトラヒックの対象に大きな違いはないものと考えられ、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はないと考えられる。また、音声通信はQoSにより優先制御を行っていること等については、現時点では各社から具体的な計算方法が示されず具体的な検討ができないこと、接続料水準への大きな影響はないと想定されること等を踏まえ、トラヒック比へのQoSの考慮については今後必要に応じて検討することとし、現時点では、トラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないとすることが適当である。

（2）減価償却費及び施設保全費の配賦について

① 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

二種会計規則においては、二以上の種類の役務に関連する営業費用について、原則として、施設保全費は関連する固定資産価額（取得原価）比、減価償却費は関連する固定資産価額（帳簿価額）比によって各種類の役務に配賦することとされてい

[13] 移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。

る[14]。

個別の役務に直課できる費用は直課することが原則であり、接続料の適正性の向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいが、各社で費用把握の考え方が異なることから、MNO3社で共通して音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課する減価償却費又は施設保全費を確認することはできなかった。

このため、施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（取得価額）比で配賦すること、減価償却費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（帳簿価額）比で配賦することが適当である[15]。

なお、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）において、施設保全費とは「電気通信設備の保全のために直接必要な費用」とされている[16]ところ、費用配賦の見直しに当たっては、MNO各社において、施設保全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直しを行うことが適当である。

② その他

一部のMNOからは、営業費用のうち通信設備使用料の配賦基準についても見直す考えが示された。通信設備使用料は事業会計規則において、「他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用」とされているところ、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じることが適当である。

---

[14] 二種接続料規則第5条では、二種会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び二種会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

二種会計規則第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第3項では、「二以上の種類（別表第三の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する費用及び収益は、別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。」とされている。

また、二種会計規則別表第三 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意において、「二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として、次の基準によって各種類の役務に配賦すること。」とされ、施設保全費については関連する固定資産価額（取得原価）比、減価償却費については関連する固定資産価額（帳簿価額）比とされている。

[15] この際の配賦基準としては、移動電気通信役務に係る固定資産全体における固定資産価額比を用いる場合と、施設保全費又は減価償却費のうち直課された分を除く配賦対象部分に対応した固定資産における固定資産価額比を用いる場合が考えられるが、いずれも一定の合理性があると考えられる。

[16] 事業法会計規則 別表第一 勘定科目表

二種会計規則において、事業者は役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（「配賦整理書」）を作成しなければならないこととされているが、各社の配賦整理書は必ずしも実際の配賦基準が記載されておらず、わかりにくい記述となっている。

配賦整理書について、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基準を記載することとし、費用配賦の見直しに併せて、配賦整理書の記載の見直しを各社に求めることが適当である。

（3）考え方の見直しによる影響評価

① 接続料の試算結果

以上の検討結果を踏まえ、MNO3社に対して、費用配賦見直しの影響について、接続料の試算を依頼した。

MNOによる試算の結果、費用配賦見直しの影響はMNO3社で異なるが、仮に令和4年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定される音声伝送交換機能の令和5年度届出接続料[17]について、約 1～4割の値下げ、データ伝送交換機能（回線容量単位接続料）の令和4年度精算接続料及び令和6～8年度の予測接続料について、約5～20％の値上げの影響がそれぞれ見込まれることが確認された。

② 見直しの適用時期及び激変緩和措置

本研究会第七次報告書においては、費用配賦見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなり、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることといった指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされた。

他方、接続料算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、費用配賦見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えられる。

これらを踏まえ、費用配賦見直しの適用時期及び激変緩和措置を検討し、WGにおいてまずは以下の4つの原則を整理した。

（原則1）費用配賦の見直しは、可能な範囲で、できるだけ早く、MNO3社一斉に適

[17] 令和5年度接続料の精算に利用し、令和6年度に暫定適用する接続料

用する。

（原則2）データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性は、最大限維持する。

（原則3）（音声接続料の）激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが、その期間は、必要最小限のものとする。

（原則4）激変緩和措置は、費用配賦の見直しが音声とデータの間の費用の付け替えであるため、原則として、後年度への繰り越しではなく、音声とデータの間の費用の段階的な付け替えにより調整する。

次に、これらの原則を踏まえた具体的な適用時期及び激変緩和措置を検討した結果、原則1については、見直しに当たり、帳簿上の 1,000 万件超の固定資産について改めて仕分けが必要であること等を考えると、令和5年度の接続会計から適用することが最速であり、費用配賦の見直しは、MNO3社一斉に令和5年度の接続会計から適用することが適当である。ただし、できるだけ早く見直しを実現するという趣旨を踏まえ、費用配賦の見直しによる影響が大きいKDDIは、令和4年度接続会計に基づき算定する音声接続料について、自主的な対応を行うことが適当である。

原則2については、MVNOの予見可能性を維持するため、令和5～7年度のデータ接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）は、費用配賦の見直し前の水準を維持することが適当である。ただし、見直し前の接続会計による予測接続料及び精算接続料の算定ができないため、令和5年度接続料は、参考値（見直し前の令和5年度接続会計相当に基づき合理的に算定する令和5年度精算接続料の見込み値）を精算接続料とみなし精算することが適当である。また、令和6及び7年度接続料は、令和6年2月に届出を行う予測接続料を上限とする（見直し後の各年度接続会計により実績値を算出し、上限を下回る場合に限り精算する）ことが適当である。なお、MNO各社は、令和8年度以降も、費用の削減や需要の喚起に取り組み、データ接続料の低廉化に取り組むことが適当である。

原則3については、激変緩和措置が適用される期間は、1年間とすることが適当である。

原則4については、激変緩和措置が適用される期間は、費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額について、音声接続料（令和6年度届出接続料）の原価に戻すことができるとすることが適当である。ただし、音声接続料の原価に戻すことができる増加分は、激変緩和措置であることを踏まえ、全額ではなく、2分の1を上限とすることが適当である。

以上を踏まえ、令和5年度接続会計から費用配賦見直しを適用としつつ、令和5～7年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持する場合の、接続会計とデータ接続料との関係は以下のとおりである。

（出所）第 81 回会合資料 81－1（事務局説明資料）から抜粋

【図2―4　接続会計とデータ接続料との関係】

なお、MVNOの予見性を確保する観点から、令和6年2月届出の令和6～8年度の予測接続料のうち、令和8年度接続料については、予め見直し後の接続料水準を予測し、届出を行うことが適当である。

（4）省令等の整備等

①　二種会計規則の改正

本研究会第七次報告書においては、毎年度の接続料検証に際して固定資産価額比の算出プロセスの適正性についても検証を行う必要があるため、総務省における毎年度の検証を可能にすることが適当とされた。また、減価償却費及び施設保全費の配分についても、毎年度の接続料届出に際して①直課／配賦の割合、②各役務に直課する費用項目・額、③当該項目について直課とする理由等についても提出を求めることが適当とされた。

これを踏まえ、総務省においては、費用配賦WGの開催に先立って、二種会計規則等の改正について、情報通信行政・郵政行政審議会へ一部諮問のうえ、令和5年9月 20 日から同年 10 月 19 日までの間、意見募集を行い、一部の接続に関する事項については令和5年 10 月 26 日から同年 11 月8日までの間、再意見募集を行い、その結果及び同審議会からの答申を踏まえ、同年 12 月 27 日に公布した。当該改正は、令和5年度接続会計から適用される。

② MVNOガイドラインの改訂等

以上の費用配賦WGにおける検討結果及び本研究会における確認の結果を踏まえ、総務省においては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。）の改定について、令和6年2月 22 日から同年3月 22 日までの間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、同年3月 29 日に改定するとともに、二種指定電気通信設備設置事業者に対して、モバイル接続料の原価算定における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の見直しに関する措置について要請を行った[18]。

3. 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

（1）検討事項

令和5年度に届出のあったデータ接続料については、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、令和6～8年度の予測接続料が算定されている。今般の届出によると、接続料は令和7年度までは接続料は引き続き低減傾向、令和8年度は費用配賦見直しの影響もあり、一部事業者で接続料が上昇する見込みとなった。

（出所）第 84 回会合資料 84－1（事務局説明資料）から抜粋

【図2－5 MNO3社のデータ接続料の推移】

[18] 具体的には、令和6年3月8日にKDDI及び沖縄セルラー電話株式会社に対して、令和6年3月に届け出る音声接続料について、自主的に前年度の音声接続料と同額の接続料を設定すること等を要請するとともに、同年3月29日にMNO3社、沖縄セルラー電話株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社及びWireless City Planning株式会社に対して、接続会計における費用配賦の見直し、費用配賦見直しを踏まえた接続料の設定及び費用配賦見直しを踏まえた対応を行うことを要請した。

具体的には、NTTドコモについてはデータ接続料の低減が続く見込みであるが、KDDI及びソフトバンクについては令和8年度接続料は上昇に転じる見込みである。

【表2－2 データの予測接続料】

（10Mbps・月当たり）

	予測接続料		
	令和6年度接続料	令和7年度接続料	令和8年度接続料
NTTドコモ	12.8 万円(▲17.8%)	10.8 万円(▲15.5%)	10.7 万円(▲1.5%)
KDDI・沖縄セルラー・UQ	10.8 万円(▲17.3%)	10.1 万円(▲6.6%)	11.8 万円(+16.7%)
ソフトバンク・WCP	9.4 万円(▲25.3%)	8.9 万円(▲5.4%)	9.2 万円(+3.9%)

※ 括弧内は対前年度増減率

これについて、費用配賦見直しの影響[19]のみならず、事業者によって、接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いが異なっている点が影響していると考えられる。このため、現在のデータ接続料及び音声接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて、MNO3社から説明を求めたところ、以下のとおり説明があった。

- 当社は、音声接続料及びデータ接続料について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定。【NTTドコモ】
- データ接続料については、MVNOが利用しない設備は接続料対象から除外して、4G・5G(NSA方式)のみによる算定。音声接続料については、VoNR（Voice over New Radio）による音声提供開始までの期間の設備も含め、音声相互接続事業者が利用しない設備は対象から除外して算定。【KDDI】
- 音声・データ共に接続料原価、及び需要から5G（SA方式）に係るものは除外（現時点におけるMVNOとの利用実態との整合性を確保）。【ソフトバンク】

4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定する場合、5G（SA方式）に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G（SA方式）に移行することにより、4G・5G（NSA方式）の需要が減少し、4G・5G（NSA方式）の接続料が上昇する可能

[19] 費用配賦見直しの激変緩和措置については本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）について、令和6年度及び令和7年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、令和8年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定することとした。

性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大きく影響する可能性がある。

他方、MNOは既に5G（SA方式）によるサービスの提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOのサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での5G（SA方式）の機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があり、特にL2接続相当については、その要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えられること、5G（SA方式）の機能開放やMVNOも含めた5G（SA方式）の利用を推進する観点からは、導入当初の利用を容易にすることが適当と考えられることを踏まえれば、 4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定することが望ましいとも考えられる。

以上の観点も踏まえつつ、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）においては、 4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定して差し支えないことと整理した際には、4G・5G一体接続料について、4G単独接続料と比較して、料額の水準にどの程度差が生じるのか、それがその後どのように推移していくのかについて検証を行った[20]ことを踏まえ、少なくともデータ接続料について、 4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、MNOに試算を求め、これを検証することについてどう考えるかについて検討を行った。

[20] 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年3月）においては、

「5G導入当初は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局が連携して動作するNSA構成であり、5Gサービスと4Gサービスが一体的に運用されること、また、5Gサービスがまずは4Gサービスを発展させた「大容量・超高速」から開始されるところ、両者は当面同質のサービスと見ることできることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することには一定の合理性があるものと考えられる。

ただし、5G導入当初においては、基地局等5Gに係る設備整備により原価及び利潤が相当程度増加することが見込まれる一方、5Gに係る需要（回線容量、回線数）の増加は小さいと考えられることから、4Gに係る原価、利潤及び需要を単独で算定し、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する接続料の水準は高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性がある。」

「5G導入当初における接続料については、まずは、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することを認めつつ、当該方法により設定された接続料について、総務省において、接続料の検証過程において、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べてどの程度差が生じるのか検証を行うことが適当である。その結果、差額の程度が大きくMVNOの経営に大きな影響を及ぼしていると判断される場合は、4G単独の接続料の設定を要請する、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）の改正により4Gに係るデータ伝送交換機能をアンバンドル化することにより、4G単独の接続料の設定を義務化するといった取組を行うことが適当である。」とされた。

（2）主な意見

① 事業者からの意見

＜4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体算定とする場合と4G・5G（NSA方式）のみの算定とする場合におけるデータ接続料の試算＞

- データ接続料について、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の契約数比等を用いて費用を按分した結果、5G（SA方式）に係る費用は一定程度存在。4G・5G（NSA方式）に係る接続料と比べて5G（SA方式）に係る接続料が高額になると想定。【NTTドコモ】
- （現在、4G・5G(NSA方式)のみによる算定を行っているところ、）5G(SA方式)との一体接続料の試算にあたっては十分な検討期間が必要（例えば3ヶ月程度）。【KDDI】
- （現在、4G・5G(NSA方式)のみによる算定を行っているところ、） 令和6年2月の予測接続料（令和6～8年度）届出時に、5G(SA方式)と一体として算定した接続料を任意で総務省に提示済。追加での試算は、今年度接続料算定作業もあることから困難。【ソフトバンク】

＜4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした接続料算定＞

- 以下の観点から、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定することが適当。【NTTドコモ】
  - 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）は、一般的な利用者のユーザ体感に大きな差異はなく、利用者からみたサービスの連続性があること
  - 新たな機能提供に際しては、先行して設備投資が必要となる一方で、初期需要は小さいことから、当該機能に係る接続料を単独で設定した場合、その水準が高額になるリスクがあること
  - 実際に4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）のそれぞれについて費用及び需要を大胆に推計した結果、5G（SA方式）に係る接続料が高額になると想定されること
  - MNOとMVNOの同時期提供やMVNOを含めた5G（SA方式）の利用促進を図るため、導入当初の利用を容易にすること
- 「4G・5G（NSA方式）のみの接続料算定」と「4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした接続料算定」のいずれも一定の合理性があると考える。【KDDI】
  - 「4G・5G（NSA方式）のみの接続料算定」の合理性
    - MVNOが利用しない5G（SA方式）の設備は除外して算定していること
  - 「4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした接続料算定」の合理性
    - 基地局設備は5G（SA方式）と一体的に運用されること（但し、コア設備は5G（SA方式）と一体的に運用されていない）

- 5G（SA方式）サービスは、まずは、4G・5G（NSA方式）サービスを発展させた「大容量・超高速」から開始されているため、当面は同質のサービスと考えられること
- 以下の観点から、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした接続料算定にも一定の合理性があると考える。【ソフトバンク】
  - 5G（SA方式）における大容量サービスは、5G（NSA方式）のサービス（スマホ利用等）の延長線上と位置づけられること
  - 一体算定とすれば、5G（SA方式）への移行が進んだ場合も、接続料水準が平準化されることから、MVNOへの影響も軽微となると想定されること
- 費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度適用接続料にて行われること、及び現時点において当該機能の開放時期が令和8年度以降と想定されることを踏まえれば、一体算定とする場合の適用開始時期は、早くとも令和8年度適用接続料からとすることが適当。【ソフトバンク】
- なお、「大容量」以外の5G（SA方式）独自のサービス（「多接続」「低遅延」等）の接続料の在り方については、当該サービスの提供状況や実現方法を踏まえ、改めて検討すべき。【ソフトバンク】
- 接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう、適切かつ共通的な考え方を用いることが、適正性確保の観点から重要。接続料における5G（SA方式）に係る費用及び需要の取り扱いは、MVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、4G・5G（NSA方式）と一体の接続料として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料として算定する場合のそれぞれの影響の度合いを試算のうえ検証いただくことを要望。【MVNO委員会】

② 構成員からの意見

- 本研究会として5G（SA方式）を推進する立場からすれば、初期の立ち上げを容易にするために一体算定とするほうが良いと考えるが、例外的に、5G（SA方式）導入の意向が全然なく4Gで十分だというMVNOにとっては割高になるのではないかといった意見もあり、どのような算定方法がよいか慎重に議論したい。
- 現在の4G・5G（NSA方式）の接続料は帯域課金になっているが、5G（SA方式）になると、超大容量通信、超高信頼・低遅延通信、超多元接続と、少なくとも3つの通信モードがある。超大容量通信に関しては今までの延長で問題ないと思うが、超高信頼・低遅延通信、超多元接続については帯域課金が適切なのか、例えばIoTサービスのために超多元接続しか使わないMVNO向けの接続料を帯域課金にするのが適切なのかといったことは、しっかりと検討しなければならない。
- 今の段階では、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体的に算定することで

良いと考える。MNO各社においてしっかりと接続料の試算をいただき、その推移を見ながら必要に応じて議論を深めることとしたい。

- ネットワークの仮想化等が実現し、5G（SA方式）のサービス品質が4G・5G（NSA方式）のサービスと差別化されるようなことになれば、それに見合った接続料が実現できるのではないか。

（3）考え方

総務省において、MNO各社に対して、データ接続料について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当である。

5G（SA方式）によるサービスは当面の間は4G・5G（NSA方式）サービスの延長線上と位置づけられること、 4G・5G（NSA方式）の接続料と5G（SA方式）の接続料をそれぞれ算定する場合、各接続料が需要の大部分~~大宗~~を占めるMNOの利用者の5G（SA方式） への移行の状況により、いずれかの接続料が高額になるリスクがあること等を踏まえれば、上述の試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当である。

その際、データ接続料については、費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度接続料に適用されることを踏まえれば、少なくとも令和8年度接続料から、 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定とする方向で検討することが適当である。

音声接続料については、接続料原価に5G（SA方式）に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G（SA方式）に係る資産及び費用について音声／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当である。

なお、スライシング等の5G（SA方式）ならではのサービスの提供に向けた状況に応じて、5G（SA方式）の接続料の在り方について改めて検討することが適当である。

4．予測値の算定方法

（1）検討事項

各種接続料のうち、データ接続料（回線容量単位接続料）については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用している。将来原価方式においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用

いるレートベースの~~大宗~~大部分を占める「正味固定資産価額」、③「需要」のそれぞれについて合理的な将来予測を行うこととしている。

本研究会第七次報告書では、次の点について提言した。

- 見込みの粒度：各費目の予測計算式におけるパラメータの設定の見込みの考え方（例：Aの取組によりBに係る費用の低減を見込む）について、具体的かつ細かな粒度で示すことにより見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化することが適当。
- 要因分析とその反映：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映は、一部のMNOにおいて行われているところ、引き続き積極的に分析結果をフィードバックすることで予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当。
- MVNOへの情報開示：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示（平成 28 年総務省告示第 107 号）に規定された「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘されているところ、一部のMVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されている。そのため、MNOにおいては、より積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当。

今般、令和5年度に届出のあった接続料の予測値の算定方法について、MNO各社の提出内容を比較・確認するとともに、本研究会第七次報告書において提言した点について、MNO各社における進捗状況を確認し、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討を行ったところ、次の点が確認された。

- 「設備管理運営費」「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値について、令和6年度及び令和7年度に係る予測値については、MNO各社とも昨年度と同様の考え方に基づき算定が行われている。令和8年度に係る予測値については、費用配賦見直し後の水準を予測する必要がある[21]が、費用配賦見直し前の令和4年度接続会計を基礎としつつ、現時点において可能な方法で予測値が算定されている。
- 見込みの粒度：パラメータ設定の考え方について、MNO各社において、少なくとも前回届出と同程度の粒度での説明がなされている。他方で、依然として、見込みとパラメータの増減との間の因果関係が不明確な部分は存在する。
- 要因分析とその反映：「予測値と実績値の差異」については、一部の事業者に

[21] 費用配賦見直しの激変緩和措置については本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）について、令和6年度及び令和7年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、令和8年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定することとした。

おいて、令和4年度の予測値と同年度の実績値の乖離が存在している。他方、「予測値と予測値の差異」については、令和3年度予測値と令和4年度予測値の乖離に比べ、令和4年度予測値と令和5年度予測値の乖離は小さくなっており、予測値算定の精緻化が一定程度、進んでいると考えられる。また、差異が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映について、引き続き一部のMNOにおいて行われている。

- MVNOへの情報開示:「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関してMNOからMVNOに対して一定の情報開示が行われている。また一部のMNOからは、MVNOからの要望を踏まえて引き続き情報開示に努めていく旨の説明があった。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 令和6年度届出からは、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎とした算定が行われるところ、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、費用配賦見直しに対応した予測となるよう、必要に応じて、算定方法を見直すことが適当か。
- 特に、「予測値と実績値の差異」が発生しているMNOにおいては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について改めて検討する必要があるか。
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情報開示については、今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当か。

（2）主な意見

③ 事業者からの意見

<u>＜費用配賦見直しに対応した予測値の算定について＞</u>

- 令和5年度接続会計より費用配賦見直しが適用されるため、MNO3社において、費用配賦のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の届出後速やかに検証いただきたい。【NTTドコモ】
- 次回の令和6年度届出においては、費用配賦見直し後の令和5年度会計を基礎とした算定を行う必要があり、弊社としては、見直し後の省令・ガイドラインに基づき、接続料の算定対応を行っていく所存。【KDDI】
- 当社は令和6年度届出から、費用配賦見直しの影響も反映のうえ、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定を行う考え。【ソフトバンク】

＜「予測値と実績値の差異」が発生しているMNOにおける予測値の算定方法の見直しについて＞

- 当社は、令和2年度算定からトレンドではなく見込みを用いた算定を採用したことで、予測値と実績値の差異は僅少となっている。【NTTドコモ】
- 「予測値と実績値の差異」については、2年前の需要の予測と実績の差異が拡大したことが主要因であるが、最新の予測接続料の届出に際しては過去の予測の乖離は織り込んで需要予測を行っているため、次回の精算接続料の届出の際に「予測値と実績値の差異」が縮小傾向になり予測値の算定が精緻化したのかどうかを確認した上で、必要に応じて予測値の算定方法の見直し要否を検討するのが良いと考える。【KDDI】
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、当社は細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式第17の4の9へ記載している。また、その要因が一過性のものではない場合、パラメータ設定の考え方に反映している。12月届出時の分析を踏まえて精緻化を図り、2月届出の値に反映させるなど能動的に対応している。今後も引き続き予測値の精緻化に向けた対応をしていく考え。【ソフトバンク】

＜MVNOへの情報開示について＞

- 当社は、差異が僅少である予測値と予測値の差異の理由も含めて、これまでもMVNOに対し積極的な情報提供を実施している。MVNOから追加の情報開示の要望はいただいていないが、引き続き必要な情報提供に向けて真摯に取り組む考え。【NTTドコモ】
  - 値上げ要因の説明：今回一部値上げとなった接続料（USIMカードの貸与に係る費用）について、情報開示で定められた事項に加えて、その要因を追加的に情報提供
  - タイムリーな情報提供：従来、4月に情報開示を行っていたが、今回から、12月に精算接続料を届出した後、予測値と実績値の差異に係る情報を速やかに提供
- 接続料算定等に関してMVNOから開示要望をいただいている事項については開示済。未開示の情報についても情報開示の要望があれば引き続き情報開示に努めていく考え。【KDDI】
- 今後も、予測値と実績値の差異・予測値と予測値の差異について、算定根拠として総務省に届出しているものと同様の内容の開示を継続する考え。【ソフトバンク】
- 一部のMVNOから、「総務省告示（平成28年第107号）に示されている具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても後年度の傾向が分からないため情報として不十分」、「後年度の費用や需要等の傾向が分

かるような情報が必要」との声があり、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識。【MVNO委員会】

- また、本研究会第七次報告書において積極的な情報開示に努めることが適当とされた「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」については、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況ですが、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声があることから、MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報のさらなる充実が望まれる。【MVNO委員会】

④ 構成員からの意見

- MVNOにおいて事業計画を作るためには予見性を高めることが非常に重要であり、予測値と実績値の乖離はMVNOのビジネスに大きな影響を与える。改善はしているが、引き続き予測値の算定方法の精緻化を求めていくことが必要。大きな乖離がある場合、あるいは大きな乖離が継続的に起こっている場合には、MNOにおいてしっかりと説明していただき、本研究会においても、予測値の算定式に問題があるのではないかといった点や、パラメータの置き方に問題がないかという点について確認する必要がある。
- MNO各社による「予測値と実績値の差異」の理由説明があまりに定性的であり、また、MNOごとに説明の粒度が異なる。精度を上げる観点から、例えば原価であれば原価のどの部分が何％乖離して、最終的な接続料の乖離に何％影響を与えているのかといった定量的な説明をいただきたい。
- 「予測値と実績値の差異」の理由説明について、各社で説明の精粗が異なる点については、MNO各社である程度平仄を合わせることが必要ではないか。

（3）考え方

<u>＜費用配賦見直しに対応した予測値の算定について＞</u>

令和6年度届出からは、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎とした算定が行われるところ、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、費用配賦見直しに対応した予測となるよう、必要に応じて、算定方法を見直すことが適当である。

<u>＜予測値と実績値の乖離の検証について＞</u>

予測値と実績値の「乖離が生じた理由」については、算定根拠において、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載することとされているが、当該理由による乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載することが適当である。その上で、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ

設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当である。

＜MVNOへの情報開示について＞

「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情報開示については、今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当である。

5. 原価の適正性の確保

（1）検討事項

音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用／回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される。

このうち、ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、二種会計規則において配賦基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出が義務づけられているが、本研究会においてその適正性については検証されていなかったこと等から、本研究会第七次報告書において検討が行われた。その提言を踏まえ、今般、費用配賦WGにおいて詳細な検討を行った点については、本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」に記載のとおりである。

接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ2・3に関しては、抽出・配賦の考え方が不透明であったため、本研究会において累次の議論を実施し、明確化を図ってきた。特に、本研究会第五次報告書において、算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。また、本研究会第七次報告書においては、ステップ2・3における配賦・抽出については、各社採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要とされている。

今般、令和5年度に届出のあった接続料の検証に当たっては、当該接続料は令和4年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、費用配賦見直しは未適用であることから、特にステップ2・3において控除が適切に行われているか、抽出・配賦に関する考え方の一貫性が確保されているかといった観点から検証を行った。その結果、ステップ2・3について、引き続きMNO各社で記載の粒度が異なる箇所は確認されたものの、MNO各社とも考え方に大きな変更はなく、一貫性は担保されていることが確認された。

この確認結果を受けて、次の論点について議論を行った。

- 令和5年度に届出のあった接続料は費用配賦見直しは未適用であることから、ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、費用

配賦見直しが適用される令和6年度届出の際に、改めて検証することが適当か。

- ステップ2・3について、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当か。

（2）主な意見

＜ステップ1＞

- 令和5年度接続会計より費用配賦見直しが適用されるため、MNO3社において、費用配賦のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の届出後速やかに検証いただきたい。【NTTドコモ】（再掲）
- 次回の令和6年度届出においては、費用配賦見直し後の令和5年度会計を基礎とした算定を行う必要があり、弊社としては、見直し後の省令・ガイドラインに基づき、接続料の算定対応を行っていく所存。【KDDI】（再掲）
- 各社の配賦整理書や、今後二種会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。【ソフトバンク】
- 今般の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、MNO各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に資するものと認識。一方で、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定されることから、今後、MNO各社が算定する接続料に対しては、費用配賦の見直し後の考え方を踏まえ、その適正性や妥当性について詳細に検証していただくことを要望。【MVNO委員会】

＜ステップ2・3＞

- 費用配賦見直しの結果、ステップ2・3における算定にも影響が出る可能性があるため、費用配賦見直しを踏まえた検証を行う必要がある。【NTTドコモ】
- 引き続き、一貫性が担保されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き算定根拠（様式第17の4の10）にて報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。【ソフトバンク】

（3）考え方

＜ステップ1＞

令和5年度接続会計から費用配賦見直しが適用され、当該接続会計における費用の額を基礎として令和6年度届出接続料が算定されるところ、

- 令和5年 12 月に実施された省令改正により、令和5年度接続会計から、新たに、

移動電気通信役務に係る費用の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦の詳細が報告されること

- 令和6年度接続料の算定前に、費用配賦の見直しが接続会計に適切に反映されているかを確認することが望ましいこと

を踏まえれば、ステップ1について、令和6年度接続料届出を待たず、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当である。

＜ステップ2・3＞

ステップ2・3について、引き続き毎年度の届出においてMNO各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当である。特に、令和6年度接続料届出においては、費用配賦見直しによりステップ1を見直した結果、ステップ2・3における配賦・抽出の考え方にも変更が生じる可能性があることを踏まえた検証を行うことが適当である。

6. 利潤の適正性の確保

（1）検討事項

利潤の算定には、様々な項目が用いられているが、将来原価方式の導入に当たっては、レートベースの~~大宗~~大部分を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対象とされた。レートベースを構成する「投資その他の資産」や「貯蔵品」については、本研究会第四次報告書において「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当」とされたことを踏まえ、本研究会において検討を行ってきた。

本研究会第七次報告書においては、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、予測接続料への影響は軽微であることから、予測の算定対象に追加せず、今後の動向を踏まえて、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合には、予測値の算定対象に追加する検討を行うことが適当とされた。また、同報告書においては、原価算出におけるステップ1に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラヒック比により算出することが適当としたことから、レートベースにおける正味固定資産価額についても同様の考え方に基づいて算出されることが適当とされた。

今般、以上を踏まえ、令和5年度に届出のあった接続料に関し、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」のレートベース全体に占める割合等について確認したところ、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、前回検証時から大きな変動はなく、引き続き僅少であった。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、予測の対象とする必要は引き続き認められないか。また、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当か。
- 令和5年度に届出のあった接続料は、令和4年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、固定資産価額比の算出方法を含む費用配賦見直しは未適用であることを踏まえ、正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しが適用される令和6年度届出の際に、改めて検証することが適当か。

（2）主な意見

＜「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加＞

- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」のレートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微である。【NTTドコモ】
- レートベースに占める「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は軽微であるため、特に予測は不要。なお、一定の割合を超過した場合の取扱いについては、十分な議論が必要。【KDDI】
- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない。【ソフトバンク】

＜正味固定資産価額の算出＞

- 令和5年度接続会計より費用配賦見直しが適用されるため、MNO3社において、費用配賦のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の届出後速やかに検証いただきたい。【NTTドコモ】（再掲）
- 次回の令和6年度届出においては、費用配賦見直し後の令和5年度会計を基礎とした算定を行う必要があり、弊社としては、見直し後の省令・ガイドラインに基づき、接続料の算定対応を行っていく所存。【KDDI】（再掲）
- 各社の配賦整理書や、今後二種会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。【ソフトバンク】（再掲）

（3）考え方

＜「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加＞

「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、予測接続料への影響は軽微であることから、予測の算定対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当である。

＜正味固定資産価額の算出＞

令和5年度接続会計から費用配賦見直しが適用され、当該接続会計における費用の額を基礎として令和6年度届出接続料が算定されるところ、

- 令和5年 12 月に実施された省令改正により、令和5年度接続会計から、新たに、移動電気通信役務に係る費用の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦の詳細が報告されること
- 令和6年度接続料の算定前に、費用配賦の見直しが接続会計に適切に反映されているかを確認することが望ましいこと

を踏まえれば、原価算出におけるステップ1について、令和6年度接続料届出を待たず、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当である。その上で、レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度届出の際に、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当である。

7. 需要の適正性の確保

（1）検討事項

本研究会におけるこれまでの議論においては、需要の適正性確保に向けて以下のとおり提言した。

- 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なるが、各社ごとの設備運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする考え方は事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方針を総務省に報告し、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当。
- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、設備容量が明らかに過大となっていないかについて総務省において確認することが適当。
- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒック（1年のうち最もトラヒックが多い日の値）の比率を、複数年度（例えば3年度分）にわたって確認しながら、状況を注視することが適当。

特に、本研究会第七次報告書では、次の点について提言した。

- 各社の設備運用方針について一貫性が確保されていることを確認。引き続き確認を行うことが適当。

- 「MVNOによる冗長設備の利用可能性」について設備運用方針に追記することが適当。設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続することが適当。
- 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社は存在しなかった。今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大であるとみなされる事業者が現れた場合には、総務省において設備容量の設定方法について確認するなどの措置を講ずることが適当。
- 各社の音声接続料を算定する上での需要の考え方について、接続料水準に大きな影響を与えるような違いはないことを確認。算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当。

今般、以上を踏まえ、令和5年度に届出のあった接続料及び当該届出に際し併せて提出のあった各社の設備運用方針を確認したところ、次の点が確認された。

- 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きく変動しておらず、一貫性が確保されている。また、各社の設備運用方針において、MVNOによる冗長設備の利用が可能かどうかについての記述がある。
- 各社の設備運用方針について、各社において恣意的な運用がなされていないかについては、例えば、接続料算定の需要に用いる設備容量を任意に設定することにより、接続料水準を恣意的に調整することが考えられるが、各社の接続料算定の需要に用いる設備容量と最繁時トラヒックは乖離しておらず、少なくともこの点について恣意的な運用はされていないと考えられる。
- 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社は存在しなかった。

以上を踏まえ、次の論点について議論を行った。

- 各社の設備運用方針について、MVNOによる冗長設備の利用が可能である旨の記述があることは確認されたが、MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていることを踏まえれば、MVNOが要望する冗長構成（大規模災害時等用に東京・大阪で拠点間冗長を組む）が利用可能なのか等について、MNOからMVNOに対し情報提供することが適当か。

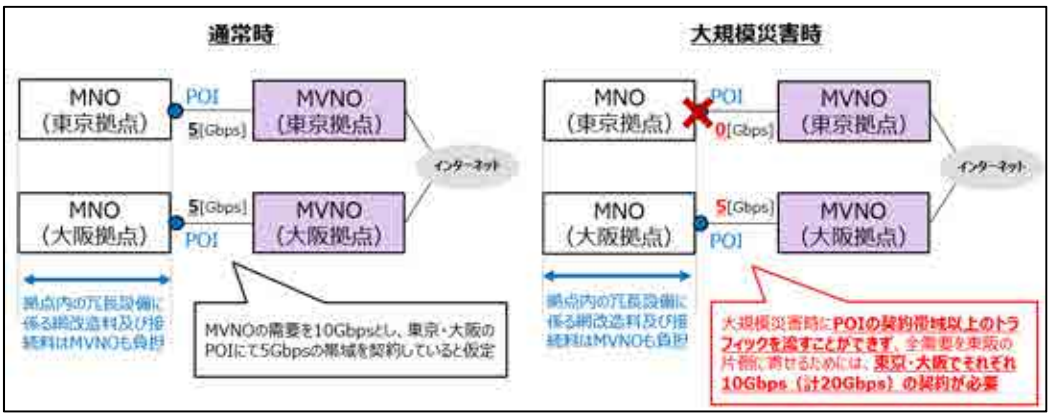

（出所）第 85 回会合資料 85－5（MVNO委員会説明資料）から抜粋

【図2－6　MVNOが要望する冗長構成】

- 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当か。
- 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要か。
- 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

（2）主な意見

⑤　事業者からの意見

<u>＜大規模災害発生時等におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞</u>

- 装置冗長は基本構成としており、回線容量単位接続料について、稼働帯域分のみの負担で冗長系の設備を利用可能（＝冗長系帯域に係る接続料の支払いは不要）。MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、引き続きMVNO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】

（出所）第 85 回会合資料 85－2（NTTドコモ説明資料）から抜粋

【図2－7　NTTドコモがMVNOに提供する冗長構成】

- 当社が基本的なL2接続構成と考えている、拠点間の回線の二重化による冗長構成の場合は、冗長側の帯域は非課金としており、その旨もMVNOに対して情報提供を行っている。地理的に異なる複数の拠点で接続し、平時の需要を分散している場合において、有事の際に特定拠点の需要を他拠点に寄せて救済するための帯域管理・制御は未実現。今後、MVNOから具体的なご要望があれば協議に応じる考え。【KDDI】

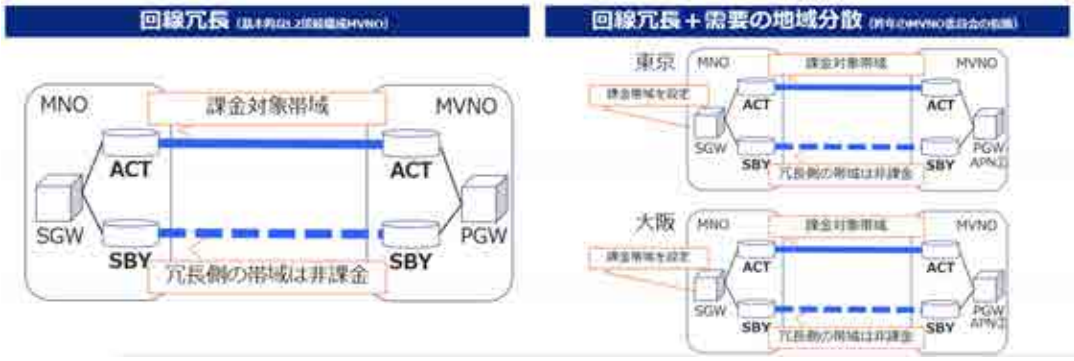

（出所）第 85 回会合資料 85－3（KDDI説明資料）から抜粋

【図2－8　KDDIがMVNOに提供する冗長構成】

- MVNOが要望する冗長構成（大規模災害時等用に東京・大阪で拠点間冗長を組む）は利用可能な状態であり、当該情報提供を実施すべく準備を進める考え。【ソフトバンク】
- MVNOが冗長設備の費用を負担している中、MVNOがPOIを冗長化する際には、基本的に冗長系に係る接続料の支払いが必要になるものと認識していたところ、仮に接続料の支払いが不要になるといった場合は、MVNOに対して積

極的に情報提供いただくことが必要と考える。MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、重点的に検証いただくことを要望。【MVNO委員会】

＜平時におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞

- 本研究会第六次報告書では、MNOの設備運用方針等により一定の冗長系の設備を需要から除いていることが明らかになった一方で、MVNOも接続料により冗長設備の費用を負担していることから、冗長設備の利用に関するMNOとMVNO間のイコールフッティングの確保が重要。【MVNO委員会】
- 当社ネットワーク内の利用について、当社とMVNOとの間の差分はない。したがって、特段の手続きは必要なく、MVNOは当社ネットワーク内の冗長構成を利用可能。【NTTドコモ・第85回参考資料】
- MVNOも含めて災害時や障害時においても安定的な通信サービスを提供できるよう十分な冗長分を確保しており、自動的にMVNOも冗長分の利用可能。【KDDI・第85回参考資料】
- 当社ネットワーク内の冗長構成を利用するためのMVNO側の手続きは特段不要であり、自動的に当該冗長構成を利用可能。【ソフトバンク・第 85 回参考資料】
- 平時において、MVNOはPOIの契約帯域以上のトラヒック~~トラフィック~~を流すことはできない一方、トラヒック~~トラフィック~~急増等が生じた際に仮にMNOが冗長設備に係る帯域を利用している場合は、MNOとMVNO間の冗長設備に関する利用の同等性が確保されていないものと考えられることから、MNOによる平時の冗長設備の利用有無について検証いただくことが望ましいと考える。（MNOのトラヒック~~トラフィック~~は可能な限り短い時間単位で確認いただくことが有効な検証になるものと思料。）【MVNO委員会】

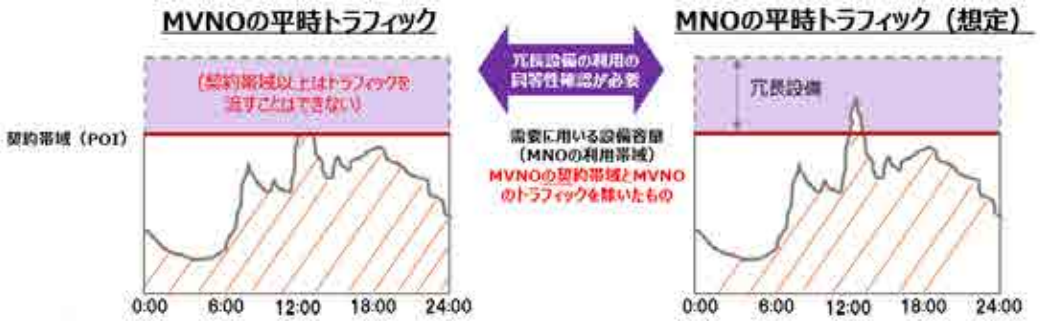

（出所）第 85 回会合資料 85－5（MVNO委員会説明資料）から抜粋

【図2－9　MVNOが要望する、平時における冗長設備の利用の在り方】

- 当社は、平時における最繁時トラヒックに対応する設備容量を確保しており、通常、平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはない。他方、トラヒック急増等が、大規模災害やネットワーク障害に伴うような状況下では

冗長設備を利用している。最繁時トラヒックは年間で最もトラヒックの多い1時間のトラヒック量であり、最繁時トラヒックを測定する時間幅は、1時間単位。【NTTドコモ・第86回参考資料】

- 平時にトラヒックの急増が起きても冗長分は利用しない運用となっている。最繁時トラヒックは、1時間当たりのトラヒックのうち、年間で最も多いトラヒック量をMbpsに変換したものであり、最繁時トラヒックを測定する時間幅は、現在取得・管理しているデータは1時間単位が最も細かいもの。【KDDI・第86回参考資料】
- 平時にトラヒックの急増等が生じた際に、冗長分として設置した設備を利用することはない。当社で把握しているピーク時のトラヒックは1時間単位。【ソフトバンク・第86回参考資料】

＜設備運用方針の一貫性＞

- 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと認識している。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】
- 今後も引き続き確認していくことが適当。【KDDI】
- 本研究会資料84－1において、総務省から「恣意的な運用はされていないと考えられる」と評価されているとおり、当社はこれまでも恣意的な運用は実施しておらず、今後も同様に対応していく考え。【ソフトバンク】

＜「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」＞

- 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと認識している。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】（再掲）
- 今後も引き続き確認していくことが適当。【KDDI】（再掲）
- 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」（MVNOガイドラインp.21）、すなわち現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保されるものと考える。設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではないと考える。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】

⑥ 構成員からの意見

＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性（総論）＞

- MVNOは自ら利用を希望しなければMNOの冗長構成を利用できないのか。MVNOがMNOの冗長構成を利用するのに追加のコストが不要なのであれば、利用を希望しないMVNOはいないのではないか。
- MNOのコアネットワークにおける冗長構成はMVNOも平時から利用しているが、同一拠点内におけるPOIの冗長についてはそうではない等、MVNOがどのような形でMNOの冗長設備を利用可能かといった点について明確にしていく必要がある。
- 冗長性について、MNOとMVNOのコミュニケーションが不足しており、様々な認識の相違があるようだ。冗長性の件に限らず、情報提供に関してはよくコミュニケーションをとっていただきたい。必要に応じて、コミュニケーションのために必要なツールを総務省において検討してはどうか。

＜大規模災害発生時等におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞

- 同一拠点内におけるPOIの冗長性の確保について、1つの拠点に2回線を用意していたとしても、災害時には、結構な割合で、拠点ごと故障することで2回線とも使えなくなることもあるのではないかという疑問があったが、MNOによればほぼ独立になっているとのことだったので問題ないと理解した。冗長構成の在り方については、MVNOとMNOとの間できちんと議論し、MVNOにおいては、この場合にはこの構成で冗長の意味があることを理解した上で判断いただければ良いと思う。

＜平時におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞

- MNOネットワークの中での冗長性についてはMNOが独自に考えており、それについては当然MVNOも接続料原価として負担しているし、MNOも非常時にはMVNOのトラヒックも流すのだと理解しているが、平常時にも流しているのかどうかについては難しい問題。確認の結果、MNOもMVNOも平常時には冗長分を使わないということだったので平等性の観点からは問題ないと理解した。個人的には、平常時も冗長設備を使えるようにしたほうが、ピーク時のトラヒックに耐えられるという意味で良いのではないかとも思うが、そうすると確かにMNOとMVNOで公平ではなくなるので、この点は今後の課題かと思う。
- 最繁時トラヒックの考え方について、電話の世界では、1日の中の最も通信量の多い1時間について、年間で最も通信量の多い30日分の平均を取るといったことを行っている。本当に1年の中のピークの1時間を取るとすると、昔は1月1日の年が明けた直後の「あけおめメール」が送受信される時間帯があり、そのような時には通信規制が行われていたりしたが、そういったピークのトラヒックを採用す

ることが本当に適正なのかという点がある。逆に、1年の間にトラヒック量はどんどん増えていくので、最繁時トラヒックにそうした点を考慮しなくていいのかといった点等、電話とは異なる事情もあるかと思う。どの程度の時間幅で把握することが適当なのか、1時間単位が適当なのか、また、本当に年間のピークの1時間を取ることが適当なのかといった点については、継続的に検討する必要があるかと思う。

（3）考え方

＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞

MNOネットワーク内の冗長設備について、MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、また、MNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないことが確認された。

POIの冗長化については、MNOは冗長系帯域に係る接続料の支払いは不要と説明する一方で、MVNO委員会は接続料の支払いが必要と認識しているなど、MNOとMVNOの間で認識の違いがあったことが明らかになった。このため、MNOにおいては、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当である。

最繁時トラヒックの算出方法について、MNO3社の考え方が必ずしも共通となっていないため、平等な検証を行う観点から、できる限り共通の考え方とすることが望ましいが、具体的な算出方法については引き続き検討することが適当である。

＜設備運用方針の一貫性＞

各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から確認を行うことが適当である。

設備運用方針に追記すべき事項については、次回以降の設備運用方針においては、①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、MVNOに対して情報提供を行った内容、について追記することが適当である。また、設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続することが適当である。

＜「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」＞

「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」

については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大である
と考えられる社が現れた場合には、措置を講じることが適当である。

第3章　卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）

事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の電気通信設備を利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、相対協議を基本とする「卸役務」による利用形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかしながら、指定設備を用いる卸電気通信役務（以下「指定設備卸役務」という。）の料金の適正性については累次の課題が指摘されてきたことから、本研究会としては、指定設備卸役務について、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証　最終答申」（令和元年 12 月 17 日情報通信審議会答申）における取りまとめ[22]を踏まえ、接続と卸役務の代替性に関する検証について議論を進め、本研究会の議論を基に策定された「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月策定）（以下「卸検証ガイドライン」という。）による検証の状況について随時確認をしている。

本研究会では、第七次報告書において、「今回の検証では、前2回の検証に引き続き、NTT東日本・西日本から費用項目や卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したと考えられるものの、今回の検証においても、事業者・構成員よりNTT東日本・西日本による説明に対する指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。また、（・・・）総務省においては、改正法の施行後における卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することが適当であるところ、合わせて、本検証によって卸料金の透明性が確保され、本検証が指定設備卸役務に係る協議の適正性の確保に貢献できているかどうかについても確認されなければならない。この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。」としているところ、今般、今次検証結果について関係事業者に、卸協議における卸料金の一定の透明性の担保に寄与したか、これまでの経緯・指摘を踏まえた説明が行われているか等といった観点からヒアリングを行った。

固定通信分野においては、FTTHアクセスサービスを提供する事業者向けにNTT

[22] 接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するための措置として、接続料相当額をベンチマークとした卸料金の検証等を示した上で、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」とされた。

東日本・西日本がFTTHアクセスサービス等を提供する卸電気通信役務について、接続との代替性が不十分とされている[23]ところ、令和2年度に実施した第1回、令和3年度に実施した第2回、令和4年度に実施した第3回の検証[24]の検証に引き続き、今般、第4回の検証結果について総務省から報告を受け、卸先事業者（指定設備卸役務の提供を受ける事業者（以下「卸先事業者」という。））等（卸先事業者のほか、一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会（以下「FVNO委員会」という。）及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（以下「JAIPA」という。）をいう。）からヒアリングを実施し、議論した。

また、移動通信分野においては、MNO3社が提供するMVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務について、接続との代替性の有無の評価が保留されていたところ、令和4年度に、前回評価時からの状況変化等を踏まえ、MNO3社及びMVNO委員会にヒアリングを実施した上で、接続との代替性の再々検証を行った。その結果、第七次報告書においては、引き続き評価を保留とするとともに、「総務省においては、MNOとMVNOとの間の情報非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。」としている。これを受け、今般、前回検証以降の状況変化を踏まえ、再度、卸検証ガイドラインに基づく代替性の検証を実施した。

[23] 卸役務では、NGN及びアクセス部分（加入光ファイバ）がユーザー単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザー単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分と評価されている（本研究会第四次報告書）。このこと等を踏まえ、光サービス卸に関する検証の実施について令和2年10月27日に総務省からNTT東日本・西日本に通知（「『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証の実施について（通知）」令和2年総基料第270号）。

[24] 第1回検証については、令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第42回会合（令和3年2月24日）において総務省から本研究会に報告、議論。第2回検証については、令和3年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第52回会合（令和4年1月31日）において総務省から本研究会に報告、議論。第3回検証については、令和4年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第68回会合（令和5年2月20日）において総務省から本研究会に報告、議論。

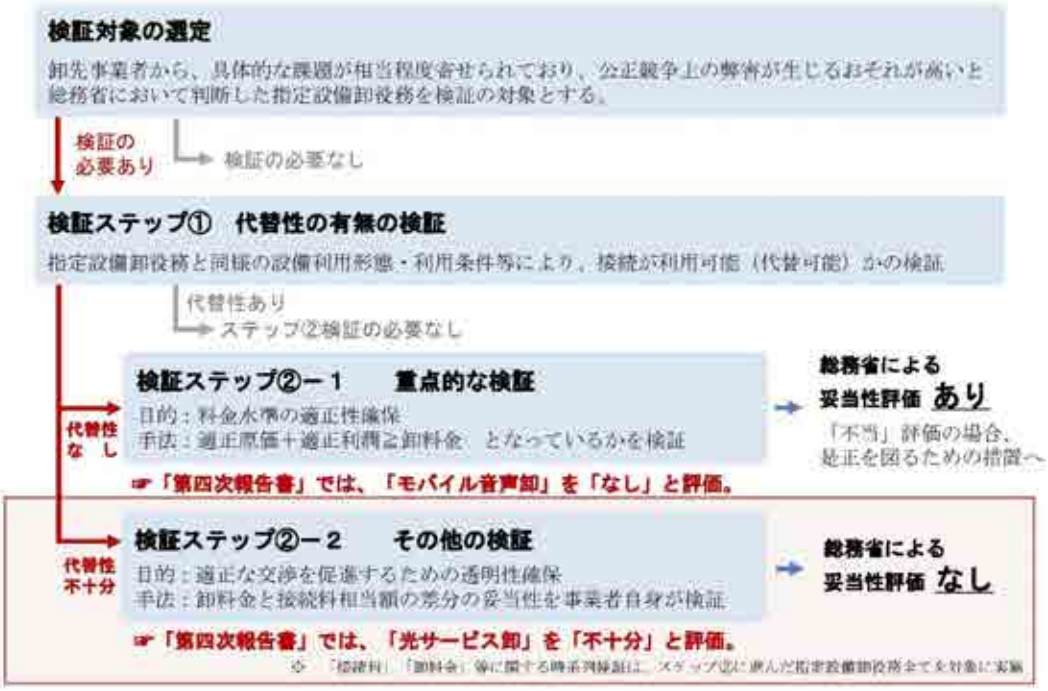

（出所）第 82 回会合資料 82－2（事務局資料）より抜粋

【図3－1 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

1．光サービス卸における卸料金の検証

（1）検証の結果

第 79 回会合において、NTT東日本・西日本が卸検証ガイドラインに基づき検証した令和3年度の「その他検証」及び「時系列検証」の結果[25]について、総務省から報告があった。その概要は次のとおりである。

① 「その他検証」の結果

本検証では、卸料金と接続料相当額[26]の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本が自ら差分の妥当性を検証した。

NTT東日本・西日本からは、当該差分において回収しようとしている費用項目として、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額が示された。その上で、令和3年度の卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金に対してNTT東日本で概ね4割強、NTT西日本で4割弱程度[27]であったが、上述のコストに加えて、

[25] 令和5年11月30日付け

[26] 卸検証ガイドラインにおいて、役務提供の際に必要となる営業費は含まれないこととされている。

[27] 第1回検証では「概ね3割程度」、第2回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」であった。

- 市場環境、競争状況の変化に対応し、新たなサービス開発や設備増強に係る投資へ対応する必要があること
- サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応が必要であること
- 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資や、卸先事業者の様々な要望に対応していく必要があること
- 過去数年の接続料相当額の大幅な低廉化は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う光サービスの特需・資本コストの減少、光ファイバの耐用年数の見直し、乖離額調整の影響といった一時的な要因を含むこと
- 直近の人件費や原材料費・燃料費の高騰、光サービスの需要の一巡や資本コスト減少は一時的な要因だったことを踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込めないこと
- 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じてリニアに増減させるものではないこと

等を踏まえると、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、当該差分について妥当であるとの自己評価であった。

② 「時系列検証」の結果

本検証では、接続料相当額、卸料金、小売料金について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合はどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証した。

NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和4年度までに複数回にわたり値下げを実施しており、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定していることから、「その他検証」で述べたような観点を踏まえれば、令和2年度から令和4年度におけるコストの変動と卸料金の関係は、NTT東日本・西日本においてそれぞれ妥当との自己評価であった。また、併せて、次の点についても報告があった。

- 今般の時系列検証の対象期間以外も含めた値であるが、令和4年度末までに戸建住宅向け、集合住宅向けとして、累計で相当額の値下げを行ってきた旨が報告された（具体的な額は非開示）。
- 加えて、今般の時系列検証の対象期間ではないが、「これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではありますが、光コラボレーション事業者とともに純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため」、令和5年9月に戸建住宅向けで一定額の値下げを実施したことが報告された（具体的な額は非開示。なお、本件検証と合わせてNTT東日本・西日本より令和6年度以降の接続料相当額の試算等のほか、同試算の結果について特定卸電気通信役務に関する接続料相当額指数として卸先事業者等の団体に自主的に開示する旨、補足説

明があった。（令和6年1月に開示済み））。

（2）主な意見

③ 事業者からの意見

（総論）

- 直近で卸料金の値下げはあったものの、卸料金と接続料の一定の連動性が見えない中、特に中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが難しく、光コラボレーションによる事業の継続に不安を抱えている事業者も存在する。【FVNO委員会】
- 引き続き、卸協議の適正性や運用の改善について協議を進めていくとともに、多くの加盟事業者にとって光サービス卸以外の回線調達手段は容易には見いだしがたい状況である中、協議の基礎となるべき本検証の内容は重要であり、追加的な説明を求めていきたい。【FVNO委員会】
- 事後的な検証・自己検証という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省や研究会による牽制効果も十分に働かない。これでは、検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的。仮に部分的な是正が図られたとしても、事後的な検証であるため、有効な効果が得られない可能性が高い。現に、接続料相当額と卸料金の差額について本研究会等で議論を進めている間に接続料の上昇が始まったため、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っている。【JAIPA】
- これまでのNTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証により卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れている。【JAIPA】
- NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸役務に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。そのような厳正な対応を早急に実施すべきと考えるが、現実的でないのであれば、直近で必須の対応として、卸検証において定量的な説明をロジカルに行うべき。【JAIPA】
- 一般的には、卸料金（小売料金）と接続料では算定方法や投資回収リスクの観点において相違がある。卸料金では、サービス開始時は事業者が設定する投資回収期間の中での想定累計コストを想定累計需要で回収可能な料金設定を行い、需要・コストが想定と乖離する場合、投資未回収リスクがあるが、一定期間経過後は、実コスト・需要との比較や市場環境も踏まえ単価を見直していくもの。接続料（実績原価方式）は、当該年度における実コスト及び実需要から算定さ

れ、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方が投資リスクを負担している。（一方で、）光サービス卸は、NTT東日本・西日本に価格支配力や市場価格の決定力があり、かつ接続との代替性が不十分であることから、一般的な卸役務とは異なり、卸料金の透明性や適正性が一層求められる。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- NTT東日本・西日本の光サービスは、固定ブロードバンド市場の需要の一巡、他事業者FTTHアクセスサービスとの競争に加え、5G対応ホームルーターをはじめとするワイヤレス固定ブロードバンドとの競争激化により、シェアは年々低下し、今年度に入ってからは、当社の光サービス提供開始以来初の純減に転じている。需要の見通しは非常に厳しい状況。
- 代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社の光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない。
- 意見も踏まえつつ卸料金設定の考え方について協議で丁寧な説明を尽くす考えであり、それにより理解を深めていただきたい。
- 本質的には、卸元・卸先間の取引額の綱引きではなく、双方でコストの効率化やサービスの魅力度の向上を進めてサービスの競争力を高めることが重要。協議では、競争力向上のための施策の観点でも議論したい。当社と卸先事業者は、ともにFTTHアクセスサービス市場を盛り上げていくべきパートナーであり、ともに知恵を絞り、サービスの競争力を高め、市場拡大に向けて取り組んでいきたいので、理解をお願いする。

といった回答があった。

<u>（検証結果①　接続料相当額と卸料金の関係）</u>

- 接続料と卸料金の一定の連動性がないことについて、どのようなスパンでのコスト状況をもとに卸料金を検討しているのか説明を求めたい。卸料金の低減率と接続料相当額の低減率では常に接続料相当額の低減率が大きいため、両者の格差は拡大し、令和5年度の接続料の上昇を経ても解消されないものと想定。接続料と卸料金は一定の連動性はあるべきで、接続料改定と合わせた卸料金改定の検討を希望。【FVNO委員会】
- NTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、単年度の接続料相当額指数に基づく情報のみでは、卸料金の適正性を判断できない。複数年度のコスト変動を踏まえて卸料金を決定しているのであれば、「接続料相当額の複数年度の推移」や「卸料金と接続料相当額の差分で回収される費用の複数年度の推移」と卸料金の関係について明らかにしてほしい。【FVNO委員会】
- 平成 28 年度以降接続料が大きく下がった時期に、これまでの実績程度しか卸

料金が下がらなかった理由を説明いただきたい。具体的には、どのように「需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等」を勘案してきたのか、具体的に説明いただきたい。【JAIPA】

- 光サービス卸と接続でリスクとリターンの構造が異なること等は理解するが、問題は、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくこと、広がっていること。卸役務と接続のリスクとリターンの関係がここ数年で変化したとは思えないが、卸料金と接続料相当額の差額は増加する状況で、どのように「リスクとリターンの構造」を卸料金の算定に反映しているのか、定量的に示すべき。【JAIPA】
- 原価の過半を占める接続料の改定時期と同期が取れていないため、原価の過半を占める接続料の改定に合わせ、年度当初に料金を改定すべき。卸料金の改定が1ヶ月遅れるたび、卸先事業者の負担が増える。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- （JAIPAのコメントについて）令和4年度までの卸料金と接続料相当額の差額の拡大は、コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響、光ファイバケーブルの耐用年数見直し（減価償却費の将来への先送り）、乖離額調整の影響等の一時的な要因によるものであり、令和5年度には卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小する見通し。
- 光コラボレーションモデルの拡大に向け、卸料金は中長期で安定的・サステナブルな設定とすべきと考えており、販売や利用者料金への影響を踏まえると、値上げを実施することは容易ではないと想定されるため、コストの短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難。
- 今回の報告では、従来から報告している当年度までの卸料金・接続料相当額及びその差額に加えて、追加的な定量的情報として、翌年度・翌々年度も含めた卸料金、接続料相当額及びその差額の推移を報告している。

といった回答があった。

<u>（検証結果②　設備投資との関係）</u>

- これまで卸先事業者は接続料相当額分に加え、多額の負担をしてきており、この負担によりNTT東日本・西日本は将来の需要を見越した設備等への投資を補って余りある過回収ができている。過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示していただきたい。将来の需要を見越した設備等への投資を卸料金で回収しているのであれば、今後の接続料との間で二重回収となっている可能性。【JAIPA】
- 光サービス卸の開始前からフレッツ光の 2,000 万弱の実需要があったことや、光サービス卸の開始から既に9年経過していることから、FTTHアクセスサービスの設備に係る初期投資回収リスクは既に解消されている認識。（指定電気通信

役務損益明細表で）FTTHアクセスサービス収支が開示されている範囲では、累計でNTT東日本では 1.3 兆円、NTT西日本では 0.5 兆円の利益を確保。【ソフトバンク】

- 光サービス卸の特殊性や既に初期投資を回収し利益拡大している状況を踏まえると、卸料金は原価（接続料相当額）と一定程度連動した見直しを実施し、市場へ還元すべき。試算では卸料金と接続料相当額の差は拡大傾向にあるが、接続料相当額との一定の連動性が求められる。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、下記のような説明があったところ、さらに、これに対し、卸先事業者から関連する意見があった。

- 光サービス卸は、中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであり、その料金は現在のコストのみならず、市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定しており、将来の需要動向、設備の老朽化・技術革新に対応して必要となる設備投資（将来的なコスト上昇要因）等を踏まえたもの。

  ⇒本意見に関し、卸先事業者等から次の意見があった。

  - 将来の需要動向や設備投資等をどのように考慮しているか説明されていないため、卸先事業者は適正性を判断できる状況にはなく、NTT東日本・西日本による詳細な説明が必要。【FVNO委員会】
  - （設備投資の）具体的な内容が示されておらず、どのように卸料金に影響しているか判断できないため、より詳細な説明が必要。FTTHアクセスサービス事業収支上では十分に利益が得られているため、将来に向けた設備投資を行う場合でも、投資の未回収が発生しない投資計画を立てることが可能。投資の未回収リスクは低い。【ソフトバンク】

- 過去の設備投資は回収済との指摘について、現時点で費用化されていない未償却残高は光ケーブルだけでも東西合計で1兆円程度残存している一方、卸先事業者は他の提供手段（ワイヤレス固定ブロードバンドや他事業者FTTH卸サービス等）を選択可能であり、光サービス卸を今後も利用し続けることが保証されない以上、現時点においても過去の投資の未回収リスクは存在。

  ⇒本意見に関し、卸先事業者等から次の意見があった。

  - 設備投資は耐用年数の期間内で減価償却費用として年度毎に均一に計上され、期間経過までは残存し続けるため、投資回収のリスクを評価する投資回収の観点では会計上の未償却残高ではなく、FTTHアクセスサービスの事業収支上の状況を確認すべき。【FVNO委員会】
  - 未償却残高は会計処理上の値を基に算出した額に過ぎず、実際の設備投資は発生したタイミングで既に支払い済み。この投資額は年度毎の事業で得られた収支で充当するという資金の流れであり、投資の未回収リスクを議論するのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュフローの累計を開示

すべき。営業利益ベースでの試算であれば、十分な利益が得られている状況であり、過去の投資費用の未回収リスクは低い。【ソフトバンク】

- ワイヤレス固定ブロードバンドは電波の届かない高層階等での利用ができず、周辺の電波環境によりサービス品質が変動する等の差がある。他事業者FTTH卸サービスも提供エリアが限定的であるため、いずれも光サービス卸との代替性はない。【ソフトバンク】
- 光サービス卸の提供開始から卸先事業者は体制を構築して運用してきており、全国展開できるサービスが他にないこと等から、光サービス卸以外の代替手段の確保は困難であると卸先事業者各社は捉えている。仮に他サービスを利用する場合でも、卸先事業者が光サービス卸を継続採用するか判断するために、中長期的な卸料金改定の見通しを示していただくことで、将来を見越して顧客還元を強める等の投資判断が可能となり、結果的に一般消費者が好む形でのサービス競争に繋がる。【FVNO委員会】

④ 構成員からの意見

（検証結果）

- 接続料と卸料金がリンクしていないという点で、（NTT東日本・西日本の）過去の説明によれば、単年度でなく複数年度で見ればもう少しリンクするとのことだったが、今回の検証結果を見たところそうでもないという認識を持った。接続料のトレンドとも必ずしも一致せず、代替性はそれほど強くないと思う。ワニの口までは言わないまでも開いていて、より相関していない。
- 例えば、人件費等のその他の要因をもう少しきちんと示していただければ、NTT東日本・西日本の主張により納得できると思うので、より詳細なデータを確認したい。その他の要因について、数字でコストの増加等を細かく理解できると予見性が高まる。
- 光サービス卸の周辺環境も含め、卸料金が下げづらいことも十分理解できた。
- 卸先事業者等へのヒアリングは、様々な項目において、非常に詳細な説明を求めていると受け止めている。
- 卸役務のための営業費を通信系・非通信系に分類してほしいとの意見もあった。光サービス卸で新しいビジネス分野への展開を目指す場合、共通的な営業費とは別に、卸先に合わせた個別のシステム設計費・コンサルティング費等を要求する方が公平性があるように思われる。
- 「（接続料の）短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者等の意見は、接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきという

ものだった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。

- 設備投資の回収リスクに配慮しなければならないという（NTT東日本・西日本の）説明だが、設備投資の多くが接続に関する投資であれば、接続料で回収されるはずであり、利用者料金や卸料金についての説明は、また別にあるべき。接続料が上がっていくとしても、突然需要がなくなることはないので、基本的に接続料で年々回収する形になっている。あるいは、卸料金が利用者料金マイナス販促費等で設定されていると見れば、利用者料金はそれなりに利益を出すものであり、取り漏れのリスクはそんなに大きくないようにも思う。それほど大きなリスクがあるのか少し疑問だ。

（NTT東日本・西日本で卸料金が同一であることについて／利用者料金との関係／奨励金）

- 奨励金自体を全否定するわけではないが、奨励金は一定期間だけ・一部の人だけのキャッシュバックキャンペーン等において運用されていることが多いのではないか。奨励金に大きなコストがかかっているなら、卸料金の見直しを優先してやっていただきたい。
- 東西同一料金について、別にする・しないの議論の前に、どのような考え方で卸料金が成り立っているのか、決まっているのか自体、そもそも説明されていない。コストの変動に合わせる場合にはこう変わるが、市場環境を見る場合にはこう変わる等、きちんと説明いただきたい。まずは、卸料金設定の当事者であるNTT東日本・西日本の意見を聞くことが議論の出発点として必要なこと。
- 卸料金と利用者料金の関係について、NTT東日本・西日本からは卸料金の累計値下げ額は総額2,100億円規模との報告があった。これほどの値下げが行われたにもかかわらず、卸先事業者からは、各種経費や奨励金、競争事業者との関係もあり、卸料金と利用者料金は連動しないという説明があり、大変残念。卸料金の値下げや競争の果実を利用者に対しても適切に還元できないかという観点で検討していただきたい。総務省には、主要な光コラボレーション事業者の利用者料金等の市場動向を引き続き定点的に観測していただきたい。

（3）考え方

光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検証」及び「時系列検証」が行われている。これら検証の目的は、指定設備卸役務の提供における適正な交渉を促進するための透明性の確保であり、指定設備設置事業者たるNTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価はなされない。

今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は4回目となるが、第3回の検証を

踏まえた、第七次報告書において、それまでの本研究会における議論の経緯・指摘等を踏まえ、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」との提言があったところであるが、今回の検証におけるNTT東日本・西日本の説明については、昨年度以前と比較した場合に事業者団体等に対し、今後の接続料相当額指数の推移を示したこと等の点において、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、本研究会としてもその点は一定の評価をすべきである。

一方、本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せられており、

- どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
- 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、

等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。

後述する点も含め、現時点では本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないと考えられるが、この点の説明が不十分である場合、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしう[28]ることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。

また、NTT東日本・西日本の説明によれば、令和2年度から令和4年度までにおける卸料金と接続料相当額の差額の拡大は、コロナ禍におけるリモートワーク拡大による需要増・景気悪化による資本コスト減少等が影響しているものであって、今後卸料金の値下げや接続料相当額の上昇によって縮小していく見通しとされているところ、本研究会では、差分の適正性に係る説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である。

なお、卸先事業者等からは、指定設備のコストがNTT東日本とNTT西日本で異なること等を踏まえて、卸料金が東西同一であることに対する疑義等が示されたところ、NTT東日本・西日本からは、多くの事業者から要望があれば、要望に応じて検討・協議していく考えが示された。

この点については、東西同一料金を設定している理由、背景等について、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要がある。その上で、どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を要望しているか等について、NTT東日本・西日本から卸先事業者に対して確認し、その内容を踏ま

[28] なお、一部の事業者からは、現在の説明状況を捉えて、事後検証・自己検証という位置付けであるため、総務省等による牽制効果が働かず、検証の目的に資する効果は限定的である等の意見もあったことに留意する必要がある。

え、NTT東日本とNTT西日本において検討・判断することが適当である。

2. モバイル音声卸における代替性の検証

（1）検証の結果

① モバイル音声卸における接続の代替性の再々々検証の経緯

モバイル音声卸については、卸検証ガイドラインに基づき、モバイル音声卸を検証の対象とすることとし、総務省においてその旨をMNO3社に通知した（令和2年 10 月 27 日）。

当該通知において、MNO3社の提供するモバイル音声卸はいずれも「接続との代替性なし」として、「重点的な検証」の対象とされていたが、令和3年2月にMNO3社からプレフィックス（00XY）自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、改めて卸検証ガイドラインに基づく代替性の再検証（ステップ①）を実施した。

再検証の結果、本研究会としては、次の理由から、MNO3社の提供するモバイル音声卸について評価を保留することが適当と判断し、総務省においてその旨をMNO3社に通知した（令和3年6月８日）。

- 一部のMNOにおいて、プレフィックス自動付与機能を利用する際にSIM交換が必要であること
- モバイル音声卸と設備利用形態の同等性があるIMS接続には制度面・技術面・経済面の課題があること
- 接続料と卸料金の差異等に関してMNOとMVNOとの間に情報の非対称性があること

令和4年度には、電気通信番号計画の一部変更等の制度整備（令和5年2月22日施行）によりMVNOが総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることができるようになること等の前回検証以降の状況変化を踏まえ、卸検証ガイドラインに基づく代替性の再々検証（ステップ①）を実施した。

再々検証の結果、本研究会としては、次の理由から、MNO3社の提供するモバイル音声卸について引き続き評価を保留することが適当と判断し、総務省においてその旨をMNO3社に通知した（令和5年3月８日）。

- プレフィックス自動付与機能については、SIM交換等設備利用条件への制約は解消されたものの、設備利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、IP網への移行の影響が見通せない点、MNOとMVNOとの間に情報の非対称性がある点等に課題があること
- IMS接続については緊急通報の実現方法等に課題があるほか、実装までには一定の期間を要すること

第七次報告書においては、MNOとMVNOとの情報の非対称性の解消状況やIM

S接続の実装状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当としたところ、今般、プレフィックス自動付与機能及びIMS接続について、前回検証時からの状況変化を確認し、その結果を踏まえて総合的に代替性の有無について判断した。

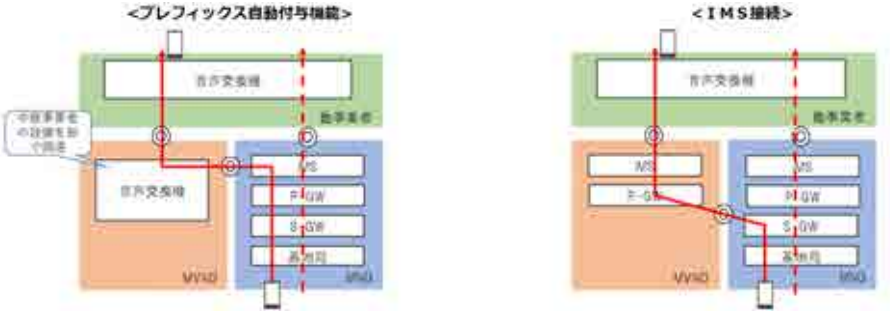

（出所）第 82 回会合資料 82－1（事務局資料）より抜粋

【図3－2　プレフィックス自動付与機能に係る接続機能及びIMS接続の概要】

②　関係事業者に対する事実確認

検証に当たり、総務省において、アンケート調査及び本研究会におけるヒアリングを通して、MNO3社及びMVNOに対し事実確認を行った[29]。MVNOに対するアンケート調査については、MVNO委員会を経由してMVNO委員会に所属するMVNOに回答を求めたところ、

- 日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）
- 株式会社朝日ネット（以下「朝日ネット」という。）
- 株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」という。）
- ビッグローブ株式会社（以下「ビッグローブ」という。）
- フリービット
- 株式会社センターモバイル（以下「センターモバイル」という。）
- NTTコム
- オプテージ
- イオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」という。）
- 株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」という。）

の 10 社から回答があった。

事実確認の結果は次のとおりである。

<u>＜プレフィックス自動付与機能提供に係る状況＞</u>

- （MVNOに対して、）プレフィックス自動付与機能による音声接続／モバイル音声卸契約のどちらを利用しているか。また、その形態を選択した理由は何か。

[29] アンケート及びヒアリングは、移動通信分野における改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況等の確認（第4章参照）及び5G（SA方式）の機能開放に関する協議の状況等の確認（第6章参照）と併せて行った。

- プレフィックス自動付与機能による音声接続には以下の課題があることから、モバイル音声卸契約を利用している。【日本通信】
  - MVNO自らが中継事業用設備のコストを負担する必要がある。
  - 着信接続料を得ることができない。
  - 通信品質がモバイル音声卸と比較して劣る可能性が否めない。
- 上位MVNEによる提供と同じタイミングでプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【朝日ネット】
- 利用者の利便性を最低限確保するため、プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【ビッグローブ】
- MVNEがシステム対応したため、現状はプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【センターモバイル】
- コストベースである料金メリット等を踏まえ、プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【NTTコム】
- 弊社は複数のキャリア回線をMVNOとして提供しているところ、いずれのキャリアであっても同条件で調達可能であり、また全体の回線規模を生かした中継事業者との交渉も期待できることから、プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【オプテージ】
- 卸元からの提案があったため、一部プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【CTY】

• （MNOに対して、）プレフィックス自動付与機能による音声接続／モバイル音声卸の提供状況はどのようなものか（それぞれの事業者数及び契約者数）。
  - 多くのMVNOが接続を選択。【NTTドコモ／KDDI／ソフトバンク】

• MVNOがプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用する上での課題は存在するか。

（MNO）
- 特に課題はない。【NTTドコモ／KDDI／ソフトバンク】
- なお、前回検証時に一部MVNOからは、中継事業者設備の利用が必要であることが課題であるとの意見があったが、卸ではなく接続である以上、中継事業者の設備を利用するか必要な設備を自前で用意するかは各社の経営判断であり、課題ではないと考える。【ソフトバンク】

（MVNO）
- 以下の課題を認識。【日本通信】
  - MVNO自らが中継事業用設備のコストを負担する必要がある。
  - 着信接続料を得ることができない。
  - 通信品質がモバイル音声卸と比較して劣る可能性が否めない。
  - MVNO自らIMS基盤を有する構造ではないため、技術的な自由度が

制限される（例えば、海外ローミングやその他付加的なサービスを実装することが困難である）

- 特になし。【朝日ネット／ビッグローブ／センターモバイル／NTTコム／オプテージ／CTY】
- MVNO自らが中継事業を行っていないことがほとんどであることから中継事業者を選定し音声卸提供を受ける必要があるが、中継事業者とのサービスオーダー、利用者課金連携等のシステム連携は、MNOとの間で構築したシステム連携と類似のものであり、中継事業者との間における大きな課題はない。【IIJ】
- 特になし。VoLTEが利用できない中継事業者もあるが、実質的にはVoLTE対応／非対応で品質の差は体感としてないので、通信品質としては気にならないと考える。【フリービット】
- 中継事業者の設備において障害が発生した際、代替手段がなく大規模な障害になる可能性が非常に高い。【イオンリテール】
- HD通話が適用されず、MNOとの間でサービス品質に差異が生じる。【イオンリテール】
- MNOにおいてプレフィックスを自動付与することにより、中継事業者網にて障害発生した際に、MVNO側としてその回避ができないという課題が存在。【IIJ】

• IP網への移行によるプレフィックス自動付与機能による音声接続への影響が見込まれるか。

（MNO）

- 特に影響はない。【NTTドコモ／KDDI／ソフトバンク】

（MVNO）

- 特に影響は見込んでいない。【朝日ネット／ビッグローブ／フリービット／センターモバイル／NTTコム】
- IP網への移行後においてもプレフィックス自動付与機能による接続は継続利用できるものと考えていることから、特段の影響はないものと考える。【IIJ】
- 現時点では、IP網移行後における中継事業者のサービス提供形態が不透明であるため、影響についても見通しが立っていない状況。【オプテージ】

• その他、プレフィックス自動付与機能による音声接続について、前回検証時から特段の変化があるか。

（MNO）

- 特段の変化はない。【NTTドコモ／ソフトバンク】

（MVNO）

- 特段の変化はない。【日本通信／朝日ネット／IIJ／ビッグローブ／フリービ

ット／センターモバイル／NTTコム／オプテージ】

＜中継事業市場における競争状況＞

- 中継事業市場において、前回検証時から競争状況（事業者数、事業者の構成等）に変化はあるか。

（MNO）

➢ 事業者数や事業者の構成等は分かりかねるが、MVNOはMNO系列以外の事業者含め自由に中継事業者を比較・選択をされているものと推察しており、公正な競争が働いている状況に変わりないものと考える。【ソフトバンク】

（MVNO）

➢ 特段変化を認識していない。【日本通信／朝日ネット／IIJ／ビッグローブ／センターモバイル／NTTコム／オプテージ】

➢ 特に変化はない。中継事業者を変更しようと思えば可能で、当社の判断で選択できる状況。【フリービット】

- （中継事業者としてMVNOに音声サービスを卸提供している場合、）卸の提供状況（事業者数、契約者数）及び中継料金の状況（基本料、通話料）はどのようなものか。

➢ 現在当社以外のMNOとL2接続するMVNOへ提供している。当該MVNOは、当該当社以外のMNOの音声卸料金よりも当社中継料金のほうが安価であるため、当社中継サービスを利用いただいていると想定。なお、中継料金及び契約者数については、当社の経営上の機密情報に該当することから、回答は差し控える。【ソフトバンク】

- （中継事業者としてMVNOに音声サービスを卸提供している場合、）IP網への移行による同役務への影響や中継料金の影響が見込まれるか。

➢ IP網への移行による卸役務、中継料金への影響はない。【KDDI】

➢ IP網移行に伴い中継事業者側のコストが大きく変動することはないため、現時点で中継料金への影響はない。【ソフトバンク】

- （中継事業者としてMVNOに音声サービスを卸提供している場合、）費用配賦見直し等によりMNO各社の音声接続料が低廉化した場合には、中継料金の値下げを行う考えがあるか。

➢ 卸料金については、MNO各社の配賦見直し後の音声接続料の水準だけでなく、令和6年度に大幅な接続料上昇となったNTT 東日本・西日本の接続料（メタルIP電話）の今後の動向、自社中継網設備コスト、音声中継市場の競争環境等も踏まえつつ検討が必要。【KDDI】

➢ MNO各社の音声接続料が低廉化したことにより、仮にMNOの音声卸料金が当社提供の中継サービス料金を下回るような状況が予見されれば、当

社中継料金の値下げの可能性はあると考える。【ソフトバンク】

＜IMS接続の協議状況＞

- （MVNOに対して、）IMS接続についてMNOに対する協議の申入れや、今後の協議に向けた事前の相談等を行っているか。
  行っている場合、MVNOがIMS接続を実現する上での課題（技術的・経済的な課題を含む）にはどのようなものがあるか。
  - NTTドコモ様とIMS接続に関する協議を進めており、令和6年2月 13 日付で両者合意に至った。【日本通信】
  - 協議の申入れや協議に向けた事前相談等は行っていない。現状特に課題はない。【朝日ネット／ビッグローブ／センターモバイル／NTTコム／CTY】
  - 協議を行っている。緊急通報の卸提供方式について現時点では見通しが立っていない。【オプテージ】
- （MNOに対して、）IMS接続についてMVNOから協議の申入れや、今後の協議に向けた事前の相談等はあるか。ある場合、MVNOがIMS接続を実現する上での課題（技術的・経済的な課題を含む）にはどのようなものがあるか。
  - 協議状況や技術的な課題についての詳細は、第 81 回研究会における当社プレゼン資料参照。なお、経済的な課題は、各MVNOの事業運営状況にもよるため、当社では回答いたしかねる。【NTTドコモ】
  - MVNOと協議を実施しているが、その他のMVNOからは要望をいただいていない状況。【ソフトバンク】
  - 非常時における事業者間ローミング等に関する検討会で議論された課題（端末仕様により一部端末において接続不可となるケースがあること）と同様の課題があると考える。【ソフトバンク】
- （MVNOに対して、）緊急通報の実現方法（ネットワーク構成や提供価格等）についてMNOからどのように案内されているか。
  また、緊急通報の実現に向けて、MNOからどのような情報の提供が必要か。
  - 現状、協議の申入れは行っていないものの、本研究会等でMNOから公開されている情報を得ている。【NTTコム】
  - 当社からの提案に対し、非常時における事業者間ローミングの方式に倣って緊急通報が提供できる旨の案内をいただいている一方で、当該方式では緊急通報の発信ができない端末が一部存在することから、実質的にMVNOでは採用不可の状況になっていると認識。このため、上記課題の解決のためには、具体的な影響範囲（上記端末の詳細情報等）や技術的な対応策、その他接続方式案等について、緊急通報やIMSに知見を持つMNOとして積極的に情報提供いただくことが求められる状況と考える。【オプテージ】

- （MNOに対して、）MVNOがIMS接続を実施する場合、緊急通報の実現方法（ネットワーク構成や提供価格等）についてどのように案内している（する予定）か。
  - 緊急通報の実現方法等についての詳細は、第 81 回研究会における当社プレゼン資料参照。提供価格は今後検討予定。【NTTドコモ】
  - 非常時における事業者間ローミング等に関する検討会で議論された課題（端末仕様により一部端末において接続不可となるケースがあること）と同様の課題がある旨を案内している。また、IMS接続に伴う緊急通報の仕様に関連する内容として、第 10 回非常時における事業者間ローミング等に関する検討会資料 10-3 も提示している。【ソフトバンク】
- IMS接続の接続申込みから実装までにはどの程度の時間を要すると想定しているか。

  （MNO）
  - 詳細スケジュールは、第 81 回研究会における当社プレゼン資料参照。【NTTドコモ】
  - 具体的な期間の見積もりを行うことは困難だが、現在標準的なL2接続について接続申込～サービス開始まで最長 18 か月と提示しているところ、新たな接続形態のため、協議・実装期間を含めるとそれ以上の期間を要することもあると想定。【ソフトバンク】

  （MVNO）
  - 弊社としては、令和8年5月 24 日をサービスインの目標時期に設定している。【日本通信】
- （MVNOに対して、）IMS接続に要する網改造費や、IMS接続が実現した場合の接続料について何らか課題があるか。
  - 規模の小さいMVNO事業に対する事業影響は大きいと感じる。【オプテージ】
- （MNOに対して、）IMS接続に要する網改造費はいくらか。IMS接続が実現した場合の接続料についてどのように算定する考えか。
  - IMS接続における網改造費は、現時点で見込みの金額があるが、提供機能が完成した時点で金額が確定するため、実際にかかった金額とは異なる可能性がある。【NTTドコモ】
  - 網改造費の算定のためには接続構成や技術仕様等を確定する必要があるが、具体的な金額を示すことは困難。接続料については、IMS接続を実現した場合の設備構成や利用する設備の範囲を踏まえて算定する必要があると考える。【ソフトバンク】

＜モバイル音声卸の標準料金の変動状況＞

- （MNOに対して、）モバイル音声卸の標準料金（基本料、通話料）は前回の検証後どのように変化しているか。
  - モバイル音声卸の標準料金は、令和3年度より値下げし、個別の協議によって提供条件に応じた料金設定にも対応していることから、提供料金や提供条件の柔軟化が進展していると考える。また、MVNOはプレフィックス自動付与機能による接続とモバイル音声卸の比較・選択が可能であり、モバイル音声卸を選択するMVNOにとっても競争力のある料金として一定の評価をしていただいているものと考える。【KDDI】
  - モバイル音声卸の標準料金については、接続料水準の推移等も踏まえ水準を見直しており、前回検証後、令和5年4月より値下げを実施。また、直近の水準についても接続料水準の推移等を踏まえ値下げを予定している。【ソフトバンク】
- （MNOに対して、）費用配賦見直し等により音声接続料が低廉化することを踏まえ、モバイル音声卸の標準料金（基本料、通話料）の値下げを行う考えがあるか。
  - モバイル音声卸の標準料金については、MNO各社の配賦見直し後の音声接続料の水準だけでなく、令和6年度に大幅な接続料上昇となったNTT 東日本・西日本の接続料（メタルIP電話）の今後の動向や、市場動向等も踏まえつつ検討が必要。【KDDI】
  - 音声接続料はモバイル音声卸料金のコストの一要素であることから、音声接続料の変動がモバイル音声卸料金の水準へ一定程度反映されるものと考える。【ソフトバンク】

＜その他＞

- （MVNOに対して、）その他、モバイル音声卸、プレフィックス自動付与機能による音声接続、IMS接続等について課題はあるか。
  - 特になし。【日本通信／朝日ネット／ビッグローブ／センターモバイル／NTTコム／オプテージ／CTY】
  - モバイル接続料の費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるところ、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待できると想定しており、公正な競争環境の確保の観点から、そちらについて定期的な確認・検証をお願いしたい。【IIJ】
  - データ接続料については、予見性を確保する観点から将来原価方式により、予測接続料を公表しているが、音声接続料についても同様に予見性を確保できるような取組みについて検討をお願いしたい。【IIJ】
  - モバイル音声卸・プレフィックス自動付与機能による音声接続・IMS接続、

と事業者は自社の考え方によって3つの手段を選択可能な状況であると認識しており、代替性はあると考えている。【フリービット】

③ 検証結果案の提示

以上の確認結果を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインに示された次の4つの観点から代替性を総合的に評価した。本研究会としては、第 82 回会合において総務省から検証結果案の提示を受け、議論を行った。

まず、各項目についての評価は次のとおりであった。

<u>＜a:卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。＞</u>

- プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態はモバイル音声卸とは異なるものの、利用条件はモバイル音声卸との間で一定の同等性が確保されていると評価する。
- ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視する必要がある。
- IMS接続については、設備の利用形態はモバイル音声卸と同様であるものの、利用・提供条件は今後の協議により決定される事項であり、現時点で同等性を判断することは困難である。

<u>＜b:卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か＞</u>

- プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能である。
- IMS接続については、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であることから、現時点で同等性を判断することは困難である。

<u>＜c:指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。＞</u>

- プレフィックス自動付与機能については、同機能の実装後、卸料金が一定程度低廉化しているが、令和3年6月の検証以降は大幅な卸料金の変更は見られない。また、MNOとMVNOの間の情報の非対称性について、令和4年電気通信事業法改正（令和5年6月施行）等により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、引き続き状況を注視することが必要である。

- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

＜d:その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。＞

- プレフィックス自動付与機能について、一部のMVNOから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にMVNO側で回避できないことが課題として指摘されており、MVNOから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。
- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であることに加え、接続することに合意した後も相互接続の開始までに一定の期間を要する。

以上の評価を踏まえた代替性検証の結果案は次のとおりであった。

- プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、IP網への移行の影響が見通せない点、中継事業者の設備において障害があった場合にMVNO側では回避できない点等に課題がある。また、MNOとMVNOとの間に情報の非対称性について、電気通信事業法改正により、特定卸電気通信役務に係る情報提供義務が導入されたが、現時点では卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できない。一方、IMS接続は設備の利用形態がモバイル音声卸と同等であるが、一部方式における緊急通報の実現に課題があるほか、相互接続の開始までに一定の期間を要する。
- こうした状況を踏まえれば、本検証は引き続き評価を保留とし、交渉状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当である。

（2）主な意見

以上の結果について、構成員から次の意見があった。

- （IMS接続を実現する上での課題について、）緊急通報に係る問題については、非常時における事業者間ローミング等の検討においても問題となっている。番号管理の観点も含め、しっかりと連携して協議を進めた方が良い。
- （MVNOがプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用する上での課題について、）中継事業者において障害が発生した際についての意見があったが、現在、MNOに障害が起きた際の非常時ローミング等について検討されており、MVNOも参加する検討の場が作られているが、非常時にMNOが他のMNOにローミングした場合に何が起こるかといったことについてもよくすり合わせをしておかなければならないのではないか。
- 事務局から提示された検証結果案のとおり、今回も代替性評価は保留とすることでよいのではないか。

（3）考え方

総務省は、本研究会における議論を踏まえ、モバイル音声卸の代替性評価を保留し、その旨MNO3社に通知した（令和6年3月 29 日）。

総務省においては、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。

第4章　卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）

1．検討の経緯

卸役務については、事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で指定設備卸役務は、例えば光サービス卸やモバイル音声卸[30]等の広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたる料金の高止まりが指摘されていた。

こうした指摘を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインを整備し、検証を実施している（第3章を参照）。また、令和4年6月17日に成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」（以下「改正電気通信事業法」という。）では、

- 正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
- 料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置

等が規定されているところ、本研究会では、この法律の施行に向け、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定設備卸役務（以下「特定卸役務」という。）の範囲、

- 提示義務を課す情報の範囲

等の規制の対象等に関する事項及び

- 固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方、
- モバイル音声卸の標準的な料金の公表

等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理を行ったところである。

今般、改正電気通信事業法の施行（令和5年6月 16 日）後一定期間が経過したところ、制度の運用状況等について確認することを目的として、施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議（固定通信分野については、団体協議を含む。）の状況、その他、制度について検討すべき点等について、関係事業者の意見も聴取しつつ、所要の検討を行った。

[30] MVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務（令和6年6月時点では株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供）

２. 固定通信分野

（1）改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 改正電気通信事業法が、卸料金の低廉化にどう影響を与えたかの判断は難しい。【FVNO委員会】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

NTT東日本・西日本の光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況であり、加えて、これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではあるが、卸先事業者とともに純増が低迷する光サービスの需要を改めて喚起するため、令和5年9月に更なる卸料金値下げを実施。卸料金は、今回の値下げも含めて複数回にわたって自主的に値下げを実施してきており、累計値下げ額は 2,100 億円規模。これは卸先事業者に還元させていただいていると理解いただきたい。

（2）卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む。）の状況

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 運用改善の取り組みについては、光コラボレーションの円滑な運用に向け取り組んできたところ。要望が多かった改善が令和5年 11 月に実施される等、運用改善が図られてきており、今後はFVNO委員会運用関係WGの中で更に運用改善に向けて取り組む。【FVNO委員会】
- 卸協議において、卸料金の一定の透明性については、これまで複数回の説明・回答があったが、加盟事業者すべてが内容を納得しているものではないため、検証結果の詳細説明を求めるとともに、光コラボの運用改善の取り組みを推進し、卸協議の適正かつ円滑化を図っていくこととしたい。【FVNO委員会】
- 接続料相当額指数のみでは卸料金の妥当性が判断できないため、複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた影響を説明すべき。【ソフトバンク】
- 令和5年 12 月にJAIPAとNTT東日本・西日本の間で卸協議のためのNDAを締結。協議を開始したばかりで具体的な成果は出ていないが、当協会の関与による団体協議の役割は重要。引き続き、NTT東日本・西日本が協議の場で不当な対応をしていないか、総務省の注視を希望。【JAIPA】

（3）制度について検討すべき点

①情報提示義務の対象

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた卸料金への影響や、卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性に関する情報が開示されるべき。【ソフトバンク】
- 過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示していただきたい。【JAIPA】
- 投資の未回収リスクを議論するのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュフローの累計を開示すべき。【ソフトバンク】
- 差額で回収するコストは各項目の多寡が定量的に示されるべき。少なくとも、各項目の金額ベースの構成比を示すべき。【JAIPA】
- （卸先事業者の）支援に要しているコストを会計上適切に分離し、定量的に説明する必要。【JAIPA】
- 卸料金の構成要素が制度的に開示されれば、奨励金や支援コストの観点も含めた様々な協議の促進に繋がるとともに、卸先事業者としても、卸検証に対して、より具体的な確認ができるようになり、結果として卸料金の公正な低減に繋がる。【JAIPA】
- 過去の投資の未償却分の回収リスクや将来のリスクに備えた資金の社内留保については公開できる。また、非公開とせざるを得ない営業コストについては、本研究会構成員及び総務省による非公開の第三者検証により、適正性が検証されなければならない。【JAIPA】
- 卸料金の適正性の確認・予見性の向上に資する情報が卸元事業者から開示されることにより、卸料金交渉の深化及びその結果として卸料金の値下げや競争の促進による利用者利便の向上が見込まれる。また、卸料金の予見性の向上は、光サービス卸を用いたサービスを行う事業者の安定的経営に、ひいては、利用者への安定的サービス提供に繋がる。【ソフトバンク】
- 実際に情報が開示されれば、卸先事業者の投資回収の見通しが明るくなるとともに、卸料金の価格交渉が活発になることや、結果として市場競争も活性化し、利用者料金に反映することが可能となり、利用者利益の拡大につながる。【FVNO委員会】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 開示できるものとできないものがあるが、当社としても開示できるものを開示していきたいというのが基本的なスタンス。
- 法令で義務付けられたものに加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、自

主的に令和7年度までの接続料相当額指数の見通しを開示し、FVNO委員会及びJAIPAに個別に説明した。こういった情報を活用しながら卸料金設定の考え方を協議で丁寧に説明し、卸料金への理解を深めていただくとともに、ともに市場を盛り上げていくべきパートナーとして、市場拡大に取り組んでいきたい。

- 卸料金と接続料相当額との差額で回収するコスト（営業コスト）については、当社がどのような販売支援リソースやサービス運営体制で競争市場に向き合っていくかという営業戦略の肝となる情報であり、競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であるため、その開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることとなり、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示できない。費用項目の構成比についても、営業コストの凡その規模感が類推可能となることから機密性は同様。そういった営業の秘密は、（不正競争防止法・行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る）様々なガイドラインの中でも、秘匿すべきもの、例外とすべきものとされている。

＜構成員からの主な意見＞

- 卸先事業者等の意見を聞いてみると、情報開示が不十分で（事業者間協議が十分に機能していないとされた改正電気通信事業法施行前の）そのような当時の状況が、なかなか改善されていないと感じた。現在の制度の下では、卸料金の妥当性に関する十分な情報提供や説明がされておらず、卸先事業者は十分な予見性を得られていない状況にあるようだ。例えば情報提示義務の対象について、ガイドラインや省令で公開すべき情報として営業費関連の情報を入れてはどうか。
- 「（接続料の）短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者等の意見は、接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきというものだった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。
- 昨年6月に改正電気通信事業法が施行され、まだ半年少々経っただけの状況なので、情報提示義務については、もう少し状況を注視することが必要なのではないか。総務省を中心として、市場のチェックを引き続き行った上で、施策が必要かどうかの検討に入るべき。
- 卸役務に関する情報提示は、情報が筒抜けになるリスクもあるので全ては出せない点は（NTT東日本・西日本の）言うとおりだと思うが、接続と卸役務の格差の分析に必要な情報がまだ足りないという指摘があるのも確かなので、構成員限り・総務省限りで、NTT東日本・西日本から情報を提供いただくような形で、

検証に役立てる情報を引き続き限定開示いただく形で対応してはどうか。

- 情報提示については、提示により、協議が円滑化するとともに、卸先事業者の予見可能性が高まり、競争が活性化するというのが卸先事業者の説明と理解。営業費の絶対額、比率等の提示は難しいというのがNTT東日本・西日本の説明だが、営業費の推移を指数で示すこと等、工夫の余地は否定していないように思われる。今後、具体的な検討に向けて前提条件等の整理を進めて行くことが妥当。

②特定卸役務の範囲

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 双方向番号ポータビリティ開始後の光IP電話の卸役務は事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響があると考える。現状、光IP電話の市場については、法人向け需要が重要であるところ、個人向け市場と異なり法人向け市場においてNTT東日本・西日本と卸先事業者間で競合している状況もあり、競争に与える影響は少なくない。【FVNO委員会】
- 全ての光IP電話を特定卸役務から除くことは競争上大きな課題がある。メタル回線による0AB－J音声単独市場は現在においても1,400万契約存在し、電話のみを需要する利用者ニーズは依然高い一方で、現状においては、メタル回線廃止後にはひかり電話ネクスト（加入光ファイバをアクセス回線として、IP電話を単体で利用できるサービス（インターネット接続サービスは利用できない。））の卸役務に代替する小規模法人向けの0AB－J音声単体サービス（接続や他サービス）が存在しない。
  - モバイル0AB－J IP電話は複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等もあり、法人向け代替サービスにはなり得ない。
  - NGNの優先パケット転送機能等を利用することにより、光サービス卸によりFTTHアクセスサービスを提供されている利用者向けにも、他の事業者が光IP電話を提供することが可能。なお、NGNの優先パケット転送機能を利用できるのはNGNとIPoE接続する事業者（VNE事業者）に限られるため、それ以外の事業者はVNE事業者から卸役務等の提供を受ける必要がある。

  （といった理由から、）双方向番号ポータビリティ開始後も、ひかり電話ネクストの卸役務は引き続き極めて重要な卸役務であり、引き続き特定卸役務として提供されることが必須。また、卸役務の料金設定と同一単位での接続料相当額開示が必須。【ソフトバンク】
- ひかり電話ネクストの卸役務は接続による代替が実質的に不可能であることから、適正・公平に提供されることが公正競争上極めて重要であることや、メタル設備の2035年廃止に向け、メタル回線が一斉に光回線等へ移行する業界とし

ても特別な時期であり、スムーズな移行を実現するためにも不当な競争は事前に排除し、競争事業者も十分に検討・競争できる環境が必要であることから、卸検証ガイドラインの検証対象とすることを要望。【ソフトバンク】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 無料アプリ通話やSNS等の隆盛によって、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の1つに過ぎなくなっており、特に固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供する「維持・縮退フェーズ」に移行している状況。競争政策に係る新たな規制を導入する必要性はない。
- 光IP電話の扱いは、昨年度の本研究会での論点整理及びその後の省令改正で整理された後、当該整理の変更が必要となるような状況変化は特段ない。
- ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライト[31]の後継として提供開始したサービスであり、その回線数の市場に占める割合（電話サービス市場全体に対して0.03％、固定電話市場全体に対して0.2％（卸のみでは0.07％））からも、公正競争に与える影響は限りなく少ない。特定卸役務の要件（公正競争上の影響の多寡）や代替性検証の要件（卸先事業者から具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務）に該当しない。
- （「機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない」（第81回会合における構成員意見を踏まえ）ひかり電話ネクストについて市場に影響がないと主張したが、確かに客観的な調査・検証も重要と思っている。
- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画・代替サービスは現時点で未定だが、メタル回線のスムーズな移行に向けては今後、誠意をもって協議させていただきたい。

＜構成員からの主な意見＞

- 特にひかり電話ネクストや光IP電話について、個々の卸役務ごとの精査・現状の確認が必要ではないか。特に、ひかり電話ネクストについては、双方向番号ポータビリティが可能となった場合、特定卸役務から除外すべきというのがNTT東日本・西日本の意見と認識しているが、制度上、特定卸役務に関しては、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものが対象外とされているので、この点の把握が求められている。
- 競争関係への影響という観点からは個々の卸役務ごとの精査を要するが、卸役務以外の類似サービスがないかという点で、特定の利用者にとっては卸役務以

[31] 二段階定額プラン。令和5年3月31日新規受付終了。

外の選択肢がない中では、卸先事業者にとってはビジネス上非常に重要な位置づけになるので、これを踏まえて判断する必要がある。

- 光サービスの市場自体の拡大がない中、ホームルーター等との競争の実態等について、そもそも利用者から見てホームルーターとFTTHアクセスサービスが同じ市場なのかも含め、「市場規模」や「市場支配力」等の文言や意味の精査が必要。そうすると、やはり精査に一定の時間が必要かと思うので、機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない。

③総論・その他

＜卸先事業者からの主な意見＞

- NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸役務に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。【JAIPA】
- 接続による代替性を高めるための方策として、料金の透明性が確保される前提でNGNのISP接続の実現が重要。NGNのISP接続が実現しない現状では、光サービス卸は接続との代替性はなく、「代替性なし」の判断を改めて求める。その上で、NTT東日本・西日本と当協会の協議の再開について、総務省の支援のもと、準備を進めたい。【JAIPA】
- 提供先（接続事業者、卸先事業者）のリスクの大小はNTT東日本・西日本の収支に全く関係なく、NTT東日本・西日本の料金戦略を正当化する理由にはならない。【JAIPA】
- NTT東日本・西日本の事業収支上も投資回収リスクはなく、回線単位で十分に利益が得られる状況にあるため、自己設置・接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれはない。【ソフトバンク】
- 一般的な卸役務では自由な価格設定が可能だが、光サービス卸は第一種指定設備を利用した卸役務であり、その成り立ちを考慮すれば、接続料と非常に密接な関係がある。そのため、第二種指定設備の接続料との関係性と同様に、接続料の変動に連動するのが自然。このような事例も鑑み、公正な競争を歪めるおそれがあるかについては議論が必要。【SNC】
- 自己設置・接続・光サービス卸でリスクとリターンの構造は異なるため、仮に、リニアに卸料金＝接続料とした場合、光サービス卸のリスクが低いにもかかわらず、接続と同等のリターンが得られるのであれば、光サービス卸が優遇されていることになる。実際はリスクとリターンの観点だけでなく、接続では独自のサービス展開が可能（他事業者との差別化等が可能）であるため、接続が完全に排除

されるわけではないが、リニアに卸料金＝接続料とした場合、あえてリスクを冒して接続で参入する事業者が減少し、又は既に接続で参入している事業者が市場撤退する等、接続と光サービス卸の競争バランスが歪む可能性はある。【KDDI】

- 実際には、卸料金と接続料相当額には差分があり、仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させても、差分の設定次第でリスクは低減可能と考えるが、当該差分が小さい場合にリニアに連動させると、卸先事業者がある程度の期間、光サービス卸を利用し続ける保証がない中では、コストの未回収リスクが発生する可能性があり、その場合、卸先事業者は投資リスク等を負わないため、リスクとリターンの観点からは光サービス卸が優遇されていることになる。そのため、リニアに連動させることで公正な競争を歪めるとまで言い切れるのかは議論が必要。【KDDI】
- NTT東日本・西日本が接続料にリニアに連動することができないと考えているのであれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、経営的観点からNTT東日本・西日本の匙加減で決められるべきと考えていることとなるが、そうであれば、接続料相当額との関係ではなく、NTT東日本・西日本の経営判断そのものが定量的な検証の対象となるべきということになる。【JAIPA】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- ホームルーターについては、当社は提供していないので顧客獲得の状況はなかなか分からないが、市場を見ていると、親元を離れた学生や新社会人が、それまで当社の光サービスを利用していたところ、ホームルーターのような工事が不要で手続も簡単なサービスに流れているのではないか。
- 相対契約を基本とする制度趣旨を踏まえ、卸役務を過剰に規制するべきではない。少なくとも、昨年6月に改正電気通信事業法・関連省令が施行され、新たな制度に基づく情報提示と事業者間協議を開始した後、大きな環境変化が生じていない中で、情報開示範囲の見直し等の制度見直しを行うのは拙速。
- 代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない。
- FTTHアクセスサービスは、自己設置・接続・卸役務といった様々な提供形態が、それぞれの特徴を生かしたサービス・設備競争をバランスよく促進されることが重要であり、「光卸を接続と同等レベルで規制・検証」を行うことは、各形態のリスクとリターンのバランスが崩れ、公正な競争を歪めるおそれがある。

＜構成員からの主な意見＞

- ホームルーターについて、マーケットが立ち上がったばかりであり、分からないところがある。（NTT東日本・西日本の）説明された理屈は分かるので、今後とも市場を見ていく必要。ホームルーターが本当に競争的なサービスであれば、競争上、卸先事業者の利用者料金が下がってくるはずだが、下がっていないようなので、その点、まだ競争の圧力が足りないのか、何か別な理由があるのか。
- ホームルーターについて、光サービスほどの安定性はなく、トラヒックが集中すると速度が落ちるという制約はあるのだと思うが、工事が不要という点は魅力的であり、その一点だけでも固定ブロードバンド市場の状況は変わってきていることはよく分かる。

（4）考え方

① 総論

昨年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度については、実態把握の結果、制度開始以降NTT東日本・西日本と事業者団体とのNDA[32]の締結が実現する等、一定の評価をすべき点が明らかになった。また、昨年9月にはNTT東日本・西日本によって卸料金の値下げが行われた。

一方、卸先事業者からは、卸料金の値下げはあったものの制度改正の効果といえるかは不明であるといった意見や、課題として、更なる競争の促進のためには総務省による営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象への追加（少なくとも営業費に係る情報等）が必要という声や、特定卸電気通信役務の範囲に関する意見が複数あった。また、NTT東日本・西日本には卸料金を下げるインセンティブが無いとして、卸料金のキャリアズレート化を含めた規律の強化が必要との意見もあった。

制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言えないのが現状といえる。ただし、特定卸役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、本研究会の報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化の状況や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要がある。

その際、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、本研究会における確認の結果、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが

[32] 秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement）

適当である。

② 情報提示義務の範囲

①で指摘した追加的措置を講じることが必要になった場合には、本研究会で正当な懸念が示された開示方法等を避けることでNTT東日本・西日本の正当な利益を著しく害することがないよう必要な配慮をした上で、開示すべき情報の具体的な範囲・開示方法等を検討する必要がある。それまでの間は、卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。

その際、営業費に関連する情報については、卸先事業者の説明によれば、情報開示義務の対象に加えることで卸先事業者の予見可能性が向上し、事業者間協議の適正性向上による競争の活性化につながることが強く期待される。一方、NTT東日本・西日本から具体的な額、費用項目の構成比を示すことに対する競争上の懸念等が示されたことを踏まえ、非公開で議論を行うなど、十分な留意が必要である。

また、卸料金の中長期的な決定方法については、NTT東日本・西日本からは一定の説明があったところであるが、これが継続的に明らかにされることで、透明性の確保に資すると考えられる。

③ 対象役務の範囲

特定卸役務の対象役務の範囲に関して、光IP電話については、NTT東日本・西日本からは

- 第七次報告書において、双方向番号ポータビリティ実現後は特定卸役務の範囲から除くことが適当と整理されており、その後の状況変化はない
- ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、その施設数の割合は電話サービス市場全体に対して0.03%、固定電話市場全体に対して 0.2%（卸のみでは 0.07%）と公正競争に与える影響は限りなく少ない

との意見があった。

一方、卸先事業者からは

- 光IP電話全般については法人向け市場が重要であるが、法人向けでは卸先事業者と卸元事業者が競合していること、
- 加入光ファイバを用いた電話単体サービスであるひかり電話ネクストについて、接続機能による代替性もなく、現状ではメタル回線廃止後にひかり電話ネクストの卸役務に代替するサービスが存在しないこと、

等を理由として、引き続き特定卸役務の範囲とすべきとの意見があった。

この点、特定卸役務は、指定設備卸役務を原則対象とし、「事業者間の適正な競争

関係に及ぼす影響が少ないもの」を例外的に対象外とするものである。また、ひかり電話ネクストは特定卸役務の対象を整理する段階では提供されていなかったところ、今回新たに、関係事業者から具体的な懸念も示されたものである。

ひかり電話ネクストは、第七次報告書において整理したひかり電話の性質とは、次のとおり異なる点がある。

- ひかり電話については、NTT東日本・西日本の卸役務のシェアが固定電話中17％を占めていたが、ひかり電話ネクストについては、0.07％（小売を含めても0.2％）に過ぎない。
- ただし、ひかり電話については、接続により類似サービスの提供が可能。ひかり電話ネクストは、現状、優先パケット転送機能の制約上、同様の対応ができない。

上記の状況を踏まえると、ひかり電話ネクストについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべきである。ただし、例えば、双方向番号ポータビリティ実現までの間に、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。

一方、ひかり電話ネクストを卸検証ガイドラインに基づく検証の対象とすることについては、その判断基準が、「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い」かどうかとされているところ、現時点でそのような状況であると考えることは時期尚早である。

なお、光IP電話に係る接続との代替性については、代替性を有する接続機能として、NGNの優先パケット転送機能が有力であるところ、当該機能の利用を円滑化するための協議が進展することが期待される。

④ その他

構成員からは、利用者・消費者利便向上の観点から、卸料金と利用者料金の関係に着目する必要性について指摘が行われた。このことを踏まえて、総務省は、利用者料金の状況についても、事業者団体に対して定期的に実態把握を行うべきである。

加えて、FTTHアクセスサービスの卸市場が競争的であれば、あるいはワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）等の代替的な電気通信役務の影響が大きければ、卸料金の水準の適正性や、卸元事業者の業務の効率性は自然に確保されることになるため、総務省は、当該市場の状況についても、引き続き精査していくことが適当である。

3. 移動通信分野

(1)改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議の状況等

移動通信分野については、総務省において、アンケート調査及び本研究会におけるヒアリングを通して、MNO3社及びMVNOに対し、改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議の状況等について確認を行った[33]。

その結果、MVNO委員会からのヒアリングにおいては、同委員会が加盟MVNOに対して実施したアンケートにおいて、卸役務に関する協議等の進展状況について、回答企業の約9割(12 社中 11 社)のMVNOが「協議状況等に変化はない・感じていない」と回答しており、また、MNOと直接協議を行っているMVNOの約6割(7社中4社)が「卸元事業者との協議において課題や問題がある」と回答しているとの説明があった。他方で、「卸協議において課題や問題がある」場合の具体的な内容としては、5G(SA方式)の卸協議について、卸元事業者からの情報開示不足や、国際標準化の遅れを理由とした具体的検討の停滞などの課題が生じていることや、IMS接続における緊急通報について「184 付き緊急呼」の仕様面で協議が遅延していること等が挙げられた。

また、MNOからのヒアリングにおいては、NTTドコモから、指定設備卸役務の料金低廉化/提供条件の柔軟化等、事業者との協議状況について、KDDIから、特定卸電気通信役務のMVNOへの提供/対応状況、5G(SA方式)L2接続相当・IMS接続等に係る協議状況、ソフトバンクから、特定卸役務及び5G(SA方式)等の協議状況等について説明が行われた。

本報告書においては、5G(SA方式)の協議の状況を含む、5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放については第6章、IMS接続の協議の状況を含む、モバイル音声卸における代替性の検証については第3章に記載しており、本章では、その他の卸役務に関する規律や制度等における課題や要望等について記載する。

<u>＜特定卸役務の提供・協議における課題の有無＞</u>

(MNO)

- 指定設備卸役務について、音声は、卸役務から接続への移行が加速し、直近は多くのMVNOが接続を選択、データは、接続・卸において、接続構成・料金に差がなく、ほとんどのMVNOが卸役務を選択している。指定設備卸役務の料金について、令和4年度のデータ通信の精算接続料は、平成 25 年度からの

[33] アンケート及びヒアリングは、モバイル音声卸における代替性の検証に係る事実確認(第3章参照)及び5G(SA方式)の機能開放に関する協議の状況等の確認(第6章参照)と併せて行った。

10 年間で約 80%の低減、令和7年度のデータ通信の予測接続料は、平成 25 年度と比較すると約 90%の低減。さらにMVNOにとって5Gがより使いやすいものとなるよう、新たな施策を準備中。指定設備卸役務の提供条件について、帯域設定変更において、MVNOからの要望（増減速の工事時間の変更）に柔軟に対応している。指定設備卸役務の情報開示の状況について、電気通信事業法に則り、当社卸約款に特定電気通信役務の情報開示について規定済み。特定卸役務の提供又は協議において特段の課題はない。【NTTドコモ】

- 特定卸役務に関する制度が整備されたことも踏まえ、これまで以上に、 MVNOが実現を希望するサービスの円滑な提供に向け、MVNOとの相互理解を深めながら、適時適切な情報提供などを行い、真摯に卸協議を進めていく考え。モバイル音声卸は、特定卸役務に係る改正電気通信事業法の施行に先行して、料金の低廉化を実施。また、卸先事業者の大半が00XYプレフィックス自動付与機能を採用する等、MVNOが低廉な水準で音声役務を提供できる環境整備が着実に進展。データ通信役務は、4G、5G NSA方式について、接続料と同額でライトMVNOに卸提供中。特定卸役務のMVNOへの提供については、MVNOの要望を踏まえながら、協議等を通じて真摯に対応しており、特段課題はない。【KDDI】
- 特定卸役務（携帯電話サービス）に関する協議の状況については、特定卸役務の協議円滑化に資する事項として、接続料相当額、卸料金と接続料相当額の差額の用途について、能動的に情報開示を実施し、内容につきご理解いただいている。卸料金については、音声卸料金は毎年見直しを実施しており、引き続き接続料相当額の変動も考慮し、接続料改定と同時期に見直しを検討する考え。データ接続料は継続的に大幅な値下げ（当社は業界最安値）となっており、費用配賦見直しについてもMVNOの事業影響や予見性を最大限考慮すべく令和5～7年度データ接続料の値上げ分をMNOが吸収する（適正な配賦によるコスト回収を諦める）方向で議論中。特段の課題はない。【ソフトバンク】

（MVNO）

- 「緊急通報のみ」の卸提供についても、特定卸役務の対象役務としていただきたい。【オプテージ】

<u>＜現行の特定卸役務制度に係る課題・要望＞</u>

（MNO）

- 一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を終了するとともに提供終了時期を明らかにした場合は、他の二種指定事業者の動向を確認した上で、特定卸役務の範囲から除外すべきか検討いただくことを要望する。【NTTドコモ】

（MVNO）

- MNO各社が光回線の代替として提供している5Gホームルーターサービスについては、特定卸役務の対象外のため、卸提供して頂けない状況。特定卸役務の対象とすることを要望。【IIJ】
- 特定卸役務でなく卸役務の規律についてとなってしまうが「ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。」という前提があるので、MNOが「当社でも提供していないので出来ない」という門前払いの状況が生まれてしまうので、何か別の表記にしていただきたい。【フリービット】
- IMS協議において、緊急通報のみを卸提供いただくようMNOに対して要望しているものの、技術的課題の解消について目途が立っていないことから、実現方法や実現時期等について見出すことができていない。【オプテージ】

＜その他、MVNO委員会からのヒアリングにおいて示された加盟MVNOのコメント＞

（接続・卸料金）

- モバイル接続料の費用配賦の見直しについて、データ接続料の増加が見込まれるところ、MVNOの事業運営等に非常に大きな影響を与えるものと想定。この点、接続・卸役務ともに激変緩和措置の実施等、MVNOの事業運営等への影響について考慮いただくことを要望。
- 接続料単価について、今後、予告された通りの価格以下で提供されることを希望。
- 卸価格の低廉化について、当社希望になかなか達しない。

（通信品質）

- MNOサブブランドとのサービスクオリティ（輻輳状況）について、公正な競争環境の実現に向け、更なる議論が進むことを要望。

（その他）

- LTE－Mサービス、eSIMの卸協議に関し、交渉や協議が停滞してしまうことがある。
- 2次MVNOなどへの情報提供についても配慮を求める。例えば、5G（SA方式）に係る卸協議について、MVNEからサービス提供を受ける当社は情報提供が遅れる傾向にある。

（2）主な意見

以上の結果について、構成員から次の意見があった。

- 緊急通報に係る問題については、非常時における事業者間ローミング等の検討においても問題となっている。番号管理の観点も含め、しっかりと連携して協議を進めた方が良い。
- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）の利用がこれからどん

どん広がっていくのではないかと思う。ホームルーターは、コンセントに挿すだけで手軽に使えるという点はあるが、モバイルルータと比べてルータ代金がとても高い点、高いにもかかわらずルータの汎用性が著しく低いという点を考えると、サービスとして、この形の提供で良いのかと思うことがある。FTTHアクセスサービスとの比較を真摯に行ったうえでMVNOにも展開いただきたいと考える。気軽に導入したが、数ヶ月たって解約する時に、ルータ残債の負担があまりにも大きすぎるという苦情が結構入っており、気になっている。

- MNOにおいては、事業者間協議を経て特定卸役務の提供条件の柔軟化が行われた好事例について、特定のMVNOのみを優遇することのないよう、他のMVNOに対して適切に情報提供を行うよう、対応をお願いしたい。

（3）考え方

＜モバイル接続料・卸料金について＞

MVNO委員会からのヒアリングにおいて、モバイル接続料の費用配賦の見直しについて、データ接続料の増加がMVNOの事業運営等に非常に大きな影響を与えることから、激変緩和措置の実施等を要望するとの意見があった。また、個別アンケートにおいて、一部のMVNOから、費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があった。これについては、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当である。

＜通信品質＞

MVNO委員会からのヒアリングにおいて、MNOサブブランドとのサービスクオリティ（輻輳状況）について、公正な競争環境の実現に向け、更なる議論が進むことを要望するとの意見があった。MNO・MVNO間の通信品質の同等性については、モバイル接続料の適正性向上の観点等からも、引き続き状況を確認していくことが適当である。

なお、NTTドコモからは、MVNOからの要望を踏まえて、帯域設定変更の柔軟化を行っているとの説明があった。事業者間協議を経て特定卸役務の提供条件の柔軟化が行われた好事例と考えられるが、特定のMVNOのみを優遇することのないよう、MNOにおいてはこのような事例について他のMVNOに対して適切に情報提供を行うことが望ましい。

＜その他＞

一部のMVNOから、5Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用い

て提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当である。ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があったところ、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当である。

MVNO委員会からのヒアリングにおいて、例えば5G（SA方式）に係る卸協議について、MVNEからサービス提供を受ける2次MVNOは情報提供が遅れる傾向にあるため、2次MVNOなどへの情報提供についても配慮を求めるとの意見があった。MVNOとMNOとの間の協議の内容が守秘義務の対象となること等により、2次MVNOが必ずしも1次MVNOと同時期に同内容の情報を入手できないことは、それ自体が問題になるものではないが、1次MVNOから2次MVNOへの卸役務の提供状況等が2次MVNOの事業運営等に大きな影響を与えると考えられることから、1次MVNOが2次MVNOを含めた競争市場に与える影響等について、今後、状況を確認した上で、必要に応じて検討することが適当である。

NTTドコモから、「一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を終了するとともに提供終了時期を明らかにした場合は、他の二種指定事業者の動向を確認した上で、特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきか検討いただくことを要望」するとの意見があった。 特定卸役務の範囲については、市場の競争環境の変化に合わせて柔軟に見直すことが必要と考えられ、新たに特定卸役務に追加すべき卸役務が提供開始された場合や、役務提供終了等により除外すべき卸役務が明らかとなった場合には、必要に応じて対応することが適当である。一部のMNOが4Gサービス等の新規受付を終了し、提供終了時期を明らかにした場合については、今後個別具体的に検討されることが適当である。なお、電気通信事業法第34条の2により、接続機能の休止及び廃止を行う場合には、原則としてその休止又は廃止の日の3年前までに当該機能を利用する接続事業者に周知を行う必要があるため、仮に4Gに係るデータ伝送交換機能が廃止される場合には、この観点からも対応が必要と考えられる。

第5章 MNOとMVNOの間のイコールフッティングの確保（モバイルスタックテスト）

1．検討の経緯

接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）については、固定通信分野において、接続料の妥当性を検証することを目的として平成11年から検証が行われてきており[34]、平成20年以降は、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成19年7月策定）[35]に具体的な実施方法を定め、検証が行われていた。平成30年には、本研究会第一次報告書の議論を踏まえ、総務省において、利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金等の他の原因により不当競争性の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定すること等を規定するため、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月策定）を策定した。

移動通信分野においては、令和2年10月以降、MNO3社が新たな大容量の料金プランを相次いで発表したことに伴い、本研究会において、当該プランについて、MNO3社の試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を行った[36]。MNOとMVNOの間のイコールフッティングの適正性の確保の観点から更なる検証を行うため、その後も検討を継続し、本研究会第六次報告書において、移動通信分野におけるスタックテストの実施方法の具体的な考え方について提言した。これを受け、総務省において、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（令和4年11月策定。以下「モバイルスタックテスト指針」という。）を策定した。

令和4年度末には、モバイルスタックテスト指針に基づく検証が実施された。具体的には、本研究会における議論を経て検証対象サービス・料金プラン（以下「サービス等」という。）となった、NTTドコモのahamo（20GB）、KDDIのpovo2.0（3GB）及びソフトバンクのLINEMOミニプラン（3GB）について、MNO3社による検証が行われ、その後、本研究会において当該検証結果等について議論を行った。その結果、本研究会第七次報告書においては、検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料

[34] NTT東日本・西日本あて行政指導「接続料の算定に関する事項」（平成11年8月31日郵電業第101号）及び「接続料と利用者料金の関係等について」（平成13年1月31日総基料第16号）に基づきNTT東日本・西日本が検証・公表するほか、一部のサービスについて総務省が検証を行い、情報通信審議会に報告していた。

[35] 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日情報通信審議会答申）を踏まえて総務省が策定。

[36] 検証の結果、「直ちに原価割れの状況だとは言い切れないものの、MVNOがMNO3社の『新料金プラン』に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点の疑義は残った」（本研究会第五次報告書）。

金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とするともに、モバイルスタックテストにおいてFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当[37]との提言を行った。

2. 議論の経過

本研究会第七次報告書[38]を受けて、総務省においては、意見募集を経て令和5年11 月にモバイルスタックテスト指針を改定し、検証対象サービス等の選定時及び検証時には、FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引の影響を考慮することとした。

今般、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づき検証を行うに当たり、次の点について検討を行った。

＜検証対象サービス等の選定＞

モバイルスタックテスト指針においては、MNOが提供するサービス等[39]のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを検証対象とすることとしている。

① MNO3社が現に提供しているサービス等のうち、その料金の月額相当額が、MVNOが現に提供している同等のサービス等の料金の月額相当額を下回る、又はこれと近接している[40]もの

② ①に示すサービス等のうち、MVNO又はその関連団体から具体的な課題[41]に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合（本研究会）において認められたもの

---

[37] 「FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3）が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である」（本研究会第七次報告書）。

[38] 「FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3）が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である」（本研究会第七次報告書）。

[39] 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

[40] MNOのサービス等にFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合は、当該セット割引を適用した料金とMVNOのサービス等の料金（MVNOのサービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合、当該セット割引を考慮した料金）を比較する。

[41] 「具体的な課題」の例として、「MVNOからMNO3社へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合」や「MVNOが①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合」等が挙げられる。

また、本研究会第七次報告書において、前回検証対象となったサービス等については「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当」としている。

本研究会では、以上を踏まえ、まずはMVNOから検証対象となると考えるサービス等として提示を受け、それらが条件を満たすかについて検討を行った。

なお、①料金の近接性を確認するに当たっては、MVNOから提示のあったサービス等について、MVNO及びMNO3社が、それぞれ異なる条件で料金比較を行っていたため、次の点について検討を行った。

①－1：音声通話準定額オプションの加算

- 音声通話準定額サービスが基本料に含まれていないサービス等について料金近接性を確認する際に、音声通話準定額オプションの料金を加算して比較することについてどう考えるか。

①－2：FTTHセット割引額の控除

- 検証対象サービス等の選定後にMNOにおいて検証を行う際には、FTTHアクセスサービスとのセット割引の割引額について、独立販売価格や当該セット割引に紐付く回線数を用いてセット割引額を按分し、モバイルサービスの利用者料金から控除するが、検証対象を選定するために料金近接性を確認する際に、セット割引額についてどう考えるか。
- MNOのサービス等だけでなく、MVNOのサービス等の料金からもセット割引額を控除すべきか。

①－3：GB換算手法

- 異なる容量のサービス等同士の料金の近接性を確認する際には、同じ容量になるよう換算した上で比較する必要があるが、一部MNOから、前回、検証対象サービス等を選定した際とは異なるGB換算手法が示されたところ、どのような手法により換算することが適当か。

＜MNOによる検証結果の妥当性＞

以上の議論の結果、検証を行う合理性が本研究会において認められたサービス等について、総務省から当該サービス等を提供するMNO3社に通知した（令和6年2月1日）。MNO3社は、令和6年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当該サービス等について検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。本研究会では、MNO3社の検証結果の妥当性について検討を行った。

＜次回以降の検証の進め方＞

このほか、今回の検証等を踏まえ、モバイルスタックテストの手法に係る各論点についても検討を行った。

具体的には、利用者料金について、モバイルスタックテスト指針の改定により、今回

の検証からFTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引の影響を考慮することとされたところ、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とモバイル契約のセット割引、家族割及び特定決済方法割引等の影響を考慮するか否かについて検討を行った。加えて、データ接続料相当額及び営業費相当額については、対象プラン・ブランドの傾向をより正確に反映する観点等から、計算方法の見直しの要否について検討を行った。

また、MVNO各社からは、MVNOはMNOと同等の通信品質を確保することが困難である旨の主張がなされたところ、モバイルスタックテストの観点から検討を行った。

最後に、以上の検討結果を踏まえ、次回以降の検証に向けた方針について検討を行った。

3. 検証対象サービス等の選定

（1）主な意見

検証対象とすべきサービス等については、MVNO委員会、IIJ、オプテージ及びMNO3社に対しヒアリングを実施したところ、次のとおり、事業者及び構成員から意見があった。

① 事業者からの意見

<u>＜前回検証対象サービス等の再検証の要否＞</u>

- 前回検証対象サービス等のうち、ahamo（20GB）、povo2.0（3GB）及びLINEMO（3GB）について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【MVNO委員会、IIJ】
- ahamo（20GB）については、接続料上昇等の状況変化がないため、改めての検証は不要ではないか。【NTTドコモ】
- povo2.0（3GB）については、前回検証時から
  - 利用者料金の変更は行っていないこと
  - 接続料の上昇もないこと（特にデータ接続料水準は大きく低廉化）

  から、再度の検証を行う必要はないのではないか。【KDDI】
- LINEMO（3GB）については、前回検証時から利用者料金の変更がなく、接続料も低下しており、再検証を行うような状況変化は見られないため検証不要ではないか。【ソフトバンク】

<u>＜基準①：料金の近接＞</u>

【低容量帯プラン】

- MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo（3GB）、povo2.0（3GB）及びLINEMO（3GB）並びにUQ mobile（4GB）及びY!mobile（4GB）について、MV

NOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【MVNO委員会】

- ＭＮＯ３社の提供するサービス等のうち、irumo（0.5ＧＢ）、irumo（３ＧＢ）、povo2.0 （３ＧＢ）及びＬＩＮＥＭＯ （３ＧＢ）並びにＵＱ mobile（４ＧＢ）及びY!mobile（4GB）について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【IIJ】
- MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo（3GB）、UQ mobile（4GB）及びY!mobile（4GB）及びirumo（6GB）について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【オプテージ】
- irumo（0.5GB）は、MVNO料金を上回ることに加え、最大通信速度が異なるため、検証不要ではないか。【NTTドコモ】
- irumo（3GB／6GB）は、MVNO料金を下回るため、検証対象としても良いのではないか。【NTTドコモ】
- UQ mobile（4GB）は、料金近接の基準を満たしていないとみなすことが適当ではないか。【KDDI】
- Y!mobile（4GB）は、MVNOのサービス等とは一定の料金乖離が認められるのではないか。【ソフトバンク】

【中容量帯プラン】

- MNO3社の提供するサービス等のうち、ahamo、povo2.0、UQ mobile、LINEMO及びY!mobile（いずれも20GB、音声準定額込みでの比較）について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【MVNO委員会】
- MNO3社の提供するサービス等のうち、ahamo、povo2.0、UQ mobile及びLINEMO（いずれも20GB、音声準定額込みでの比較）について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【IIJ】
- MNO3社の提供するサービス等のうち、UQ mobile（20GB、音声準定額込みでの比較）及びY!mobile（20GB、データ通信料金のみでの比較）について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【オプテージ】
- povo2.0（20GB）及びUQ mobile（20GB）は、料金近接の基準を満たしていないとまでは言えないのではないか。【KDDI】
- LINEMO（20GB）は、前回検証対象となったNTTドコモのahamo（20GB）と類似プランであるため、検証不要ではないか。【ソフトバンク】
- Y!mobile（20GB）は、MVNOのサービス等とは一定の料金乖離が認められるのではないか。【ソフトバンク】

【①－1：音声通話準定額オプションの加算】

- 全ての低容量帯サービス等について、音声準定額オプション料金を加算せず

に料金近接性を確認。【MVNO委員会、IIJ、オプテージ】

- 一部の中容量帯サービス等に音声準定額サービスが基本料に含まれていることを踏まえ、全ての中容量帯サービス等について、音声準定額サービス込みの形で料金近接性を確認。【MVNO委員会、IIJ】
- 中容量帯サービス等のうち、音声準定額サービスが基本料に含まれているサービス等（UQ mobile（20GB））については、自社サービス等にも音声準定額オプションを料金を加算して料金近接性を確認。Y!mobile（20GB）は音声準定額サービスがオプションであることを踏まえ、音声準定額オプション料金を加算せずに料金近接性を確認。【オプテージ】
- 全ての低容量帯サービス等について音声準定額オプション料金を加算せずに料金近接性を確認。【NTTドコモ、KDDI】
- MVNOから指摘を受けたサービス等及び当該MVNOのサービス等のいずれも音声準定額サービスが基本料に含まれていないが、低容量帯／中容量帯の全てのサービス等について音声準定額オプション料金を加算して料金近接性を確認。【ソフトバンク】

【①－2：FTTHセット割引額の控除】

- MNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除し、MVNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除せずに料金近接性を確認。【MVNO委員会、IIJ、オプテージ】
- 当社のFTTHアクセスサービスとのセット割引は、割引額全額をFTTHアクセスサービスの料金から割り引いている。【IIJ】
- MNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除し、MVNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除せずに料金近接性を確認。【NTTドコモ】
- MNOのサービス等の料金、MVNOのサービス等の料金いずれについても、FTTHアクセスサービス1回線に対して、モバイルサービス1回線を紐付ける想定でセット割引額を按分、モバイルサービスに係る按分額を控除し、料金近接性を確認。FTTHアクセスサービスの独立販売価格として、戸建て用とマンション用の独立販売価格の平均値を用いる。【KDDI】
- MNOのサービス等の料金から、戸建て用FTTHアクセスサービス1回線に対してモバイルサービス複数回線を紐付ける想定でセット割引額を按分、モバイルサービスに係る按分額を控除。MVNOのサービス等の料金からはセット割引額全額を控除せずに料金近接性を確認。【ソフトバンク】

【①－3：GB換算方法】

- 前回、検証対象サービス等を選定した際と同様、MVNOのサービス等（X[GB]）とMNOのサービス等（Y[GB]）を比較する際には、MVNOのサービス等の料金を（Y／X）倍することでY[GB]相当に換算する。（以下「考え方1」参照）【NTTドコモ、ソフトバンク】
- X_1[GB]のMVNOのサービス等の料金とX_2[GB]のMVNOのサービス等の料金の差分から、MVNOのサービス等の1GB単位の料金を算出し、それを用いてMVNOのサービス等のY[GB] 相当の料金を算出する。（以下「考え方2」参照）【KDDI】

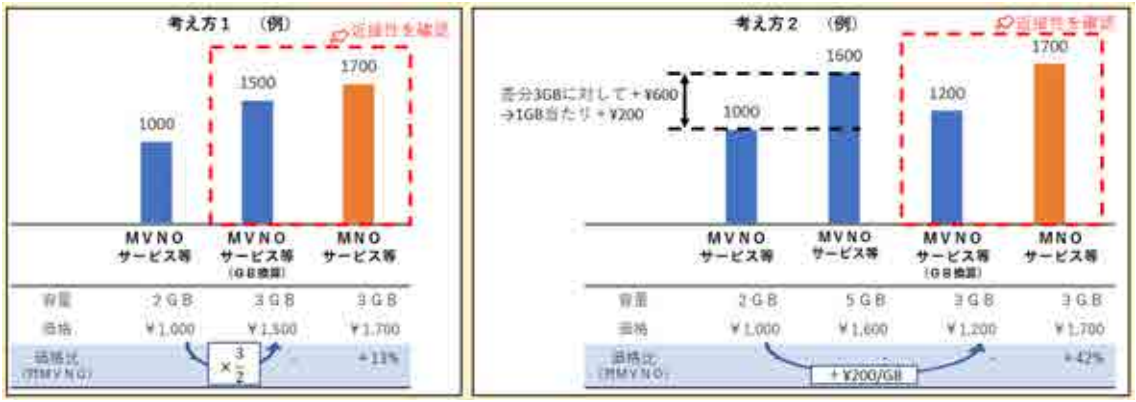

（出所）第80回会合資料80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－1 GB換算方法の考え方1及び考え方2の例】

＜基準②：具体的な課題に基づく要望＞

- 当社サービス等からMNOの廉価プラン及びサブブランドに毎月一定の割合で転出。今年度はMNO各社サブブランドからの新プラン提供開始があり、前年度に比べ廉価プラン・サブブランドへの転出割合は大きく増加している。【IIJ】
- 容量帯を問わず、弊社サービスからMNOのサブブランド等への転出割合は継続して高い傾向。低容量帯についてはirumoへの転出割合も増加傾向。【オプテージ】
- MNPシステムにおける移行先情報の抽出が困難である点はMNOも同様であるため、アンケートによる情報抽出が現実的な対応となり得る。【KDDI】
- 研究会第七次報告書にて「より説得力のあるデータを示すことができるよう、転出する利用者へのアンケート方法等について見直すことも考えられる」とされていたところ、MVNOの提示内容が前回の検証時と比較して「より説得力のあるデータ」となっているのか等についても確認が必要。【KDDI】

＜基準③：検証の合理性＞

【最大通信速度が制限されたサービス等】

- irumo（0.5GB）については、最大通信速度が3Mbpsでありその他のサービス等と

は異なるため、検証不要ではないか。【NTTドコモ】

【低容量帯サービス等の優先的検証】

- 低容量帯のサービス等はMVNOの主力領域であることも鑑み、検証対象として要望したMNOのサービス等のうち、特に3GB～6GBの優先的な検証を要望。【オプテージ】

② 構成員からの意見

- 基準①料金の近接について、MNOとMVNOの料金を比較すると言っても、FTTHセット割引の有無、音声通話準定額オプションの有無、容量の差等、様々な状況を踏まえて比較できるようにするために、考え方が複数あった。今回、理屈のみで対象を絞ることができなかった部分に関しては、複数の考え方に沿った数字を作った上で判断する形で検討しており、今回はそのような方法で対象サービス等を絞ることで結構だと考える。ただ、より考え方が精緻化できる点もあると思うので、これからまた経験を重ねて、議論を深めていきたい。
- 基準①料金の近接について、今回は、各社が用いた様々な判断手法に逐一対応した上で判断するし、併せて、③検証の合理性について、何が合理的かという観点から、①料金の近接や②具体的な課題に基づく要望についても総合的に考慮した形で判断するものと理解している。特に合理性という点に関しては、今後の検証の蓄積で枠組みが形成されるものと考える。
- 3つの基準にしたがって検討した結果、irumo（3GB及び6GB）、UQ mobile ミニミニプラン（4GB）及びY!mobile シンプル2 S（4GB）について、本件の検証対象とする合理性を認めることで良いと思う。

（2）考え方

以上の各者意見も踏まえた、検証対象サービス等の選定に係る本研究会の考え方は次のとおりである。

<u>＜前回検証対象サービス等の再検証の要否＞</u>

令和4年度に行われた検証の概要は以下のとおりである。

- モバイルスタックテスト指針に基づき、本研究会における検討を踏まえ、MVNOから要望が寄せられたサービス等のうち、NTTドコモの ahamo（20GB）、KDDIの povo2.0（3GB）及びソフトバンクのLINEMOミニプラン（3GB）を検証対象サービス等として決定した。
- MNO3社は、検証対象サービス等について、モバイルスタックテスト指針に基づき検証を実施し、いずれも「接続料等」が「利用者料金」を下回っているとの

結果を公表した。

- 本研究会においてMNO3社の検証結果の妥当性を確認したところ、検証対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とされた。

今般、MVNOから、令和4年度に検証対象となった3サービス等について、令和5年度においても再度要望が寄せられたところ、本研究会第七次報告書において、「今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。」とされたことを踏まえ、令和5年度の検証対象サービス等を選定する時点において、令和4年度検証時から利用者料金や接続料等について状況変化が見られるかについて確認した。

前回検証対象サービス等	利用者料金 (*1)		接続料等					
			音声接続料等				データ接続料	
			音声接続に係る基本料 (*2)		音声接続料			
	前回検証時（2023年3月）	2024年1月現在	前回検証時（2023年3月）	2024年1月現在	前回検証時（2023年3月）	2024年1月現在	前回検証時（2023年3月）	2024年1月現在 (*3)
ahamo (20GB)	2,970円	2,970円 (-)	(*4, *5)	(*4, *5)	7.54円/3分	7.47円/3分 (▲0.8%)	20.3万円 /10Mbps	15.6万円 /10Mbps (▲23.0%)
povo2.0 (3GB)	990円	990円 (-)	(*5)	(*5)	9.35円/3分	8.23円/3分 (▲11.9%)	21.2万円 /10Mbps	13.1万円 /10Mbps (▲38.1%)
LINEMO (3GB)	990円	990円 (-)	(*5)	(*5)	9.27円/3分	9.15円/3分 (▲1.2%)	18.8万円 /10Mbps	12.6万円 /10Mbps (▲32.9%)

(*1) 税込表示
(*2) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）を含む
(*3) MVNOから本件検証を実施する旨の要望があった時点で、MVNOがMNOに支払っている予測接続料
(*4) 課金情報提供機能を含む
(*5) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）は、接続約款に金額を公表していないため、構成員限り

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－2　前回検証対象サービス等に係る前回検証時からの状況変化】

その結果、前回検証対象サービス等である ahamo（20GB）、povo2.0（3GB）及びLINEMO（3GB）については、いずれも、利用者料金については前回検証時から変化がなく、接続料等については前回検証時よりも低廉化しており、「利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である」とされた前回検証時から状況変化が見られないと考えられる。このため、今般の検証では、これらのサービス等については、再度の検証は不要とすることが適当である。

<u>＜基準①:料金の近接＞</u>

【今回の議論の対象となったサービス等】

低容量帯プラン及び中容量帯プランにおいて、今回の議論の対象となったサービス等は以下のとおりである。

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン

（税込）

低容量帯プラン	MVNOプラン				MNOプラン						
	mineo	IIJmio	IIJmio	mineo	irumo	irumo	povo2.0	LINEMO	UQ mobile	Y!mobile	irumo
データ容量	1GB	2GB	5GB		0.5GB	3GB			4GB		6GB
データ通信料金	¥1,298	¥850	¥990	¥1,518	¥550	¥2,167	¥990(*)	¥990	¥2,365	¥2,365	¥2,827
FTTHとのセット割引総額	(-¥330)	(-¥660)	(-¥660)	(-¥330)	セット割対象外	-¥1,100	セット割対象外	セット割対象外	-¥1,100	-¥1,100	-¥1,100
月額料金	¥1,298	¥850	¥990	¥1,518	¥550	¥1,067	¥990	¥990	¥1,265	¥1,265	¥1,727
備考							前回検証済	前回検証済			

MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、**MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せずに比較**

MNOの料金にはFTTHセット割引を全額適用して比較

(*) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円を加算したもの
※MVNOは、低容量帯については、全てのサービス等について、**音声定額料金を含まない**形で比較。
※各社プランの内容は2023年12月19日時点のもの

（本研究会第78回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオプテージ資料等を参考に総務省で作成）

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－3　議論の対象となったサービス等（低容量帯プラン））】

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン

（税込）

中容量帯プラン		MVNOプラン		MNOプラン				
		IIJmio	mineo	ahamo	povo2.0	UQ mobile	LINEMO	Y!mobile
データ容量		20GB		20GB				
データ通信料金		¥2,000	¥2,178	¥2,970	¥2,700(*1)	¥3,278	¥2,728	¥4,015
FTTHとのセット割引総額		(-¥660)	(-¥330)	セット割対象外	セット割対象外	セット割対象外	セット割対象外	-¥1,650
音声5分定額料金		¥500	－	基本料に含む	¥550	－	¥550	－
音声10分定額料金		¥700	¥550	－	－	基本料に含む	－	¥880
月額料金	データ通信料金のみ	¥2,000	¥2,178	－	¥2,700	－	¥2,728	¥2,365
	音声5分定額込み	¥2,500	－	¥2,970	¥3,250	－	¥3,278	－
	音声10分定額込み	¥2,700	¥2,728	－	－	¥3,278	－	¥3,245
備考			(*2)	前回検証済				(*2)

(*1) 月額基本料金0円に、30日間有効の20GBトッピング料金2,700円を加算したもの
(*2) MVNOは、MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、**MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せず、MNOの料金にはFTTHセット割引を全額適用して比較。**
※各社プランの内容は2023年12月19日時点のもの

（本研究会第78回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオプテージ資料等を参考に総務省で作成）

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－4　議論の対象となったサービス等（中容量帯プラン））】

【①－1：音声通話準定額オプションの加算】

今回比較を行うMNO及びMVNOのサービス等のうち、音声準定額サービスが基本料に含まれるものは、低容量帯においては存在せず、中容量帯においてはUQ mobile（20GB）のみであった。音声準定額サービスが基本料に含まれているサービス等との料金近接性を確認する際には、比較の条件を揃えるため、もう一方においても音声準定額オプション料金を加算して比較することが適当である。

一方、一部事業者は、音声準定額サービスが基本料に含まれていないサービス等同士の料金近接性を確認する際にも、両サービス等に音声準定額オプション料金を加算して比較しているところ、どのような条件で比較することが適当かについて検討を行った。

まず、MNOとMVNOの音声準定額オプション料金のみを比較すると、MNOの方が高い価格設定であるため、MNO、MVNO双方のサービス等に音声準定額オプション料金を加算して比較した場合、両サービス等の料金がより近接しない形での比較となる。

■（参考）MNO及びMVNOの音声通話準定額オプション料金（低容量帯）　（税込）

低容量帯プラン	MVNOプラン				MNOプラン						
	mineo	IIJmio	IIJmio	mineo	irumo	irumo	povo2.0	LINEMO	UQ mobile	Y!mobile	irumo
データ容量	1GB	2GB	5GB		0.5GB	3GB			4GB		6GB
データ通信料金	¥1,298	¥850	¥990	¥1,518	¥550	¥2,167	¥990(*1)	¥990	¥2,365	¥2,365	¥2,827
音声5分定額料金	－	¥500	¥500	－	¥880	¥880	¥550	¥550	－	－	¥880
音声10分定額料金	¥550	¥700	¥700	¥550	－	－	－	－	¥880	¥880	－
備考							前回検証済	前回検証済			

■（参考）MNO及びMVNOの音声通話準定額オプション料金（中容量帯）　（税込）

中容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン				
	IIJmio	mineo	ahamo	povo2.0	UQ mobile	LINEMO	Y!mobile
データ容量	20GB		20GB				
データ通信料金	¥2,000	¥2,178	¥2,970	¥2,700(*2)	¥3,278	¥2,728	¥4,015
音声5分定額料金	¥500	－	基本料に含む	¥550	－	¥550	－
音声10分定額料金	¥700	¥550	－	－	基本料に含む	－	¥880
備考			前回検証済				

(*1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円を加算したもの。
(*2) 月額基本料金0円に、30日間有効の20GBトッピング料金2,700円を加算したもの
※各社プランの内容は2023年12月19日時点のもの

（総務省作成）

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－5　議論の対象となったサービス等の音声通話準定額オプション料金】

これを踏まえると、MNO、MVNOのサービス等のいずれにも音声準定額サービスが基本料に含まれていない低容量帯においては、音声準定額オプション料金を加算せずに料金近接性を比較することが適当である。

中容量帯については、一部のサービス等には音声準定額サービスが基本料に含まれていること等を踏まえ、データ通信料金のみの場合／音声準定額オプションを加算する場合の、両方の方法で確認した上で総合的に判断することが適当である。

【①－2:FTTHセット割引額の控除】

モバイルスタックテスト指針においては、MNOのサービス等とMVNOのサービス

等との料金近接性を確認する際に、

- MNOのサービス等の料金：FTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、セット割引を適用した料金
- MVNOのサービス等の料金：MNOのサービス等にFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在し、MVNOのサービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、セット割引を考慮した料金

を用いることとしている。

今般、MVNOは、MNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除し、MVNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除しない形で比較を行った一方、MNOは各社により異なる比較を行ったところ、料金近接性を確認する際にセット割引額をどう考えることが適当かについて検討を行った。

一部のMNOからは、FTTHアクセスサービスとのセット割引総額を一定の仮定に基づき按分し、モバイルサービスに係る按分額をサービス等の料金から控除し、料金近接性の確認を行う考え方が示された。

検証対象サービス等の選定後に実際にMNOにおいて検証を行う際には、~~ガイドライン~~モバイルスタックテスト指針に基づき、FTTHアクセスサービスとのセット割引額について、FTTHアクセスサービス及びモバイルサービスの独立販売価格や当該セット割引に紐付く回線数を用いてセット割引額を按分し、モバイルサービスの利用者料金から控除することとされている。このことから、料金近接性の確認を行う際にも、同様の比較を行うことが可能であれば、この考え方により比較することが合理的だが、実際には、各社の内部データを含む多くのデータが必要になり、他社のサービス等の料金を計算することは不可能であるため、これは現実的ではなく、料金近接性の確認の際には、なるべく簡便な方法で比較することが望ましい。

この際、MVNOのサービス等の料金については、

- MVNOから、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額FTTHアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったこと
- MNOにおいても、3社中2社は、MVNOのサービス等の料金からはセット割引額全額を控除せずに近接性を確認していること
- IIJ及びオプテージによれば、2社のFTTHアクセスサービスとのセット割引は、MNOとは異なり、FTTHアクセスサービス1回線につきモバイルサービス1契約までしか割引を実施していないこと

といった点を踏まえれば、現時点の簡便な方法での比較としては、MVNOのサービス等の料金からはFTTHアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行うことに一定の合理性があると考えられる。

一方、MNOのサービス等の料金については、

- NTTドコモについては、当該社及びMVNOの意見のとおり、FTTHアクアセスサービスとのセット割引額を全額控除する方法
- KDDI及びソフトバンクについては、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除する方法及び当該各社の意見にあった以下の方法の2通り
  - FTTHアクセスサービスの料金は戸建て用とマンション用の平均値を用いて、FTTHアクセスサービス1回線に対してモバイルサービス1回線を紐付ける想定で、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を按分し、控除する方法【KDDI】
  - FTTHアクセスサービスの料金は戸建て用のものを用い、FTTHアクセスサービス1回線に対してモバイルサービス複数回線を紐付ける想定で、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を按分し、控除する方法【ソフトバンク】

により比較し、総合的に判断することが適当である。

【①－3:GB換算方法】

料金近接性を確認する際に、両サービス等で容量が異なる場合、同じ容量に換算して比較する必要がある。前回、検証対象サービス等を選定した際には、考え方1により料金近接性の確認を行った。今般、一部MNOからはこれとは異なるGB換算方法（考え方2）が示されたところ、今回は両方の手法で比較を行うことが適当である。

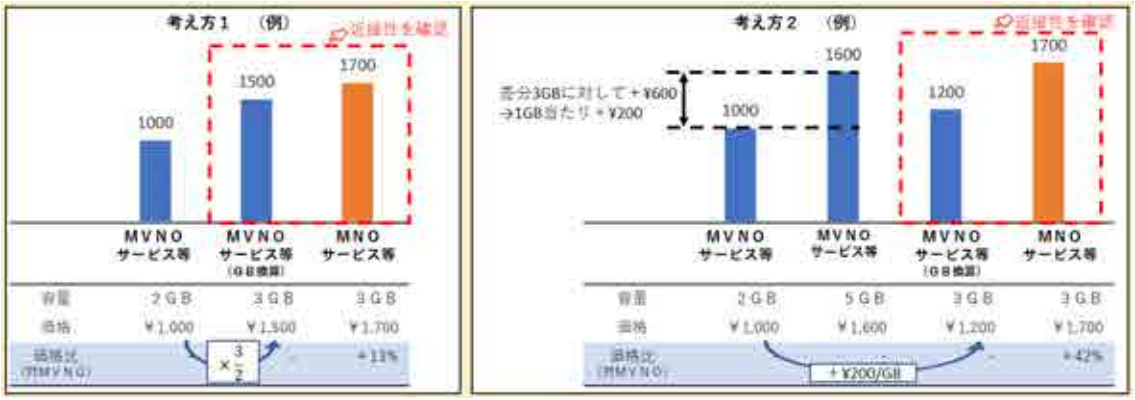

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－6　GB換算方法の考え方1及び考え方2】（再掲）

【低容量帯プラン】

まず、0.5GBのサービス等について、料金の近接性を確認した。具体的には、IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の 0.5GBに換算し、料金の近接性を確認した。このとき、本節の【①－1:音

声通話準定額オプションの加算】のとおり、「MNO、MVNOのサービス等のいずれにも音声準定額サービスが基本料に含まれていない低容量帯においては、音声準定額オプション料金を加算せずに料金近接性を比較する」こととした。

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－7　料金の近接状況に関する分析（低容量帯プラン（0.5GB））】

この結果、irumo（0.5GB）については、mineo（考え方1及び考え方2）及びIIJmio（考え方2）の料金を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

同様に、3GBのサービス等についても、料金の近接性を確認した。

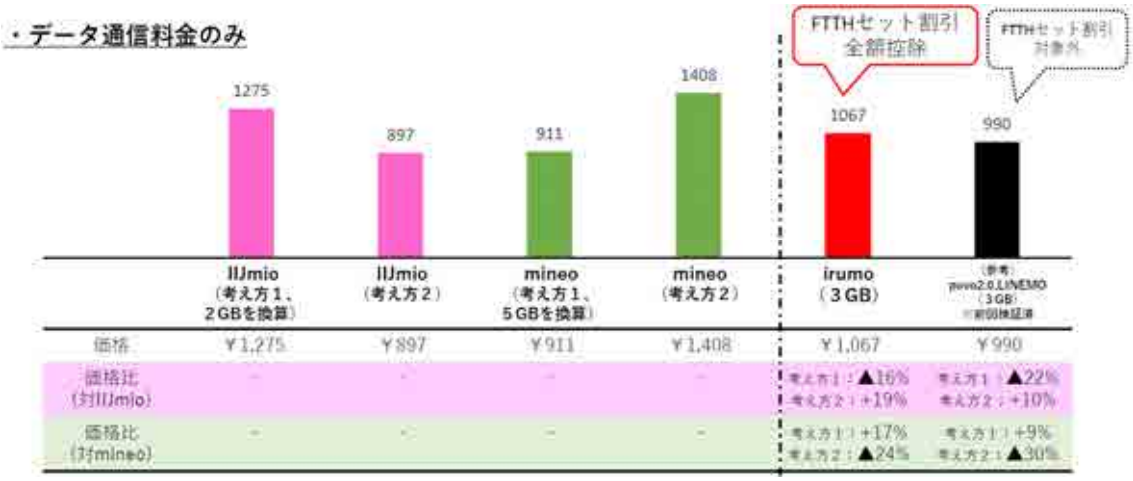

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－8　料金の近接状況に関する分析（低容量帯プラン（3GB））】

この結果、irumo（3GB）については、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除した場合、IIJmio（考え方1）及び mineo（考え方2）を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

同様に、4GBのサービス等についても、料金の近接性を確認した。

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－9　料金の近接状況に関する分析（低容量帯プラン（4GB））】

この結果、UQ mobile（4GB）及び Y!mobile（4GB）について、 FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除した場合、mineo（考え方2）の料金を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

同様に、6GBのサービス等についても、料金の近接性を確認した。

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－10　料金の近接状況に関する分析（低容量帯プラン（6GB））】

この結果、irumo（6GB）については、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除した場合、mineo（考え方1）を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

【中容量帯プラン】

低容量帯プランと同様に、IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の 20GBに換算し、料金の近接性を確認した。このとき、本節の【①－1：音声通話準定額オプションの加算】のとおり、「中容量帯については、一部のサービス等には音声準定額サービスが基本料に含まれていること等を踏まえ、データ通信料金のみの場合／音声準定額オプションを加算する場合の、両方の方法で確認した上で総合的に判断する」こととした。

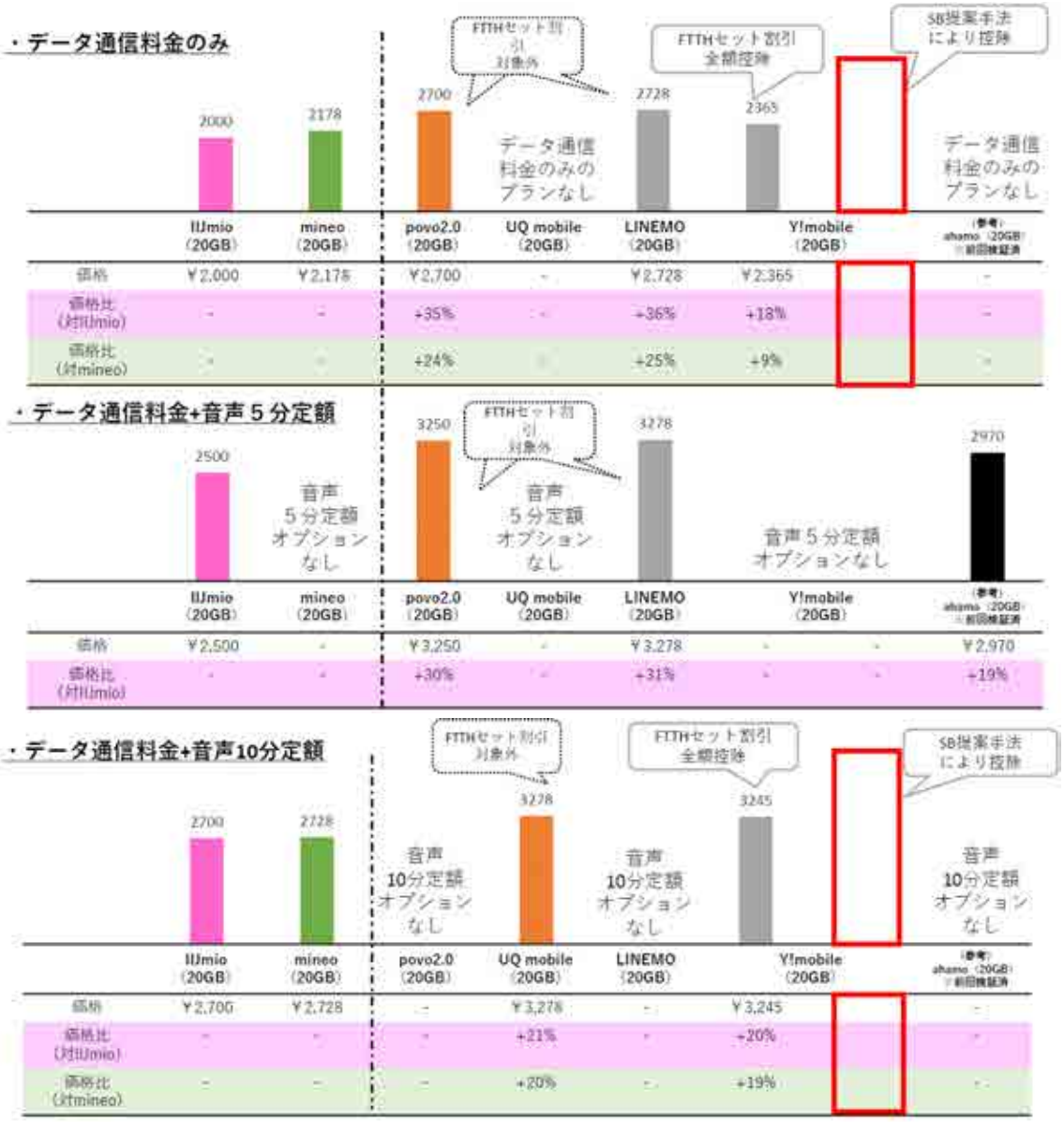

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋

【図5－11　料金の近接状況に関する分析（中容量帯プラン（20GB））】

この結果、povo2.0（20GB）については、MVNOの料金と一定程度近接している（24％～35％）ため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

UQ　mobile（20GB）については、MVNOの料金と一定程度近接している（20％～21％）ため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

LINEMO（20GB）については、MVNOの料金と一定程度近接している（25％～36％）ため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

Y!mobile（20GB）については、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除

した場合、MVNOの料金との近接度合いが高く（9％～20％）、特にmineoとの乖離が 10％未満であることから、基準①を満たすとみなすことが適当である。

＜基準②：具体的な課題に基づく要望＞

MVNOからは、昨年度と同様、転出する利用者に対して実施した転出先に関するアンケートの結果により、具体的な転出データが示された。

MVNOから寄せられた利用者の転出に関する課題を踏まえれば、

- 低容量帯においては、irumo（0.5GB）、irumo（3GB）、UQ mobile（4GB）、Y!mobile（4GB）及びirumo（6GB）が基準②を満たすとみなすことが適当である。
- 中容量帯においては、UQ mobile（20GB）及び Y!mobile（20GB）が基準②を満たすとみなすことが適当である。

なお、本研究会第七次報告書において、「今後は、MVNOが本件検証の要望をする際に、より説得力のあるデータを示すことができるよう、転出する利用者へのアンケート方法等について見直すことも考えられる。」とされているところ、今般、IIJ及びオプテージが示したデータでは、アンケート集計方法を改善したことにより、前回要望時に比べてデータ抽出数が増加している。これにより、前回要望時に比べて、より実態に即した説得力のあるデータが示されたと考えることが適当である。

＜基準③：検証の合理性＞

【最大通信速度が制限されたサービス等】

irumo（0.5GB）については、以下の点から、MVNOのサービス等と同等ではないと考えられることから、基準③を満たさないとみなすことが適当である。

- 現状、MVNO等のサービスは最大通信速度が制限されていないものが一般的と考えられること
- 一部のMVNOでは、最大通信速度を3Mbps以下に制限したプランが提供されているが、当該プランには容量制限が存在しないこと

【低容量帯サービス等の優先的検証】

UQ mobile 及び Y!mobile については、低容量帯（4GB）及び中容量帯（20GB）の両方において、基準①及び基準②の観点から検証対象となりうるが、現時点においては低容量帯のサービス等がMVNOの主力領域であることを踏まえ、モバイル競争環境に与える影響の大きさに鑑みて、今回の検証においては低容量帯（4GB）が基準③を満たすとみなすことが適当である。

＜検証対象サービス等について＞

基準①、②、③及びこれまでの本研究会における議論を踏まえれば、以下のサービス等について、本件検証の対象とすることが適当である。

【表5－1　検証対象サービス等】

事業者	ブランド等	データ容量	対象サービス等
NTTドコモ	irumo	3GB及び6GB	irumo
KDDI	UQ　mobile	4GB	ミニミニプラン
ソフトバンク	Y!mobile	4GB	シンプル2　S

総務省においては、これらのサービス等について当該サービス等を提供するMNOに通知した（令和6年2月1日）。これを踏まえ、MNO各社は、令和6年3月末、モバイルスタックテスト指針にしたがって当該サービスについて検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	irumo（3GB及び6GB）	（1）設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用（国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等） （2）営業費相当額 （3）利用者料金	○
KDDI	UQ mobile　ミニミニプラン（4GB）		○
ソフトバンク	Y!mobile　シンプル２Ｓ（4GB）		○

※検証対象サービス等の利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を”○”とする。

（出所）第 83 回会合資料 83－1（事務局資料）より抜粋

【図5－12　MNO各社における検証結果】

4. MNOによる検証結果の妥当性

（1）考え方

MNO各社が実施した検証結果は、いずれのサービス等についても利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である。

なお、検証に用いられた各項目については、本研究会において次のとおり考え方の妥当性が確認された。

＜設備等費用①:データ接続料相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、データ接続料相当額は次の式にしたがって算出することとされているが、MNO3社において適切に算出されていることが確認さ

れた。

$$\frac{\text{設備容量の上限値（Mbps）} \times \text{届出接続料の単価（円/10Mbps）}}{\dfrac{\text{最繁時トラヒック量（GB/BH）}}{\text{最繁時集中率（\%）}} \times 30.4\text{（日）}}$$

なお、以上の式の「設備容量の上限値」、「最繁時トラヒック量」及び「最繁時集中率」は、令和4年度の検証時と同様、MNO3社いずれも、対象サービス等ごとの値ではなく、全ブランド共通の値を採用しており、MNO3社で共通した考え方が用いられていることが確認された。

＜設備等費用②:音声接続料相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、音声接続料相当額は、MNOがMVNO（の利用者）に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうちどの程度の割合が接続機能を利用しているかにより、次のとおり算出することとされている。

- (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合
  基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。
- (ii)接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合
  基本料については音声伝送役務に係る卸役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定設備設置事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

この点、MNO3社において、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用している場合」に該当することから、以上のうち(i)に基づいて算出していることが確認された。

＜設備等費用③:その他の設備費用＞

モバイルスタックテスト指針において、その他の設備費用については、インターネット接続サービスに係る費用、P－GW[42]に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出することとされているところ、MNO3社においてモバイルスタックテスト指針に従って算出していることが確認された。

＜営業費相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、営業費相当額は、二種会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費（社会貢献活動に係る営業費

[42] Packet Data Network Gateway

等指定事業者のサービス等（それに付随するものを含む。）の提供を直接目的としないものを除く。また、検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用については営業費から除く。）の割合の直近5年間の平均値により算出することとされている。

この点、令和4年度の検証においては、検証対象サービス等がいずれもオンライン限定プランであったため、MNO3社において、対象サービス等の提供に際して発生しえない営業費（オンライン限定プランにおける店頭販売に係る営業費等）を除外した上で平成 29 年度から令和3年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出していたが、今般の検証対象サービス等は、いずれもオンライン限定プランではなく店頭で契約可能なプランであるため、店頭販売に係る営業費等の控除は行わずに、平成 30 年度から令和4年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出していることが確認された。

＜利用者料金＞

モバイルスタックテスト指針において、利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出することとされている。

この点、MNO3社において、音声通話料は対象サービス等の契約者に占める定額プラン加入者、準定額プラン加入者及びプラン未加入者の構成比等に基づき算出していることが確認された。

また、モバイルスタックテスト指針において、利用者料金に関する割引については、以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとされている（ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引は控除しないこととされている。）。

- 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあっては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあっては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- FTTHアクセスサービス（検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の事業者が提供するものを含む。）とのセット割引にあっては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の

割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額[43]。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

- 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格[44]及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該FTTHアクセスサービスに按分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。

検証対象サービス等αとＦＴＴＨアクセスサービスβのセット割引の割引額の総額：D
αの独立販売価格：P_α
βの独立販売価格：P_β
当該セット割引に紐付くαの回線数：N_α
当該セット割引に紐づくβの回線数：N_β

$$D \times \frac{P_\alpha}{P_\alpha \times N_\alpha + P_\beta \times N_\beta}$$

- 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

今回の検証においては、FTTHアクセスサービス等とのセット割引についてはいずれの検証対象サービス等も対象であり、家族割についてはUQ mobile（4GB）及びY!mobile（4GB）が対象であったが、利用者料金から、「FTTHアクセスサービスとのセット割引」に係る割引額が控除されるとともに、「検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引」として家族割に係る割引額が控除されており、モバイルスタックテスト指針に従って利用者料金を算出していることが確認された。

5. 次回以降の検証の進め方

（1）主な意見

① 事業者からの意見

＜検証時のFTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法＞

- FTTHアクセスサービス1回線とのセット割引に紐付く検証対象サービス等の1回線目については、独立販売価格による按分により算出することは妥当である一方、セット割引に紐付く検証対象サービス等の2回線目以降は、単に検証対象サービス等を契約したことにより得られる割引であるため、按分せず、全て検

[43] セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。
[44] 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

証対象サービス等に適用することを要望。【IIJ】

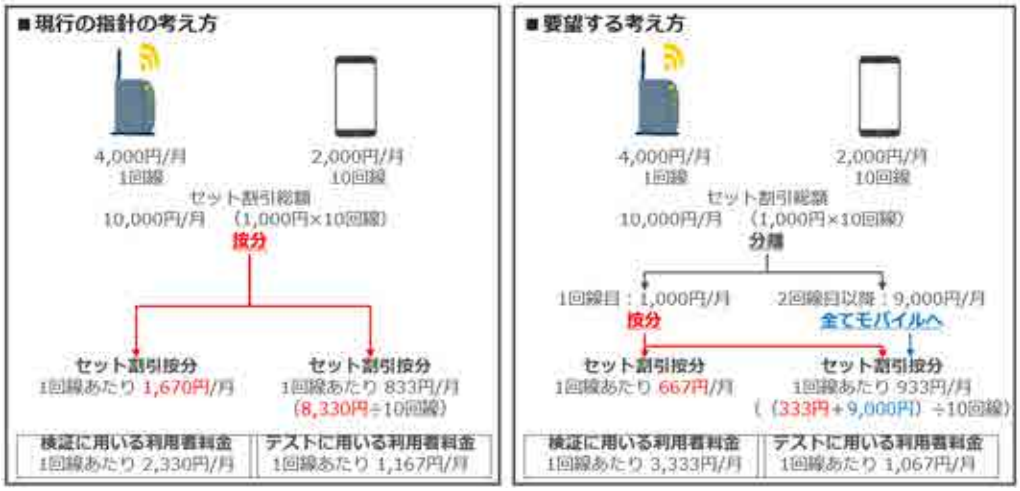

（出所）第 78 回会合資料 78－4（IIJ説明資料）より抜粋

【図5－13　IIJの提案するFTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法】

- 当社は、企業会計基準の独立販売価格を基に会計処理をしており、「競争ルールの検証に関するWG」では、実際の会計処理に従いセット割引を按分・検証すべきと整理された。【NTTドコモ】
- セット割引は、モバイル契約2回線目以降についても、単にモバイル契約により得られる割引ではなく、FTTHアクセスサービスとのセットにより得られる割引であるため、全てモバイルに適用するのではなく、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスに按分することが適当。現行のガイドラインに示されたセット割引の按分方法が適正であり、変更する必要はない認識。【NTTドコモ】
- 現行のガイドラインに規定されている割引額の算出方法は、会計処理上の基本的な考え方を踏まえて検討され、合理的な方法として規定されたもの。弊社としては、検証対象となった場合には、現行のガイドラインの算出方法のとおり検証実施に臨む考え。【KDDI】

  セット割引に要する費用は企業会計基準に従い、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの独立販売価格を基に按分しており、指針のとおり適用することが適切と考える。【ソフトバンク】

<u>＜ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とのセット割引＞</u>

- モバイル市場の競争に大きく影響があると考える「ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とモバイルのセット割引」についても考慮を要望。【MVNO委員会】
- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とのセット割引について、

明らかにモバイルの収益を原資としていること、割引後のリテールプライスを強く訴求していること等から、考慮が必要。【IIJ】

- モバイルスタックテストにおいて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とのセット割引を考慮すべきでないと考える理由は、特にない。【NTTドコモ】
- 弊社FTTHアクセスサービスとのセット割引を利用しているユーザ数と比較して、弊社ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引を利用しているユーザ数は限定的であるため、モバイル市場の競争へ与える影響については限定的であると考える。ルーターサービスとのセット割引をスタックテスト検証にて考慮する必要性については、当該割引サービスがモバイル市場の競争へ与える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、本会合にて十分な検討が必要であると考える。【KDDI】
- 仮に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引を考慮する場合は、FTTH アクセスサービスのセット割引と同じ按分方法を適用することが合理的と考える。【NTTドコモ】
- 仮に、ルーターサービスとのセット割引を考慮する場合、ガイドラインに規定されているFTTHアクセスサービスとのセット割引の按分方法を適用することが適当と考える。【KDDI】

＜家族割＞

- 割引後の価格をMNOが強く訴求している「家族割」も考慮を要望。【MVNO委員会】
- 家族セット割（複数回線契約割引）について、明らかにモバイルの収益を原資としていること、割引後のリテールプライスを強く訴求していること等から、考慮が必要。【IIJ】
- 家族セット割が適用されるサービスが仮に検証対象となった場合、現行のガイドラインの規定を踏まえ、当該割引額を利用者料金へ考慮して、検証実施に臨む考え。【KDDI】
- 家族割については、ガイドラインのとおり考慮する考え。【ソフトバンク】

＜特定決済方法割引[45]＞

- 割引後の価格をMNOが強く訴求している「非通信サービス等とのセット割」も考慮を要望。【MVNO委員会】
- 特定決済方法割引について、割引原資の出所は厳密には明らかではないが、自社グループ外へのキャッシュフローが存在しないこと、割引後のリテールプライスを強く訴求していることから、考慮が必要。【IIJ】

[45] 自社グループカード割等を指す。

- 特定決済方法割引の原資が、金融サービス側から支出されている場合は、モバイルスタックテストにおいて考慮すべきではないと考える。【NTTドコモ】
- 「au PAYカード支払い割」は、非通信サービス等とのセット割引に該当すると考えるため、利用者料金への考慮は不要である考え。【KDDI】
- ルーターサービスと同様、弊社カード割とのセット割引を利用しているユーザ数は限定的であるため、モバイル市場の競争へ与える影響については限定的であると考える。カード割引をスタックテスト検証にて考慮する必要性については、カード割引がモバイル市場の競争へ与える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、本会合にて十分な検討が必要であると考える。【KDDI】
- 非通信サービス等とのセット割引については、現行ガイドラインのとおり考慮しないことが適当と考える。【ソフトバンク】
- 当社の特定決済方法割引は2023年10月から提供が開始されたばかりであり、まずは、当該割引がモバイル市場に与える影響等について、必要に応じて確認していくことから始めるべきと考える。【ソフトバンク】
- 仮に、特定決済方法割引を考慮する場合は、FTTHアクセスサービスのセット割引と同じ手法で、モバイルサービス側と金融サービス側で割引額を按分する方法が合理的と考える。【NTTドコモ】
- 仮に、カード割を考慮する場合における算定方法については、各社の会計処理上の基本的な考え方等を踏まえ、検討する必要があると考える。【KDDI】

<u>＜データ接続料相当額の計算方法＞</u>

- 前回検証においては、データ接続料相当額の算定に当たって、メインブランドを含めた全ブランド共通の値が採用されたが、メインブランドの値が含まれることで過少に算出されるおそれがあるため、対象プランごとの値や費用を採用することが必要ではないか。【MVNO委員会】
- データ接続料相当額の算出について、当社はプランごとに設備を割り当てていないため、対象プランに限定した最繁時トラヒック量等は存在しない。【NTTドコモ】
- 当社は全てのプランを同一のネットワークで提供していることから、プランごとに設備容量の上限値やデータ接続料を分けることは不適切と考える。現行の指針の考え方（全ブランド共通の値を採用）は適切と考える。【ソフトバンク】

<u>＜営業費相当額の計算方法＞</u>

- 前回検証においては、営業費相当額の算定に当たって、メインブランドを含めた全ブランド共通の値が採用されたが、メインブランドの値が含まれることで過少に算出されるおそれがあるため、対象プランごとの値や費用を採用することが必要ではないか。【MVNO委員会】

- 営業費については、ブランド毎の新規契約者数で按分する方法が望ましい。【IIJ】
- 営業費について、新規獲得費用（新規契約の獲得における販売手数料等）は、MNOサブブランドとMVNOで大きく異なることが想定されるため、ブランド毎の活動状況に応じて割り当てることが必要。ブランド毎の新規加入者で按分する考え方は、至近の競争状況を反映したものであることから、一定の合理性を有するものと考える。【オプテージ】
- （プランごとに）直接把握できる営業費はごく一部の広告宣伝費及び代理店手数料等のみであり、コールセンターの運営費等の共通費用が大宗である点を踏まえれば、対象プランに限定した営業費を考慮する必要はないのではないか。【NTTドコモ】
- 事業者は、契約者の将来の利用も見据えた料金設定を行っており、プランの提供開始時等には、認知及び契約者の早期獲得を目的として、重点的に費用投下することがある。そのため、単年度の営業費相当額を直課や按分により、プラン毎の営業費を算出した場合、早期の認知拡大に資する費用の支出抑制や、事業者による自由な料金設定や営業活動の制限につながる虞があるため、適切ではないと考える。【NTTドコモ】
- プラン毎の営業費相当額の具体的な算出にあたっては、以下の課題もあり、対応は困難と考える。【NTTドコモ】
    - 広告宣伝費であっても容量別にプラン毎の訴求は行っていないため、プラン毎に直課することは不可能であること
    - プラン毎の新規契約者数を用いて按分する方法は、営業費にコールセンターの運営費等が含まれる点を踏まえれば、費用の態様に応じた適切な配賦基準ではないこと
    - 収入額比を用いて按分する方法は、現状の指針においても、サービス毎の利用者料金に対して営業費相当額（接続会計における営業収益に対する営業費の割合）を乗じて算定していることを踏まえれば、すでに収入に応じた営業費相当額が考慮されていること
- 営業費相当額の算定に当たり、営業費用をブランドごとに把握しようにも、ブランド単位で直課/配賦の費用を把握する仕組みがないため、ブランド単位での算出は困難。また、仮に、ブランドごとに把握する仕組みの導入を求められた場合でも、スタックテスト検証への対応のためだけに、ブランド単位で各部門において直課/配賦ごとに費用を登録・管理することに加え、配賦費用については適切な配賦基準で配賦する等、膨大な作業が必要となり、現実的に対応困難。【KDDI】
- 営業費相当額について、ブランドやプランごとに区分することは極めて困難。現

行の指針の考え方（全ブランド共通の値を採用）は適切と考える。【ソフトバンク】

- なお、固定通信分野におけるスタックテスト検証において、各サービスブランドやサービスメニュー毎の営業費相当額を設定していないことからも、モバイルスタックテストにおいてブランド毎に営業費相当額を算出することは不適切と考える。【ソフトバンク】

＜MNO・MVNO間の通信品質の同等性について＞

- 検証対象の選定において、MVNOは、通信速度や冗長性等、MNOと同等の通信品質を確保することが困難であることへの配慮も必要ではないか。【MVNO委員会】
- MNOのサブブランドは、MVNOと遜色のない料金でありながら、通信品質はMNO並み、かつTVCM、広告出稿など、MVNOでは成しえない強力な販促施策を実施できる点に疑義。特に、通信品質がMNO並みといった点を踏まえると、MVNOに卸す通信品質の改善等が実現できるのではないか。【MVNO委員会】
- MNOのサブブランド/廉価プランについて、通信品質水準等の適正性を確認したい。【MVNO委員会】
- モバイルスタックテストにおいては、当社ユーザへ提供する通信品質を基準に設備等費用を算出している。MVNOがMNOと同等の通信品質を求めるのであれば、MNO並みの帯域・冗長を調達することで、同等性を確保できるものと考える。【ソフトバンク】

② 構成員からの意見

＜総論＞

- MNOとMVNOの間でイコールフッティングを確保するという目的で、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことになるか否かを見ていくのがモバイルスタックテストの趣旨であるため、そういった影響を考える上では、一般論としては、可能な限り正確な把握が重要であると考える。さはさりながら、作業コスト等もあり、積み残しの論点もあるので、検討は慎重に行う必要がある。

＜ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とのセット割引＞

- 以前はFTTHアクセスサービスとのセット割引について議論を行ったが、様々な形のセット割引について、全て対応することは難しいかもしれないが、深掘りした議論が必要ではないか。
- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、モバイルスタックテスト指針に組み込んで考慮していくことが適当ではないか。

＜家族割＞

- 以前はFTTHアクセスサービスとのセット割引について議論を行ったが、様々な形のセット割引について、全て対応することは難しいかもしれないが、深掘りした議論が必要ではないか。（再掲）

＜特定決済方法割引＞

- 以前はFTTHアクセスサービスとのセット割引について議論を行ったが、様々な形のセット割引について、全て対応することは難しいかもしれないが、深掘りした議論が必要ではないか。（再掲）
- 特定決済方法割引について、モバイルスタックテスト指針に組み込んで考慮していくことが適当ではないか。

＜営業費相当額の計算方法＞

- 営業費について、広告を見ていると特定のサービスに限定したものが多いように思われるが、広告の内容で分けられないのであれば収入額比や新規加入者数で分けるのが適切かといった議論が考えられるのではないか。
- ブランド単位での費用把握は各社とも事実上難しいということで、この点についてはMNO各社の主張にも一定の合理性があるので、現行の方法（全ブランド共通の値を用いる方法）を維持することがよいのではないか。

＜MNO・MVNO間の通信品質の同等性について＞

- MNO・MVNO間で本当にクオリティの差があるのかという点を、客観的なデータにより確認することが必要ではないか。
- 少ない帯域を契約するよりも多くの帯域を契約する方が通信品質上有利であることは当然だが、サブブランドであることやMVNOであることを理由に通信品質の差異が生じることはないと考えて良いのか、今後検討していく必要があるのではないか。

（2）考え方

＜検証時のFTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法＞

現行のモバイルスタックテスト指針に示された按分方法は、MNOにおける実際の会計処理を踏まえ、本研究会における議論を経て決定されたものであるため、当該指針のとおり、FTTHアクセスサービスとのセット割引に紐付く全てのモバイル回線について、独立販売価格による按分の対象とすることが適当である。

＜ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とのセット割引＞

ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスは、それ自体がMNOが指定設備を用いて提供するデータ伝送役務である一方で、少なくとも現時点ではMVNOから同

等のサービスが提供されていない。また、同サービスとのセット割引について、現にMNO各社において、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様のセット割引が行われていること、一部のMNOにおいては一定の割合のユーザに当該セット割引が適用されていること等を踏まえれば、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当である。

その際には、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同じ按分方法を適用することが適当である。

なお、一部のMNOにおいては、モバイルルーターサービスとのセット割引やケーブルテレビサービスとのセット割引も行われているところ、総務省においては、~~ガイドライン~~モバイルスタックテスト指針の見直しの検討に当たり、これらのセット割引との関係についても慎重に検討することが適当である。

＜家族割＞

家族割については、現行のモバイルスタックテスト指針において「検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあっては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額」を利用者料金から控除するとされているとおり、今回検証時から考慮することが適当である。

＜特定決済方法割引＞

現にMNO各社において特定決済方法割引（d カードお支払割、au Pay カードお支払い割、PayPay カード割）が行われていることや、今般の特定決済方法割引の原資や会計上の処理に係るMNO各社の説明を踏まえれば、 特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当である。

その際には、割引の原資や会計上の処理に応じて、割引額のうちモバイルサービスに係る割引額を考慮することが適当である。

＜データ接続料相当額の計算方法＞

全てのプランを同一のネットワークで提供しているため、プラン毎の最繁時トラヒック量等を特定することが困難であるとの説明には一定の合理性があると考えられるため、前回検証と同様、全ブランド共通の値を採用することが適当である。

＜営業費相当額の計算方法＞

対象プランやブランドごとの営業費相当額を算出することについては、 MNO各社から、事業者の自由な料金設定や営業活動の制限につながるおそれがあるため適切ではない、ブランド単位での費用把握の仕組みがないことから算出が困難であり、そのような仕組みを導入することは現実的ではない、ブランドごとの新規契約者数又は収入額比により按分することは実態を適切に反映していない、といった意見が示され

た。

接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在の方法は、各社のモバイルサービスにおける平均的な営業費相当額を算出するという点で、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することが適当である。

＜MNO・MVNO間の通信品質の同等性について＞

検証対象サービス等の選定後に実際にMNOにおいて検証を行う際には、MNOの通信品質を前提として、MNOの接続料等と利用者料金の関係について確認を行うため、仮にMNO・MVNO間に通信品質の差異がある場合でも、検証結果には影響しないと考えられる。

MNO・MVNO間の通信品質の同等性については、モバイルスタックテストに限らず、モバイル接続料の適正性向上の観点等からも、引き続き状況を確認していくことが適当である。

＜次回以降の検証に向けた方針＞

今回検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと認められたことから、今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。

本件検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プランが発表された場合であって、競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速やかに検討することが適当である。

今回検証においては、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当である。

また、モバイルスタックテスト指針については、今回の検証の結果及び本研究会における議論を踏まえ、必要に応じて見直されることが適当であり、次回以降の検証に向けて、特に以下の点について、総務省において見直しを行うことが適当である。

- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮すること

3391 • 特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること

第6章　5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進

1．検討の経緯

5G（SA方式）については、本研究会において、機能開放形態を①L3接続相当（サービス卸）、②ライトVMNO（スライス卸／API開放）、③L2接続相当、④フルVMNO（RANシェアリング）に類型化し、各機能開放形態に関するMNO・MVNO間の協議状況を把握するために累次のヒアリングを実施してきた。

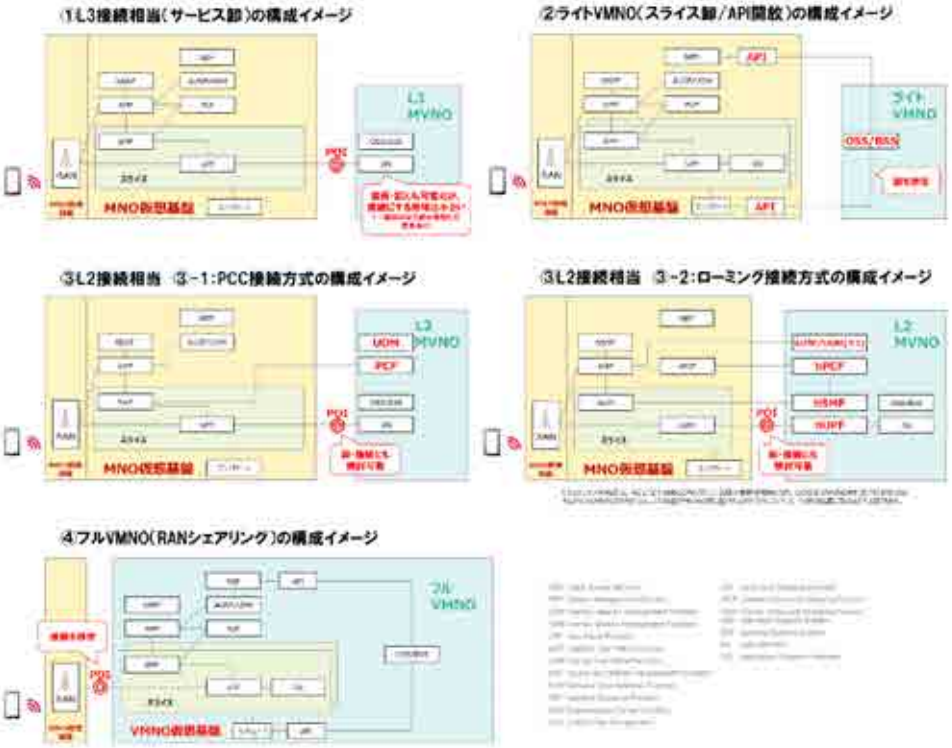

（出所）本研究会第五次報告書より抜粋

【図6－1　各機能解放形態の構成イメージ】

本研究会第五次報告書においては、4つの機能開放形態のうち、実現に向けたスケジュールが見通せるものとして①L3接続相当（サービス卸）及び②ライトVMNO（APIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用する限定的パターン）が挙げられた一方、②ライトVMNO（広範なAPI開放を行うパターン）、③L2接続相当及び④フルVMNO（RANシェアリング）については、スケジュールが見通せない状況であることが明らかとなった。こうした実現に向けたスケジュールが不透明な機能開放形態については、MVNOの要望及び標準化動向等を踏まえつつ、スケジュールを検討することが適当であること等が本研究会第五次報告書において整理された。

その後、本研究会においては、令和4年3月、令和5年3月に、それぞれ事業者ヒアリングを実施し、各機能開放形態の協議状況について改めて確認を行った。本研究会第七次報告書においては、各機能開放形態等の協議状況について以下のとおり整理された。

＜① L3接続相当（サービス卸）＞

MVNO独自のサービス提供が困難であることから協議の申入れは限定的であるものの、同方式は既にMNO各社において機能開放済である。MNOにおいては、MVNOから提供の要望があった場合には適切に対応することが期待される。

＜② ライトVMNO（スライス卸／API開放）＞

実装が遅延しているものの、MVNOから一定の提供要望があることを踏まえれば、スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNOの検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当である。

＜③ L2接続相当＞

MVNOからの要望が最多となっていることから、特にMVNOに対する適切な情報提供が期待されるところ、MVNOへの情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しない、MNO間でも協議に臨む姿勢に差があるとの指摘があった。L2接続相当についてはMVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要である。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠からの議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させることが適当である。

＜④ フルVMNO（RANシェアリング）＞

過去に類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。

また、本研究会第七次報告書においては、「①～④の各機能解放形態に関する協議に加え、MEC[46]の活用・連携についても、MNOは自社利用者向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供することが適当」、また、ヒアリングにおいては、5G（SA方式）の協議のみならず、IMS接続に係る協議が停滞しているとの指摘がなされたところ、「MNOにおいては、IMS接続に係る協議についても、MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要と考えられる」とした上で、「これまでの本研究会における議論を通じ、5G（SA方式）に関する事業者間の協議状況及び課題が一定程度明らかになっ

[46] モバイル・エッジ・コンピューティング。

てきたところ、MVNOからはMNOによる情報提供が不十分である点や協議が進まない点等が引き続き指摘されていることを踏まえ、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当」とした。今般、これを踏まえて、5G（SA方式）の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況について、改めて確認を行った[47]。

2．5G（SA方式）の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況

総務省において、アンケート調査及び本研究会におけるヒアリングを通して、MNO3社及びMVNOに対し、5G（SA方式）の機能開放に関する協議の状況等について確認を行った[48]。その結果は次のとおりである。

（1）MVNOにおける5G（SA方式）の導入意向

＜導入意向の有無＞

- 導入意向あり。【日本通信／フリービット／センターモバイル／オプテージ】
- 現時点では未定。【NTTコム】
- 現状はなし。【ビッグローブ】

＜導入意向がない場合、その理由＞

- 現状としては、利用者メリットがそれほど大きくないため、サービスは予定していない。【ビッグローブ】
- 市場動向等を注視しており、現時点では未定。【NTTコム】

＜導入意向がある場合、主に検討している機能開放形態及びその理由＞

- ③L2接続相当、④フルVMNO（RAN シェアリング）の2類型。各種通信に対してMVNOが付加的な処理・制御を実施することが可能である形態と認識しているため。【日本通信】
- 業務の幅が広がるため、③L2接続相当を検討中。②ライトVMNO（スライス卸/API 連携）、④フルVMNO（RAN シェアリング）に興味はあるが、情報がそろっていない。【センターモバイル】
- 収支を踏まえた上で、現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保するため、③L2接続相当を検討中。【オプテージ】

＜導入意向がある場合、現時点でのサービス提供開始希望時期＞

- 令和6年度中を予定。【センターモバイル】

---

[47] IMS接続に係る協議状況については、第3章参照。

[48] アンケート及びヒアリングは、モバイル音声卸における代替性の検証に係る事実確認（第3章参照）及び移動通信分野における改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況等の確認（第4章参照）と併せて行った。

（2）MNOにおける5G（SA方式）のサービス展開の展望

＜自社の5G（SA方式）サービス展開のロードマップ＞

- 当社は、お客さまの利用場所やシーン等のニーズに合わせて5G（SA方式）の提供エリアを展開していく。5G（SA方式）の契約者数や対応端末販売数の目標等については、サービス戦略に係る内容であるため、回答は差し控える。【NTTドコモ】
- 令和6年度以降、SA本格化に向け5G新周波数（sub6基地局）の活用を本格化していく。5G（SA方式）の特性を活かしたサービス展開については、現在様々な実証実験を通じ、ユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】
- 当社の5G（SA方式）サービスについては、順次5G（SA方式）サービスを展開していく方針。そのサービスを利用した拡販策についても、具体的な時期や数量（契約者数や対応端末販売数等）は経営上の機密情報に該当することから回答を差し控えるが、ネットワークの展開状況を見つつ検討していく計画。【ソフトバンク】

＜MEC・スライシングを活用した自社サービスの提供予定＞

- 当社のサービス戦略に係る内容のため、回答は差し控える。なお、当社が MEC・スライシングを当社のお客さまへサービス提供するにあたっては、可能な限り早期にMVNOに情報展開する考え。【NTTドコモ】
- MEC・スライシングについては、5Gの高速・大容量・低遅延の特性を活用できるよう、映像伝送、映像分析、遠隔操作・遠隔操縦等の様々な実証実験を行っている。これらの実証実験等を通じて、安定的な通信環境を提供するため、技術的な課題の検討を行い、様々なユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】
- 接続料の算定等に関する研究会（第 81 回）にて回答のとおり、GSMAの標準化ロードマップ上、国際ローミング構成において任意のスライスを用いた相互接続や MEC 提供の商用開始時期が明確になっておらず、提供の見通しは立っていない旨、MVNOと認識共有済。【KDDI】
- 当社の商用開始のスケジュールが見えてきた段階で情報提供を実施の上、MVNO からの具体的な要望があれば、協議に応じる考え。【KDDI】
- MEC について、一般的に、AR/MR/VR やクラウドゲーミングでの活用、コンテンツ配信高速化等に寄与すると想定しており、具体的なサービス提供に向け検討を進めているところ。【ソフトバンク】
- スライシングについて、低遅延・高速等の特徴を踏まえた活用をすることを想定。【ソフトバンク】

（3）MVNOにおける、5G（SA方式）の各類型についてのMNOとの協議状況

＜導入意向がある場合、MNOとの協議状況＞

- 5G（SA方式）について、まだMNOから情報がおりてきていないため不明。【センターモバイル】
- 5G（SA方式）の相互接続に関する協議を開始。当社から接続構成の提示を行ったものの、国際標準の策定遅れを理由に協議が停滞。【オプテージ】

＜導入意向がある場合、MNOとの協議状況＞

- 現状は行っていない。【ビッグローブ】
- 導入する場合の接続条件等について、必要に応じてMNOに対して情報提供依頼を実施している。【NTTコム】

＜MNOとの協議等における課題や問題の有無＞

- 現時点では特にない。【朝日ネット／センターモバイル／NTTコム／CTY】
- MVNOの要望を聞くというよりも、MNO側から「接続するのであればこのパターン」という例を、非公開を条件に示すようにしていただきたい。情報の非対称性がある状況で、MVNOの個別要望を聞きながら協議をするという姿勢では、お互いに労力の無駄が多すぎ、時間がかかりスタートが遅くなってしまう。【フリービット】
- 国際標準の策定遅滞により協議が停滞していることが課題であるため、国際標準の策定次第、MNOより速やかに接続方法についての提案をいただきたい。【オプテージ】

（4）MNOにおける、5G（SA方式）の各類型についてのMVNOとの協議状況

＜各機能開放形態における協議の最新状況＞

- ①L3接続相当については、令和4年8月に機能開放済。②ライトVMNOについては未定。③L2接続相当については、MVNOとの間で要求仕様の確定に向けた累次の議論を実施。3GPPにおける国際ローミングの標準化動向（直接接続方式について令和5年 10 月までに確定、中継接続方式については継続議論中であり、令和6年3月までに確定予定）を踏まえ、既に確定した情報での接続が実現可能であるか検討した上で、MNO網とMVNO網を直接接続する構成を当社より提案するなどしている。④フルVMNOについては未定。【NTTドコモ】
- ①L3接続相当については、令和4年2月に機能開放済だが、MVNOからの協議の申し入れはなし。②ライトVMNOについては未定。③L2接続相当については、一部MVNOから協議要望を受けて、提供に向けた協議を実施中。仕様変

更等により国際ローミングに係るGSMAの標準化作業が遅れており、それに伴い通信機器ベンダーの機能実装や開発のロードマップがまだ確定していない状況。具体的な費用やスケジュールの提示にあたって、標準化のステータスが確定的ではないものの、想定される設備構成や、一定の仮定の下での超概算額の提示可否等の継続検討を行い、引き続き協議を進めていく考え。④フルVMNOについては未定。【KDDI】

- ①L3接続相当については、令和5年3月に機能開放済。②ライトVMNO（APIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用する限定的パターン）については、令和6年度以降に提供開始予定であり、法人ユーザ向けAPI機能について、提供時期含め継続検討中。③L2接続相当については、令和4年11月からMVNOとの協議を開始済。標準化動向等について、最新の状況としては、国際ローミング（ハブ接続）の標準化は3GPPの Release18（令和6年3月見込み）に組み込まれる予定であり、標準化完了後、ベンダー側の開発が行われると想定。なお、現時点で国際標準化がなされている部分については構成等の確認を実施済み。④フルVMNOについては未定。【ソフトバンク】

＜MEC・スライシングに係る協議の最新状況＞

- MEC・スライシングについては、5Gの高速・大容量・低遅延の特性を活用できるよう、映像伝送、映像分析、遠隔操作・遠隔操縦等の様々な実証実験を行っている。これらの実証実験等を通じて、安定的な通信環境を提供するため、技術的な課題の検討を行い、様々なユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】（再掲）
- 接続料の算定等に関する研究会（第81回）にて回答のとおり、GSMAの標準化ロードマップ上、国際ローミング構成において任意のスライスを用いた相互接続や MEC 提供の商用開始時期が明確になっておらず、提供の見通しは立っていない旨、MVNOと認識共有済。【KDDI】（再掲）
- 当社の商用開始のスケジュールが見えてきた段階で情報提供を実施の上、MVNO からの具体的な要望があれば、協議に応じる考え。【KDDI】（再掲）

3. 主な意見

以上の結果について、構成員から次の意見があった。

- MVNO委員会からの意見の、国際標準化が未完了であることを理由に具体的な検討・協議が停滞しているという点について、MNOからの説明にあるとおり、国際標準化が一部完了するなど、多少進んでいるということであれば、協議を進展させていただきたい。
- MVNO委員会からの説明によれば、5G（SA方式）の交渉は一進一退で、進展の度合いはあまり芳しくないようである。MVNOの現在の主力領域は客単価の

低い低容量帯プランであると考えると、ヘビーユーザを対象とした5G（SA方式）の領域への進出に苦戦している状況について、MVNO振興として制度的に何らかの後押しをするといった配慮が必要ではないか。

- 5G（SA方式）の機能開放により競争が機能することで、新しいサービスやマーケットが創出されるといった点が期待されている。やはり、MNOとMVNOの間のイコールフッティングについて、MVNOがMNOと同時期に同等のサービスを提供できることが5Gにおける競争を機能させるという意味で大事なポイントと考える。その上で、5G（SA方式）の事業者間協議について、これまでも状況を確認してきたが、議論が深まっていないという認識であり、非常に懸念を持って注視してきた。ただし、L2接続相当については、国際標準が定まるとのことなので、今後は協議がよりスムーズにスピードアップしていくこととなると理解した。
- これまで、事業者間協議がなかなか思ったように進んでこなかった状況だったが、少し進展があるという点に安心した。

4. 考え方

MVNO委員会からのヒアリングにおいては、5G（SA方式）のビジネス展開や提供エリア情報など、将来展開に関する情報が乏しく、MVNOとしてビジネス判断や顧客への訴求が困難である点や、提供方法・技術条件等について、国際標準化が未完了であることを理由に具体的な検討・協議が停滞している点、また、網改造費や接続料等、コストの規模感が現時点で不明といった点についての懸念が示された。

また、MVNOに対する個社アンケートの結果、MVNOにおける5G（SA方式）の導入意向について、導入意向があるMVNO、現時点では未定、現時点ではないとするMVNOが存在することが確認された。①L3接続相当（サービス卸）、②ライトVMNO（スライス卸/API開放）、③L2接続相当、④フルVMNO（RANシェアリング）の4類型について、いずれの類型についても導入意向を持つMVNOが存在したが、「MVNOが付加的な処理・制御を実施することが可能である形態と認識しているため」、「現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保するため」といった理由から、特に③L2接続相当について検討を行っているMVNOが多い結果となった。

MNOに対するアンケートの結果、5G（SA方式）サービス展開のロードマップについては、具体的な形では明らかにされていないことが確認された。また、MECやスライシングの活用についても、各社が具体的なサービス提供に向け検討を進めている段階であり、具体的な商用開始時期は明確になっていないことが確認された。

MNOとMVNOの協議状況については、各機能開放形態について、前回ヒアリング時からは一定の進捗はみられるものの、新たな機能開放には至っていないことが確認された。こうした状況を踏まえ、各類型について以下のとおり考えることが適当である。

＜① L3接続相当（サービス卸）＞

MVNO独自のサービス提供が困難であることから協議の申入れは限定的であるものの、同方式は既にMNO各社において機能開放済である。引き続き、MNOにおいては、MVNOから提供の要望があった場合には適切に対応することが期待される。

＜② ライトVMNO（スライス卸／API開放）＞

引き続き、提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒しとなっている。MVNOから一定の提供要望があることを踏まえれば、スライシング技術に関する国際標準化の動向や API 開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当である。

＜③ L2接続相当＞

引き続き、MVNOの導入意向が強く、MNO各社とも協議を実施している。MVNOからは、提供方法・技術条件等について、国際標準化が未完了であることを理由に具体的な検討・協議が停滞している点、また、網改造費や接続料等、コストの規模感が現時点で不明といった点についての懸念が示された。他方で、一部のMNOからは、国際ローミング標準化が 2024 年3月確定予定であることを踏まえ、これまでに確定した情報を元に検討した網構成案をMVNOに提案したとの説明があった。こうした状況を踏まえ、国際標準化の確定後には速やかに協議を進展させることが適当である。

＜④ フルVMNO（RANシェアリング）＞

引き続き、各社とも提供時期について未定である。過去に類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。

5G（SA方式）に関する事業者間の協議状況については、MVNOからはMNOによる情報提供が不十分である点や協議が進まない点等が引き続き指摘されていることを踏まえ、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当である。

また、MNOにおいて、5G（SA方式）のビジネス展開や提供エリア情報、MECやスライスの活用の予定など、将来展開に関する情報が乏しく、MVNOとしてビジネス判断や顧客への訴求が困難であることから、L2接続相当の機能開放の実現時期等を含めた、5G（SA方式）機能開放のロードマップが必要と考えられる。

なお、ライトVMNO、フルVMNOといった新たな機能開放形態については、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で、技術的条件等の実現可能性の検討が必要である。このため、MNOにおいては、スライシング等の5G（SA方式）ならではのサービスの進

展に応じて、MNOからMVNOへの情報提供を充実させ、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化できるよう、事業者間で基本的な認識合わせを進めることが望ましい。

5. L2接続相当のアンバンドル機能化に向けて

特にL2接続相当の機能開放については、既にMNOは5G（SA方式）の提供を開始しており、今後の競争環境を考えれば、今後、アンバンドル機能と整理することが必要であると考えられるが、その時期等については、市場における競争状況や事業者間の協議状況、MVNOのニーズ等を踏まえて適切に判断することが重要と考えられる。

具体的には、5G専用のコア網（5GC）等、5G（SA方式）の提供に係る設備は既に第二種指定電気通信設備に該当していると考えられることを踏まえれば、5G（SA方式）のL2接続相当について、MVNOガイドラインに記載されたアンバンドル要件[49]を満たす場合には、二種接続料規則を改正し、L2接続相当を同規則第4条のデータ伝送交換機能の一類型と位置づける[50]ことが考えられる。

本研究会第82回会合においては、事業者間協議状況及びアンバンドル要件への適否等を踏まえ、L2接続相当のアンバンドル機能化の是非、アンバンドル機能と整理する場合における具体的な機能提供開始時期及び接続料の算定方法について検討を行った。

（1）主な意見

① 事業者からの意見

<u>＜L2接続相当のアンバンドル機能化の是非＞</u>

（MNOからの意見）

- 当社は、5G（SA方式）L2接続相当についてMVNOからの要望を踏まえ、真摯に協議を重ねており、本研究会第 81 回にてプレゼンしたとおり、標準化動向を

[49] MVNOガイドラインにおいては、①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合にアンバンドル機能を設定するとされている。

[50] MVNOガイドラインにおいては、データ伝送交換機能がアンバンドル機能と位置づけられているが、二種接続料規則において、データ伝送交換機能とは「第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定異動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。」とされており、5G（SA方式）のL2接続相当はこれに該当しない。

踏まえ接続構成を自ら提案も実施しているところである。5G（SA方式）L2接続相当は、①～④全てのアンバンドル要件を満たす場合は、アンバンドル機能に整理することが適当だと考えるが、現時点ではその状況にはない認識。なお、当社は、5G（SA方式）L2接続相当がアンバンドル機能と整理されるか否かに関わらず、機能提供に向けて引き続きMVNOと真摯に協議を実施していく考え。【NTTドコモ】

- 5G（SA方式）L2接続相当については、現時点においては、アンバンドル要件のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であることや、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことについて、まだ明確に満たしている状況にはないと考える。この点、MVNOからの要望の実現に向けて引き続き真摯に協議していく考え。【KDDI】
- また、MNOのサービス提供開始時期や要望を受ける時期（①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること）も同じであるとは限らず、設備構成も異なる可能性が考えられる。一部のMNOが4要件を満たさない段階で「アンバンドル機能」と位置付けた場合、当該MNOは二種接続料規則違反となる恐れがあることから、「アンバンドル機能」と整理するかどうかやその時期等については慎重に検討する必要があると考える。【KDDI】
- MVNOガイドラインには、『上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること、の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。』とされている。こうした点を踏まえれば、まずは引き続き協議状況を注視し、当該機能がアンバンドル要件に照らしてどのような状況にあるのか丁寧に議論を行い、必要に応じてまずは「開放を促進すべき機能」に設定するなど、段階的に検討を進めていくことが必要と考える。【KDDI】
- 5G（SA方式）L2接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中。したがって、アンバンドル機能についてはMNO各社において本方式の仕様・提供時期についての具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべきと考える。【ソフトバンク】

（MVNOからの意見）

- 5G（SA方式）L2接続相当について、アンバンドル機能と整理することが望ましいと考える。【日本通信】
- MVNOが今後も継続的に事業を行っていくには、5G（SA方式）の提供は必須であると考えることから、アンバンドル要件に該当し、アンバンドル機能と整理す

ることができるのであれば、MNOとの協議の促進が図られるものと考える。【IIJ】
- アンバンドル機能として整理することが適当であると考える。【フリービット】
- MVNO事業者による柔軟かつ自由度を持った5G（SA方式）サービス創出のためには、アンバンドル機能として機能開放いただくことが必要と考える。【オプテージ】

＜L2接続相当をアンバンドル機能と整理する場合における具体的な機能提供開始時期＞

（MNOからの意見）
- 5G（SA方式）L2 接続相当についての協議状況は、本研究会第 81 回における当社プレゼン資料のとおりであり、具体的な機能提供開始時期は現時点では未定。【NTTドコモ】
- 5G（SA方式）のL2接続相当と同等の仕組みである、国際ローミングを提供したタイミングで機能提供することが適切と考えており、アンバンドル機能の整理によるものではないと考える。また、接続料については、ネットワーク構成が5G（NSA方式）でのL2接続と同等になるのか、5G（SA方式）の特徴の一つであるスライスをどのようにMVNOに提供するのか不透明であることから、アンバンドル機能化の是非の検討において、あるべき接続料体系等（何が接続料となるのか網改造費用となるのか等）も踏まえ丁寧に議論すべき。【ソフトバンク】

（MVNOからの意見）
- MNOは既に5G（SA方式）の提供を開始している状況であることから、早期に機能提供されることが望ましいと考えるが、国際ローミングに係る国際標準化が令和6年3月に完了予定で、その後の各種ローミングガイドラインの策定作業が行われることを想定すれば、令和7年度当初から機能提供開始が現実的ではないかと考える。【IIJ】
- 手続きやMNO側での検討もふまえ、令和6年度中が適当であると考える。【フリービット】
- 機能提供開始時期については、既にMNO各社が5G（SA方式）サービスを開始済みであることから、MNOとMVNO間のイコールフッティング確保に向け可能な限り早期の提供が必要と考える。【オプテージ】

＜L2接続相当をアンバンドル機能と整理する場合における接続料の算定方法＞

（MNOからの意見）
- 接続料の算定は、接続料研（第 33 回）にてプレゼンしたとおり4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を別々に設定する場合、5G（SA方式）の立ち上げ期におい

て高額になることが想定されるため、一体として設定することが適当だと考える。【NTTドコモ】

- 接続料は、設備構成と、当該設備に係るコストに応じて算定するものと考える。【KDDI】
- 接続料については、ネットワーク構成が5G（NSA方式）でのL2接続と同等になるのか、5G（SA方式）の特徴の一つであるスライスをどのようにMVNOに提供するのか不透明であることから、アンバンドル機能化の是非の検討において、あるべき接続料体系等（何が接続料となるのか網改造費用となるのか等）も踏まえ丁寧に議論すべきであり、それがなされていない現状において接続料のあるべき算定方法について申し上げることは困難と考える。なお、仮に5G（NSA方式）でのL2接続と同等のネットワーク構成かつQoSであり、帯域課金を前提とするのであれば、4G・5G（NSA方式）と一体として設定することもあり得ると考える。【ソフトバンク】

（MVNOからの意見）

- 接続料については、現時点においてMNOが5G（SA方式）による提供エリアが限定的あることを考えれば、別々に設定した場合、高額な接続料になることが考えられる。そのため、MVNOが継続的に事業をしていくには、4G・5G（NSA 方式）と一体として設定すべきではないかと考える。【IIJ】
- 5G SAのみ単独で算出した場合、高額な接続料になると想定されます。もし逆にサービス開始当初から4G・5G NSAと同等の接続料となるようなら別々に設定して良いと考えます。MNO側に試算いただき、その結果で判断いただければと思います。本来の5GであるSAについては、手に入りやすい価格とし、広く使える環境を整え、魅力あるユースケースを発信することが最優先であると考えております。【フリービット】
- 接続料について、今後、一般消費者向けサービスとして、4G/5G（NSA方式）と5G（SA方式）が一体的なモバイルサービスとして提供されることが想定されるのであれば、基本的には接続料を一体として設定することは一定の妥当性を有するものと考えます。一方、5G（SA方式）の開始当初は5G（SA方式）サービスを導入・提供していないMVNOが多数存在することも想定されるところ、仮に4Gのみを提供している事業者にとって大きく不公平が生じるような場合は、例えば、一定期間について別々に接続料を設定するなどの考慮が必要と考えます。【オプテージ】

⑤ 構成員からの意見

- 国際標準化が間もなく完了するという微妙な時期であることも踏まえ、ある程度短

いスパンで協議状況を追っていかなければならないという観点から、L2接続相当に係る協議状況等について、MNOから総務省に対して四半期ごとに報告をしていただくことが妥当ではないかと考える。

- 具体的な制度設計の準備・議論をスピードアップして始めなければならないので、MNOからは今まで以上にこまめに報告いただくことが必要であり、四半期ごとに報告いただくことで結構だと考える。
- L2接続相当について、接続ルールを準備しなければならないということで、まずは方向性を定めて議論を始めていかなければならないと思っている。その意味で、基本的には、アンバンドル機能の要件に従ってアンバンドル機能化の議論を進めていく必要がある。現状要件を満たしていないとの意見もあったが、どの要件が今後どのような形で整っていくのかも議論しながら、アンバンドル機能化や接続料について、できるだけ早く方向を定めて議論を始められるようにしていくべきと考える。
- 5G（SA方式）と4G・5G（NSA方式）を一体とするか、それとも別々に考えてコストを計算したほうが良いのかという点について、5G（SA方式）を推進する立場からすれば、初期の立ち上げを容易にするために一体とする方が良いと考えるが、例外的に、5G（SA方式）導入の意向がなく4Gで十分だというMVNOにとっては割高になるのではないかという意見もあり、慎重に議論したい。
- 現在の4G・5G（NSA方式）のデータ接続料は帯域課金だが、5G（SA方式）で例えばIoTサービスを提供するので超多元接続しか使わないというMVNO向けの接続料を帯域課金にするのが良いのかどうかといったこともしっかり検討する必要がある。

（2）考え方

L2接続相当が、アンバンドル機能の要件を満たす場合には、二種接続料規則を改正し、 L2接続相当を同規則第4条のデータ伝送交換機能の一類型と位置づけることが考えられる。

他方、一部のMNOからは、現時点においては、アンバンドル要件のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であることや、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことについて、必ずしも満たしていないとの考えが示された他、L2接続相当をまずは「開放を促進すべき機能」に位置づけるといった考え方が示された。

また、機能開放の時期について、現時点の状況を踏まえると、令和6年3月に予定される国際ローミングの標準化の確定後に速やかに協議が進展する場合であっても、L2接続相当の機能開放は令和8年度以降となる見込みである。

既にMNOは5G（SA方式）の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当である。

ついては、事業者間協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況及び機能開放の時期についてMNOからの四半期ごとの報告を求め、その状況を注視しつつ、L2接続相当をアンバンドル機能と位置づけるタイミングについて検討を行うことが適当である。

この点について総務省においては、MNO3社に対して、L2接続相当の機能開放に係るMVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題、検討状況及び実現時期の見込みを含め、具体的に報告を行うよう要請を行った（令和6年4月22 日）。

L2接続相当をアンバンドル機能と整理する場合における接続料の算定方法については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）を踏まえ、5G導入当初は、データ伝送交換機能の接続料について、 4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する方法が認められている。今後、5G（SA方式）のL2接続相当の機能開放に向けて、接続料算定の考え方について改めて整理することが必要と考えられる。

一部のMNO及びMVNOからは、 4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定することが適当との考え方が示された。他方で、当面、5G（SA方式）サービスを導入・提供しないMVNOも存在することも想定されるため、 5G（SA方式）の進展により4G・5G（NSA方式） のみを提供する事業者にとって大きく不公平が生じることにならないか等については考慮が必要と考えられる[51] 。

ついては、本研究会においてモバイル接続料を検証する際に、MNO各社のネットワーク構成等を確認しつつ、まずは、既存の接続料（音声伝送交換機能及びデータ伝送交換機能）における費用及び需要等と5G（SA方式）に係る費用及び需要等の関係について検証を行い、引き続きL2接続相当の接続料算定について検討を進めることが適当である[52]。

---

[51] 例えば、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定する場合には、5G（SA方式）に係る設備投資により原価が上昇することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOが5G（SA方式）に移行することにより、4G・5G（NSA方式）の需要が減少し、4G・5G（NSA方式）の接続料が上昇する可能性がある。

[52] 既存の接続料における費用及び需要等と5G（SA方式）に係る費用及び需要等の関係については、第2章参照。

第7章 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

1. 検討の経緯

事業者が、自らの設置する電気通信設備を第一種指定設備と接続する際には、NTT東日本・西日本が整備・運用する情報システムを利用する必要がある場合がある。こうした場合に利用される情報システム（以下「接続関連システム」という。）の運用・改修等に係るコスト（以下「接続関連システム経費」という。）については、接続会計上、第一種指定設備に係るコストの一部として、それぞれ接続料の原価となっている。

接続料の原価となる接続関連システム経費については、接続料の算定方法の原則に照らせば、能率的な経営の下における適正な原価となることが必要である。特に、接続事業者のみがそのコストを負担し、NTT東日本・西日本の指定設備利用部門は負担しない整理とされているものについては、適正性・透明性を確保する必要が高いと考えられる[53]。

なお、NTT東日本・西日本は、原則として、接続関連システム等の整備・運用に関連する業務について、システムインテグレーター等の別会社に委託等を行っている。具体的には、接続関連システムの情報システム資産（ハードウェア、ソフトウェア）を自社で保有せず、委託先のシステムインテグレーター等に保有させている。

NTT東日本・西日本は当該システムの利用の対価として、システム使用料を支払い、改修を行う場合、委託先のシステムインテグレーター等に改修も委託し、必要な経費をNTT東日本とNTT西日本で按分している場合がある。

（出所）第 78 回会合資料 78－6（事務局資料）より抜粋

【図7－1 回線管理運営費原価である場合のイメージ】

これに関して、接続関連システム経費の適正性を確保するための取組については、

[53] 例えば、回線管理運営費については、接続事業者のみが受益するものであることを踏まえ、相互接続回線（加入者回線等のうち、接続事業者が利用する回線）の回線数を需要として算定されているため、指定設備利用部門との振替接続料の整理を加味せずとも、接続事業者からの接続料収入とコストが一致する。

これまでも累次にわたり行われており、例えば

- NTT東日本・西日本が開催する接続事業者向け「システム意見交換会」における接続関連システムの改修内容、コスト、接続料への影響等に関する説明及び意見交換の実施
- 網改造に係るソフトウェア開発費の適正性に関する協議手続の設定[54]
- 手続費等に関するシステム経費の接続料算定根拠資料における内訳の開示

等が行われている。

こうした中、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定[55]等に際して、情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集（本年5月 27 日～6月 26 日及び6月 29 日～7月 12 日実施）では、関係事業者から、システム開発経費の適正性・透明性に関する意見があった[56]。

【将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に係る意見募集における関係事業者の意見】

- 接続制度の議論を経て制度変更を行う際や、NTT東日本・西日本の提案、または接続事業者が要望する運用変更の実現には、都度システムの改修が必要となる。システム改修の内容や費用については、定期的にNTT東日本・西日本から接続事業者向けに説明会が行われているが、提示されるシステム改修費用が適正な金額であるかについては、接続事業者側で確認する手段がない。今後はシステム改修費の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進も検討していく必要がある。そのためには、調達条件などについての公開や透明性の確保が行われるべきと考える。【SNC】
- 左記の意見（注：SNC意見）のとおり、制度変更・運用変更の際に、NTT東日本・西日本にて実施されるシステム開発・改修については、かかる費用が接続料に算入されることから、その適正性・透明性の確保が必要であると考える。したがって、今後も費用の削減・効率化等について対応いただくとともに、透明性確保の観点から、NTT東日本・西日本においては、調達条件等のシステム開発・改修に関する情報を開示いただき、その適正性について総務省において検証をいただく必要があると考える。【KDDI】
- NTT東日本・西日本のシステム改修費用の公開について、SNCの意見に賛同。

[54] NTT東日本・西日本接続約款第14条及び第15条

[55] NTT東日本・西日本は令和5年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和7年3月31日までに、総務省に報告することとされており、その結果に基づいて、今後、所要の検討を行うことが適当である。

[56] 同時期に実施した本研究会第七次報告書（案）に対する意見募集でも、加入光ファイバ接続料における残置回線の取扱いに関して必要となるシステム改修に関係して、概ね同旨の意見があった。

NTT東日本・西日本において実施されるシステム改修に関しては、基本的に総額のみが開示される状況であり、接続事業者から、細分化した機能ごとのコストの開示を求めた場合にも、開示いただけないことが多い状況。接続料にも影響があるシステム改修費用について、NTT東日本・西日本において細分化した機能ごとのコストを提示し、接続事業者側で必要な機能を取捨選択し、システム改修費の低減化を図れるようにすべきと考える。【ソフトバンク】

- 接続事業者に利用いただくシステム改修にあたっては、事業者説明会の場（システム意見交換会）で、接続事業者へ改修内容や費用について説明し、改修の是非について合意を図った上で進めているところ。また、システム改修にあたっては関連システムとの連携にも配意しつつ、システム関連コストの全体的な低廉化や品質の維持・向上を実現できるように調達をしているところであり、これらの点についても必要に応じて事業者説明会の場等で丁寧な説明を実施し、接続事業者様のご理解を得ながらシステム改修を進めていく考え。なお、システム改修費の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進については、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き取り組む考え。【NTT東日本・西日本】

これら意見に対して、同審議会は「ネットワークの仮想化等が進展する中、指定設備の機能においてソフトウェアの果たす役割は増大していくことが予想されるところ、今後、必要に応じ、総務省において検討を深めていくことが適当」との考え方を示している。

また、本研究会第 74 回会合では、残置回線に係るシステム改修等に関連して、構成員より次の指摘があった。

> システム改修においては、後々、こういう情報や機能を追加しておけばよかったという状況となるようなことがないように、開発段階で各事業者の意見が反映されるよう、できるだけ透明性のあるプロセスでシステム改修を進めていただきたいと思っています。
>
> そもそも、システム改修費は接続料で各事業者が応分の負担をするものなので、運用等をNTT東日本・西日本が行うとしても、それはNTT東日本・西日本のものというよりは皆のものであるという考え方に立つべきだと考えております。その意味では、システム改修費についても、仕様書や見積りといった情報を関係者、あるいは総務省とできるだけ共有できるような形も考えていただきたいと思います。
>
> 大学でも、ある一定の金額を超える物品の購入やシステム改修に関しては必ず入札や相見積りを取るなどの手続を踏むことになっていますので、今回のようなシステム改修のプロセスについても、透明性確保という観点で議論をしていただきたいと思います。

これらを踏まえ、本研究会では、NTT東日本・西日本の接続関連システム経費について関係事業者のヒアリングを行い、適正性・透明性の確保と簡素で効率的なシス

テム実現の観点から、必要な検討を行った。

2. 議論の経過

（1）検討事項

接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保に係る現状に関して、

- （1）事業者間において行われている現在の取組（接続事業者への説明等）の状況
- （2）NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われている現在の取組の状況
- （3）（1）及び（2）に関する問題意識と、関連する提案等

について関係事業者にヒアリングを行い、確認を行った。

加えて、接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保と簡素で効率的な接続関連システムを実現するために、

- （4）NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議において留意すべき事項

を整理しつつ、

- （5）必要な情報開示は、どのように行われるべきか。情報開示に障壁がある場合、どのように対応すべきか。
- （6）NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議を円滑化するために、接続約款等に　おいて必要な制度的措置はあるか。
- （7）NTT東日本・西日本における接続関連システムに係る委託コスト等の論点について、接続料の適正性の観点から検討すべき点はあるか。
- （8）接続約款認可プロセス等における総務省の関与は必要か。必要である場合、どのようなものか。

等の接続関連システム改修経費の適正性・透明性を確保するための方策について、検討を行った。

（2）主な意見

①　事業者からの意見

<u>＜事業者間において行われている現在の取組（接続事業者への説明等）の状況＞</u>

- 当社でシステム開発を行う際には、機能数や工数を精査した上で見積の妥当性を判断し、機能数・工数を詳細に把握することにより開発の主導権を握り、ベンダーの言い値で費用が高止まりすることを防止しているが、NTT東日本・西日本が開示している情報だけでは、開発費の根拠となる情報が不足。NTT東日本・西日本や委託先の経営情報に触れる内容もあるので、全て開示できないことは理解できるが、現状の開示情報（総開発費、接続事業者が見える範囲の

作業範囲等）だけでは妥当性の判断ができない状況。想定ベースで開発規模を推し量った上で適正性を判断することになり、健全な議論ができない。【SNC】

- 影響箇所が同じ開発においても、想定機能数に大きくバラつきがあり、現状の情報のみで判断すると開発規模の適正性に違和感がある。適正な価格で発注する努力は、NTT東日本・西日本においても行われていると思うが、接続事業者から見えづらい。機能数や工数について、明らかに不自然であったり、（接続事業者において、）疑問があったりする場合に、指摘・確認することにより経費の低減に繋がるのではないか。【SNC】
- 双方向番号ポータビリティに係るシステム開発では、機能毎の開発費用の確認を求めたが、NTT東日本・西日本の任意での費用区分以外の情報は開示不可であった。コロケーション業務支援システムに係る開発では、コロケーション料金への影響額が非開示とされた。【ソフトバンク】
- （接続関連システムの開発では、）NTT東日本・西日本都合のスケジュールが検討されているが、NTT東日本・西日本のシステムと連携して独自のシステムを構築しているところ、当社の開発スケジュールにも合わせた柔軟なスケジュール調整ができないケースがある。【ソフトバンク】
- 6か月前に詳細資料の開示があるまで、個別の問合せに確実な回答を頂けないため、想定を置いて先行的に（社内システムの）開発に着手するが、詳細資料の開示時に想定外の追加の仕様があった場合、追加の工数・予算が発生し、最終的に当社のシステム開発が間に合わない場合がある。【ソフトバンク】
- システム意見交換会では、活発な議論をするというよりは、結果をNTT東日本・西日本から共有されるという形が実態だと思うが、会合前に、要望した案件について、個別にNTT東日本・西日本とやりとりしているのは事実。【ソフトバンク】
- 開発着手前における改修費用の概算額は開示されているが、実績額（改修費用及びその接続料への影響額）が開示されていないので、概算・実績間差分の発生状況を接続事業者が確認できない。また、回線管理運営費に影響が生じる期間が開示されていないので、開発項目毎に減価償却期間が異なるのか等を接続事業者が把握できない。【KDDI】
- NTT東日本・西日本で個別に協議することもあり、全て回答があるわけではないが、ある程度情報開示いただいている。【KDDI】
- 接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続事業者の要望を聞き、使いやすさや安全性のほか、限りある経営資源の有効配分の観点からシステム開発内容・費用の最適化に向けて取組を進めてきた。今後も、接続事業者の質問に引き続き真摯に答えながら、接続関連システムの開発費用の適正性・透明性の確保に向け、一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努める。【NTT東日本・西日本】

- これまでも、接続事業者とNTT東日本・西日本のオペレーションに係るトータルでの業務効率化と品質向上による体験価値の向上を目指し、機能開発に取り組んでいる。接続事業者の要望等に基づき、年間約5～6件の機能追加を実施している。【NTT東日本・西日本】
- 定期的（年に2回（目安））にシステム意見交換会を開催し、接続事業者の意見・要望を頂くため、接続関連システムに係る情報（開発内容、開発概算額、接続料への影響額、運用開始時期等）を示している。意見・要望については、要望事業者と協議の上、システム改修による実現が可能で、全接続事業者の利便性向上に資するものについては、システム意見交換会に検討内容を付議している。（会合での）意見の結果、開発内容を変更した事例もある。【NTT東日本・西日本】
- 開発着手後、接続事業者の準備のため、提供開始日の6ヶ月前・3ヶ月前・1ヶ月前に具体的な仕様・操作方法等を伝達。【NTT東日本・西日本】

＜NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われている現在の取組の状況＞

- 新たなシステム開発については、社内ルールとして複数社から相見積を取得することを規定。ただし、あるベンダーが有している経営資源、能力等を利用しないと施策が遂行できない場合は、特定のベンダーへの委託を認めている。その場合も、過去の実績から目標価格を設定し、委託先ベンダーから提出された見積内容を検証するとともに、コストを発生させる要因となる機能を見極めて、既存機能の流用や実現方法の代替案を提示する等の交渉を行い、開発費用の抑制に努めている。実際、当社の代替案の提示により、半額程度になった事例もある。【NTT東日本・西日本】
- （既存ベンダー以外に委託する場合、）移行作業のため、稼働しているシステムを停止せざるを得ず、また、NTT東日本・西日本の他のシステムとの連携を勘案すると、連携部に係る試験・実装に莫大な開発期間・コストが必要。【NTT東日本・西日本】
- 接続関連システムは、接続事業者を含めた電気通信事業全体の運営を支える基盤。秘匿性、安定的かつ安全な運用といった信頼性の確保も大切な要件となるため、現在、既存ベンダーに委託しているが、一部の簡易なシステムではローコードでの内製開発によるコスト低廉化等を検討。【NTT東日本・西日本】
- 交渉の結果を案件ごとに具体的に説明いただくことが重要。接続約款変更認可申請で、総務省に対し交渉の状況や結果を説明いただき、総務省はこれを公表することが適当。【SNC】

＜今後の取組に係る提案等（情報開示関係）＞

- システム意見交換会を単純に開発費を通告する場ではなく、本来の趣旨どおり、システム改修の要否について意見交換する場とするため、開発費の妥当性を判断するために必要最低限の情報を開示いただきたい。改修が必要な機能数及び各機能の改修に必要な工数を追加的に開示いただきたい。【SNC】
- 開発体制について、開発に必要な工数のほか、全体の体制・スケジュールを開示いただきたい。内容に応じてベンダーの了承が必要となるものもあると想定するが、守秘義務のある（接続）事業者に対しては開示可能と考える。【SNC】

  ⇒この意見に関し、次のやりとりがあった。
  - 委託は一次請までを基本としているが、規模に応じて二次請を活用することがある。案件毎の具体的な人員数等については、当社から具体的な指定をしておらず、委託先が状況に応じ最適な人員数を判断して業務を遂行しているものであり、その契約の性格上、委託先の具体的な開発に係る人員数は把握することとしていない。当該情報は委託先にとって、委託元が求める仕様・納期に対応するために積み上げてきたノウハウであり、開示により競争上不利になり得るという観点で経営情報に該当すると認識。当社への規制の中で開示を義務づけることは不適切。【NTT東日本・西日本】）
  - 透明性を確保する観点からは、少なくとも機能ごとの開発規模・工数等の妥当性について、NTT東日本・西日本による検証の結果を説明いただく必要。【SNC】）
  - 費用対効果を踏まえた機能の取捨選択や、機能の性質（便益とその帰属主体）に着目した費用按分に関する議論のために、開発費用及び接続料・手続費・コロケーション費用等への影響は機能別で開示すべき。接続事業者の要望があれば、工数が大きい理由等、開発事項・規模に関する適正性の判断に資する情報も開示すべき。【ソフトバンク】
  - 開示不可の情報については、機能の取捨選択や開発額に係る議論があり、事業者から強い要望がある場合には、開示可能な範囲で接続事業者に説明するとともに、総務省等の守秘義務を持つ中立的な第三者に情報を開示し、適正性を確認する等の方法が考えられる。【ソフトバンク】
  - 実績額、回線管理運営費に影響が生じる期間を新たに情報開示いただきたい。【KDDI】
  - 今後、改修が予定されている案件（引込線転用、残置回線等）は開発規模が大きく、接続事業者に多大な影響が発生し、透明性・適正性が十分でない場合、事業者間の協議が難航することも想定。今回議論・整理された情報開示方法等については、可能な限り早期に実現・対応いただきたい。【KDDI】

＜今後の取組に係る提案等（スケジュール関係・その他）＞

- 運用開始日・詳細仕様の周知時期は、接続事業者のシステム対応に要する期間を踏まえて、協議の上で決定すべき。特に新システムの開発の場合、接続事業者側システムも大幅改修となるため、個別に依頼しているが、十分な開発期間と事前の試験環境を設定いただきたい。【ソフトバンク】

  ⇒この意見に関し、次のやりとりがあった。

  - 提供開始日について、全接続事業者の合意があれば後ろ倒しする調整を検討する。【NTT東日本・西日本】）
  - 提示された提供開始日に開発が間に合わない接続事業者が一部のみの場合、その接続事業者の業務影響が考慮されることはないため、提供開始日は各接続事業者の意見を踏まえて決定するか、並行運用の期間を設ける等を検討することが必要。【ソフトバンク】）
  - 新機能の運用開始日をNTT東日本・西日本で統一していただきたい。最終的な運用開始のタイミングがNTT東日本とNTT西日本でずれるケースが多いが、並行運用の期間が生じると、接続事業者側の運用の負荷が非常に増大する。【ソフトバンク】
  - リリース時の不具合の対応のため、別日にリリースすることでリスク分散を行う必要があり、委託先の接続関連システムに係るスキル保有者の稼働が限られているため、統一は困難。【NTT東日本・西日本】）
  - 運用開始日を別日にしても、NTT東日本・西日本のいずれかで不具合が発生した場合に、もう一方がその影響を解消することはできず、リスク分散にならないため、運用開始日を統一しない理由にはならない。また、先行してシステム改修を完了した事業者が、遅れてシステム改修を完了する事業者に運用開始日を合わせることに、多大な稼働を要するとは考えづらい。【ソフトバンク】）
  - 既存システムの保守運用及び更新が行う際も同様に追加的な情報を開示いただいた上で、開発経費の低廉化に向けた交渉をお願いしたい。【SNC】
  - （検討する取組については、）接続事業者の意見の取りまとめ・再検討に時間を要するため、提供開始日が遅れる可能性がある。今後、当該スキームを取り入れた場合のスケジュール等を示しながら、接続事業者と丁寧に協議の上、取組を進めていく。【NTT東日本・西日本】
  - （ベンダーとの交渉力を高め、コスト低廉化の努力をしてもらいたいという構成員からのコメントに対し）「見極める目」を自社で持っているかが重要であり、今後も磨き上げていきたい。【NTT東日本・西日本】
  - 令和5年度接続料においては、大幅な値上げがなされ、今後も報酬水準等の上昇が見込まれる中、接続料の適正化による競争の活性化の議論が必要。

【SNC】

② 構成員からの意見

＜NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われている現在の取組の状況＞

- 意見交換会がどう機能しているのかという点が気になる。接続事業者からNTT東日本・西日本にコストに関する様々な意見や質問があっても、きちんと答えてもらえていないように思えた。
- システム開発の内容が非常に大事であり、費用の妥当性やスケジュールに関しては、改善の余地がある。接続料が上がれば利用者料金も上がるため、利用者としてもできるだけ接続料・システム改修費を抑えていただきたく、NTT東日本・西日本の対応・努力を期待したい。
- ベンダーの方が情報を持っており、適正価格に関して交渉が難しい点があったと思うが、ノウハウや情報をためることで交渉力がつき、代替案の提示も含めて、より適正なコストを実現できるように努力されているようなので、引き続き頑張っていただけるよう評価したい。

＜今後の取組に係る提案等（スケジュール関係・その他）＞

- 接続料等に関わる改修であれば、基本的には費用に関して質問・要望された場合には答えるべき。答えられない事情があれば、NTT東日本・西日本で明確にしていただきたい。
- システム改修に関してのコストの在り方については長く議論してきたが、今回は以前に比べて一歩進んで、NTT東日本・西日本において前向きに取り組んでいただいていると感じる。接続事業者と一緒にコストを下げる努力をする観点で、接続事業者にも必要な情報を開示することで、ベンダーがコストをより適正化していく努力が生じるのではないかと期待できる。
- 追加的な情報開示に関して、（NTT東日本・西日本の）努力は見えるが、それで十分かについては、引き続き議論が必要。
- 今回の対応については評価できる内容もあったが、ヒアリングで示された考えに基づき、具体的にどのように運用していくかが重要。総務省においては、例えば接続約款に情報開示の手続きを整備する等、今回の議論を反映した対応がなされるようフォローアップをお願いしたい。NTT東日本・西日本においては、引き続きコストの低廉化に努めるとともに、システム調達における取組等をきちんと競争事業者に説明し、透明性の確保に留意すべき。

３．考え方

＜総論＞

- これまでの審議会・検討会等における議論は、（接続料の認可制を前提としつつ）事業者間協議を通じて接続関連システム経費の適正性・透明性が確保されることを期待してきた。
- その点から現状を見ると、NTT東日本・西日本の行う「システム意見交換会」等の対応の中には、NTT東日本・西日本により自主的に行われているものもあり、結果として接続事業者の要望に応じた改修内容の見直しが行われた事例もある等、評価すべきと思われる。一方、NTT東日本・西日本が提示する情報については、開発・改修する機能毎の詳細なコストが開示されておらず、接続事業者が当該機能・費用の必要性・合理性を判断するために十分とは言えないこと等の課題があったといえる。

＜情報開示のあり方＞

- 接続料原価たるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要であることから、適正な情報開示が行われることが原則である。このため、守秘義務を有する接続事業者にも開示することができない合理的な理由があることについてNTT東日本・西日本が説明できる場合等を除き、接続事業者の求めに応じて開示することを基本とすべきである。
- 今回、NTT東日本・西日本において自ら、情報開示の充実に向けた方向性を示したことは望ましいと言える。その上で、今後の円滑な事業者間協議を制度的に裏付ける観点から、指定設備接続約款において、接続関連システム経費に関する①情報開示手続（開示の時期・契機を含む。）及び②開示する情報を具体的に規定することが適当である。
- ②開示する情報については、まずは、下記の内容を明記することが適当である。
- A）開発・改修する想定機能数及び必須／付加の別
- B）機能毎の想定費用及び接続料（コロケーション料金・手続費等を含む。）への想定影響額／影響期間
- C）B）の確定額
- D）開発規模に関する情報（想定ライン数）
- 開示する情報については、機能毎に十分に細分された費用が開示されるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえつつ、今後も必要に応じて見直していくことが適当である。

＜その他、適正性・透明性を確保するための方策＞

- NTT東日本・西日本においては、相見積もりの取得やシステムインテグレータ

一等の交渉等により、調達先が固定される中であっても情報の非対称性等に起因する非効率が生じないよう努めていることが認められ、接続料の適正性のための取組として評価することができる。今後も、システム関連経費のうち接続料の原価となるものに関しては、引き続き、効率的なシステム調達に努めることが適当である。

- その結果については、調達に係るノウハウを不当に明らかにすることにならないよう留意しつつ、必要に応じ、接続事業者にも説明することが、協議の円滑化・費用の透明化の観点から望ましい。
- また、事業者間協議において適正性を確認できない場合や、NTT東日本・西日本による効率的なシステム調達に疑義が生じた場合においては、接続事業者には開示できない個々の情報について説明を求める等して、総務省において、接続約款認可プロセスの中で適正性等を確認することが適当である。その上で、事業者間協議を通じて適正性・透明性を確保することが難しい場合には、改めて議論することが適当である。
- なお、開発スケジュールの問題（詳細仕様の開示時期、提供開始日の調整（NTT東日本とNTT西日本間の提供開始日の統一、並行運用、試験環境の準備等の可否を含む。）等）については、調整を行うことによる具体的な支障についてNTT東日本・西日本が十分に説明を行うことを前提に、全ての接続事業者に影響があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て進めることが適当である。
- 加入光ファイバとの接続によるFTTHアクセスサービスの提供については、サービスの向上や多様化につながりやすい提供形態として、今後も多様な事業者によって広く活用されることが期待される。加入光ファイバ接続料を接続事業者にとって利用しやすいものとするため、適切な接続料の算定方法については、今後も必要に応じて、議論を深めていくことが適当である。

第8章 加入光ファイバ等の提供遅延の改善

1. 検討の経緯

接続事業者が加入光ファイバ等の第一種指定設備との接続や通信用建物（局舎）におけるコロケーション[57]を希望する場合、NTT東日本・西日本において所要の手続・工事等を行う必要があるため、接続事業者による接続等の申込みから実際に接続等が可能となるまでには、一定の期間を要する。

NTT東日本・西日本が行うこうした一連の手続・工事等に要する「標準的期間」については、接続約款記載事項[58]とされており、接続約款に「具体的な期間」及び「当該期間内に対応できない場合」が規定されている[59]（例えば、加入光ファイバにおいては、申込の到達した日から提供可能時期の回答まで原則3週間、当該回答に記載される提供可能時期まで原則1ヶ月以内とされ、この例外として「大量の申込みを一時に受け付けた場合」等が示されている。）。

また、NTT東日本・西日本によれば、光サービス卸においても、接続事業者と同等の対応で卸先事業者の工事等を行っているとのことである。このため、接続約款に基づく標準的期間の遵守状況は、接続事業者・卸先事業者の提供するFTTHアクセスサービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用者利便にも大きな影響がある。

近年、接続事業者等より、加入光ファイバ等の提供遅延（標準的期間の遵守状況の悪化等）に関する指摘[60]があったところ、そうした指摘を端緒として加入光ファイバ、局内光ファイバ、コロケーション等における提供が遅延している状況が明らかとなったため、本研究会においては、提供遅延の実態及び状況を把握し、改善を図るべく、第六次報告書に向けた議論以降、継続的に議論を行ってきている。

[57] 接続事業者が、第一種指定設備との接続（間接的な接続を含む。）に必要な装置を通信用建物、管路、とう道、電柱等を利用して設置すること

[58] 電気通信事業法第33条第4項第1号ホ

[59] NTT東日本・西日本接続約款第34条の4第2項等

[60] 例えば、令和3年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更認可（令和3年5月28日認可）に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集におけるSNC等の意見。当該意見を踏まえた同審議会の要望を受け、総務省はNTT東日本・西日本に対し、加入ファイバ等の提供遅延の状況について報告を要請しており（令和3年8月27日要請、同年9月24日報告）、その後、継続的にフォローアップを実施している。

（加入光ファイバ提供までのフロー）

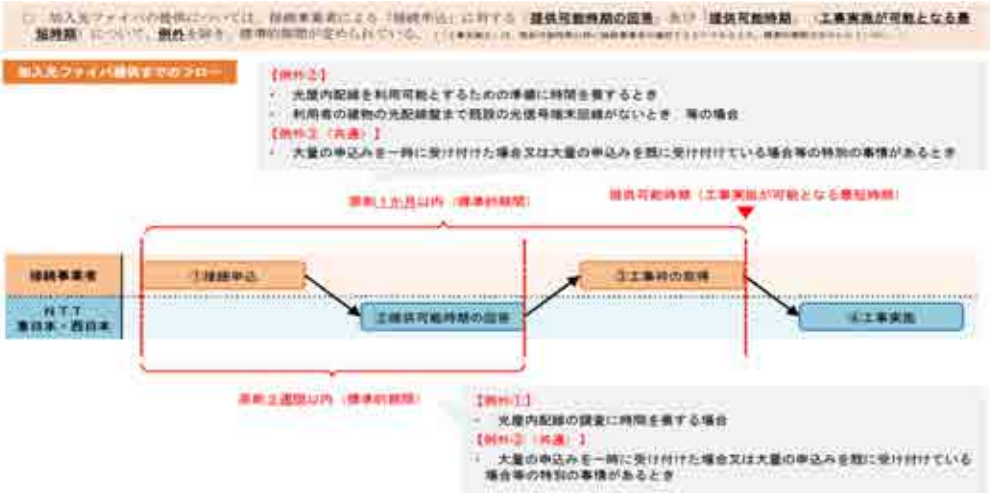

（局内光ファイバ提供までのフロー）

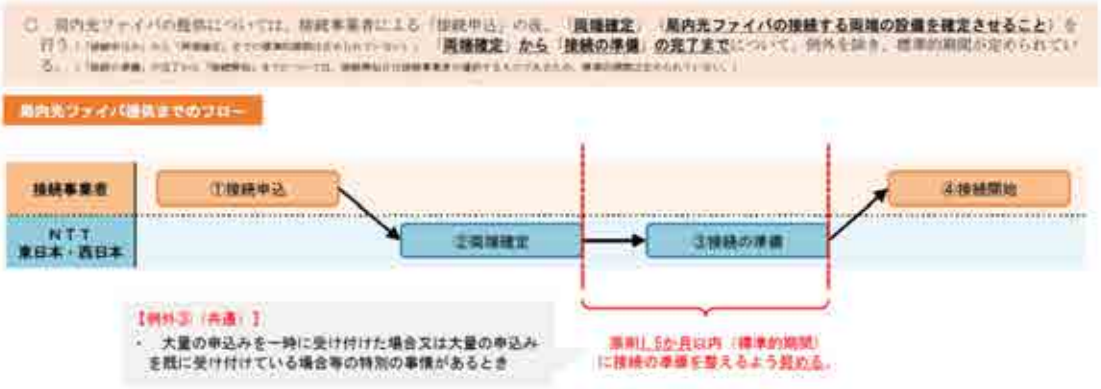

（コロケーション提供までのフロー）

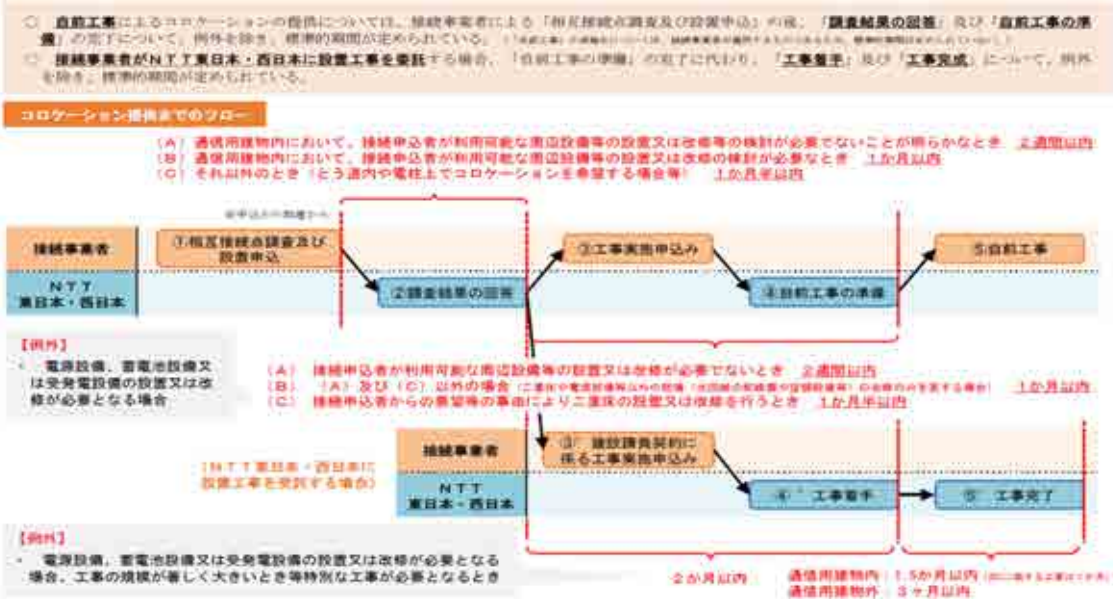

（出所）第82回会合資料82－4（事務局資料）を基に抜粋・修正

【図8－1　加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションの提供までの流れ】

本研究会第七次報告書においては、これに関し「総務省において、提供遅延及びその改善状況について引き続き注視していくことが適当」とされたことを踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めた[61]。

今般、同社より当該要請に係る報告（令和6年2月 28 日付け）があった内容の概要について、事務局から報告（第 82 回会合）し、それを踏まえ、接続事業者等からヒアリングを実施した（第 83 回会合）ところ。

2. 議論の経過

（1）報告の内容

まず、NTT東日本・西日本の対応状況及び接続事業者等との協議状況について、主に次のような事項の報告があった（左欄は第七次報告書における指摘）。

①　総論	
• 加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当。 • 今後、NTT東日本・西日本においては、本報告書の取りまと	• これまで、提供遅延の状況の改善に向け、標準的期間を遵守し、開通までの期間短縮に係る利用者や接続事業者の要望に応えるべく、NTT東日本・西日本の間の運用の差異の解消や、物品枯渇の解消・予見性確保、光ファイバ開通申込受付システムの更なる機能拡充に取り組んできた。加えて、接続事業者との議論により、接続事業者において提供遅延の状況の自助的な改善に係る意識醸成も一定程度図られつつある。 • 今後は、計画しているシステムの機能拡充を遅滞なく進めつつ、更なる運用効率化の取組を継続し、必要に応じて接続事業者との協議を実施していく。 • システム意見交換会等における接続事業者との議論を経て、順次受付システム等の機能改善[62]等を行っ

[61] 令和5年10月10日総基料第201号

[62] 前回報告で言及されているもののほか、次の機能改善を実施。
✓ 加入光ファイバの廃止申込では、NTT東日本・西日本から接続事業者に問合せを行う際、接続申込時に入力された連絡先情報を利用していたが、問合せ先が不明となる場合があったところ、廃止申込時にも事業者連絡先をシステムに入力可能としたことにより、NTT東日本・西日本及び接続事業者

め以降も、実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望については真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当。	ている。
② エリア、条件等ごとの提供遅延の状況	
• 一部のエリア、条件等において提供遅延が継続し、又は回復傾向が弱い状況については、その要因を確認し、引き続き改善を図っていくことが適当。特に、一部のエリアにおける局内光ファイバ[63]については、標準的期間遵守率1割以下という状況も見られたとこ	• 局内光ファイバにおける部材枯渇事象の解消については、その提供に用いる物品の納期について、確保すべき物品ラインナップの定期的な見直しや、サプライヤの最大製造能力の引き上げ交渉、物品納期の明確化等の各種取組を進めてきた結果、令和4年度第2四半期以降、部材枯渇は起きていない。 • 局内光ファイバに係る提供可能時期回答に係る運用について、エリアによって差異[64]が生じていたことが判明したため、NTT東日本では令和5年2月に運用を統一し、NTT西日本でも運用の統一を進めていく予定。

における対応コストを軽減。（令和5年8月）

✓ 加入・中継・局内光ファイバの申込みでは、通信用建物をプルダウン又は手入力（完全一致）により選択する必要があったところ、あいまい検索を可能としたことにより、NTT東日本・西日本及び接続事業者における対応コストを削減。（令和5年8月）

✓ 加入・中継・局内光ファイバの申込みでは、システムの「ファイル連携画面」で接続事業者が地図情報を送付する場合があるが、これまで、NTT東日本・西日本が当該情報をダウンロードしたのかについては接続事業者には開示されていなかったところ、NTT東日本・西日本が資料をダウンロードした履歴を当該画面に表示することにより、NTT東日本・西日本の対応状況の目安を共有。（令和6年2月）

✓ 加入光ファイバの申込み時において、接続事業者が資料をアップロードできる機能を追加することにより、情報不足による手戻りの発生を抑止。（令和6年2月）

[63] 第七次報告書までの議論において、北海道エリアの局内光ファイバで提供遅延が顕著な状況が見られたところ、NTT東日本・西日本からは、「申込みに対する稼働がアンマッチであったほか、北海道においては、（工事に必要な）物品の枯渇により申込が積滞しており、その状況を改善するのにも時間を要した。今後、数字は必ず改善していくと見込んでいる。」との回答があった。第七次報告書（案）に対する意見募集に係る本研究会の考え方では「再発する場合、特定のエリアにおいて著しい提供遅延を生じさせるおそれがあり、総務省においても問題の実態等を丁寧に確認することが適当」と言及。

[64] NTT東日本エリア（北海道エリアを除く。）及び東海エリアでは、①両端確定後速やかに提供可能時期を回答していたが、北海道エリア及びNTT西日本エリア（東海エリアを除く。）では、②両端確定後、工事調整・資材調達等を実施した後に提供可能時期を回答する運用としていたため、①に統一。

ろ、改善の状況を注視することが適当。	
③ 開通リソースの確保、需要計画の精緻化等	
• エリア間の遅延状況の差異については、作業件数の増減に起因する側面もあると考えられるところ、NTT東日本・西日本においては作業件数の増減に対応できる工事体制等、所要のリソースの確保に努めることが適当。 • 一方、過剰にリソースを確保することは、NTT東日本・西日本が第一種指定設備の効率的な管理・運営を求められていることと逆行する結果も生じうることから、リソースの確保に必要な情報である接続事業者等からの需要計画の精緻化について、引き続き協議を進め、具体化を図ることが適当。特に、FTT	（開通リソースを最大限活用するための取組） • NTT東日本・西日本双方において、エリアを跨いだ稼働支援が必要となるほどの稼働逼迫エリアは生じた旨の報告はなかった。 （需要計画[65]の精緻化） • これまで同様、接続事業者から提示された需要計画に合わせて工事体制の整備に努める等の対応を継続。一方、接続事業者の需要計画と申込実績に一定程度の乖離が生じているため、接続事業者毎に需要計画と申込実績との差分等を提示し、需要計画の精度向上に向けて協議を進めている。 • 接続事業者での精度向上に向けた取組を継続実施いただくことで認識を合わせているが、一定程度の乖離は現在も発生している。また、接続事業者において計画に大幅な変更が生じることが判明した場合には、可能な限り速やかに情報共有いただくことも改めて依頼。 （申込みキャンセルの抑制[66]、NTT東日本・西日本側にとって必要な情報の提出・提示） • NTT東日本・西日本から申込キャンセルに関する実績を提示し、改善に向けた協議を実施。キャンセル率が上昇・高止まり傾向にある接続事業者には、協議を通じ、その原因や今後の取組をヒアリングし、改善を促すことにより、全体的な傾向としてはキャンセル率が低減している状況。今後も実績を注視しつつ、必要に応じて協議を実施する予定。

[65] 第六次報告書での「より実態に沿った体制を構築できるようにするために、どの程度の精度・タイムスパンの需要計画が提出されれば、NTT東日本・西日本においてより効果的な需要予測を行えるようになるか、まずは事業者間において、これまで以上に協議を進めることが適当」との指摘を踏まえ、前回報告では「接続事業者より、精緻な需要提示は難しい旨の回答があったことから、年間を通じた計画の平準化、計画と実績の乖離の抑制等に努めることについて継続して努力することについて認識を合わせた。」旨の報告があったもの。

[66] 前回報告では「接続事業者の申込み前の内容確認等に係る改善、提供遅延に起因するキャンセルの抑制等について認識を合わせた。」旨の報告があったもの。

Hアクセスサービスを提供する接続事業者が提供エリアを拡大する際に、NTT東日本・西日本及び当該接続事業者間において円滑な情報交換がなされ、必要なリソースの確保を確保できるかについて留意することが適当。	・申込に基づく正確な設備設計等を行うため、接続事業者に対し、申込不備の件数を提示し、より詳細な情報提供を依頼。NTT東日本・西日本の設備設計の正確性の向上に資する内容（建物の正式名称・住所や、PD盤等の相互接続点の情報等）を改めて案内する等、改善に向けて協議を進めている。今後も継続し、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方で申込内容不備率の低減に努めることについて認識を合わせている。 ・ （提供エリア拡大時の対応） • 提供エリアの拡大があった際の情報交換・リソースの確保について具体的な課題が生じた旨の報告はなかった。
④　利用者への情報提供④利用者への情報提供	
• 利用者への情報提供に関しては、利用者対応の視点に立った適切な情報提供の在り方の観点から、引き続きNTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を継続し、NTT東日本・西日本は、接続事業者が必要とする情報を提供していくことが適当。 • その中で、接続事業	• 利用者への情報提供に係る協議[67]については、個々の事例に即して接続事業者と協議の中で具体的な事例について認識を合わせており、未対応の案件はない。今回の報告期間において、接続事業者より同旨の意見は出ておらず、今後事例の提示があれば、適切に対応を進める予定。

[67] 第七次報告書までの議論において、「利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい」旨の接続事業者意見を踏まえ、NTT東日本・西日本より、「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」、「NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え」である旨の説明があったもの。

者の利用者対応において設備設置事業者の社名を明らかにすることに合理性が認められる場合についてまで、設備設置事業者の社名を明らかにしない運用は適切ではないことに留意することが適当。	
⑤_NTT東日本・西日本間の運用の差異・現場調査等	
• 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当。	• SNCから当研究会で指摘があった「サービス総合工事」に関するNTT東日本・西日本間の運用の差異については、意見を基に、当社のアクセス工事（設置場所の近くまで既設の光ファイバケーブルがない場合に、新たに光ファイバケーブルを新設する工事）の実施日の調整完了前に開通工事日を取得可能とすることで解消した。（令和5年 11 月） • ソフトバンクからの意見（（ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する）「稼働取得の一本化」についてNTT西日本でも実施すべき旨の意見）及び現場調査[68]については、接続事業者等の意見を踏まえ引き続き協議を進めるとのことであり、具体的な状況・課題等に関する報告はなかった。
⑥_工事日延期・当日事故付きの軽減	
• 工事日延期・当日事故付き[69]の軽減、NT	• バックオーダは、シングルスター方式の加入光ファイバの申込み全体のうち、NTT東日本・NTT西日本

[68] NTT東日本・西日本によれば、利用者の建物等に起因し再工事となる事象を可能な限り回避するため、事前に回線設置場所の状況（配管設備の有無等）を調査し、開通工事の施工方法の検討を行うもの。

[69] 開通工事日当日に生じる工事日の延期や中止（バックオーダ）のこと。本研究会としては、第六次報告書（案）に対する意見募集において指摘があったところ。第七次報告書までの議論においては、NTT東日本・西日本より、「情報管理の精度の向上を引き続き要望」する旨の接続事業者意見を踏まえ、

T東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当。	とも数%（令和4年度第3・第4四半期実績）を占めており、そのうち、NTT東日本・NTT西日本ともに相当割合（同）が開通工事日当日に発生している。 • 接続事業者と協議を進め、情報管理の精度向上については、NTT東日本・西日本に起因するバックオーダである「設場誤り」の改善に関し、新たな運用の要望があったが、これによるバックオーダ件数は僅少であることが判明したので、対策として、接続事業者からの情報提供（当該「設場」における既存加入光ファイバの回線ID、建物の詳細情報・ルート図等）を改めて依頼した。今後も要望があれば引き続き協議に応じていく。
⑦ 制度の見直し	
• 一部の接続事業者から提案のあった接続ルールの見直しについては、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決。その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが	（コロケーション[70]の提供遅延に係る見直し） • コロケーションに必要な電源設備や空調設備については、自社・接続事業者の需要に応じ、設備が不足する場合は、NTT東日本・西日本で必要な設備を構築し、円滑な接続の実現に努めてきた。 • その提供に当たっては、設備の空き状況（見込みを含む。）の詳細確認により既存設備での提供を検討する等、可能な限り早期に提供する取組を行っている。 • 提供までの期間の予見性確保に向け、提供予定日を接続事業者に事前通知（「インフラ回答」）している。当該通知は、可能な限り設計図面回答（立架位置、ケーブル敷設ルート等の図面の提示）と同時期に早期回答するよう努めている。 • 電源設備等の提供までの期間の目安等について

「当社データベースへのバックオーダ要因の登録等を徹底し、データベースの精度の向上を図っていく考え。また、当社が把握していない現場の情報を接続事業者が把握している場合、当該情報を当社に提示いただくことにより精度を高めることも可能」である旨、説明があったところ。

[70] 第七次報告書までの議論において、接続事業者より、「コロケーションについて、空調設備や電源設備の増設が必要な場合に提供時期が遅延する。やむを得ないということは理解しているが、何かしら目安を設定いただくことが必要」との旨の意見があり、これを踏まえてNTT東日本・西日本より、「（接続事業者からの）申込に応じて増設を行うため、たまたま容量に空きがない状況に当たってしまう場合もある。こうした点も事業者間で連携しながら、準備を早めていくことが遅延を改善していくと思うので、引き続き努力していきたい」旨の説明があったもの

明らかとなれば、必要に応じて、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当。	は、各工程における様々な長期化要因（外部要因を含む。）や提供までの期間の実績を説明し、画一的な期間を設定することが困難（接続事業者にとって有用な目安とならない）であることは一定の理解を得たところだが、インフラ回答の充実による予見性の向上のため、インフラ回答が申込から1ヶ月を超える見込みの場合、新たに「中間回答」として当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を通知する運用を開始（NTT東日本では令和5年6月開始、NTT西日本では令和6年1月開始）。当該接続事業者から追加の提案があれば、引き続き協議を行う。 （自前工事へのNTT東日本・西日本の立会[71]の柔軟化） • ネットワークカメラ等を通じた立会（遠隔立会）により、移動時間を削減し、NTT東日本・西日本側の稼働を確保しやすくなるように取り組んでいる。（NTT東日本では相当数の利用、NTT西日本では利用実績なし（令和5年4月～令和5年 12 月）） • 遠隔立会の利用促進に向けた障壁となっている運用上の課題を聴取し、遠隔立会の利用可能条件等を再度説明し、協力を依頼。対象工程の拡大も実施している。要望事業者とは、引き続き協議を行う。 （接続約款の変更等） • 現状、改善への取組のうち、接続約款の変更等を伴うものはない。

また、直近（令和4年9月から令和5年3月まで）の提供遅延の状況についても報告があったところ、概要は次のとおりである。

＜加入光ファイバ：全国＞

• 提供可能時期の回答に関する、加入光ファイバ（以下「加入DF」という。）全体の標準的期間（3週間）[72]遵守率は、NTT東日本においては、前回報告時同様、

[71] 第七次報告書までの議論において、接続事業者より、「自前工事に係る立会いの日程調整に時間を要するところ、現在試行されているオンラインでの立会いを拡充し、例えば接続事業者側のスマホカメラで実施できるようにするなどが有効ではないか。」との旨の意見があったもの。

[72] 加入光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」に対する「提供可能時期の回答」及び「提供可能時期」（工事実施が可能となる最短時期）について、例外を除き、下記の通り標準的期間が定められている。（「工事実施日」は、提供可能時期以降に接続事業者が選択するものであるため、

9割台を推移。NTT西日本では、令和3年度第2・第3四半期で遵守率の低下が見られたが、第4四半期以降の遵守率は回復傾向であり、令和4年度第3四半期以降も9割前後を推移。

- 提供可能時期の標準的期間（1か月）遵守率（注釈 64 を参照）について、「例外②」（光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に1か月を超過することがある）に該当するものを除くと、NTT東日本の遵守率は、報告対象期間を通じて9割台後半で推移。NTT西日本の遵守率は令和4年度第3四半期以降も9割以上で推移。
- 提供可能時期の回答に関し、「例外②」を含めた場合について、対象期間に「例外②」に該当した割合は、NTT東日本において全体件数のうち約 14%であり、「例外②」に該当するものを含めた場合の4週間以内対応率も、令和4年度中を通じて約9割で推移。NTT西日本において、対象期間に「例外②」に該当した割合は約 23%であり、「例外②」に該当するものを含めた場合の4週間以内対応率は、令和4年度は8割弱で推移。シェアドアクセス方式よりシングルスター方式において提供可能時期の回答に係る遵守率の悪化が見られていたところ、シングルスター方式の遵守率の回復状況は地域によりばらつきがあり、回復の遅れがみられる地域としては、NTT東日本においては甲信越エリアで6割まで、NTT西日本においては中国エリアで1割以下まで悪化したのち6割まで回復しているといった状況である。
-
- シェアドアクセス方式の加入光ファイバ（以下「SA回線」という。）の工事には、接続申込時に提供可能時期回答が可能である「即決工事」と、光回線開通に向けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要があり、提供可能時期回答までに時間を要する「非即決工事」がある。即決工事では提供可能時期の回答の標準的期間遵守率が 100%となることは明らかであるため、SA回線は非即決工事のみ分析を行っている。なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。一方、シングルスター方式の加入光ファイバ（以下「SS回線」という。）は全て非即決工事となる。
- NTT東日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、S

標準的期間は定められていない。）

○提供可能時期の回答：原則3週間以内（【例外①】光屋内配線の調査に時間を要する場合、【例外③（共通）】大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときを除く）

○提供可能時期（工事実施が可能となる最短時期）：原則1か月以内（【例外②】光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき、利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき　等の場合、【例外③（共通）】大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときを除く）

A回線（非即決工事）は令和4年度年間を通じて9割以上を維持。SS回線では令和4年度年間を通じて8割以上を維持。

- NTT西日本におけるSA回線（非即決工事）は、令和3年度第2四・第3四半期で低下傾向であったが、令和3年度第4四半期から回復し、令和4年度第3四半期以降では9割弱まで向上。SS回線の標準的期間遵守率は、令和3年度は約5割台で推移していたが、令和3年度第4四半期から回復し、令和4年度第2四半期以降では8割弱を維持。
- なお、NTT東日本・西日本によれば、SS回線の方がアクセス区間に係る工事の割合が高く、SA回線よりも検討期間が延びる傾向があること、またSA回線よりSS回線の方が接続事業者への確認事項（回線設置場所の図面等）が多くなる傾向にあるため、結果としてSA回線よりSS回線の遵守率が低い傾向にあるとのこと。
- NTT東日本における「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、SS回線では令和4年度年間を通じ8割台を推移。なお、令和4年度は第4四半期のみ、減少傾向であり、この時期、回答件数が増加している。SA回線（非即決工事）の遵守率は、期間を通じて9割台で推移。
- なお、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約 30%、SA回線（非即決工事）で約 10%を占めている。「例外②」も含めた全件数において提供可能時期が4週間以内となった割合は、令和4年度年間を通じSS回線では約7割で推移。SA回線（非即決工事）は、約9割で推移。
- NTT西日本における「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、令和4年度第3四半期以降、SS回線では8割台を推移、SA回線（非即決工事）では9割以上を維持している。
- なお、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約45%、SA回線で約23%%を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合は、令和4年度第3四半期以降、SS回線では5割前後で推移、SA回線（非即決工事）では約8割まで上昇している。
- なお、NTT東日本・西日本によれば、SS回線の方が接続事業者への確認事項（回線設置場所の図面等）が多くなる傾向にあることから、結果として遵守率が低い傾向となっているとのことである。

＜加入光ファイバ：エリア別＞

- NTT東日本におけるエリア別SA回線（非即決工事）の標準的期間遵守率は、令和4年度中を通じて9割以上を維持。SS回線の標準的期間遵守率は、全てのエリアで令和3年度第3四半期以降回復傾向だったものの、令和4年度第4四半期に甲信越、東北エリアで遵守率が低下傾向。
- NTT西日本におけるエリア別SA回線（非即決工事）の標準的期間遵守率は、

令和3年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、令和4年度第3四半期以降は9割弱以上まで回復傾向。SS回線の標準的期間遵守率は、令和3年度にかけて標準的期間遵守率が低下したエリアがあったものの、令和4年度以降は遵守率が回復傾向。なお、中国地方は令和4年度 11 月に一部のMNOからの申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、 第4四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要したことから遵守率が低下したが、以降は回復見込み。

- シングルスター方式の遵守率の回復状況はエリアによりばらつきが生じる要因は、NTT東日本・西日本によれば、下記の内容等、それぞれ中長期的（2年以上）に作用するものもあれば、短期的（1～2年程度）に作用するものもあり、時期単位で区切って見た際に、ばらつきとして発生しているように表れる
  - ・検討稼働において、社内運用システムの更改に伴い新たなオペレーションを導入した際に、ルーラルエリアで新たにスキル者を募ることが困難であること
  - ・設備構築稼働において、台風等の自然災害により設計稼働の不足が発生すること、時期的な大量申込による各稼働のひっ迫が発生することがあること
  - ・工事稼働において、スキルを有する者の退職等に伴い、特にルーラルエリアにおいてスキルを有する者を募ることが困難であること
  - ・ルーラルエリアでは接続事業者の利用特性として、MNOの基地局用途での申込割合が多いため、アクセス工事の割合が高くなり、検討期間が比較的長期化しやすい傾向があること
- NTT東日本における、「例外②」を除いたエリア別SA回線（非即決工事）の標準的期間遵守率は、いずれのエリアでも9割台で推移。「例外②」を除いたSS回線の標準的期間遵守率は、

  - ・関東地方では期間を通じて約9割を推移。
  - ・甲信越、東北地方では、令和4年度に入り回復傾向だったものの、第4四半期に減少傾向。
  - ・北海道地方でも第4四半期に微減傾向があった。

  甲信越、東北地方では、令和4年度第3四半期から第4四半期にかけてMNOを中心に申込件数が増加し、第1四半期、第2四半期に比べ約2倍程度の申し込みがあった。
- NTT西日本における、「例外②」を除いたエリア別SA回線（非即決工事）の標準的期間遵守率は、令和3年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、令和4年度第3四半期以降は9割以上を維持。「例外②」を除いたSS回線の標準的期間遵守率は、低調だった令和3年度から令和4年度にかけて回復し、そのまま横ばい傾向。なお中国地方は、令和4年度 11 月に一部のMNOからの申

込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、第4四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要したことから遵守率が低下したが、以降は回復見込み。

＜加入光ファイバ：提供可能時期～工事実施までのリードタイム（全国）＞

- 提供可能時期～工事実施のリードタイムについては、NTT東日本において、令和4年度を通じて、4週間以内に実施された工事の割合は約7割台で推移。エリア別で見ると、甲信越地方において、約5～6割で推移。
- NTT西日本においては、4週間以内に実施された工事の割合は、6割弱から6割強に上昇。エリア別に見ると、関西、北陸、中国、九州地方では、7割前後で推移。東海地方では6割前後で、四国地方では5割台で推移。

＜局内光ファイバ[73]＞

- NTT東日本における、接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムについて、令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期にかけては2週間以内に回答した件数の割合が5割程度に低下したが、報告対象期間は約6～7割まで回復。
- NTT西日本における接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムは、令和3年度第3四半期の工事件数増加に伴い2週間以内の回答が1割台へ低下したものの、令和4年度以降回復傾向にあり、第4四半期には約4割まで回復。
- 局内光ファイバにおける両端確定～接続準備に係る標準的期間遵守率について、NTT東日本においては、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期にかけて、全エリアで遵守率が低下。関東、甲信越、東北地方では、令和4年度第2四半期から第3四半期は約5割まで回復した。第4四半期は再度減少傾向だったものの、令和5年度第2四半期にかけて全エリアで回復している。
- 北海道地方では、工事体制の改善等に取り組んだ結果微増傾向はみられるものの、令和4年度第3四半期から第4四半期時点では低迷。引き続き改善に取り組んでおり、令和5年度第2四半期にかけて回復している。
- NTT西日本においては、令和3年度から令和4年度第1四半期にかけて、全エ

[73] 局内光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」の後、「両端確定」（局内光ファイバの接続する両端の設備を確定させること）を行う（「接続申込み」から「両端確定」までの標準的期間は定められていない）。「両端確定」から「接続の準備」の完了までについて、例外（大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき）を除き、原則1.5か月以内に接続の準備を整えるよう努めるという標準的期間が定められている。（「接続の準備」の完了から「接続開始」までについては、接続開始日は接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）。

リアで遵守率は低調であったが、令和4年度第2四半期以降に回復傾向。なお、報告対象期間以降についての追加的なNTT東日本・西日本からの報告では、令和5年度第1四半期において遵守率が一時的に悪化しているが、物品管理システム更改に伴う物品納入遅れの影響であり、令和5年度第2四半期にかけて回復しているとのことである。

＜コロケーション[74]＞

- コロケーションに係る調査申込全体における標準的期間遵守率は、報告対象期間においてNTT東日本・西日本ともに全てのエリアにおいて、10 割で推移。
- 自前設置工事全体における標準的期間遵守率は、NTT東日本において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて 10 割を継続。NTT西日本においては、令和3年度第3四半期までは一部のエリアで遵守率の低下が見られたものの、令和3年度第4四半期以降は全てのエリアにおいてほぼ 10 割を継続。
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、1か月以内に提供することとされているものについて、NTT東日本において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて 10 割を継続。NTT西日本においては、令和3年度においては、第3四半期に約6割と低下するものの、第4四半期以降は9割台まで回復。令和4年度においては、ほぼ 10 割を維持。
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、対応完了までに6週間を超過した申込みは、NTT東日本において、令和3年度の第3四半期から令和4年度の第4四半期まで全てのエリアにおいて0%で推移。NTT西日本においては、令和3年度の第3四半期において近畿地方及び四国地方で増加しているものの、第4四半期においては、全てのエリアにおいて1割以下を推移。令和4年度においては、全てのエリアにおいて0%で推移。

[74] 自前工事によるコロケーションの提供については、接続事業者による「相互接続点調査及び設置申込」の後、「調査結果の回答」及び「自前工事の準備」の完了について、例外を除き、標準的期間が定められている。（「自前工事」の実施日については、接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）
接続事業者がNTT東日本・西日本に設置工事を委託する場合、「自前工事の準備」の完了に代わり、「工事着手」及び「工事完成」について、例外を除き、標準的期間が定められている。

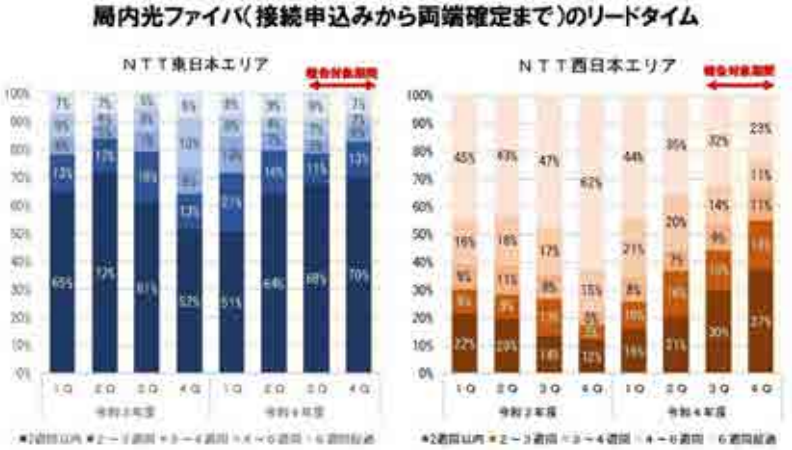

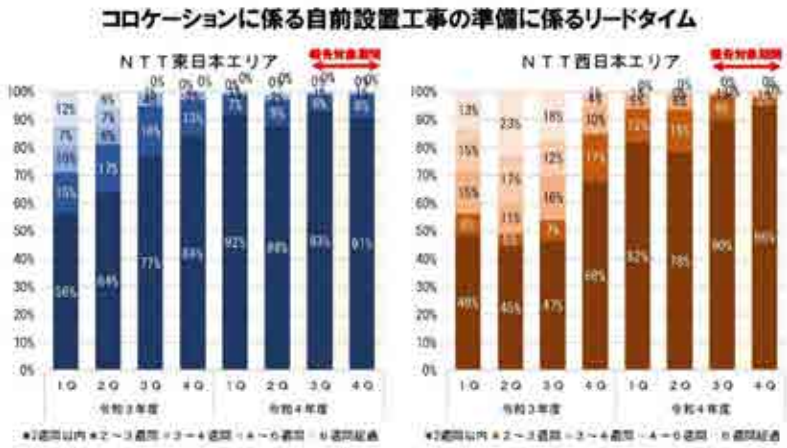

（出所）第 82 回会合資料 82－4（事務局資料）を基に作成

【図8－2　NTT東日本・西日本からの報告内容（提供遅延の状況関係）】

（2）主な意見

NTT東日本・西日本からの報告内容等を踏まえ、関係事業者及び構成員からは次の意見があった。

① 事業者からの意見

<（総論>）

- 提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつあると認識。他方で、提供遅延は依然として課題がある。【SNC】
- 接続事業者である当社としても、NTT東日本・西日本との協議を継続して実施するだけでなく、屋内工事の工事班の増班、情報提供時の精度向上、社内オペレーションの改善等といった提供遅延を改善するための取組をこれまで積極的に推進。【SNC】
-
- 光コラボに関する工事遅延、トラブルについては、NTT東日本・西日本の支援もあり、以前と比較し全国・地域での要望事項は減少しつつある。しかし、引き続き改善を要する課題があり、程度の多寡はあれど、いずれも特定のISPのみ発生している問題ではない。【JAIPA】
- 遅延が改善された要因における需要面に関しては、近年の状況を踏まえると徐々に当社光サービスの需要が減少傾向にあり、また、直近においては接続事業者からの需要も全体的に落ち着きつつある状況。供給面に関しては、支店ごとの標準対応期間遵守状況の管理を徹底し、支店間の細かな運用差分の統一等を行うことで、光ファイバの提供に係る運用改善に努めてきたところ。
- また、局内光ファイバの部材枯渇に対し利用頻度の高い部材を一定数確保するなどの各種施策を実施しており、その結果、加入光ファイバ（SS）の提供可能時期や加入光ファイバ（SA）の回答時期・提供可能時期に関する標準対応期間遵守率においては、直近のデータを踏まえると、全体的に改善傾向に向かっているものと認識。
- 一方、加入光ファイバ（SS）や局内光ファイバの標準対応期間遵守率の地域ごとの状況については、当社としても改善に取り組むべきであると考えており、地域ごとの遅延問題が発生した要因と実施した対応策、遅延が治まらない理由について、実態を確認し、改善に努めていく考え。【以上、NTT東日本・西日本】
-

<（条件等による提供遅延の状況>）

- 工事延期・事故付きによる開通遅延について、NTT東日本・西日本と発生状況を定期的に確認・対策を検討中。遅延問題は改善傾向(全国・エリア単位での大規模開通遅延は発生していない）。【ソフトバンク】

- アクセス工事での同意取得が難航し、提供遅延に繋がるケースについて、NTT東日本・西日本において、地権者や近隣の住民の同意取得が難航することによる工期の長期化が起こる場合がある。交渉の長期化を避けるべく、交渉期限を設ける等の一定のルールが必要ではないか、NTT東日本・西日本と継続協議中。【ソフトバンク】
-
- 加入光ファイバの提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつあるが、現在は納期が短い場合と、納期が1年以上など非常に長期化する場合と、二極化する状況。また、改善の具体的な理由等は、接続事業者からは見えづらい状況。光ファイバ需要の安定化やNTT東日本・西日本の工事手続等の見直し等、改善した具体的な理由・効果や他の要因は見えづらい。【SNC】
- 遅延した利用者には早期に工事日を示し、迅速に工事を実施する必要があるが、この点は根本的には解決していない。【SNC】
- 今後の見通しはNTT東日本・西日本も明確な把握は難しいと考えられ、接続事業者による把握は一層困難。今後の提供遅延の状況・取組について、接続事業者が把握することができる仕組みが必要。【SNC】
- 提供遅延の改善につながった状況や、NTT東日本・西日本のこれまでの取組を踏まえて、①接続事業者が光ファイバ需要を定点的に把握できる仕組み（遅延発生の予見性向上）、②NTT東日本・西日本の取組を総務省がフォローアップし需要情報の取りまとめ結果や遅延の兆候等があれば接続事業者に情報共有する仕組みなどが必要。【SNC】
- 電柱共架や河川申請など、NTT東日本・西日本が長期化要因をコントロールできないのであれば、利用者への説明責任を果たすための詳細な理由を情報開示いただくことが必要。【SNC】
- 工事日決定後、工事数日前に工事が再調整となる事例、光クロス品目変更工事において接続断が発生する事例、品目変更の完了連絡の遅延が発生する事例等について原因の究明と対処を要望。【JAIPA】
- 新たな造成地への新規開通時の業務フローが不十分な事例について、ISPとNTT東日本・西日本が負荷なく手続きを行ない、利用者にスムーズにサービスを利用いただくためにより標準的な方法を策定すべき。【JAIPA】
- 無派遣工事判定の誤りについて、無派遣工事の判定があいまいであるため、より標準的な判定を希望。【JAIPA】
- 工事リードタイムについて、光クロスと光ネクストとは工事枠が別だが、光クロスのリードタイムは光ネクストよりも長い。工事枠を取得できない場合、工事枠がいっぱいなのか、需要が見込めず工事枠がないのか、ISPへの開示を要望。また、光クロスのリードタイムを光ネクストと同等にしていただきたい。【JAIPA】

- NTT東日本・西日本の地図物件情報DBが古く確認が発生する事例について最新化を要望。【JAIPA】

<(コロケーション等の提供遅延に係る見直し>)

- コロケーションについては、NTT東日本・西日本から、申込から設備構築までの詳細な工程や各工程における様々な長期化要因、リードタイム実績等を提示いただいたところ。早期化と合わせて、空調や電源の設置が必要な場合の標準的納期を接続約款に規定することが適当。【SNC】
- NTT東日本・西日本が所有する局舎内の工事等であれば、同社がコントロールできることから積極的に早期化を進めていただく必要。また、需要を見ながらバッファを持った設備の構築を行っていただく必要。【SNC】
- 各工程の長期化要因は様々かつ複合しているため画一的な納期目安の設定は困難との状況は理解。そうであれば、例えば、複合している要因を先に分解し、一定の類型を設定していただいた上で、その標準的納期を設定いただく必要。【SNC】
- NTT東日本・西日本が長期化要因をコントロールできるのであれば早期化を要望。そうでない場合には、状況に応じて、接続事業者への迅速な情報提供・情報共有が必要。【SNC】
- 電源・空調設備の構築における納期については、ビル毎の設備状況によって必要となる関連工程の内容や規模が区々であることや、工事に必要な受注生産品の納期はメーカーの状況により変動すること等、外部要因も含む様々な要素が影響し、個々の申込毎に設備提供までの期間が区々であることから、例えば、一つの工事実績を取り上げその納期を標準的納期として接続約款に規定したとしても、接続事業者~~様~~の予見性向上に繋がるものではないと考える。【NTT東日本・西日本】
- 一方で、設備提供予定日の回答がお申込みから1ヶ月を超える場合に、その時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を「中間回答」として通知する運用を開始しているところであり、接続事業者からの要望等があれば、本運用について、約款に規定することも検討する。【NTT東日本・西日本】
- 設備提供予定日については、事前に、確実に記録が残る形（メール等）で連絡が行われるようにしていただく必要。【SNC】
- 遠隔立会については用いる機材（ウェブカメラ）等については、NTT東日本・西日本から貸出いただくことになっているが、貸出台数が少なく、また、翌日に返却が必要になるなどの制約がある。遠隔立会をより活用しやすくするという観点では、貸出台数を増やし貸与期間に柔軟性を持たせる、或いは、接続事業者側の工事担当による自前のウェブカメラの利用を認める等の対応の必要と考える。また、現在、遠隔立会では危険工程の確認が遠隔立会の対象となっている

が、対象を拡大し、危険工程と施工結果確認を同日で受けられるなど対応いただけると遠隔立会のニーズは増えるのではないかと考える。【ソフトバンク】

- 当社では必要に応じて遠隔立会を活用しているところだが、現状でNTT東日本・西日本の現地立会者と遠隔立会者が同じである場合、遠隔立会の活用により立会枠の枠数が増えるわけではないことから、運用には改善の余地があると考える。遠隔立会の更なる活用については、例えば、遠隔立会を専門に行う担当者を置いていただければ、立会いの枠が増え、活用が進むと考える。【SNC】
- また、遠隔立会では局舎との距離の問題がないことから、都市部に比べ立会いの稼働数が少ないと想定される地方エリアの人材を活用することが効果的ではないかと考える。遠隔立会に必要な機器や物品については、NTT東日本・西日本の指定があるところ、その準備に係る工数・負担が大きいことからネットワークカメラのほか、スマートフォンを用いる簡易な仕組みとすることにより、遠隔立会は大きく活用されるようになると考える。【SNC】
- 遠隔立会の利用促進に向けた取組として、本手続の対象工事を拡大。今後、より接続事業者に活用いただきやすい手続とするために、引き続き、接続事業者の要望を把握したうえで、更なる対象工程の拡大の検討等を含め、利用促進に向けた改善に努める考え。【NTT東日本・西日本】

<(需要計画の精緻化等>)

- 計画値の精度向上については、月次で申請実績を確認し適宜計画の見直しを行っているが、NTT東日本・西日本エリアそれぞれについては、全体として事前に連携する計画値と申請実績との差分は減少傾向にある。また、地域別でみた場合には、申請数の差があることから一概には言えない部分があるが、NTT東日本エリアの県別でみた場合、NTT東日本・西日本よりの閾値とされている計画値の前後 20%の範囲に収まっている都道府県は、過去3年では改善傾向。【ソフトバンク】
- 当社では加入DFを主に法人事業・基地局回線として利用している。法人事業における申込キャンセルは利用者都合によるため、当社によるコントロールが困難。基地局回線については、その建設計画は当社が行うため、オブリゲーション（周波数割り当て時にコミットしている電波発射の計画）の達成のため、NTT東日本・西日本の加入DFに限らず他社回線等の複数の手段を同時並行で検討・申込を実施するため、申込をキャンセルするケースがあったが、令和5年度からはNTT東日本・西日本の加入DFを確実に利用するものを申請するように運用変更している。 ただし、NTT東日本・西日本で比較した場合、NTT西日本の納期が長期化する傾向にあり、加入DFの納期が計画に見合わない場合にはキャンセルせざるを得ないため、NTT西日本エリアが比較的キャンセル割合が高く改善状況に差分が生じている。【ソフトバンク】

- 需要計画の精緻化については、需要予測の算出方法の見直しを行ったこと、NTT東日本・西日本からの情報開示の改善もあったことにより、実績との差異が小さくなっている。接続事業者としては、利用者に納期目安を丁寧にお伝えすることなどにより、申込みキャンセルの抑制に努めている。また、従来から工事納期が長引くと利用者が待ちきれずにキャンセルとなる傾向があるため、工事遅延の収束に伴い、キャンセルが減少した面もある。申込後に工事日が取得できる即決工事の拡大や、工事枠が充足した状況が実現出来れば、利用者の期待する納期とのギャップによるキャンセルは更に抑制できると考える。【SNC】
- 需要計画の精緻化については、これまで接続事業者から需要計画を提示いただき、需要計画の精度向上に向けた協議をしてきた。今後も同様の取組を行っていく考え。一方、現状で接続事業者より提示いただく需要計画と申込実績には、乖離が生じている状況。【NTT東日本・西日本】
- 供給面に関する人的リソースの確保に関しては、人員減耗の中、人材育成等を通じ取り組んでいるところであるとともに、エリア間支援に関しては、当社はこれまでも災害等の有事の事態に対し被災エリア等への支援を行ってきたところ。限られたリソースの中で運用を行っていることから、平常時において恒常的な支援を行うことは困難な状況ではあるものの、オペレーションの更なる効率化やエリアフリー化による業務運営の効率化等、人員の減耗に係る対処策を進めることで、エリア間の格差是正に努めていく考え。【NTT東日本・西日本】

<~~(~~NTT東日本・西日本の運用の統一~~化~~等>~~)~~

- 申込時にNTT東日本・西日本から求められる情報について、エリア差・担当差があり手続が長期化しているため、設計に必要な資料の明確化と統一~~化~~を要望。その他の要因については、事例をもとに不備率低減に向けて取り得る手段を協議中。【ソフトバンク】
- NTT東日本・西日本の開通プロセスの運用差分について、NTT東日本においては、開通工事から入線工事を1稼働で調整が可能であり、また、直近の実績で4割は同日工事が実現できているため、NTT西日本の運用も統一するよう継続協議中。【ソフトバンク】
- NTT西日本における入線工事目途確認、調整が付かない場合の長納期回答、短期間での入線工事日日程調整についても、NTT東日本と同様の運用を希望。【ソフトバンク】

<~~(~~その他>~~)~~

- 利用者対応に必要な情報については、NTT東日本・西日本からの遅延理由の開示が一定程度進捗し、事業者としても利用者の理解を得られるよう努力している。【SNC】
- 加入光ファイバのシェアドアクセス方式では、分岐端末回線はケーブル敷設区

間が短いため長期化するケースは少なく利用者をお待たせしてトラブルになる可能性は低いが、主端末回線は構築期間が長期化して利用者に迷惑をおかけしてしまい苦情を頂くケースが非常に多い状況。加入光ファイバのシェアドアクセス方式では、光配線区画の拡大は提供納期が長期化するケースを減少させるために有効な方策。【SNC】

- NTT局舎の建替えについて、数年単位の余裕を持った切替期間の設定が必要。大規模ビル（数十ラック、回線収容数千回線規模）に関しては標準期間のルール化が必要。また、切替方式について、利用者への影響を最小化するため、回線の二重設置切替は必須であり、NTT東日本・西日本と継続協議中。その際の二重設置期間の並行運用に係る新設側費用については、接続事業者に対して非請求とすべきとして交渉中。【ソフトバンク】

② 構成員からの意見

＜~~（~~総論＞~~）~~

- 提供時期の遅延については、全体的に回復傾向にあるという調査結果をお示しいただいたと認識しており、大変安堵している。ただ、地域的に少し課題が残っている場合があるようなので、今後、そういった点も含め、継続して報告いただきたいと思っている。
- 大きな流れとして改善傾向であるとしても、標準的期間の遵守率が5割を切っている時期もあるとか、報告いただいた最新の時期、令和4年度の第3・第4四半期に、季節的なこともあるのではないかと思いますが、悪化しているように見えるものもあり、ぜひ引き続き改善の努力をいただきたいと思う。
- 各者~~社~~から状況が随分改善してきたという言葉もあったので、その点で前進してきていると感じた。細かい点は御指摘のとおり、まだ課題が多々あるのは承知しているが、かつて受付も紙ベースで、キャンセルがうまく連絡がいっていない等というところは、大分改善をしてきていると思う。長く議論しているので、継続的に課題は出てくるということなのかもしれないが、いずれにしても納期改善は、自助努力で両側の事業者ができることと、物理的な制約もある中で、よりベターな方法を選ばざるを得ないと思う。その中で、自社で対応できるところについては、今後とも継続して検討を進めていただくということが、私は望ましいと思う。

＜~~（~~条件等による提供遅延の状況＞~~）~~

- 提供遅延について、改善の方向にあるとは聞いているが、やはり最終的に多くの利用者の方々に迷惑、負担を強いることになるので、できるだけ早急に、改善していくかという点を考える必要がある。情報提供や予見性についても、まだまだできることがあるのではないかと思う。

＜(その他＞)

- 個々の問題がたくさんあり、それら問題について、研究会で議論、情報共有できるというのはいいことだと思う。手順や情報提供の話であれば問題ないが、中には余計にコスト高にもなる部分があるだろう。例えば、テープ切替と二重設置切替の場合には二重設置のほうが全体のコストは上がるのだろうと思う。これを誰が支払うかというのは別問題になるかと思う。
- また、光配線区画についても、この主端末回線に対する光配線区画というのは、もともと多い加入者を持っている事業者にちょうどいいようにつくってあるのだと思う。それを広げること自体は、もしかするとコスト高が出てくるのではないかという気もする。さらに、例えば、1件ずつ工事するというのも当然コストが増えると思う。
- よって、コストが増えるということを承知した上で、誰が払うのかということまで含めて議論するのではないかと思う。

＜今後の進め方＞

(今後の進め方)

- 申込から開通の全体工程の様々な段階でいろいろな課題があると理解した。コストやパフォーマンス、時間軸を考えながら、早急に対応できるもの、全部一遍にできるできない、平面的に議論できないと思うので、どこかの仕分が必要かと思う。
- また、もう少し平面的ではなくて構造的に問題把握したいと思う。申込から開通の幾つかの工程での県別等のデータをまず広く見て、改善策も含めてこれから見ていく必要があるのではないか。また、データを見ていると、特定の県や地区で非常にほかと違った遅れの大きいところがあるので、深掘りして、工程のどの部分で大きな問題が起こって、東西の差や地域の差で大きな負担をユーザーに課すようなことが起こっているのか、少し深掘りした議論も必要だと思う。総務省においても、議論の進め方を検討いただきたい。
- 今回の提供遅延に関しては、意見交換会のような各社共通の場はないということだが、いろいろな事情があって、個別の会社で対応したほうがやりやすいというような側面もあると思うので、検討の場をどういうふうにしていくのか等を含めて、今後の方針について検討いただきたい。

3. 考え方

＜(現状分析＞)

加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について、

その内容及び接続事業者等からのヒアリング結果を踏まえると、マクロでは改善傾向にあり、NTT東日本・西日本及び接続事業者等における取組については、評価されるべきと考えることが適当である。

しかし、例えば、シングルスター方式の標準的期間遵守率等は、エリアによりばらつきが見られた。また、特に、NTT西日本エリアでは、対前年同期比では改善傾向にあるものの、遵守率が低調な地域もあることから、特に改善の余地が残ると言える。

加えて、接続事業者等からは、さらなる予見可能性向上やコロケーションの早期提供に向けた措置等の必要性を指摘する声が寄せられた。

構成員からも、改善の方向は評価しつつも、利用者の負担を勘案して、さらなる改善を早急に行っていくべきという指摘や、NTT東日本・西日本と接続事業者等との間に情報の非対称性があることを踏まえて、情報提供や予見可能性向上の観点についてもさらなる改善が期待されるという指摘、問題を構造的に把握する必要があり、特に地域差等について、原因や改善策について深掘りした議論の必要性があるという指摘、コロケーションに関する接続事業者等の要望に関して対応を検討すべきといった指摘が寄せられた。

このため、ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在することから、これらについて実効性のある対策を講じる必要があると言える。

したがって、NTT東日本・西日本においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じることが適当である。また、総務省においては、メリハリの利いたフォローアップを実施すべきであり、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくべきである。

また、提供遅延の改善については、NTT東日本・西日本の対応を前提として、接続事業者等の対応も重要である。今回、需要計画の精緻化等や、申込みキャンセルの抑制といった点について、接続事業者から対応状況等について説明があったところ、引き続きNTT東日本・西日本及び接続事業者等が連携して改善に向けた取り組みを講じるべきである。

＜~~（~~エリア毎の納期回答の逼迫状況等の情報開示＞~~）~~

加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告においては、次の品目について、四半期別・エリアブロック別・主要な接続事業者別の数値を集計している。

- 加入光ファイバ（シェアドアクセス方式（「即決」と「非即決」で別に集計））

・ 加入光ファイバ（シングルスター方式）[75]
・ 局内光ファイバ
・ コロケーション（標準的期間が2週間のもの、1か月のもの、1.5 か月のもので別に集計）

今回の報告結果においては、改善傾向が認められるものの、一部エリアにおいては、なお標準的期間遵守率が低調な状況が確認される。この点、NTT東日本・西日本においては、エリア毎の納期回答の逼迫状況等を接続事業者向けに開示しているところ、当該情報開示の運用について、接続約款において明示的に定めることが適当である。また、対前年同期比で遵守率が改善していない、低位に留まっているエリアについては、NTT東日本・西日本において、その要因を分析し、その結果に応じて所要の対策を講じるべきである。

＜~~（~~コロケーション等の提供遅延に係る見直し＞~~）~~

コロケーションに必要な電源設備や空調設備については、NTT東日本・西日本において、同社・接続事業者の需要に応じ、設備が不足する場合は、必要な設備を構築し、また、その提供に当たっては、設備の空き状況（見込みを含む。）の詳細確認により既存設備での提供を検討する等、取組が行われてきた。

NTT東日本・西日本では、この提供予定日を接続事業者に事前通知（以下「インフラ回答」という。）しており、また今回、インフラ回答が申込から1か月を超える見込みの場合、新たに「中間回答」として当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を通知する運用を開始（NTT東日本では令和5年6月開始、NTT西日本では令和6年1月開始）した旨、及び接続事業者から追加の提案があれば、引き続き協議を行う旨、報告があった。

この点、現在、「中間回答」は接続約款上の義務ではないが、接続約款上の申込手続として明文化することで、NTT東日本・西日本及び接続事業者間の適切な運用を確保することが適当である。また、あわせて通知項目等を具体的に規定するべきである。

また、コロケーションの提供遅延に係る接続事業者からの具体的な要望については、NTT東日本・西日本において、これらを真摯に聴取し、対応を検討することが適当である。予見可能性の向上はきわめて重要な論点であるところ、特に、第一種指定電気通信設備との円滑な接続を実現する観点から、電源設備及び空調設備について、計画的な増設に向けた対応を検討すべきである。例えば、まずは事業者間で事前照会手続等の活用や改善を含めた検討が行われることが望ましいと考えられる。一方、仮に効果が不十分と認められるときには、接続事業者との間で予め需要及び費用が確定した場合の対応を含め、NTT東日本・西日本において、構成員から指摘のあった

[75] 特定光信号端末回線（フレキシブルファイバの接続メニュー）と併せて提供される場合を除く。

踏み込んだ措置（システム化、増設基準の精緻化等）も排除せずに、接続事業者の予見可能性向上のために実効性のある検討を行うべきである。

さらに、ネットワークカメラ等を通じた立会（遠隔立会）の活用による稼働コストの削減といった取組については、引き続き、NTT東日本・西日本及び接続事業者双方において、具体的な改善の取組を進めていくことが適当である。

その他、局内光ファイバの提供について、標準的期間（1か月半）を遵守できていないケースが多数あるため、NTT東日本・西日本は、個別案件であるという説明にとどめるのではなく、運用の実態を確認した上で、構造的な原因がある場合には、その内容に応じて具体的な改善策を示すべきである。

＜~~（~~需要計画の精緻化等＞~~）~~

需要計画の精緻化等については、NTT東日本・西日本において、接続事業者から提示された需要計画に合わせて工事体制の整備に努める等の対応を継続している一方で、一部、接続事業者の需要計画と申込実績に一定程度の乖離が生じている状況がある。このため、接続事業者毎に需要計画と申込実績との差分等を提示し、需要計画の精度向上に向けて協議を進めている旨、報告があったところ。

この点、引き続き、NTT東日本・西日本と接続事業者間で、需要計画の精緻化や申込みキャンセルの抑制に向けた、具体的な情報交換や円滑な協議を進めるよう協力し、必要に応じて取組の深掘りを行うことが適当である。その一方で、FTTHアクセスサービスにおいて需要予測が困難であることを踏まえれば、今後、当該需要計画を基にどのような対応を行ったか、NTT東日本・西日本と接続事業者間で事後的に情報交換をするといった対応を検討することも考えられる。

＜~~（~~NTT東日本・西日本の運用の統一化＞~~）~~

NTT東日本・西日本間の運用等の差異については、これまでも本研究会において、接続事業者等から指摘があったところ、一部について運用の統一化が行なわれた旨、また、その他の事項についても協議等により改善に向けた取組が図られている旨、報告があった。

この点、申込時に求められる情報の格差による手続きの長期化等、接続事業者等から具体的な課題が提起された点を中心に、引き続き、具体的な改善に向けた協議・取組をNTT東日本・西日本及び接続事業者の双方で進めていくことが適当である。

＜~~（~~その他＞~~）~~

利用者への情報提供に係る協議[76]については、個々の事例に即して接続事業者と

[76] 第七次報告書までの議論において、「利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい」旨の接続事業者意見を踏まえ、NTT東日本・西日本より、「接続事業者が提供するサービスに関す

協議の中で具体的な事例について認識を合わせており、未対応の案件はないことや、今回の報告期間において、接続事業者より同旨の意見は出ておらず、今後事例の提示があれば、NTT東日本・西日本において、適切に対応を進める予定との報告があったことから、まずは、NTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を行うことが適当である。その際、接続事業者から求めのある事項を考慮し、必要があれば、当事者間の責任分担の明確化といった対応を検討するべきである。

その他、一部接続事業者から指摘のあったNTT東日本・西日本の局舎移転については、接続事業者の予見性が十分に確保されることに留意しつつ、まずはNTT東日本・西日本と接続事業者間において、適切に対応を進めることが適当である。

本報告について、本研究会第七次報告書を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めているところ[77]、メリハリのついたフォローアップのために、次々回の報告に向けて要請内容を見直すべきである。なお、次回は、令和5年4月から令和6年3月までの状況について、令和6年6月 30 日までに報告がある予定のところ、現状の改善傾向が持続し、重大な事案の発生等が特に認められない場合には、本研究会に状況報告を行なうこととし、必要があると認められる場合に、ヒアリングを実施することが適当である。

る利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」、「NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え」である旨の説明があったもの。

[77] 令和5年10月10日総基料第201号

第9章　市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し

1．検討の経緯

電気通信事業法第40条は、事業者が電気通信業務に関し、外国政府等[78]との間に重要な事項を内容とする協定又は契約を締結、変更又は廃止しようとする場合には、総務大臣の認可を要することを定めている。これは、外国政府や外国企業との間で締結する協定等は、事業者が国際電話サービス等を提供する元となる契約であり、その内容如何が我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねないものであるため、認可の対象とされているものである。

具体的な認可対象については、電気通信事業法施行規則第27条において定められている。過去の規制緩和により、データ伝送サービス、専用サービス、国際電話の付随的サービスに係る協定等は認可の対象外とされ、現状では、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約の一部の事項[79]と、本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定又は契約が認可対象とされている。このうち、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約については、具体的には、国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信等の提供に関する提携を内容とする協定等が認可対象となっている。

一方で、外国政府等との協定等に関係する電気通信役務の動向としては、IP電話、ビデオ通話、メッセンジャーサービス等の普及により、国際電話の利用は低下傾向であるほか、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングのみならずデータローミングが広く利用されている。また、衛星通信については、衛星コンステレーションの実現により、衛星通信の高速化が可能となり、ブロードバンドサービスへの利用のほか、携帯電話基地局のバックホールとしても活用され、今後はスマートフォン等が衛星と直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定であるなど、こうした電気通信役務を取り巻く環境は大きく変化している。

---

[78] 外国政府又は外国人若しくは外国法人

[79] 一部の事項は、電気通信事業法施行規則第27条第1項において以下のとおりとされている。

・電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地

・電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、金額が増加しないことが明らかなとき等を除く（金額が増加しないことが明らかな協定等の変更については、電気通信事業報告規則に基づき、毎報告年度経過後二月以内に当該報告年度に変更した協定等について総務大臣に報告することが求められる）。

・電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合。

今般、こうした状況を踏まえ、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可の対象等について検討を行った。

2. 議論の経過

（1）検討事項

外国政府等との協定等に関係する電気通信役務の動向を踏まえて、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可に関し、以下の点について検討を行った。

① 認可対象の見直し

- 現在、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定等が重要な事項を内容とするものとして認可対象とされているが、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングに加えデータローミングも広く利用されていることや、今後、スマートフォンが衛星と直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定であり、外国企業の電気通信設備を介してスマートフォン向けのデータ役務が提供されることを踏まえれば、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することが必要か。
- 他方で、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等を広く認可対象とした場合、これまで認可対象としていなかった、国際ISP間の協定等や衛星を利用した放送事業者向けの映像伝送サービス、衛星を利用したIoTサービス、バックホール回線としての衛星の利用など、必ずしも利用者の利益に直接影響しない協定等も認可の対象となる。このため、例えば、電気通信回線設備を用いる電気通信役務や、一定の規模を有する電気通信役務など、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することについてどう考えるか。

② 事業者間精算料金の変更に係る認可

- 現在、電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（事業者間精算料金）については、値上げの場合は認可対象、金額が増加しないことが明らかな場合は電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に基づく年度末報告の対象とされているが、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか。
  - ➢ 携帯電話の国際ローミング協定における事業者間精算料金の値上げのうち約半数は、相手国における税率変更によるもの。また、個別の事業者間精算料金の値上げは、必ずしも利用者料金の変更に直結していない。

- 携帯電話の国際ローミングは、GSMA（GSM Association）のルールに基づき事業者間で協定が締結されており、相対契約により割引料金を適用する場合を除き、全事業者に共通的な標準料金が提示される仕組みとなっており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられるか。

③ その他

- 認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見直すことが適当か。その他、検討すべき点はあるか。

（2）主な意見

検討に当たり、本研究会において、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル株式会社、スカパーJSAT株式会社（以下「スカパーJSAT」という。）及びJSAT MOBILE Communications株式会社（以下「JSAT MOBILE」という。）スターリンクジャパン合同会社（以下「スターリンクジャパン」という。）からヒアリングを実施した。

また、総務省において、衛星移動通信サービス又は衛星アクセスサービスを提供している事業者に対しアンケート調査を実施したところ、

- 株式会社海外コミュニケーションズ
- 株式会社キュービック・アイ
- 有限会社SKY－FIX COM JAPAN（以下「SKY－FIX COM」という。）
- 株式会社日本KVHインダストリーズ
- ナビコムアビエーション株式会社
- マリサット通信サービス株式会社（以下「マリサット通信サービス」という。）
- 株式会社IPモーション（以下「IPモーション」という。）
- シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
- 株式会社Orbital Communications（以下「Orbital Communications」という。）
- マーリンク株式会社（以下「マーリンク」という。）
- パナソニックアビオニクスコーポレーション
- スカパーJSAT
- NTTコム
- 有限会社アイティ企画（以下「アイティ企画」という。）
- アイピースタージャパン株式会社
- KDDI

の16社から回答があった。

各論点に係る事業者及び構成員の意見は次のとおりである。

① 事業者からの意見

＜認可対象の見直し＞

（データ役務等に拡大することに反対しない）

- スマートフォンの普及及び利用状況等を踏まえれば、認可対象をデータ役務に拡大することは一定の合理性がある。【NTTドコモ】
- データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象とすることには反対しない。【スカパーJSAT】
- 昨今の電気通信事業の動向を鑑みると、（データ役務の追加は）やむを得ない。【JSAT MOBILE】
- 現在の電気通信役務の動向を踏まえれば、認可対象の見直しが必要であるという点については理解。【スターリンクジャパン】

（事後報告のみとすべき）

- データサービスについては、現在事前手続き不要なところ、認可対象の拡大によりスケジュール等ビジネスへの影響も生じるため、事後報告のみとしていただきたい。【ソフトバンク】

（対象は最小限にすべき）

- サービス動向を踏まえ、規制緩和に主眼を置いた認可対象の見直しは必要であり、認可対象の追加については慎重であるべき。事前規制が、外国の事業者等との連携によるイノベーションの創出を阻害する可能性にも配慮しつつ、対象は真に「利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務」とすることに賛同する。個別にサービスの特性を踏まえて、規律による担保が必要なサービスに限定すべき。一定以上の契約者数がいる場合に限るべき。【KDDI】
- 仮に事前認可の対象とする場合、その対象範囲は必要最小限とすることを要望。加えて、事前認可の必要性について定期的に検証し、対象の縮小や届出への移行等の検討を要望。【ソフトバンク】
- 認可対象については、利用者の利益に及ぼす影響を考慮し、現在の技術や市場動向を踏まえた議論や精査をいただいたうえ、利用者保護の観点から真に必要なものに限定していただきたい。【楽天モバイル】
- 利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定すべきであり、その指標としては、役務提供先の契約数（例：100万以上）とすることが良いと考える。【スカパーJSAT】
- 利用者の利益に大きな影響を及ぼす事業の提供に関する提携を内容とする協定などに対象を限定することは合理的。しかし、どこで線引きをするかという基準についてはしっかりと議論することが必要。また、既に役務提供を開始しているサ

ービスが認可対象となる規模に到達した場合、その段階で認可されないという事態は避けるべき。【スターリンクジャパン】

（その他、個別の意見）

- 認可対象をデータ役務に拡大する場合、クラウドSIMイネーブラー等が提供するクラウドSIMを活用した国際ローミングも対象になると認識。レンタルWi－Fiサービスは一定の規模を有し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務であると想定。【NTTドコモ】
- 携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、認可対象とする必要はないと考える。【楽天モバイル】
- 外国衛星通信事業者より衛星回線をIRU[80]契約により、電気通信回線設備として設置する場合、電気通信事業変更登録申請等の手続きにおいて、当該IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること等につき、総務省に確認されており、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可と二重の手続きとなることは避けて頂きたい。【スカパーJSAT】
- もし衛星アクセスサービス等が対象になった際には、過度に手続きが煩雑になったり、認可に時間がかかりすぎたりということがないように配慮いただきたい。【スターリンクジャパン】

＜衛星移動通信サービス又は衛星アクセスサービスを提供している事業者に対するアンケート調査における意見＞

（衛星通信に係る音声役務及びデータ役務いずれも認可対象外とすべき）

- 衛星移動通信サービスについて、外国事業者等の電気通信設備を介して役務を提供する場合は、IRU方式による設置が必要となっており、登録手続きにおいて契約書により継続的に支配・管理している状態にあることを示していることから、外国事業者等から一方的に契約を破棄されるといった恐れは比較的小さいとも考えられる。

  複数の衛星により様々なサービスが提供されており、それらは代替性のある状況。更に、衛星移動通信サービスの契約数は少ないことを踏まえれば利用者への影響は限定的。

[80] IRU（indefeasible right of user：破棄し得ない使用権）とは、契約（契約以外の協定等の形式を含む。）によって定められ、関係当事者の合意がない限り、破棄又は終了させることができない長期安定的な使用のこと。他者の所有する光ファイバ等についてIRUの設定を受けた事業者は、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあると認められる。使用権を取得する事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと、使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること等がIRUの要件とされている。

認可対象にデータ役務が追加された場合、今後利用者の需要に応じて、多様なサービスやプランを追加する都度認可が必要となるため、柔軟なサービス提供の機会が妨げられるだけでなく、サービス展開において国際的にも遅れをとることも懸念。

更に、音声役務とデータ役務がセットとなるプランもあり、引き続き音声のみ認可対象とされた場合、音声役務がセットであるか否かによって、データ役務のサービス提供の自由度が変わることになるため、音声役務も認可対象から外し、柔軟なサービス提供の機会を確保することが必要ではないかと考える。【KDDI】

（事前認可の対象が拡大することで、ユーザが不利益を被り、かつ日本の航空会社が国際競争上不利になることを懸念）

- データ役務が事前認可の対象となった場合、認可基準を満たすよう契約変更をし、内容を総務省に開示することについて、各衛星事業者と交渉することとなる。その結果、当社は該当する衛星を使用できなくなり、当該衛星がカバーするエリアにおいてサービスを提供できない又は通信速度の低下を招く、あるいは、衛星事業者が合意する場合であっても、より高い使用料を求められること等により、最終的にはユーザ（日本の航空会社及びその旅客）にとっての不利益となる。

  また、外国籍航空機内では、当社が衛星事業者と契約した直後から最新の通信エリアと通信速度によるサービスが提供される一方で、日本国籍の航空機内では、事前認可までの間、新たに調達した通信容量を使用できないことになる。ユーザの保護を目的とした規制が、かえって本邦のユーザにとって不利益に作用している。当社の通信サービスに対する新たな規制は、日本の航空会社の国際競争力を現状よりも更に削ぐ結果になる。当社は、同じ空域をカバーする複数の衛星を調達するよう努めており、同じ空域の通信回線を多重化している以上、個々の衛星にかかる契約内容を規制する必要性は乏しい。当社のサービスは、飛行中の一時的なインターネット接続サービスであり、万が一、サービス提供が一時的に中断する事態が発生したとしても、ユーザの不利益は限定的。当社のような機内の一時的な通信サービスに対する事前規制の必要性は高くない。【パナソニックアビオニクスコーポレーション】

（データ役務に拡大することによるサービスへの影響、競争力の低下を懸念）

- 仮に（データ役務が）認可の対象となった場合、過度に手続が煩雑になり、認可に時間がかかることにより、新しい種類のサービスを適時に提供することに支障が生じ、競争力の低下につながるおそれがある。【IPモーション】
- 新たなサービスの開始にあたり、認可及び手続が増える事により、中小事業者にとっては参入が難しくなるとともに、消費者の観点からは世界的なサービス導入

に平行して日本国内でのサービス導入が遅れる事によって、国内ユーザーのサービス水準が世界的に遅れる事を懸念。【アイティ企画】

- 現状で電気通信事業法第40条に基づく事前認可の対象とされていないデータ役務等を新たに認可対象に追加する場合、認可対応を考慮した事業計画策定が必要となり、柔軟なビジネス展開に影響が出る懸念がある。【NTTコム】

（対象は最小限にすべき）

- 一定の規模を有する電気通信役務等、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することが望ましい。どこで線を引くかは慎重な議論が必要。【IPモーション】
- 利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務、事前認可の対象とすることが必要な役務及び契約数が一定数以上である役務等、必要最低限とした上で事後報告対象とすることが望ましいと考える。【NTTコム】

（その他）

- 小規模事業者への負担を考慮していただきたい。また、サービス開始に時間がかかるような作業が少なくなるように配慮をお願いしたい。【SKY－FIX COM】
- 利用者の利便性という観点からしても、既に（電気通信事業の）登録・変更登録時に衛星通信路のIRUや回線制御権の確保を要件とされているため、さらに40条認可の対象とすることは屋上屋を重ねるものではないか。一方では、衛星事業者のサービス態様が多様になっていることを考えると、登録・変更登録時にIRU＋回線制御権確保の要件を審査するのではなく、それらは40条認可時の考慮要素として吸収し、他の考慮要素と合わせて柔軟な判断も可能となるのであれば、それは合理的ではないかと思う。【マーリンク】
- 40条の精神として、外国通信事業者から法外な料金提示を抑止し、国内の利用者が不利益を被ることを排除するためと認識しているが、電気通信事業法が制定された昭和59年の状況とは現在は異なっていると思料している。【マリサット通信サービス】
- 通信料金は相対契約が認められていることから、この趣旨を尊重しなければならないと考える。【Orbital Communications】

<u>＜事業者間精算料金の変更に係る認可＞</u>

（事後報告のみとすることに賛同）

- 変更契約は、税金の値上げや精算料金の値上げが大宗だが、精算料金の改定は利用者料金への値上げに直ちにつながるものではないため、事後報告のみとすることに賛同。【NTTドコモ】
- 事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について、事後報告のみとすることに賛同。【KDDI】

- 事業者間精算料金のみの変更を事後報告にすることについて、実態上の懸念等もなく、賛同。【ソフトバンク】
- 携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、認可対象とする必要はなく、事後報告のみとすることについて賛同。【楽天モバイル】
- 事業者間精算料金（料金の値上げ・値下げ）のみをないようとする協定などの変更については事後報告のみとすることについて、賛成。現行では、外国法人との通信料金の契約が1セントでも変更があった場合に事前認可が必要となっており、過度な規制。より効率的な制度の検討をお願いしたい。【JSAT　MOBILE】

＜その他＞

（審査基準について）

- 審査基準を見直すことに賛同。事前規制の予見性を確保するためにも、サービスごとに「認可を要する理由」と「審査基準」との適用関係を明確にしていただきたい。【KDDI】

（電気通信事業報告規則に基づく報告について）

- 報告すべき事項は必要最低限のものにしていただきたい。事後報告は年度末の状況を見て、前年度末比で変化があった場合のみでよいのではないか。【KDDI】

（その他）

- 認可対象を変更する場合や、審査基準等を見直す場合は、契約類型ごとの認可対象の変更内容や、審査基準の見直し内容等について、事前周知・公表いただきたい。【楽天モバイル】

② 構成員からの意見

- 衛星を使ってデータサービスのみを行っている事業者については、これまで電気通信事業法40条は関係してこなかったということもあるので、こうした事業者も含めて丁寧に意見を聞くことが良い。
- （事業者間精算料金の値上げに係る変更について、）原則はやはり認可が必要だが、携帯電話の国際ローミングに関してはGSMAのルールの基づき協定が締結されている実態を踏まえて免除するというような、原則と例外という考え方もできるのではないか。
- 明確に白黒つけるのは難しい点もあるかと思うので、今後、衛星との直接通信によるサービスの提供状況やその他の状況を踏まえながら、適宜見直しをしていくことが良い。

3. 考え方

① 認可対象の見直し

事業者からは、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象とすることには反対しないといった意見があった一方で、一部の事業者からは、現在事前認可等が不要なサービスが認可対象となることでビジネスへの影響も生じることから、事後報告のみとすべきといった意見もあった。また、認可対象については、サービスの特性や契約数等を考慮し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定すべきとの意見が多かった。

このため、国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信のそれぞれについて、サービス特性やサービス規模、事業者からの具体的な意見等を総合的に勘案し、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる役務について検討し、当該役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定して、認可対象とすることが適当である。

＜国際電話（音声のみ）について＞

サービスの特性としては、国際電話の相手方となる外国の事業者との提携が必要不可欠であり、当該事業者との間で、設備使用料を支払い合うことが必要となる。相手方となる外国の事業者が独占的な事業者等の場合、理論上は「競り合わせ」や「バイパス」により、不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがある。

サービス規模の観点からは、国際電話の通信回数、通信時間はピーク時から大幅に減少[81]している。他方で、固定電話及び携帯電話の基本的に全ての利用者が国際電話を利用可能と考えれば、利用可能な契約者数・回線数は大きいことから、一定の規模を有すると考えられる。

事業者ヒアリングにおいては、一部の事業者から、規制緩和に主眼を置いた認可対象の見直しが必要、認可対象は限定すべきとの意見があった。~~国際電話の利用状況を踏まえた議論を求める意見はあったが、認可対象外とすべきとの意見はなかった。~~

以上を踏まえれば、国際電話については、現時点では利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられることから、引き続き認可対象とすることが適当である。

＜携帯電話の国際ローミング（音声・データ）について＞

サービスの特性としては、音声ローミングに加え、データローミングについても、ローミング相手方となる外国の携帯電話事業者との提携が必要不可欠であり、当該事業者との間で、設備使用料を支払い合うことが必要となる。ただし、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられる。

[81] 「通信量からみた我が国の音声通信利用状況（令和4年度）」によれば、令和4年度の通信回数（発信）はピーク時（平成19年度）から▲94.8%、通信時間（発信）はピーク時（平成19年度）から▲96.2%。

サービス規模の観点からは、主にMNO4社（MNO3社及び楽天モバイルをいう。以下同じ。）が音声ローミング及びデータローミングを提供中であり、MNO4社の携帯電話の基本的に全ての利用者が国際ローミングを利用可能と考えれば、利用可能な契約者数は大きい。

特に、海外でのデータ通信の利用については、国際ローミング以外にも海外Wi－FiレンタルやeSIMによる現地通信サービスの契約といった選択肢も存在するものの、MNO各社から海外ローミング用の定額料金プランが提供されており、データローミングの利用が拡大しており、現時点においては、音声ローミングに加え、データローミングについても、一定の規模を有していると考えられる。

なお、携帯電話事業者間の国際ローミング協定においては、音声（3G）ローミングとデータローミングで異なる事業者間精算料金が設定されているが、VoLTEローミングはデータローミング扱いとされており、現在は認可対象外となっている。

事業者ヒアリングにおいては、GSMAのルールが存在することから、携帯電話の国際ローミング協定については認可対象とする必要はないとの意見があった。

以上を踏まえれば、携帯電話の国際ローミングについては、音声ローミング・データローミングともに利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられることから、音声ローミングについて引き続き認可対象とするとともに、データローミングについて認可対象とすることが適当である。

＜衛星通信（音声・データ）について＞

端末系伝送路設備として衛星を用いて提供される電気通信役務としては、主に衛星移動通信サービス[82]と衛星アクセスサービス[83]が存在する。いずれについても、サービスの特性としては、外国企業等が所有する衛星の利用に当たり、外国企業等との提携が必要不可欠であり、当該外国企業に対し設備使用料の支払いが必要である。

他方で、現在では多様な衛星が存在しており、日本側事業者は事業の開始に当たって提携先を選択可能と考えられる。また、事業の開始に当たり、日本側事業者が他者の衛星を利用して電気通信回線設備を設置する場合、IRUの設定が求められることから、使用契約が安定的であることや、合理的な使用料金が設定されていることが前提となっている。

---

[82] 衛星移動通信サービスは、「利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるもの」（電気通信事業報告規則第1条第2項第5号）

[83] 衛星アクセスサービスは、「端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）」（電気通信事業法施行規則 様式第4 注3）

また、衛星移動通信サービス、衛星アクセスサービスともに、山間部、離島、海上等での通信手段として活用されており、特に音声役務（衛星携帯電話）については、災害等の緊急時の連絡手段としての重要度が高い。

サービス規模の観点からは、国際電話や携帯電話の国際ローミングに比べると、現在の衛星移動通信サービスの回線数は大きくなく、その多くは音声役務（衛星携帯電話）と想定される。他方で、今後、衛星コンステレーションにより、衛星とスマートフォン等が直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定であり、これが携帯電話（音声、データ通信）と組み合わせて携帯電話利用者向けに広く提供される場合には、利用可能な契約者数・回線数は大きくなり、一定の規模を有することが想定される。

事業者からは、データ役務に認可対象を拡大することによる利用者への影響等を懸念する意見が多かった。一部の事業者からは、音声役務及びデータ役務いずれも認可対象外とすべきといった意見があった。

以上を踏まえれば、衛星通信のうち、音声役務については、利用者の利益に及ぼす影響が大きくないとまでは言えないことから、引き続き認可対象とし、データ役務等については、利用者の利益に及ぼす影響は必ずしも大きくないと考えられることから、引き続き認可対象外とすることが適当である。

ただし、今後、衛星直接通信によるサービスが提供され、これが携帯電話と組み合わせて携帯電話利用者向けに広く提供される場合等には、利用者の利益に及ぼす影響が大きくなることも想定されることから、そのような場合には、必要に応じて、改めて認可対象について検討することが適当である。

＜クラウドSIMを利用したレンタルWi－Fiサービスについて＞

クラウドSIMとは、クラウドサーバー上に複数のSIMカードを挿入し、利用者が専用端末を利用する地域に合わせて、現地のSIMカード等が選択、ダウンロード等される仕組みである。一部のレンタルWi－Fiサービス提供事業者がこのような仕組みを利用してサービスを提供している。レンタルWi－Fiサービス提供事業者が自らクラウドサーバーを設置している場合や、国内外の他社のクラウドサーバーを利用している場合が想定され、前者の場合にはSIMカードの調達に当たり外国の携帯電話事業者と役務提供契約を、後者の場合には外国企業との間でクラウドサーバーの利用契約等を、締結している可能性がある。

海外渡航者や外国人訪日客等が一時的に利用するものであり、サービスの規模は大きくないと想定される。

事業者ヒアリングにおいて、一部の事業者から、データローミングを認可対象とする場合にはクラウドSIMを活用した国際ローミングも対象になることが想定されるとの意見があった。他方、レンタルWi－Fiサービス提供事業者からは、クラウドSIMに利用

するための外国の携帯電話事業者等からの現地SIMカードの調達は、携帯電話事業者間の国際ローミング協定とは異なるとの意見があった。

レンタルWi－Fiサービス提供事業者が、海外での通信サービスの利用のためのSIMカードを販売等することは、電気通信事業法上の電気通信業務に当たらず、電気通信事業法第40条が対象とする「電気通信業務に関する協定又は契約」に該当しないと考えられる。

日本国内で利用されるサービスについては、外国の携帯電話事業者のSIMカードが利用されることは想定されず、SIMカードの調達のための外国企業等との契約等は想定されないが、外国企業との間でクラウドサーバーの利用契約等を締結している場合には「電気通信業務に関する協定又は契約」に該当する可能性はある。他方、クラウドサーバーの利用が不当に高額である場合等には、そのような仕組みを利用せずにサービスを提供することが可能であり、当該利用契約が利用者の利益に及ぼす影響は大きくないと考えられる。

以上を踏まえ、クラウドSIMを利用したレンタルWi－Fiサービスについては認可対象外とすることが適当である。

② 事業者間精算料金の変更に係る認可

事業者からは、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることに賛同する意見が多かった。

国際電話については、相手方となる外国の事業者が独占的な事業者等の場合、「競り合わせ」や「バイパス」により、~~事業者間精算料金が不当に高くなる恐れがあることから、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更であっても、引き続き事前認可の対象とすることが適当である。~~事業者間精算料金が不当に高くなるおそれがあったが、現在では、着信事業者と中継事業者との間で競争が働く状況となっており、事業者間精算料金が不当に高くなるおそれがない。

~~一方~~また、携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、衛星通信については、IRU契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていることを踏まえれば、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることが適当である。

③ その他

事業者からは、認可対象となるサービスごとに審査基準を明確化することを希望する旨の意見があった。

総務省においては、認可対象の見直しを行う際には、審査基準についても見直しを行うことが適当である。

審査基準について見直しを行う際には、携帯電話の国際ローミングについては、GSMA のルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、衛星通信については、IRU 契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU 契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていること等を踏まえた審査基準とすることが適当である。

資　料　編

目　次

「接続料の算定等に関する研究会」開催要綱並びに構成員及びオブザーバー..... 182

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催要綱及び構成員等 185

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催状況 187

「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」等を踏まえた規定整備 188

トラヒック・ポンピングに関する資料 197

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定案に対する意見及びその考え方 199

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 201

モバイル接続料の適正性向上に関する資料 262

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づくモバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）（令和６年３月29日総基料第61号） 273

移動通信分野及び固定通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定案並びに「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例」の改定案に対する意見及びその考え方 285

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針 291

固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針 298

FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について 302

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果 306

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和6年度の接続料の改定等） 308

第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性について 328

加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について..... 330

「接続料の算定等に関する研究会」開催要綱

１．目　的

電気通信ネットワークのＩＰ化が進展する中、我が国の基幹的な通信網においても、ＩＰ網が基軸となってきている。その中で、ＩＰ網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続等を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきている。これを踏まえ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行う、「接続料の算定等に関する研究会」を開催する。

２．名　称

本研究会は、「接続料の算定等に関する研究会」と称する。

３．検討項目

本研究会は、次の事項について検討する。

（１）接続料の算定方法
（２）ＮＧＮの優先パケットの扱い
（３）ＮＧＮの県間伝送路のルール
（４）コロケーションルール及びその代替措置
（５）接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）
（６）指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務のルール
（７）その他

４．構成及び運営

（１）本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
（２）本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
（３）オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加するものとする。座長は、必要と認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
（４）本研究会には座長及び座長代理を置く。
（５）座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
（６）座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
（７）本研究会は、必要があると認めるときは、構成員・オブザーバー以外の者から意見を聴取することができる。
（８）座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
（９）構成員は、本研究会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
①　構成員は、本研究会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
②　構成員は、本研究会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
（10）その他、本研究会の運営に必要な事項（ワーキンググループの運営に関する基本的な事項を含む。）は、座長が定めるところによる。

５．議事の公開

（１）本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
①　公開することにより事業者の正当な利益若しくは事業者以外の個人の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合（通常公開されている内容であるため、又は公益上特に必要であるため公開することが適当であると座長が認めた場合を除く。）
②　その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合

（２）本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

６．庶　務

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

（別紙）

「接続料の算定等に関する研究会」構成員及びオブザーバー

【構成員】（五十音順、敬称略）

相田　仁　　（東京大学特命教授）

酒井　善則　（東京工業大学名誉教授）

佐藤　治正　（甲南大学名誉教授）

関口　博正　（神奈川大学経営学部教授）

高橋　賢　　（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

武田　史子　（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

西村　暢史　（中央大学法学部教授）

西村　真由美（公益社団法人全国消費生活相談員協会ＩＴ研究会代表）

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

ＫＤＤＩ株式会社

ソフトバンク株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人ＩＰｏＥ協議会

株式会社ＮＴＴドコモ

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催要綱

1　目的

本ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）は、「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）の開催要綱に基づき、研究会の下に開催されるＷＧとして、モバイル接続料の適正性向上に関し、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方等について、集中的に検討することを目的とする。

2　名称

本ＷＧは、「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」と称する。

3　検討事項

（１） モバイル接続料の原価の算定に用いる固定資産価額比の算出方法
（２） 施設保全費及び減価償却費の配賦
（３） 配賦の見直しによる影響評価
（４） その他

4　構成及び運営

（１） 本ＷＧの構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
（２） 主査は本ＷＧを招集し、主宰する。
（３） 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ＷＧを招集し、主宰する。
（４） 主査は、必要があると認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
（５） 主査は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は外部の関係者に出席を求め意見を聴くことができる。
（６） 構成員は、本ＷＧにおける情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
① 構成員は、本ＷＧで知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
② 構成員は、本ＷＧで知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
（７）その他、本ＷＧの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5　議事・資料等の扱い

（１）本ＷＧは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）本ＷＧで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（３）本ＷＧの議事概要は、原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6　その他

本ＷＧの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

（別　紙）

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」　構成員等

（敬称略・五十音順）
（◎は主査、〇は主査代理）

【構成員】

◎相田　仁　　（東京大学特命教授）

〇関口　博正　　（神奈川大学経営学部教授）

高橋　賢　　（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

【オブザーバー】

株式会社ＮＴＴドコモ

ＫＤＤＩ株式会社

ソフトバンク株式会社

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催状況

日程	開催内容
第１回 令和５年11月10日	○本ワーキンググループについて ○モバイル接続料費用配賦の現状及び見直しの方向性について
第２回 令和５年12月26日	○接続料試算結果と見直し適用時期等について
第３回 令和６年２月13日	○見直し適用時期及び激変緩和措置について ○本ワーキンググループにおける検討結果について

「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」等を踏まえた規定整備

改正案の概要

1

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻　正次　神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会において第七次報告書が取りまとめられた(令和5年9月6日(水)公表)ところ、同報告書の内容を踏まえて接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の改正案を作成した。

主な改正事項

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の内容を踏まえた規定の整備

(1)　第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し …… 1
【第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正】

(2)　第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し …… 4
【電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)及び第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。)一部改正並びにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定、令和5年4月最終改定。以下「MVNOガイドライン」という。)の改定(一部諮問対象外)】

接続制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備

(3)　固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し …… 8
【施行規則、一種接続料規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)及び電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件(平成13年総務省告示第243号。以下「一種指定告示」という。)等の一部改正(一部諮問対象外)】

(4)　「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直し …… 20
【施行規則、一種接続会計規則及び二種接続会計規則の一部改正】

(5)　その他所要の規定整備 【施行規則等の一部改正】 …… 21

（1）第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し

● 研究会では、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の改定に向けて、第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法について議論を行い、次の結論を得た（研究会第七次報告書第7章）。

① **β値**については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当。

② **主要企業の平均自己資本利益率**の算定に当たっては、長期安定的な指標である長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当。

● ①については、省令の改正を要さないため、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等（令和5年5月26日諮問、令和5年7月21日答申・同日認可）において反映した。②についても、速やかに反映するために同改定において3条許可（※1）により反映したが、今般、一種接続料規則を改正することにより、**研究会の結論を省令上の適正利潤の算定方法に反映**する。

（※1）第一種指定電気通信設備の接続料は一種接続料規則に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、特別の理由がある場合には、一種接続料規則第3条ただし書きの規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能。

省令改正案 【一種接続料規則】

（自己資本費用）

第12条　一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

2　（略）

3　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、~~他産業における~~主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は~~他産業における~~主要企業の~~過去五年間の~~平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（~~他産業における~~主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

4　（略）

5　第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は~~他産業における~~主要企業の~~過去五年間の~~平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

規定の趣旨

- これまで、期待自己資本利益率の算定に用いる主要企業自己資本利益率については、国内4証券取引所（札幌、東京、名古屋及び福岡）の**上場企業の実績財務データ**により算定していたが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影響により大きな変動が生じていた。
- 研究会の結論を踏まえ、主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、第二種指定電気通信設備の接続料算定においても用いられている**長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム**（**イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社**が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia」（計測期間：1952年から））を使用する。
- **同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含むところ、他産業の主要企業を参照することとされている現行の主要企業自己資本利益率に係る規定を見直す**。

（参考）適正利潤の算定方法

● 報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の**機能の提供に用いられる資産の資本調達コスト**と位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

＝

他人資本費用（第11条）＝ **レートベース**（設備毎の正味固定資産価額から算定）× **他人資本比率**（全社の資本構成比率から算定）× **他人資本利子率**

＋

自己資本費用（第12条）＝ **レートベース** × **自己資本比率** × **自己資本利益率**

＋

利益対応税（第13条）＝ **レートベース** × （ **自己資本比率** × **自己資本利益率** ＋ **有利子負債以外の負債比率** × **有利子負債以外の負債の利子相当率** ） × **利益対応税率**（法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定）

期待自己資本利益率の過去３年間の平均値又は他産業における**主要企業の過去５年間の平均自己資本利益率**のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率（「ＣＡＰＭ的手法」により算定）

＝ **1−β** × **リスクの低い金融商品の平均金利**（国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は０） ＋ **β** × **主要企業の平均自己資本利益率**（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社のデータ）

■　ＣＡＰＭ的手法

○　資本試算評価モデル（ＣＡＰＭ：Capital Asset Pricing Model）は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。

○　接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

○　ＣＡＰＭの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率（右図のr_E）は、市場自己資本利益率（右図のr_m）とリスクフリーレート（右図のr_f）をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。（市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。）

○　βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。

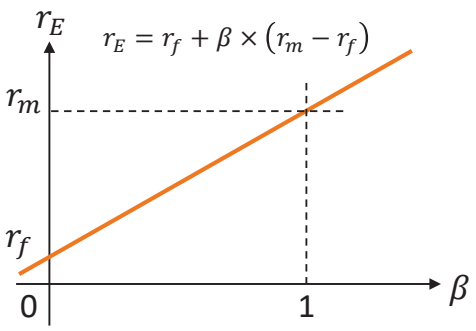

※　第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、（第一次）接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」（平成９年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。）の改正により、自己資本利益率の算定にＣＡＰＭ的手法が導入された。

（2）第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し

4

● 第二種指定電気通信設備の接続料は、二種接続会計規則により整理される接続会計等を基礎として算定され、接続約款の届出に当たり添付される算出根拠は施行規則に様式が規定されている。接続料の適正性について、毎年度、算定根拠を基に総務省で検証を実施し、その結果を踏まえ、研究会において算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けた検討を実施。

● 研究会第七次報告書において提言のあった以下の２点について、**施行規則の様式、二種接続会計規則及びMVNOガイドラインを改正**することにより、接続料算定の精緻化及び適正性の更なる向上を図る。

① 接続会計における**費用配賦の検証**のための様式追加

- （原価抽出ステップ１の配賦に用いる）**固定資産価額比の算出プロセスの検証可能化**
- （原価の大宗を占める）減価償却費及び施設保全費について、**原価抽出ステップ１の算出プロセスの検証可能化**

② 算定根拠における**予測値の算定方法**に関する記載の追加

- 見込みの具体的かつ細かな粒度での提示、見込みと予測値設定との間の因果関係の明確化
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因分析結果の次期予測値算定への反映

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

原価抽出プロセスの概要

- 音声/データ接続料の原価は、**3ステップ（ステップ１：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ２：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ３：接続料原価の抽出）に基づき抽出**される。
- ステップ１については、二種接続会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定設備設置事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。

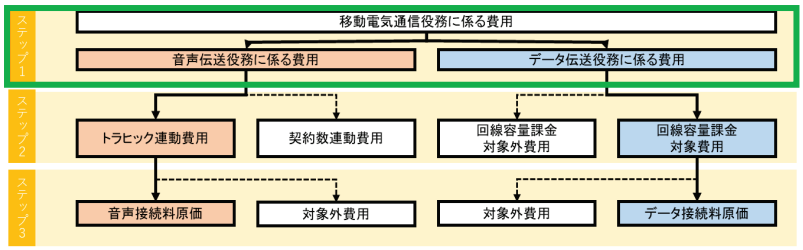

（参考）原価抽出プロセス（ステップ１）の全体像

5

● ステップ１においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が**①音声直課費用、②データ直課費用及び③配賦対象費用に分類**される。接続料原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費については、**①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦**される。

● **固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産及び③配賦対象資産に分類**され、**③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出**することとされている。

◆ **二種接続会計規則別表第三（抜粋）**

１ 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第２項に規定する基準は、次のとおりとする。

（1）二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

（2）**二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。**

施設保全費　関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

減価償却費　関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比

（3）**二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。**

● 直課/配賦については、**固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦**について区別して議論することが必要。

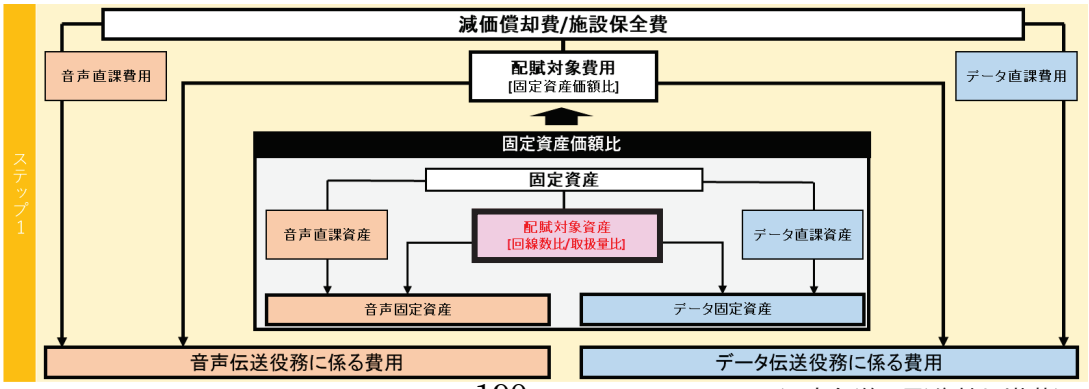

（研究会（第73回）資料より抜粋）

（2）第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

省令改正案 【二種接続会計規則】

（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第5条　事業者は、別表第一による個別注記表、（略）並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び（略）を作成しなければならない。ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあっては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。

別表第五　役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）【新設】

様式第1　直課及び配賦に係る固定資産価額　（単位　円）

役務の種類			移動電気通信役務						合計
			音声伝送役務			データ伝送役務			
			直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	
電気通信事業固定資産（帳簿価額）									
	有形固定資産								
		機械設備							
		（略）							
	有形固定資産合計								
	無形固定資産合計								
電気通信事業固定資産合計									

様式第2　主要な直課対象の固定資産項目

		主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額（単位：円）	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由
有形固定資産					
	機械設備				
	（略）				
無形固定資産					

様式第3　主要な配賦対象の固定資産項目

		主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額（単位：円）	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産						
	機械設備					
	（略）					
無形固定資産						

規定の趣旨

- 原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費における音声伝送役務/データ伝送役務間の配賦基準となる**固定資産価額比**について、その**算出プロセスを総務省において検証可能とする**ため、
  - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に**直課/配賦している固定資産価額の総額**（様式第1）
  - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に**直課している主要な固定資産の項目、価額及び直課とする理由**（様式第2）
  - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務間で**配賦している主要な固定資産の項目、価額、配賦基準等及び当該配賦基準を採用する理由**（様式第3）

  について、固定資産区分ごとに記載する様式を配賦整理書に追加（別表第五）。
- 減価償却費及び施設保全費の音声伝送役務/データ伝送役務間での配分についても、**原価抽出ステップ1の算出プロセスを総務省において検証可能とする**ため、
  - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に係る**直課/配賦している費用の総額**
  - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に**直課している主要な費用の項目、額及び直課とする理由**
  - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務間で**配賦している主要な費用の項目、額、配賦基準等及び当該配賦基準を採用する理由**

  について、費用区分ごとに記載する様式を配賦整理書に追加（別表第六として別表第五と同様の様式を新設）。
- ただし、**音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者**については、全ての固定資産及び費用が提供している役務に直課されることが明白であるため、**別表第5及び別表第6による書類を作成しないことができる旨を規定**。

（2）第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

省令改正案 【二種接続会計規則】

（接続会計報告書等の公表）

第10条　（略）

2　（略）

3【新設】　前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を公表しないことができる。

規定の趣旨

- 現行の規定では、接続会計報告書及び配賦整理書は全て公表することとしている（第10条第1項）が、今般追加する**別表第5及び別表第6**により作成される書類には**二種指定設備設置事業者の経営上の機密情報を含む可能性があるため、公表しないことができる旨を規定**（第10条第3項）。

② 算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加（諮問対象外）

省令改正案 【施行規則】

様式第17の4の2　2　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値
（費用区分略）															
合計															

費用区分	予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
（費用区分略）		

（注1～8　略）

9【新設】「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。（略）

（記載例）

…の取組により…に係る費用の低減を見込む。

（~~9~~10　略）

11【新設】　様式第17の4の9表1（略）及び表2（略）について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。（略）

（記載例）

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、…の傾向を踏まえ、…に係る費用の低減を見込む。

規定の趣旨

- 将来原価方式による接続料算定に必要な原価の予測値の精緻化のため、原価の算出に係る様式において、
  - ✓ **予測値算定のための計算式や具体的な値の設定における見込みの考え方について、費用区分ごとに細かな粒度での記載を求める**とともに、見込みと予測値設定との因果関係の明確化のための記載例を追加。
  - ✓ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する**要因分析の結果を予測値に反映することを求める**とともに、分析結果と予測値設定との因果関係の明確化のための記載例を追加。
- 同様の規定を、利潤及び需要の算出に係る様式（様式第17の4の4及び様式第17の4の6）にも追加。
- MVNOガイドラインにも対応する記載を追加。

（3）固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

8

① 優先接続機能（マイライン）の廃止

- **マイライン**はNTT東日本・西日本の加入電話の利用者が、**事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても**「市内」「市外」「県外」「国際」の**区分ごとに中継事業者を選択できるサービス**（平成13年に導入）。
- 情報通信審議会答申「**固定電話網の円滑な移行の在り方**」（平成29年3月28日一次答申、9月27日二次答申）**の考え方を踏まえ**、固定電話網のIP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本**加入電話発の接続ルート切替**（令和6年1月）**時に、マイラインは廃止**される（※1）。
- マイラインを実現するための機能として、一種接続料規則において「**優先接続機能**」が設定されているところ、マイライン廃止後の令和6年3月に、当該機能を**法定機能**（※2）**から削除**する。

（※1）二次答申においては、これまでマイラインにより担保されてきた電気通信事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となると整理されている。

（※2）第一種指定電気通信設備制度においては、総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料を設定することとされている。法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

省令改正案 【一種接続料規則】

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第4条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
（略）			
二　端末系交換機能	（略）		
	（略）		第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	~~優先接続機能~~	~~電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能~~	
	（略）		
（略）			

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の加入者交換機等における端末系交換機能のうち**「優先接続機能」を法定機能から削除**し、当該機能に係る接続料の設定義務を解除。

（※3）当該機能は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第16条に基づく東西均一接続料の対象とされてきたところ、東西均一接続料関係省令において所要の措置を講じる。

✓ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成15年総務省令第119号）第3条（諮問対象外）

✓ 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）附則第15項

（※4）削除に伴い、当該機能に係る接続料の設定方法に関する規定を削除（一種接続料規則第15条の一部改正）。

メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件の検証（概要）

9

- マイライン廃止後は、各事業者がマイラインにおいて有していた**顧客基盤**（タッチポイント）**を確保するなどの観点から**、NTT東日本・西日本から、希望する他事業者に対し「**メタルIP電話の通話サービス卸**」（以下「メタルIP通話卸」という。）**が代替として提供**される。
- 事業者間協議を踏まえて提供条件等が決定され、**マイライン提供事業者のうち2社**（KDDI及びソフトバンク。令和5年8月現在のマイライン提供事業者はNTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、アルテリア・ネットワークスの7社。）**において、法人のマイライン利用者向けにメタルIP通話卸によるサービスを開始**する。（それ以外の利用者については一律でNTT東日本・西日本の通話サービスに移行）
- メタルIP通話卸については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申において、他事業者による安定的な利用を可能とするための**透明性・適正性・公平性の観点から、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか、総務省において提供条件について検証**を行うこととされている。

メタルIP通話卸の提供形態の概要

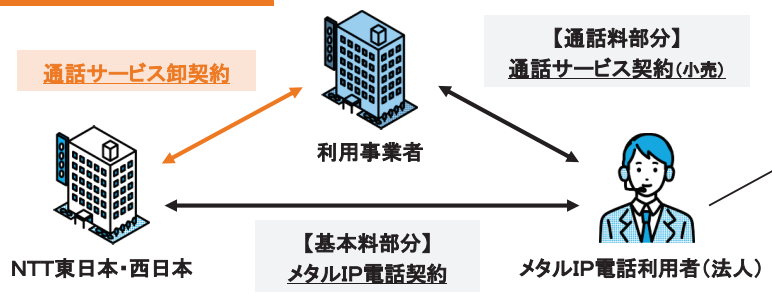

【マイラインからの移行方法】
- 法人利用者の移行先サービスは、令和5年6月末時点のマイライン登録状況に基づき決定。
- 令和5年6月まで、マイライン利用者に対し、マイライン事業者協議会より、①マイラインが終了する旨及び②その時点での登録状況に基づく移行先サービス（予定）を周知済。
- 周知を踏まえ、法人利用者は期限までにマイラインの登録を変更することにより、移行先サービスを変更することも可能。

○ 固定電話網の円滑な移行の在り方　二次答申　～最終形に向けた円滑な移行の在り方～（平成29年9月27日情報通信審議会答申）

5．3 マイライン機能の扱い　5．3．2 具体的方向性（考え方）

他方で、案①（注：マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案）を採用するとした場合、現在のマイライン利用者への電話の提供条件が、通話サービス卸の提供条件に大きく影響されることとなる点に留意する必要がある。

実際、マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公正性を確保することが課題として認識された。

これについては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当と考えられる。

メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件の検証（検証結果）

赤枠内は非公開情報

● 今般の優先接続機能の削除に際し、総務省において検証を行ったところ、結果は次のとおり。

提供条件

卸役務の内容

- NTT東日本・西日本のメタルIP電話の利用者向けの通話サービス（※1）
- 一部呼種（0AB0、緊急通報、117・177以外の1XY）を除く（※2）。

（※1） マイラインで設定されていた区分毎に卸役務を提供（4区分卸）するのではなく、通話区分を問わず一括で卸役務を提供する（1区分卸）。
（※2） 対象呼種はマイラインと比較して拡大（0A0（携帯電話）着、#ABCD、117等が追加）。

卸料金、工事費・手続費

- 卸料金：利用者料金（通話料）に一定の割合（　　）を乗じた額に回線単位料金（　　円／月）を加えた額。
- 工事費：設定しない（不要）。
- 手続費：一括移行（令和6年1月）時には手続費は設定しない（不要）。その後の新規申込み（東西間移転を含む。）・卸先事業者変更等の際には、　　円／回線。

その他の主要な提供条件

- 提供開始時期：令和6年1月1日（月）（※3）
- 提供地域：全国（NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本）
- 卸元事業者が卸先事業者に設定するインセンティブ等：なし
- 卸元・卸先の責任分担：利用者対応、個人情報の取扱い等を規定
- 電気通信回線設備の使用の態様に関する制限、技術的事項：なし
- 受付方法・料金請求方法等の運用については、利用事業者2社との協議を踏まえて決定した内容を提供条件に反映（※4）。
- その他の主要な提供条件については、NTT東日本・西日本のメタルIP電話の通話サービス（小売）と同一。

（※3） NTT東日本・西日本及び利用事業者2社においては、既に上記提供条件において卸電気通信役務提供契約を締結済み。
（※4） 利用者に対する料金請求が利用の翌々月となる（マイラインでは翌月）等。

検証結果

（A）透明性

- 提供条件の案が全てのマイライン事業者（平成29年度時点）に対して公表された上で、二次答申の考え方を踏まえた事業者間協議での議論を経て決定（※5）。

（※5） マイライン事業者協議会「マイライン会合」（平成29年11月21日）において案を公表。その後議論が行われ、同会合（令和元年12月10日）において主要な提供条件について合意。その後、NTT東日本・西日本と利用事業者2社間の会合において詳細な提供条件について合意。

- 今次検証で、非公表とすべき理由が認められる部分を除いて主要な提供条件が公表されている。

（B）適正性

- 卸料金は、NTT東日本・西日本の利用者料金との関係で、スタックテストにおける営業費相当額の基準値との関係で問題が認められない水準で設定されており、手続費については、現行のマイライン登録費（800円／回線）と比較して大きな乖離がない水準であることから、卸先事業者がマイライン代替サービスの提供に用いることができると考えられる。
- また、コスト（接続料相当額）との関係は（参考）のとおりであり、卸料金として適正性を欠くものではないと考えられる。
- その他の提供条件については、マイラインと比較した差異（対象呼種の拡大、請求月の差異等）はあるものの、利用者にとっての代替性に影響を及ぼすものではない点か、事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

（C）公平性

- 利用事業者2社で提供条件の差異はない。
- NTT東日本・西日本の通話サービス（小売）との差異は、卸提供のために必要な点又は事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

→ マイライン廃止時点（令和6年1月）においては、メタルIP通話卸によってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる。

（参考）メタルIP電話の通話サービス卸の卸料金とコストの関係

赤枠内は非公開情報

卸料金	
接続料相当額	

（参考）マイライン登録数の推移

- マイラインの登録総数は、ピーク時（平成15年度）の1億7,303万件に比べて、約76%減の4,208万件。
- 各通話区分で見ると、ピーク時は、約3,700万件～約4,700万件であったが、約958万件～約1,100万件に半減。

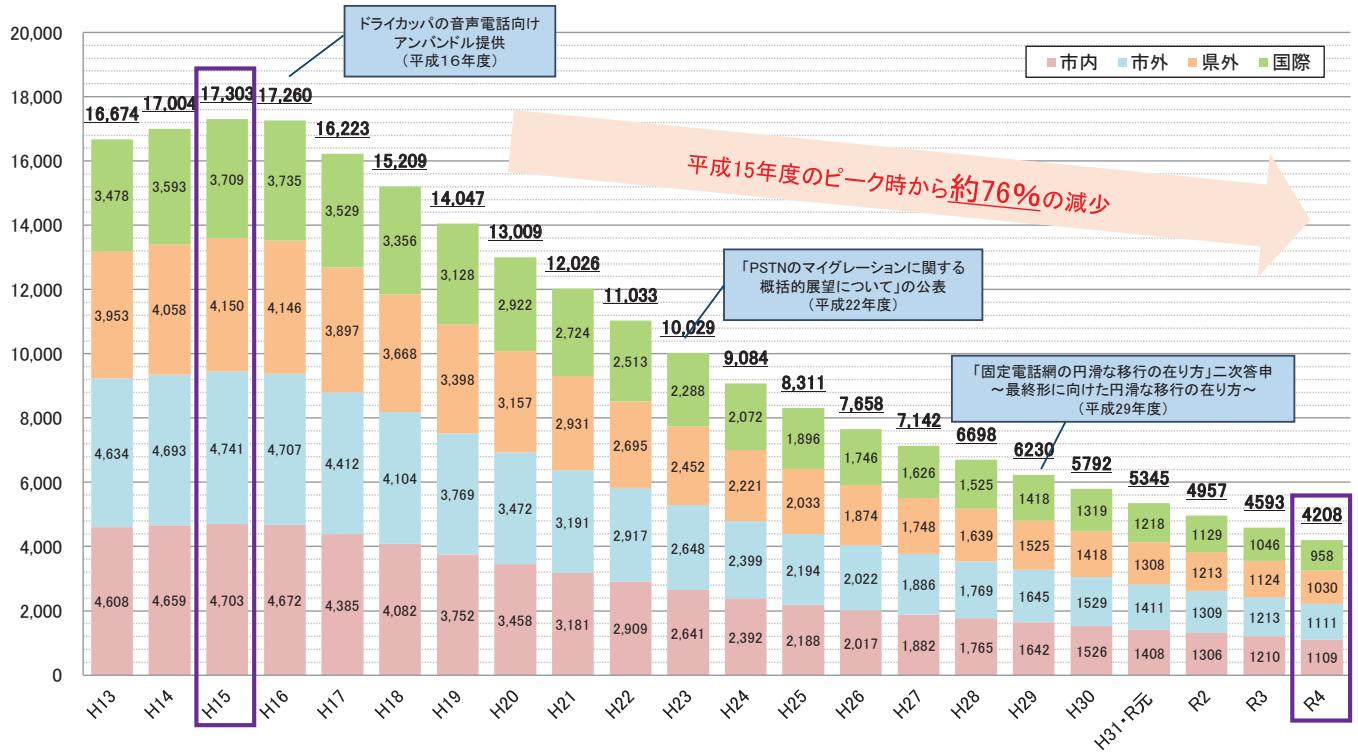

○参加事業者（7社）： NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、楽天、KDDI、ソフトバンク、アルテリア・ネットワークス

（3）固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

② 利用のない機能の廃止

- 令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更（令和5年1月20日諮問、3月24日答申・認可）において、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、**長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能**（NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。）**について、**3条許可を受けて**接続料を設定しない取扱い等を行った**。

（※1）当該変更に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集及び再意見募集では、当該取扱いに係る関係事業者等の意見はなかった。

- これら機能について省令上**法定機能から削除**するとともに、これに伴い不要となった**標準的な接続箇所及び接続会計の費用区分を削除**する。また、何ら法定機能が設定されないこととなるNTT東日本・西日本の「**地域IP網**」**の交換等設備を第一種指定電気通信設備の範囲から除外**する。

＜廃止する機能＞

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
特別帯域透過端末回線伝送機能（ドライカッパのサブアンバンドル（FTTR））	FTTR方式（局舎からき線点付近（上部区間）は光ファイバ、き線点付近から利用者宅まで（下部区間）はメタル回線を用いる方式）によるインターネットサービスの提供のため、下部回線に用いるメタル回線のみを利用する接続機能 ※接続料規則改正（平成22年1月8日）によりアンバンドル	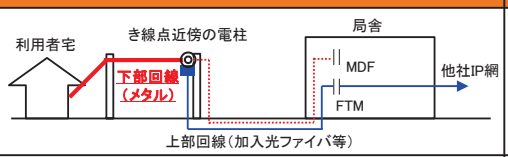	・接続事業者による利用は平成23年度末まで。 ・利用部門の利用なし。
折返し通信路設定機能（ISM折返し）	ISDNを用いたインターネットサービスの提供のため、局舎に設置されたISM交換機において、データ通信に用いる回線（折返し接続回線）を識別して通信路を設定する接続機能 ※接続料規則制定（平成12年11月16日）によりアンバンドル	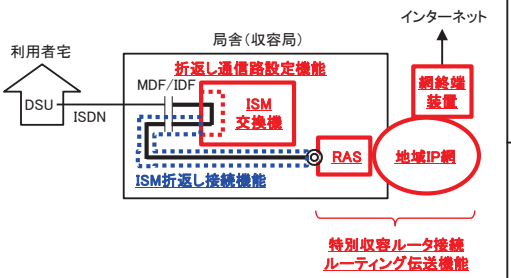	・接続事業者による利用は平成26年9月まで。 ・利用部門の利用あり。
特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能（地域IP網の収容局接続）	NTT東日本・西日本のフレッツADSL・ISDNの提供に用いられる地域IP網について、収容局の接続用装置（RAS）経由で利用する接続機能 ※接続料規則改正（平成13年4月6日）によりアンバンドル ※地域IP網の中継局接続機能については、平成25年5月接続料改定によりアンバンドル機能から削除。		・アンバンドル以降現在まで、接続事業者による利用はなし。 ・利用部門の利用あり。

（3）固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案 【一種接続料規則】

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第4条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
一　端末回線伝送機能	（略）		
	~~特別帯域透過端末回線伝送機能~~	~~第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。）~~	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）
	（略）		
	（略）		
（略）			
~~三　削除 折返し通信路設定機能~~	~~端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に収容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能~~	~~Iインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備~~	
（略）			
六の二　ルーティング伝送機能	（略）		
	~~特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能~~	~~他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能~~	~~特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）~~
（略）			

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の
  - ✓ 端末回線伝送機能のうち「**特別帯域透過端末回線伝送機能**」（ドライカッパのサブアンバンドル）及び
  - ✓ 「**折返し通信路設定機能**」（ISM折返し）
  - ✓ ルーティング伝送機能のうち「**特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能**」（地域IP網の収容局接続）

  を法定機能から削除し、接続料の設定義務を解除。

（※1）削除に伴い、削除する法定機能の接続料の設定方法等に関する規定を削除（第17条及び第17条の2の一部改正）するとともに、法定機能の名称を整理（第4条の表の一部改正。特別帯域透過端末回線伝送機能との関係で「一般帯域透過端末回線伝送機能」と呼称していた機能（ドライカッパ）について、「帯域透過端末回線伝送機能」に変更）。なお、これに伴う用語の整理を平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）において行う（諮問対象外）。

（参考）アンバンドルの考え方

- アンバンドルは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないのが基本的な考え方とされている。
- この点、これら機能を継続的にアンバンドルすることは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えるものではなく、また、少なくとも現時点においては技術的にも可能であるが、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的な利用意向がないことも確認されたことから、他事業者の要望がないものと認められ、アンバンドルを解除するものである。

（3）固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案 【施行規則】

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第23条の4　法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一　（略）

二　~~削除　第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所~~

三・四　（略）

五　~~削除　第一種指定市内交換局に設置されるIインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所~~

六～十二　（略）

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の**標準的な接続箇所**（技術的条件を適正かつ明確に定めるべき接続箇所（法第33条第4項第1号イ））のうち、
  - ✓ 専ら接続事業者がドライカッパのサブアンバンドルを利用するために設定されていたもの（第2号）及び
  - ✓ 専ら接続事業者がISM折返しを利用するために設定されていたもの（第5号）

  を削除する。

（※1）「き線点」とは、地下ケーブルと架空ケーブルの接続点をいう。

告示改正案 【一種指定告示】

次に掲げる電気通信設備であって、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であって、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

一　（略）

二　施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備＜注：固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備（第一種指定端末系交換等設備＞（デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定のパケットを識別する機能を提供しないルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。）を除く。）

三　施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備＜注：固定端末系伝送路設備を直接収容するもの以外の交換等設備（第一種指定中継系交換等設備）＞であって、次に掲げるもの

イ　一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

ロ・ハ　（略）

四～七　（略）

規定の趣旨

- **NTT東日本・西日本の地域IP網を構成する交換等設備は**、収容局接続のアンバンドル削除により法定機能が何ら設定されなくなるほか、NTT東日本・西日本の利用部門による利用についても「フレッツ・ADSL」及び「フレッツ・ISDN」の提供終了が公表（※2、3）されるなど、**他事業者の事業展開・利用者利便の確保の観点から不可欠とは考えられない**。
- よって、第一種指定電気通信設備の範囲から、**地域IP網を構成する交換等設備**、すなわち改正前の一種接続料規則における「特別第一種指定ルータ」（※4）**を除外**する（地域IP網を構成する伝送路設備については全てNGN等と共用されており、指定を解除しない。）。

（※2）フレッツ・ADSLは令和5年7月31日新規申込受付終了、令和8年7月31日提供終了。「『フレッツ・ADSL』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」（令和5年4月21日NTT東日本・西日本報道発表）で公表。

（※3）フレッツ・ISDNは令和6年度末新規申込受付終了、令和8年1月31日提供終了。「『フレッツ・ISDN』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」（令和5年7月28日NTT東日本・西日本報道発表）で公表。

（※4）併せて、一種接続料規則から特別第一種指定ルータ等の定義を削除（一種接続料規則第2条第2項第7号及び第8号）。

（3）固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案 【一種接続会計規則】

別表第2〔第6条・第8条〕 接続会計財務諸表様式
様式第3

固 定 資 産 帰 属 明 細 表　　（単位 円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	（略）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルーティング伝送機能に係るもの	（略）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行うルーティング伝送機能に係るもの	（略）	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルーティング伝送機能に係るもの	（略）	番号案内データベース及び番号案内設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	（略）	（略）	（略）
（資産区分略）																			

※同表様式第4（設備区分別費用明細表）及び別表第1勘定科目表についても同様に改正

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備接続会計における設備区分のうち、**削除する法定機能の接続料算定に用いていた設備区分等**
  - ✓ 折返し通信路設定機能に係る設備（ISM折返し関係）
  - ✓ 端末系交換等設備及び中継系交換等設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）（地域IP網の収容局接続関係）

  を削除する。（ドライカッパのサブアンバンドルに関して設定されていた設備区分はない。）
- なお、この削除に関わらず、配賦基準等が変更されることは想定しておらず、引き続き接続会計上適正に資産及び費用は区分されるため、他の法定機能の接続料算定に影響を及ぼさない。

（参考）一種接続会計

- 第一種指定電気通信設備の接続会計では、指定設備設置事業者の資産・費用・収益を指定設備管理部門と指定設備利用部門に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門との間で、指定設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内（振替）取引を擬制する。
- これにより、接続料の算定のための原価測定機能を有するとともに、指定設備管理部門と指定設備利用部門双方の損益状況を明らかにすることにより、内部相互補助のモニタリング機能を有するものである。

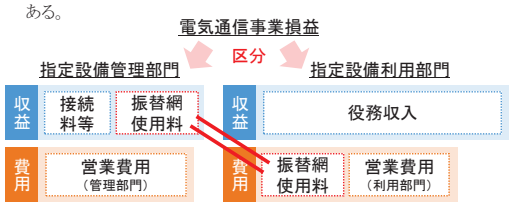

（参考）削除する設備区分に係る直近の資産・費用

【地域IP網に係る固定資産（億円）】

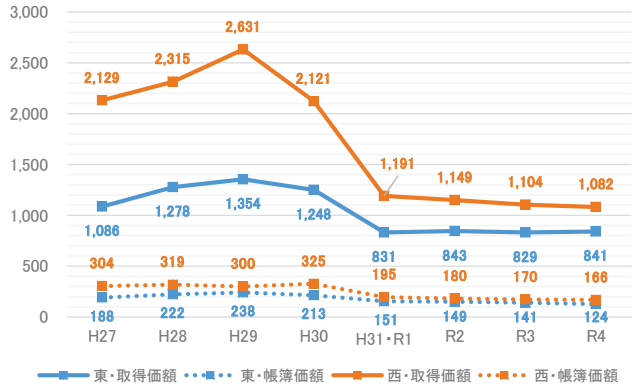

【地域IP網に係る費用（億円）】

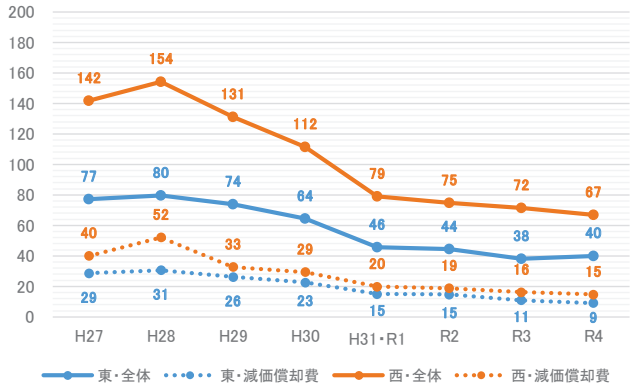

【ISM折返しに係る固定資産（億円）】

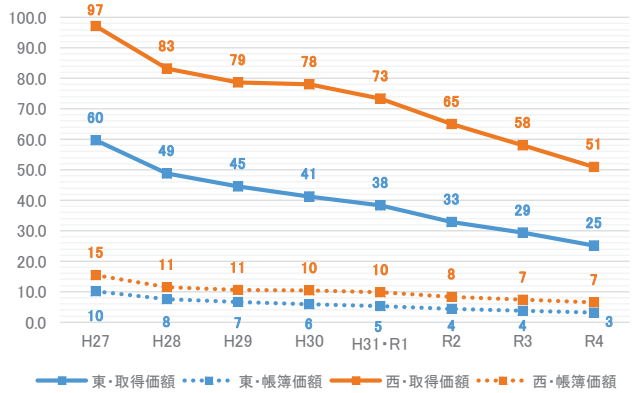

【ISM折返しに係る費用（億円）】

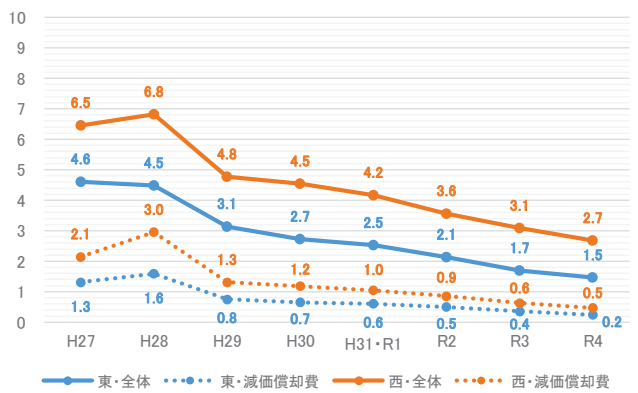

（出所）NTT東日本・西日本接続会計報告書

トラヒック・ポンピングに関する資料

トラヒック・ポンピングの概要

1

○　音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。

○　トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。

- 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
- 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を経由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
- 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
- なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

＜典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの＞

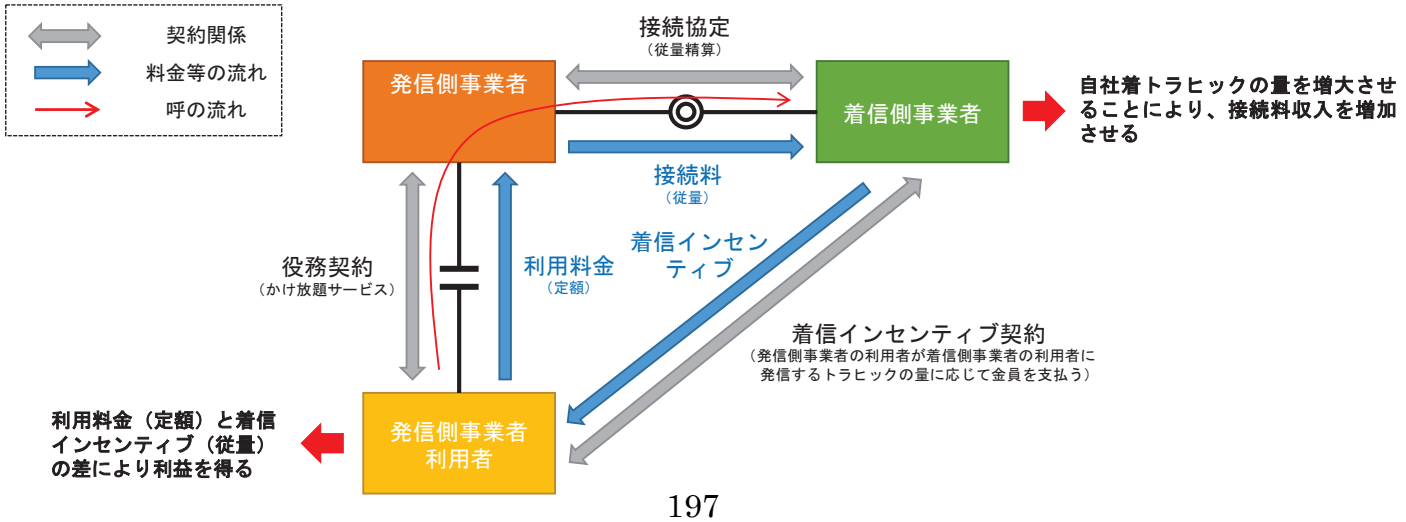

いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方

着信インセンティブ契約（音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を経由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のものをいう。）に関する電気通信事業法の適用についての考え方は以下のとおり。　（令和５年５月30日公表）

1　通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。

2　また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。

3　しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

4　上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務（※）が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。

これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。

※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応（頻繁なモニタリング等）を行わざるを得ない状況であることが前提。

5　したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記**３及び４に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第１項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性がある**と考えられる。

〇電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

第二十九条　総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一　略

十二　前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

２　略

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の
改定案に対する意見及びその考え方

（意見募集期間：令和6年2月 22 日（木）～同年3月 22 日（金）（案件番号：145210246））

意見提出者一覧

意見提出者　3件（いずれも法人）

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	KDDI株式会社
3	株式会社NTTドコモ

意見	考え方	修正の有無
意見1 ● 本ガイドラインの改定を踏まえ適切に対応していく。 ● その上で、費用配賦の見直しを適用するに当たって整理された激変緩和措置について、二種指定事業者が本来回収すべき費用を回収しないことは極めて異例であり、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定」する趣旨に鑑みても、極めて合理性を欠くものであると考えるため、総務省において、当該措置は例外的な対応であることを明確にし、今後当該措置のようなイレギュラーな整理がなされることのないよう強く要望する。	考え方1	
○ 本ガイドラインの改定は、第二種指定電気通信設備接続会計（以下、「接続会計」と言います。）における、音声伝送役務（以下、「音声」といいます。）・データ伝送役務（以下、「データ」といいます。）それぞれに係る資産および費用の直課及び配賦基準を見直し、より精緻に会計を整理することを目的とするものと認識しています。当社は、本ガイドラインの改定を踏まえ、2023年度接続会計から適切に対応していく所存です。そのうえで当社見解を以下のとおり示します。 ○ 今回の見直しにより、主に音声からデータへの費用付け替えが生じ、データ費用が増加することで、結果としてMVNO殿が負担する回線容量単位接続料等が現行水準よりも上昇する蓋然性が高いことが示されました。その結果を受け、MVNO殿の事業影響を回避する事を目的として、2023年度から2025年度に適用される回線容量単位接続料等において、当該上昇分の費用の一部又は全てをMVNO殿ではなく二種指定事業者が実質的に負担すると整理されましたが、MVNO殿の事業影響や予見性確保を理由に二種指定事業者が本来回収すべき費用を回収しないことは極めて異例であり、電気通信事業法第34条における「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定」する趣旨に鑑みても、極めて合理性を欠くものと考えます。 ○ したがって、総務省殿においては、今回の措置が例外的な対応であることを明確にしていただき、当該措置のようなイレギュラーな整理が今後なされることのないよう強く要望します。 【ソフトバンク株式会社】	○ 御意見のとおり、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者においては、2023年度接続会計から改定後のガイドラインに基づき会計を整理することが適当と考えます。 ○ なお、費用配賦の見直しの適用時期及び激変緩和措置については、「接続料の算定等に関する研究会」及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」において、①費用配賦の見直しは可能な範囲でできるだけ早く、MNO３社一斉に採用すること、②データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性を最大限維持すること、③音声接続料に係る激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが必要最小限のものとすること、④激変緩和措置は音声とデータの間の費用の段階的な付け替えにより調整すること等を踏まえて検討されたものであり、第二種指定電気通信設備に係る接続料の適正性向上のための費用配賦の見直しに伴う措置という例外的な対応として、一定の合理性があるものと考えます。	無
意見2 ● 接続料の算定等に関する研究会（第81回）において取りまとめられたモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果の内容が本ガイドラインに反映さ	考え方2	

<table>
<tr><td>れていないため追記が必要。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>○ 今般の改正により、音声・データ役務に直課する固定資産の例について、「表1音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産」の規定が追加されております。
一方、接続料の算定等に関する研究会（第81回）にて音声伝送役務に直課すべき資産として報告された「音声回線交換サービス制御装置（AS）」が表1において記載されていないため、当該資産について追記が必要と考えます。
【KDDI株式会社】</td><td>○ 御意見のとおり、「接続料の算定等に関する研究会」及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」における検討の結果、音声回線交換サービス制御装置（AS）は音声伝送役務に直課すべき固定資産とすることが適当とされたところであり、御意見を踏まえ、原案に次の記載を加える修正を行います。

表1 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産
<table><tr><td>音声伝送役務に直課する固定資産</td><td>データ伝送役務に直課する固定資産</td></tr><tr><td>（略）
・音声回線交換サービス制御装置
・AS : Application Server
（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>有</td></tr>
<tr><td>意見3
● 本ガイドラインの改定案に賛同。</td><td>考え方3</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、接続料算定の適正性の観点から、一部の第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」）による固定資産価額比の算出方法の考え方は改善の余地があること等が指摘（以下、「本指摘」）されました。
○ 当社は、本指摘について、接続会計における音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦が、これまで適切に行われているかの検証がされておらず、接続料算定の適正性が確保されていない可能性があったものと考えています。
○ 今般のMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」）の改定により、固定資産価額比の算出方法や、音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、二種指定事業者の考え方</td><td>○ 賛同の御意見として承ります。</td><td>無</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>を統一し、配賦における恣意性を排除することは、接続料算定の適正性の向上に資するものであるため、当社は改定案に賛同いたします。
【株式会社NTTドコモ】</td><td></td><td></td></tr>
</table>

以上

ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

平成１４年６月策定

令和６年３月最終改定

総務省総合通信基盤局

目　次

１　ガイドラインの目的等 3
（１）ガイドラインの目的 3
（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲 3
１）ＭＮＯ 3
２）ＭＶＮＯ 4
３）ＭＶＮＥ 4
２　電気通信事業法に係る事項 6
（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続 6
１）電気通信事業の登録・届出 6
２）電気通信番号使用計画の認定等 6
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係 6
１）卸電気通信役務の提供による場合 7
ア　卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律 7
イ　二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律 8
ウ　特定卸電気通信役務の提供に係る規律 9
２）事業者間接続による場合 12
ア　事業法第３２条に基づく一般的規律 12
イ　二種指定事業者の接続に係る規律 17
３）ＭＮＯ等によるＭＶＮＯの兼営 36
４）市場支配的なＭＮＯに係る規律 36
５）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議に関する事項 37
ア　ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化 37
イ　ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化 37
ウ　接続等関連情報の取扱い 39
エ　ネットワークのふくそう対策 39
オ　ＭＶＮＯによる端末の調達 40
カ　電気通信番号の適切な管理 41
キ　障害情報の提供 42
６）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議が円滑に行われない場合 43
ア　法制上の解釈に関する相談 43
イ　意見申出制度 43
ウ　協議が調わなかった場合の手続 43
（３）ＭＶＮＯと利用者との間の関係 44
１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係 44
２）消費者保護規律 46
（４）その他 48
１）業務協定の認可の申請 49
２）通信量等の報告 49
３）事業開始の届出内容の変更の届出等 49
４）契約数等の報告 49
ア　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上であるＭＶＮＯ49

イ　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（他のＭＶＮＯに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）　.....50
５）電気通信番号の使用状況の報告.....50
３　電波法に係る事項.....51
（１）事業開始の際に必要な手続.....51
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係.....51
４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）　.....53
（１）国内ローミング.....53
（２）国際ローミング.....53
５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯ　.55
（１）電波法第２７条の１４第６項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行 55
（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行 55
６　見直し 57

１　ガイドラインの目的等

（１）ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者（ＭＮＯ:Mobile Network Operator）の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には､ＭＶＮＯの事業展開やＭＮＯ間の接続等に関連する電気通信事業法(昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、ＭＶＮＯと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、ＭＶＮＯとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、ＭＶＮＯの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、ＭＮＯ、ＭＶＮＯ及びＭＶＮＥを次のように便宜的に定義（working definition）し、用いることとする（今後、ＭＶＮＯの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)。

なお、次の定義に必ずしも該当しないＭＶＮＯであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

１）ＭＮＯ

ＭＮＯとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

２）ＭＶＮＯ

ＭＶＮＯとは、

① ＭＮＯの提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、

② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者

と定義する[1,2]。

３）ＭＶＮＥ

ＭＶＮＥ（Mobile Virtual Network Enabler）とは、ＭＶＮＯとの契約に基づき当該ＭＶＮＯの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。ＭＶＮＥは今後のＭＶＮＯの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の２つの形態を想定する。

① ＭＶＮＯの課金システムの構築・運用、ＭＶＮＯの代理人として行うＭＮＯとの交渉や端末調達、ＭＶＮＯに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合

② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例、ＭＮＯ及びＭＶＮＥとの関係

---

[1] 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

[2] なお、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項第19号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。」と定義している。

の例（いずれもイメージ図）】
⇒　図１のとおり。

２　電気通信事業法に係る事項

（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続

１）電気通信事業の登録・届出

ＭＶＮＯは、その事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない[3]（事業法第９条及び第１６条第１項、事業法施行規則第４条及び第９条第１項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにＭＶＮＯとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第１０条第１項）[4]。

２）電気通信番号使用計画の認定等

ＭＶＮＯは、その事業を営もうとする場合、電気通信番号[5]を使用して電気通信役務を提供することになることから、事業法及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）の規定に基づき、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定（ＭＶＮＯが自ら電気通信番号の指定を受ける場合には、当該電気通信番号の指定を含む。）を受けなければならない（事業法第５０条の２第１項及び電気通信番号規則第２章）。

ただし、総務大臣が定める標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第７号）と同一の電気通信番号使用計画を作成する場合には、申請等の手続きを行うことなく、認定を受けたものとみなすことを可能としている（事業法第５０条の２第３項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係

ＭＶＮＯとＭＮＯとの関係について、ＭＮＯからＭＶＮＯに対する卸電気通信役務

---

[3] その設置する電気通信回線設備が事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

[4] 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄32の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

[5] ①電気通信番号規則別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号（020から始まる番号）、②同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号（070、080又は090から始まる番号）、③同表第9号に掲げるIMSI、④同表第11号に掲げる付加的役務識別番号（1XY）及び⑤同表第12号に掲げる緊急通報番号（110、118及び119）が代表的な電気通信番号であり、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

の提供、又はＭＮＯとＭＶＮＯとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】
⇒　図２のとおり。

１）卸電気通信役務の提供による場合

ア　卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律

ＭＶＮＯが、ＭＮＯから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、ＭＶＮＯは電気通信事業者であることから、ＭＮＯがＭＶＮＯに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第２９条第１項第１０号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第６条）。そのため、ＭＮＯは、ＭＶＮＯから他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、ＭＮＯは、他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、ＭＮＯが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第１２１条）[6]。ＭＮＯが卸電気通信役務の提供に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある[7]（事業法第２９条第１項第

[6] 認定電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒むことの出来る正当な理由としては、①天災、事故等により電気通信設備に故障が生じ役務提供が不能となる場合、②申込者が過去に料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合、③その申込みを承諾することにより当該電気通信事業者の利益を不当に害し、又は他の利用者に著しい不便をもたらすおそれがある場合、④正常な企業努力にもかかわらず、速やかに需要に応ずることが出来ない場合等が想定されている。

[7] 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。
総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）に記載されており、次のような行為がこれに該当する。
（例）
・MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

１０号）。

ＭＮＯがＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する場合、ＭＮＯがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、ＭＶＮＯとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

ＭＶＮＯが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、ＭＶＮＯの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

イ　二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律

第二種指定電気通信設備（事業法第３４条第１項に基づき、令和元年総務省告示第１８１号[8]により総務大臣が指定した設備）を設置するＭＮＯ（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第３８条の２第１項に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（当該ＭＮＯから事業法施行規則第２５条の７に定める卸電気通信役務[9]の提供を受ける者が、当該ＭＮＯの特定関係法人[10]であるＭＶＮＯ（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５万未満のものを除く。）である場合又は当該ＭＮＯから当該卸電気通信役務の提供を受ける者がその提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５０万以上のＭＶＮＯである場合には、これらのＭＶＮＯごとの料金その他の提供条件等を含む。）[11]を総務大臣に届け出なければならない（こ

・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。
また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第5項）。

[8] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

[9] 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

[10] 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう（事業法第12条の2第4項第1号）。以下同じ。

[11] 具体的には、事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

れらを変更等するときも同様）[12]。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるＭＮＯは、報告規則第４条の９に定める卸電気通信役務[13]を当該ＭＮＯの特定関係法人であるＭＶＮＯ（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５０万以上のＭＶＮＯに対して、提供する業務を行うときは、これらのＭＶＮＯごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第４条の９）。

ウ　特定卸電気通信役務[14]の提供に係る規律

（ア）　提供義務

二種指定事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第３８条の２第２項）。ここで正当な理由とは、次の①～④に掲げる場合等が想定される。

①　二種指定事業者による電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者がＭＶＮＯの特定卸電気通信役務の提供の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該二種指定事業者のＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者の利用者の個人情報等がＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者における周波数の不足等[15]により当該二種指定事業者の利用者[16]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[17]

---

[12] 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている（事業法第39条の2）。

[13] 第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

[14] 携帯電話、全国BWAアクセスサービス及びセルラーLPWAの卸電気通信役務であり、当該卸電気通信役務に付加的に提供される役務（料金情報、転送電話、国際ローミング等）については除く。

[15] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する特定卸電気通信役務の提供形態・サービス内容や二種指定事業者の事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[16] 当該二種指定事業者が周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[17] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する二種指定事業者は、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要であ

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯに対して、合理的な必要性を示して、二種指定事業者による適切なふくそう対策の実施に対する協力又はＭＶＮＯによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[18]

② 特定卸電気通信役務の提供が二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[19]

・ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が二種指定事業者に特定卸電気通信役務の提供を申込む場合であって、当該ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合[20]

・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネス[21]を提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他のＭＶＮＯに提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

③ 特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、

る。

[18] ふくそう対策は、二種指定事業者とMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、二種指定事業者がMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、二種指定事業者には、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

[19] 二種指定事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

[20] 特定卸電気通信役務の提供の申込みを受けた二種指定事業者の利益を不当に害すると認められるためには、特定卸電気通信役務の提供を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

[21] 電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルを指す。

信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[22]

④　特定卸電気通信役務の提供の申入れに応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であるとき

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために二種指定事業者側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、特定卸電気通信役務の提供に係る最低契約期間の設定や期間内契約解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[23]

（イ）　情報提示義務

特定卸電気通信役務を提供する二種指定事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れをＭＶＮＯから受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをしたＭＶＮＯの負担すべき金額その他の提供条件について提示をする時までに、当該申入れをしたＭＶＮＯから、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない（事業法第３８条の２第３項）。

---

[22] 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

[23] 最低契約期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、契約期間の設定や違約金の預入れを求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として、次に掲げる事項を提示するものとする（事業法施行規則第２５条の７の６第１項）。

・接続料相当額

二種指定事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を事業者間接続により提供しようとする場合に当該二種指定事業者が取得すべき金額に相当する額であって、当該特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

・特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

また、正当な理由とは次の①及び②に掲げる場合が想定される。なお、二種指定事業者がこれに違反した場合は、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第３８条の２第４項）。

① 提示することによって二種指定事業者の競争上の利益が不当に害されるおそれがある情報の提示を求められたとき

（例）

・二種指定事業者と特定卸電気通信役務の提供を受ける者との間で締結された秘密保持契約によって保護されている情報であって、当該特定卸電気通信役務の提供を受ける者に固有の情報であることが明らかであるものの提示をＭＶＮＯから求められた場合

・二種指定事業者が自社の利用者（卸電気通信役務の利用者を除く。）向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報の提示をＭＶＮＯから求められた場合

・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネスを提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務の接続料相当額の提示をＭＶＮＯから求められた場合

② 特定卸電気通信役務のうち、原価情報を提示することが困難であると考えられるものについて接続料相当額の提示を求められたとき

（例）

・特定卸電気通信役務の一部を構成する役務であって、その原価情報を抽出することが困難である役務（緊急通報、優先電話及び発信者番号通知等）について接続料相当額の提示をＭＶＮＯから求められた場合

２）事業者間接続による場合

ア 事業法第３２条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

ＭＶＮＯは、その電気通信設備をＭＮＯ及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「ＭＮＯ等」という。）の電気通信回線設備[24]と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、ＭＮＯ等は、ＭＶＮＯからその電気通信設備をＭＮＯ等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第３２条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってＭＶＮＯが取得する情報[25]その他の接続条件については、まずはＭＶＮＯにおいて提示すべきものであり、ＭＮＯはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第３２条第１号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該ＭＮＯのＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯへ課金情報を提供する際に、当該ＭＮＯの利用者の個人情報等が当該ＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯにおける周波

---

[24] 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電気的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

[25] 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）

・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報

・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報

・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報

・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

数の不足等[26]により当該ＭＮＯの利用者[27]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[28]

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯに対して、合理的な必要性を示して、ＭＮＯによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はＭＶＮＯによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[29]

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第３２条第２号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯの社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[30]

・ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が他のＭＮＯに接続を申込む場合であって、当該ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合[31]

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第１号）

（例）

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であっ

---

[26] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[27] 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[28] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

[29] ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

[30] 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

[31] 接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害すると認められるためには、接続を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

て、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[32]

④　接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第２号）

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するためにＭＮＯ側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[33]

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない[34]。

また、ＭＮＯが接続に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

（イ）利用者料金の設定権の帰属

---

[32] 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

[33] 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

[34] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1　裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、ＭＶＮＯが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、ＭＶＮＯ及びＭＮＯが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる[35]。

（ウ）接続料の課金方式

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、ＭＮＯが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる[36]。

（エ）接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のＭＮＯにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成２８年総務省令第３１号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

（オ）接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

---

[35] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2　裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

[36] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3　裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

（カ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のＭＮＯにおいても、事業法施行規則第２３条の９の５第１項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ　二種指定事業者の接続に係る規律

（ア）接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第３２条に基づく一般的規律に加え、事業法第３４条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第３４条第２項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第２３条の９の３に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第１７の４の２から様式第１７の４の７まで、様式第１７の４の９、様式第１７の４の１０（二種接続料規則第１６条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式

第１７の４の２から様式第１７の４の１０まで）[37]及び平成２９年総務省告示第３７号[38]に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第３４条第４項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第３４条第５項に基づき、当該接続約款を公表[39]する義務を負う。

（イ）標準的接続箇所

事業法第３４条第３項第１号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第２３条の９の４第１項に規定されている。

なお、同条第２項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第１項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第１項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

（ウ）アンバンドル機能等

事業法第３４条第３項第１号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第４条第１項に規定されている。

ア）基本的な考え方

二種接続料規則第４条第１項に定める機能について、ａのとおり「アンバンドル[40]等の判断基準」を定めるとともに、イ）のとおり「アンバンドル機能」

[37] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html
[38] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html
[39] 接続約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（事業法施行規則第23条の8）。
[40] 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

を定め、ウ）のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

ａ　アンバンドル等の判断基準

（ａ）アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
② アンバンドルすることが技術的に可能であること
③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること[41]

（ｂ）開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

ｂ　プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ）アンバンドル機能

[41] 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第４条第１項の表に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

① 音声伝送交換機能
② データ伝送交換機能
③ 番号ポータビリティ転送機能
④ ショートメッセージ伝送交換機能

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが[42]、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある[43]。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、二種接続料規則第３条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ）開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑥までに掲げる機能が該当する。

① 料金情報提供機能
② 携帯電話のＥメール転送機能
③ パケット着信機能
④ 端末情報提供機能
⑤ ＨＬＲ／ＨＳＳ連携機能
⑥ リモートＳＩＭプロビジョニング（ＲＳＰ）機能[44]

---

[42] 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

[43] アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

[44] MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報（SIMプロファイル）のSIMへの書込み（SIMプロビジョニング）をオンラインで遠隔操作により行うための機能。その形態としては、MNOの調達するRSPのシステムをMVNOが利用する形態と、MVNOの調達するRSPのシステムをMNOのネットワークに連携させる形態があり得る。「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）において示されたとおり、二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう

（エ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第３４条第３項第１号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第２３条の９の５に規定されている。また、同条第１項第１号イ⑴の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成２８年総務省告示第１０７号[45]（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア）頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第２３条の９の５第１項第６号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ）役務利用管理システム又はＳＩＭカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第２条第５号に基づく、ＭＶＮＯの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はＳＩＭカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、ＭＶＮＯ側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

（オ）接続料の算定

事業法第３４条第３項第２号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成２８年総務省告示第１１０号[46]に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

本機能の開放が行われることが望ましい。

[45] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

[46] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

なお、二種接続料規則は、同令第４条第１項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第３４条第３項第２号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「２　電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

ア）接続会計における固定資産の整理

二種接続料規則第５条では、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成２３年総務省令第２４号。以下「接続会計規則」という。）別表第３の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第２の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

また、接続会計規則第７条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和６０年郵政省令第２６号）第１１条第２項では、「二以上の種類（別表第二の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。」とされている[47]。

この際、音声伝送役務とデータ伝送役務に共用される固定資産をそれぞれの役務の勘定に整理するに当たっては、表１に掲げる固定資産をそれぞれの役務に直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に共有される固定資産を原則としてトラヒック比によりそれぞれの役務に配賦する。ただし、表２に掲げる固定資産については、その性質に鑑みて次の基準により配賦する。

表１　音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産

音声伝送役務に直課する固定資産	データ伝送役務に直課する固定資産
専ら音声伝送役務に関連する固定資産 （例） ・3G音声交換機 ・VoLTE交換機 　・P-CSCF：Proxy-Call Session Control Function 　・IMS-AGW：IMS-Access Gateway ・関門交換機	専らデータ伝送役務に関連する固定資産 （例） ・3Gパケット交換機 　・GGSN：Gateway GPRS Support Node 　・SGSN：Serving GPRS Support Node

[47] 接続会計規則別表第3 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意においては、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。」とされている。

・MGW：Mobile Gateway ・MGCF：Media Gateway Control Function ・BGCF：Breakout Gateway Control Function ・IBCF：Inter- connection Border Control Function ・音声回線交換サービス制御装置 ・AS：Application Server ・音声メディア制御装置 ・MRFC：Media Resource Function Controller ・MRFP：Media Resource Function Processor ・IMS呼制御装置 ・S-CSCF：Serving Call Session Control Function ・I-CSCF：Interrogating Call Session Control Function ・SMS関連装置 ・GMSC：Gateway Mobile Switching Center ・上記に係るソフトウェア	・ISP提供装置 ・上記に係るソフトウェア

表２　トラヒック比以外の基準により配賦する固定資産

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
機械設備	サービス制御系装置（表３参照）	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比[48]
空中線設備/市内・市外線路設備	鉄塔、鉄柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比

[48] 移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。以下同じ。

工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

表３　回線数比により配賦するサービス制御系装置

世代	標準名	備考
3G	HLR:Home Location Register	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報（データベース）管理を行う装置
	SGW : Signaling GateWay	共通線信号（おもに3G方式に制御信号）の中継を行う装置　※S-GWとは異なる装置
4G	MME : Mobility Management Entity	基地局を収容し、モビリティ制御（端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御）などを提供する装置
	PCRF：Policy and Charging Rules Function	ユーザデータ転送のQoS（クオリティオブサービス：ネットワークサービスを安定して使用出来る様に、データを通す順序や量を調整すること）及び課金のための制御行う装置
	DRA : Diameter Routing Agent	EPCのシステムの１つである「PCRF」の機能ブロックの１つで、加入者プロファイルを収容するPCRブレードを選択する機能のブレード
	HSS : Home Subscriber Server	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報（データベース）管理を行う装置
5G	UDM：Unified Data Management	5GCにおけるC-Plane上のNF（機能部）で、各ユーザーの加入契約情報や端末認証情報、端末の在圏位置情報を保持する機能

		を担う装置
	AMF：Access and Mobility Management Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時のモビリティ制御(端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御)などを提供する装置
	PCF：Policy Control Function	5GCの一部であり、ポリシー制御などを提供する装置
	CHF：Charging Function	5GCの一部であり、課金機能を提供する装置
	SMF：Session Management Function	5GCの一部であり、セッションを管理する装置
	NRF：Network Repository Function	5GCの一部であり、5GC-NFの管理する装置
	NSSF：Network Slice Selection Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時において、加入者が利用するネットワークスライスを選択する装置
	BSF：Binding Support Function	5GCの一部であり、5GC-NFと加入者の紐づけを管理する装置
共通	DNS：Domain Name System	インターネットを使った階層的な分散型データベースシステム。主にホスト名や、電子メールに使われるドメイン名とIPアドレスとの対応づけを管理するために使用する装置
	SMSC：Short Message Service Center	音声、映像、FAX等のメディア処理機能を集約・統合した付加サービス系のサービス提供ノード。ショートメール、留守番電話等を提供する装置
	SMLC：Serving Mobile Location Centre	位置測位に関する機能を持つ装置群
	eSMLC：Evolved Serving Mobile Location Centre	
	LMF：Location Management Function	
	SLP：Service Location Protocol	

	SM-DP/SR : Subscription Manager Data Preparation/ Secure Routing	eSIMに関する機能を持つ装置

イ）原価算定の３ステップ・プロセス

二種接続料規則第６条第１項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第７条第１項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、ａ及びｂに示す３ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが３ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

ａ　音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

（ａ）ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

ａ）移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

ｂ）音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第３に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する。

ｃ）施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア）に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使

用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

（ｂ）ステップ２においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。

ａ）契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用[49]が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

ｂ）契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

（ｃ）ステップ３においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

ａ）接続料原価対象外費用は、ｃに示す考え方に基づいて特定する。

ｂ）接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

ｂ　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第４条第２項第１号に掲げる部分に係る接続料）

（ａ）ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

ａ）移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

ｂ）音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第３に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する。

ｃ）施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア）に示す考え方に基づいて算定する。ま

[49] 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

た、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

（ｂ）ステップ２においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

ａ）回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用[50]及び接続事業者が使用しない設備に係る費用[51]が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

ｂ）回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

（ｃ）ステップ３においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

ａ）接続料原価対象外費用は、ｃに示す考え方に基づいて特定する。

ｂ）接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

ｃ　接続料原価対象外費用となる営業費用

（ａ）営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

①　電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動[52]に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減す

[50] 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。
[51] 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。
[52] 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。

ることにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集[53]に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

（ｂ）設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）
② 他の事業者が個別に負担している設備費[54]
③ 付加機能[55]の用に供する設備費

ウ）正味固定資産価額

二種接続料規則第８条第３項の正味固定資産価額は、ア）に示す考え方に基づくものとする。

エ）利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第８条第６項の他人資本比率、同令第９条第２項の自己資本比率等の利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

オ）有利子負債の範囲

二種接続料規則第８条第７項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「１年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

---

53 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。
54 例として、POI回線に係る費用。
55 例として、留守番電話機能。

カ）リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第９条第３項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、基礎事業年度（二種接続料規則第１７条第２項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

キ）主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第９条第３項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、１９５２年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

ク）音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第１１条第３項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。この際、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

① 第二種指定端末系交換設備
② 第二種指定中継系伝送路設備
③ 第二種指定中継系交換設備
④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
⑤ 第二種指定端末系無線基地局
⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
⑦ 信号用伝送路設備
⑧ 信号用中継交換機
⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
⑪ 設備への帰属が認められないもの

ケ）データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第１１条第２項では、需要は、実績原価方式においては「接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値」、将来原価方式においては、「接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値」とされており、同令第１３条第１項第１号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

コ）複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第１６条第１項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される[56]。

・　接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
・　共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
・　算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第２項により読み替えて適用する同令第３章及び第４章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

ａ　原価算定

[56] 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

（ａ）算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「イ）原価算定の３ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ３において「接続料対象外費用」として控除する。

（ｂ）算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

ｂ　利潤算定

（ａ）利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

ａ）貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目
ｂ）損益計算書上の「営業外費用」の全科目

（ｂ）法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

サ）当年度精算

二種接続料規則第１７条第２項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、例えば、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当した。

ａ　暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差

分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

ｂ　接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、ＭＶＮＯの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するＭＶＮＯに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

シ）将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第４条第２項第１号及び第２号に掲げる部分については、二種接続料規則第１３条第２項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている[57]ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第７条第２項第２号、第８条第３項第２号及び第１１条第２項第２号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額[58]及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

---

[57] 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料（同条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）及び精算接続料（同条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

[58] 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書（令和元年9月）では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとＭＶＮＯの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、ＭＶＮＯと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきＭＶＮＯが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする[59]。

ａ　算定区分

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第３の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第２の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

ｂ　算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。見込みについては、具体的かつ細かな粒度とすることにより、見込みと予測値との間の因果関係を明確化することが適当である。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、

[59] 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。

この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

また、データ伝送交換機能に係る接続料について、「予測値と実績値との間に乖離が生じた理由」及び「前年度の予測値と今年度の予測値との間に乖離が生じた理由」を分析した結果を、次期の接続料算定に反映することで、予測値の更なる精緻化に努めることが適当である。

c　精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

精算接続料が予測接続料を上回ることでＭＶＮＯによる二種指定事業者への追加的な支払が生じる場合には、ＭＶＮＯからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等ＭＶＮＯへの負担軽減を図るための措置を二種指定事業者が自主的に行うことが望ましい。なお、当該措置に伴う債権保全措置を講ずる場合には、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』にのっとることが求められる。

d　ＭＶＮＯへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、ＭＶＮＯにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第２条第１０号及び第１１号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったＭＶＮＯに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、ＭＶＮＯとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

（カ）接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第３４条第７項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてＭＶＮＯに情報提供するよう努めることが適当である。

・　第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

３）ＭＮＯ等によるＭＶＮＯの兼営

ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等（当該ＭＮＯの特定関係法人又は当該ＭＮＯを特定関係法人とする者をいう。以下同じ。）が他のＭＮＯのネットワークを利用してＭＶＮＯを運営すること（以下「ＭＶＮＯ運営」という。）については、事業法上禁止されておらず、行い得る。ただし、ＭＮＯが、有限希少な電波の割当を受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、ＭＮＯは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である。

ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等によるＭＶＮＯ運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第２９条第１項第１０号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる。例えば、ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等によるＭＶＮＯ運営が行われる場合であって、当該ＭＮＯにおいて、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為[60]が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるときや、当該ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯ運営を通じて得た他のＭＮＯに関する情報について、その目的外利用が行われるときは、公正競争上の弊害を引き起こしているものと判断される。

また、上述のとおり、ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のＭＮＯの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合は、事業法第３２条の接続応諾義務の例外に該当することとなる。

４）市場支配的なＭＮＯに係る規律

事業法第３０条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なＭＮ

[60] 例えば、当該MNOにおいて、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備を行わないことは、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠」に該当するものと判断される。また、例えば、収益性の低い地域において、当該MNOの基地局整備状況が、当該MVNO運営に係るネットワークを提供する他のMNOの基地局整備状況と比べて著しく劣っている状況が長期に渡り継続している場合は、合理的な理由がある場合を除き、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為」に該当するものと判断される。

Ｏ（事業法第３０条第１項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下４）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録及び事業法第１１７条第１項の認定の取消対象となる（事業法第３０条第５項、第１４条第１項及び第１２６条第１項第３号）。

① ＭＶＮＯの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該ＭＶＮＯ及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第３０条第３項第１号）。

② 市場支配的なＭＮＯが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なＭＮＯの特定関係法人であるＭＶＮＯであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第３０条第３項第２号）。

５）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議に関する事項

ア ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、ＭＶＮＯとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい[61]。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにＭＶＮＯに通知するなど、ＭＶＮＯの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

ＭＮＯが卸電気通信役務の提供又は接続に関してＭＶＮＯとの間で協議を行

[61] MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（15頁）を参照）。

（例）

・ MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。
・ MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
・ MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
・ 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある[62]。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、ＭＮＯにおいてＭＶＮＯから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

<table>
<tr><th>一般的に聴取に理由があると考えられる事項</th><th>一般的に聴取に理由がないと考えられる事項</th></tr>
<tr><td rowspan="4">・ＭＮＯの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラヒック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等）
・ＭＮＯが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラヒック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）</td><td>・ＭＶＮＯが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系</td></tr>
<tr><td>・ＭＶＮＯの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態</td></tr>
<tr><td>・ＭＶＮＯが提供するサービスの原価</td></tr>
<tr><td>・ＭＶＮＯが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画
・ＭＶＮＯが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先</td></tr>
<tr><td>・ＭＮＯによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）</td><td></td></tr>
</table>

[62] MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

- MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

ただし、ＭＶＮＯが企図する事業形態は多種多様であることから、ＭＮＯに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、ＭＶＮＯの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、ＭＮＯにおいて、その聴取の合理的な必要性をＭＶＮＯに対して明示することが求められる。

ウ　接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続等関連情報」という。）[63]について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供（以下「接続等関連情報の目的外利用」という。）[64]が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある。

ＭＮＯによるＭＶＮＯに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、ＭＶＮＯの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。
ＭＶＮＯによるＭＮＯに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、ＭＮＯの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ[65]、それを怠った場合であって、事業の運営が適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

エ　ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要と

---

[63] 例えば、新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況等がこれに該当する。
[64] 例えば、自己の営業目的での利用、自己の特定関係法人への提供がこれに該当する。
[65] 接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び入手した日時の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。

なる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、ＭＮＯは、ＭＶＮＯに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、ＭＮＯにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第２９条第１項第２号）。

オ　ＭＶＮＯによる端末の調達

ＭＶＮＯは、自ら端末を調達し、ＭＮＯのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準[66]を満たす必要がある（電波法に係る事項については、「３電波法に係る事項」を参照。）。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第５２条）こととされており、ＭＶＮＯが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をＭＮＯのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる。

なお、ＭＶＮＯの端末設備をＭＮＯのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、ＭＶＮＯの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、ＭＮＯは、当該費用の請求について、①ＭＮＯ及びＭＶＮＯ間で事前確認試験等が行われる場合には、ＭＶＮＯに対しその算定根拠、②ＭＮＯ及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、ＭＶＮＯに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望まし

[66] 事業法第69条及び「端末設備等規則」（昭和60年郵政省令第31号）並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/）、「無線基準認証制度」（http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/）を参照。

い。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第２条第７号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、ＭＶＮＯから要望があった場合には、開示しなければならない。

また、ＭＶＮＯが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、ＭＮＯのネットワークに係る情報が必要となる場合など、ＭＶＮＯのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、ＭＮＯがＭＶＮＯと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

そうした事前確認試験等を実施する際に、ＭＮＯが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第２９条第１項第２号）の対象となる場合がある。

カ　電気通信番号の適切な管理

（ア）電気通信番号の使用

移動通信サービスの提供に当たり使用する電気通信番号について、ＭＮＯ等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とＭＶＮＯが自ら指定を受けて使用する場合がある。

ＭＶＮＯがＭＮＯから卸電気通信役務の提供を通じて電気通信番号の提供を受け、当該番号を使用したサービスを提供する場合、事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象は電気通信役務の提供元であるＭＮＯであることから、ＭＶＮＯは、当該ＭＮＯに付与された電気通信番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該ＭＮＯとの間において締結される卸電気通信役務契約において電気通信番号の使用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のＭＮＯからＭＶＮＯへの受け渡しの形態については、あくまでＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である[67]。

また、ＭＶＮＯがＭＮＯと接続してサービスを提供する場合、ＭＶＮＯの利用者は、ＭＶＮＯからだけではなく、無線ネットワーク等ＭＮＯの役務提供区

[67] MNOが電気通信番号の指定を受ける際には、MVNOの需要の見込みを自らの電気通信番号の算定の根拠に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその算定の根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。
このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

間において、ＭＮＯからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電気通信番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られる（付番される）こととなる。

（イ）携帯電話の番号ポータビリティ

移動通信サービスの提供に当たり音声伝送携帯電話番号を使用する場合には、双方向での番号ポータビリティを可能としなければならない（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）第３の表「電気通信番号の使用に関する条件」欄）。この義務はＭＮＯ及びＭＶＮＯに等しく課せられたものであり、両者間で協議した上で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、番号ポータビリティ受付の対応その他の番号ポータビリティの実施において必要な措置を行わなければならない。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、ＭＶＮＯへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、ＭＮＯは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をＭＶＮＯへ提供することが望ましい。また、店頭でＭＶＮＯへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、ＭＮＯは、ＭＶＮＯがＳＩＭを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でＳＩＭを書き換える仕組みなど、必要な機能をＭＶＮＯへ提供することが望ましい。

キ　障害情報の提供

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和６２年郵政省告示第７３号）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第２条第４号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、ＭＶＮＯに通知しなければならない。

また、自身がＭＶＮＥとして他のＭＶＮＯに電気通信役務の提供を行っているＭＶＮＯにおいては、ＭＮＯ等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

６）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議が円滑に行われない場合

ア　法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、ＭＶＮＯ事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、ＭＶＮＯ及びＭＮＯ間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３５条第１項及び第３８条第１項）。

イ　意見申出制度

ＭＮＯとＭＶＮＯとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、ＭＮＯ（又はＭＶＮＯ）の業務の方法に苦情その他意見のあるＭＶＮＯ（又はＭＮＯ）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第１７２条第２項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（０７年１２月）[68]に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第２９条に基づく業務改善命令等）を講じる。

ウ　協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該ＭＶＮＯは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法

[68] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３５条第１項及び第３８条第１項）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第３５条第３項及び第４項並びに第３９条において準用する第３５条第３項及び第４項）。

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

ＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第１５４条第１項及び事業法第１５６条第２項において準用する第１５４条第１項）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、ＭＶＮＯは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第１５５条第１項及び事業法第１５６条第２項において準用する第１５５条第１項）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル」[69]を参照。

（３）ＭＶＮＯと利用者との間の関係

１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係[70]

---

[69] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

[70] 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。

なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

ＭＶＮＯと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、ＭＶＮＯに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第２９条第１項）。

① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお､これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（１５頁）を参照。

また、ＭＶＮＯが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、ＭＶＮＯがこれらの情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第４条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、ＭＶＮＯは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号）が適用される。ＭＶＮＯがＭＮＯの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、ＭＶＮＯが利用者の個人データ又は通信の秘密に係る個人情報をＭＮＯに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第１７条）。

この場合において、ＭＶＮＯは、個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定めら

れており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない[71]。

また、ＭＮＯはＭＶＮＯから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するＭＶＮＯは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成１７年法律第３１号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきＭＶＮＯに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成１７年総務省令第１６７号）第２条ただし書[72]において、同法の適用を受ける携帯音声通信役務から除外されているため、ＭＮＯは、当該契約の締結に際して、ＭＶＮＯに対して本人確認等を行う必要はない。

２）消費者保護規律

---

[71] 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html）参照

[72] 「法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備により提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条（令和6年4月1日時点））

一般消費者向けの主要な移動通信サービス[73]（法人契約[74]等を除く。以下この２）において同じ。）を提供するＭＶＮＯは、次に掲げる規律の対象となる。なお、①、③、④及び⑤の規律については、ＭＶＮＯに係る契約の媒介等を業として行う者も対象となる。

① 提供条件概要説明義務（事業法第２６条）

主要な移動通信サービス[73]の提供に関する契約の締結をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要について利用者に説明しなければならない（事業法第２６条）[75]。

② 書面の交付義務及び初期契約解除制度（事業法第２６条の２及び第２６条の３）

主要な移動通信サービス[73]の提供に関する契約の締結後に契約締結書面を利用者に交付しなければならない（事業法第２６条の２）。さらに、一部のサービスにおいて利用者は、当該書面受領後等から８日間は、電気通信事業者の合意なく契約解除できることとしている（初期契約解除制度（事業法第２６条の３））[75]。

③ 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第２６条の４）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への周知義務が課されている（事業法第２６条の４第１項）[75]。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ総務大臣に届け出ることとされている（事業法第２６条の４第２項）[75]。

④ 苦情等処理義務（事業法第２７条）

主要な移動通信サービス[73]の利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第２７条）[75]。この場合、ＭＶＮＯに寄せられた苦情及び問合せが、ＭＮＯの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、ＭＮＯはＭＶＮＯと協力して対応する必要がある。

⑤ 不実告知等の禁止（事業法第２７条の２第１号）

主要な移動通信サービス[73]の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの[76]について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止（事業法第２７条の２第１号）されている[75]。

---

[73] 事業法第26条第1項第1号及び第3号の指定された電気通信役務のことを言い、携帯電話端末サービス（スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス）及び無線インターネット専用サービス（タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの）が含まれる。

[74] 法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）営利を目的としない非営利の法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

[75] 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）を参照。

[76] 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」などの契約の締結を必要とする事情（いわゆる「動機」に当たるもの）に関する事項も含まれる。

⑥　自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止（事業法第２７条の２第２号）

主要な移動通信サービス[73]の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、その相手方に対して自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為が禁止（事業法第２７条の２第２号）されている[75]。

⑦　勧誘継続行為の禁止（事業法第２７条の２第３号）

主要な移動通信サービス[73]の提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思（契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。）を表示した場合、勧誘を継続する行為が禁止（事業法第２７条の２第３号）されている[75]。

⑧　その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（事業法第２７条の２第４号）

主要な移動通信サービス[73]の提供に関する契約について、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為が禁止（事業法第２７条の２第４号）されている。具体的には、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止及び期間拘束契約に係る違約金等の制限が規定されている[75]。

⑨　代理店に対する指導等の措置義務（事業法第２７条の４）

電気通信事業者には、代理店の業務を監督する責任者の選任等の代理店への指導等の措置[77]を行う義務（事業法第２７条の４）が課されている。

なお、総務大臣は、事業法第２６条、第２６条の２、第２６条の４、第２７条、第２７条の２及び第２７条の４の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（事業法第２９条第２項第１号）。

（４）その他

ＭＶＮＯは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

---

[77] 措置の具体的な内容は、下記の①から⑨までのとおり。
①媒介等業務（以下この注において「業務」という。）を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置
②業務の実施状況を監督する責任者の選任
③業務手順等文書（適切な誘引の手段に関する記載を含む）の作成、研修の実施等
④媒介等業務受託者の届出を行ったことを確認し、遵守させるための措置
⑤業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等
⑥利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理
⑦業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等
⑧通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止に関する規定を遵守するために必要な措置
⑨各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

１）業務協定の認可の申請

ＭＶＮＯの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第４０条）。

２）通信量等の報告

上記１）の業務協定の認可が必要となるＭＶＮＯ及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するＭＶＮＯ並びにＭＮＯと接続して音声の移動通信サービスを提供するＭＶＮＯ（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第２条第８項及び第５条）。

３）事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称、住所、法人代表者の氏名の変更、提供区域の増加又は減少にあっては、変更後遅滞なく届け出ることを要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第１６条第３項及び第４項、事業法施行規則第９条及び第１０条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１７条、事業法施行規則第１１条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１８条第１項）。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第１８条第２項）。

４）契約数等の報告

ア　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上であるＭＶＮＯ

ＭＶＮＯのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上

[78]であるＭＶＮＯは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第２条第１項及び様式第１５の３）。

具体的な報告内容は、次のとおり。

・提供元事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名）
・区分ごとの契約数（再卸[79]、ＳＩＭカード型[80]、通信モジュール[81]、単純再販[82]及びその他[83]）
・他のＭＶＮＯに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のＭＶＮＯの名称（契約数３万以上と３万未満の別）

イ　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（他のＭＶＮＯに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

ＭＶＮＯのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（ＭＮＯと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者をいう。）であって、他のＭＶＮＯに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のＭＶＮＯの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第２条第１項及び様式第１５の３の２）。

５）電気通信番号の使用状況の報告

電気通信番号を使用しているＭＶＮＯは、毎年度、電気通信番号の使用状況等について総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第８条）。

78　仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。
79　仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。
80　SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）、その契約数。
81　特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。
82　MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。
83　「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。

３　電波法に係る事項

（１）事業開始の際に必要な手続

ＭＶＮＯは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（１（２）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてＭＶＮＯとみなされる者（以下「みなしＭＶＮＯ」という（脚注１参照）。）が無線局の運用を行う場合には、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第４１条の２の４第１項において準用する同規則第４１条の２）。また、ＭＮＯは、遅滞なく、みなしＭＶＮＯの氏名又は名称、みなしＭＶＮＯによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第２項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係

ＭＮＯが無線局を自ら運用する場合には、ＭＮＯは、その運用に係る責任を有する[84]。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

ＭＮＯが無線局の運用を行う場合には、ＭＶＮＯの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「ＭＶＮＯの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はＭＮＯに課せられる。この混信の除去について、ＭＶＮＯはＭＮＯに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある[85]。

みなしＭＶＮＯが無線局の運用を行う場合には、みなしＭＶＮＯがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしＭＶＮＯに対して行われることになる（電波法第７０条の８第３項において準用する同法第７６条第１項）。

また、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならず（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第３項）、ＭＮＯがみなしＭＶＮＯに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、ＭＮＯが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第７６条第５項第４号）。

この他、ＭＶＮＯは、ＭＮＯに対して、実際に運用されているＭＶＮＯの利用者が

---

[84] MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

[85] 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（１）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域[86]に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第２９条第１項各号）。

（２）国際ローミング

ＭＶＮＯの利用者が日本国外において提供を受ける国際ローミングサービスについては、ＭＮＯと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、ＭＶＮＯにおいて、特段の行政手続を要しない。

ＭＶＮＯが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該ＭＶＮＯとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するＭＮＯは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第１０３条の６第１項及び第２項）。

① 外国の携帯電話端末等が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
② 外国の携帯電話端末等が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

[86] 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のＭＶＮＯからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯ

（１）電波法第２７条の１４第６項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合[87]、開設計画の認定を受けたＭＮＯは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

ＭＮＯが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合[88]、これは当該ＭＮＯの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和２５年電波監理委員会規則第１２号）第３条第７項）[89]。

（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

ＭＮＯは、事業法第９条の電気通信事業の登録、事業法第１２条の２の登録の更新又は事業法第１３条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第１６３条）を履行しなければならない[90]。

ＭＮＯが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第２９条第１項）。

---

[87] 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（平成30年総務省告示第34号）においては、既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

[88] 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針においては、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。当該規定により、認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされており、MVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況についても当該報告の対象となっている。

[89] 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

[90] 例えば、平成21年6月10日付け3．9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者が、事業法第9条の電気通信事業の登録又は事業法第13条の変更登録を受ける場合には、①MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、②コンテンツ配信事業者等に対しても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、③①及び②の実施状況について、総務大臣に報告することを条件として付しているなど、特定基地局の開設指針における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を踏まえた条件を付していることがある。

また、ＭＮＯが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第１４条第１項第１号）。

なお、当該ＭＮＯが事業法第９条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第２７条の１６第１項）[91]。

[91] このほか、当該MNOが、①事業法第9条の登録又は変更登録を拒否された場合、②事業法第9条の登録がその効力を失った場合、③その電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があった場合には総務大臣は、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができることとされている（電波法第27条の16第6項）。

６　見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるＭＶＮＯのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

（全般〔代表窓口〕）

ＭＶＮＯ支援相談センター（料金サービス課内）　TEL. 03-5253-5845

（事業法関係）

電気通信事業部　事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）
TEL. 03-5253-5835
（報告規則関係）　TEL. 03-5253-5947
料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）
TEL. 03-5253-5845
データ通信課（事業法に基づく届出関係）
TEL. 03-5253-5852
電気通信技術システム課番号企画室（電気通信番号関係）
TEL. 03-5253-5859

（電波法関係）

電波部　電波政策課　TEL. 03-5253-5873
移動通信課　TEL. 03-5253-5893

図 1

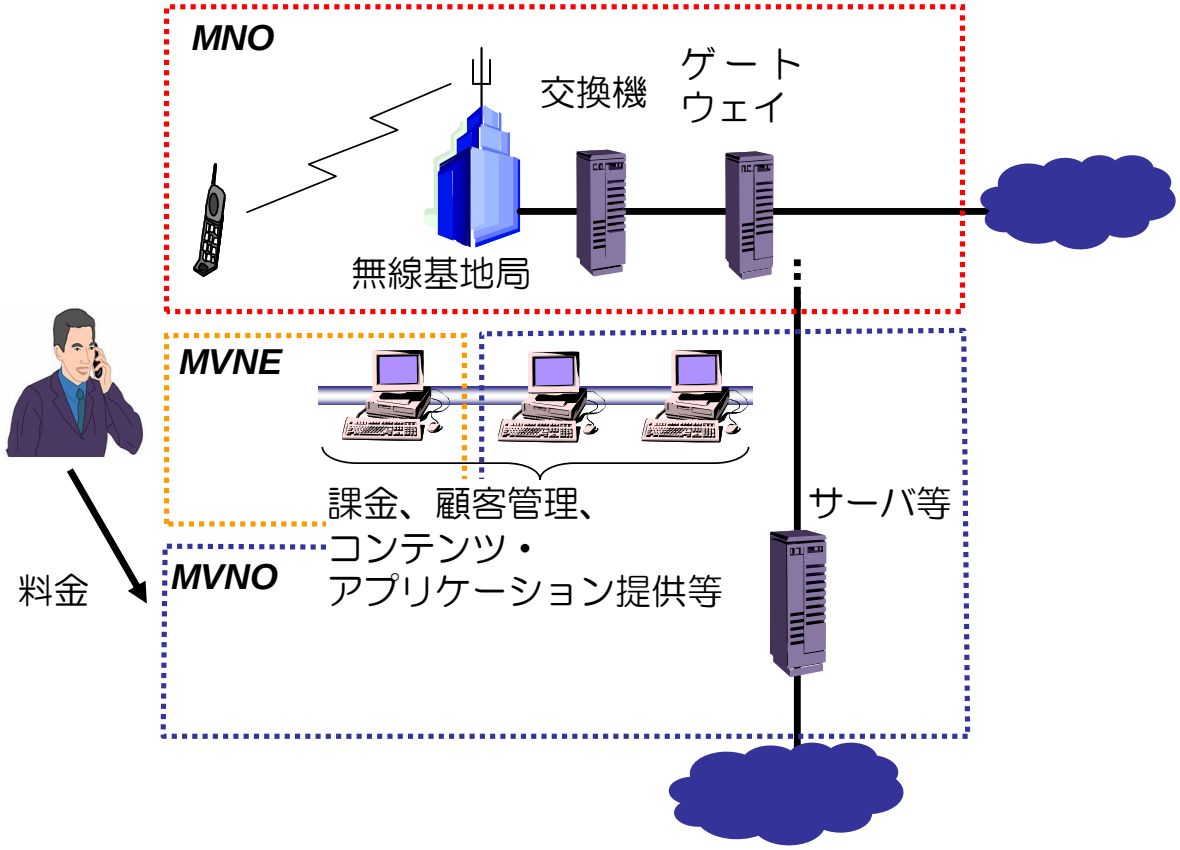
MNO
交換機
ゲート
ウェイ
無線基地局
MVNE
課金、顧客管理、
コンテンツ・
アプリケーション提供等
サーバ等
料金
MVNO

図 2

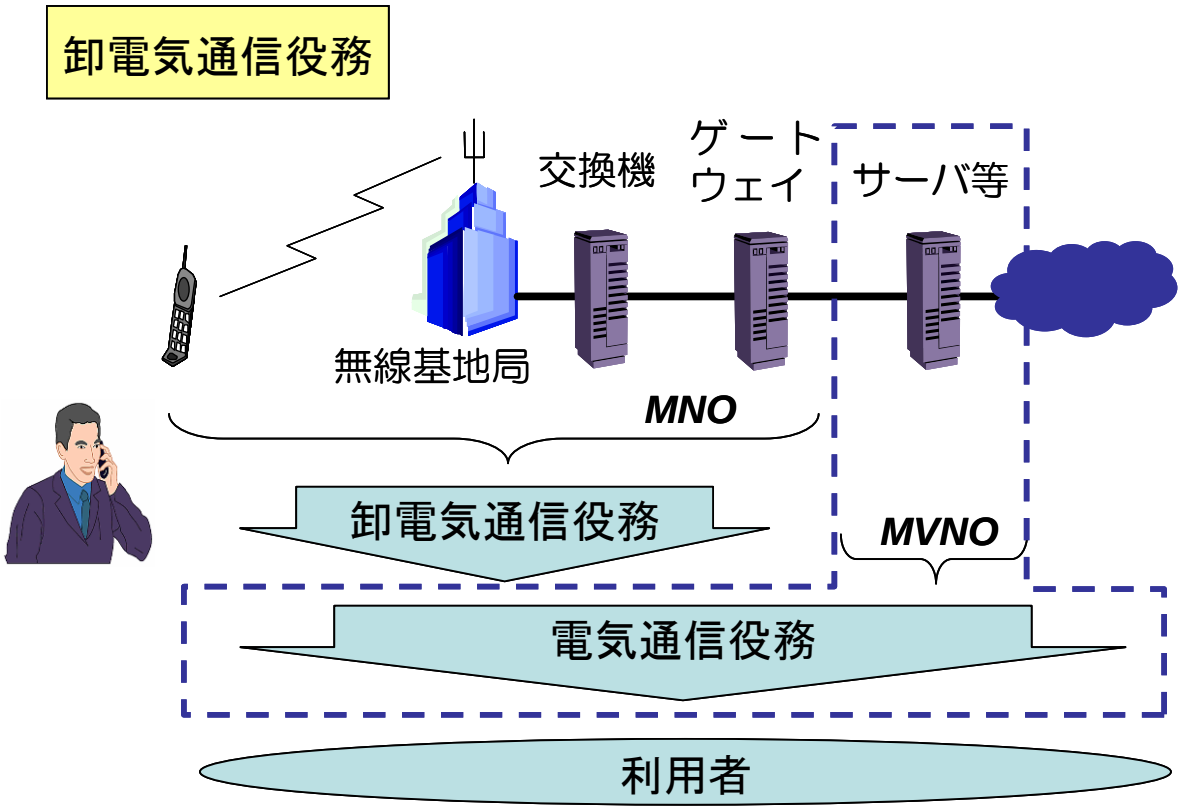
卸電気通信役務
交換機
ゲート
ウェイ
サーバ等
無線基地局
MNO
卸電気通信役務
MVNO
電気通信役務
利用者

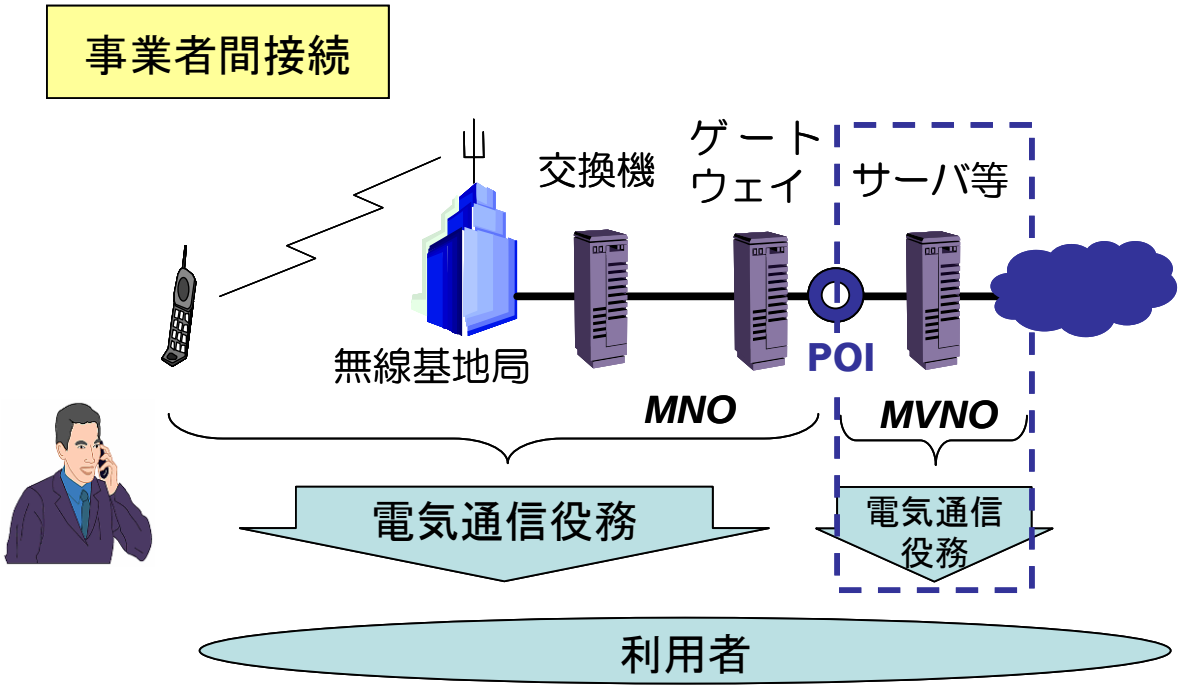
事業者間接続
交換機
ゲート
ウェイ
サーバ等
無線基地局
POI
MNO
MVNO
電気通信役務
電気通信
役務
利用者

モバイル接続料の
適正性向上に関する資料

接続料算定の検証と精緻化

1

◆　第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第３項の規定により、**「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならない**とされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。

◆　接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\text{接続料単価} \leqq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

【接続料精緻化のサイクル】

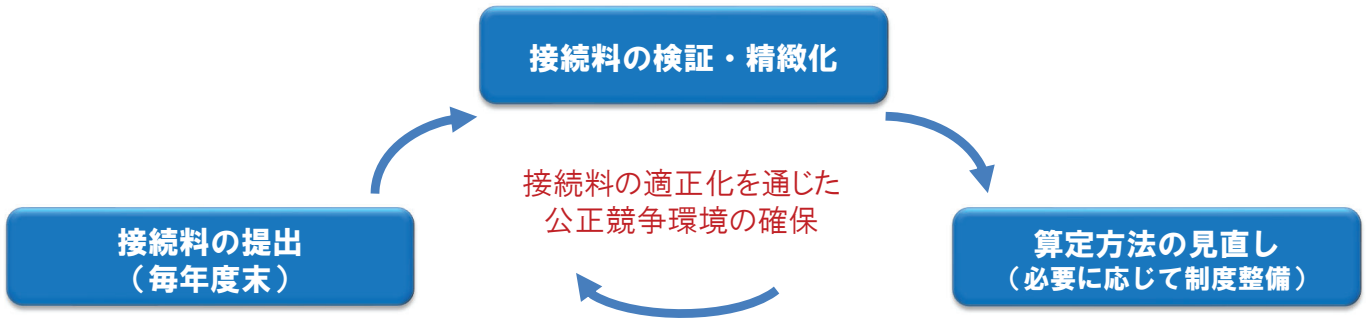

データ伝送交換機能

2

◆　2023年度に届出のあった接続料は以下のとおり。

◆　費用配賦見直しの激変緩和措置として、データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）について、2024年度及び2025年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、2026年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定している。

（1）データ伝送交換機能

①回線容量単位接続料

（10Mbps・月当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
［精算接続料］ 2022年度	19.9万円	15.9万円	15.4万円
［予測接続料］ 2024年度	12.8万円	10.8万円	9.4万円
2025年度	10.8万円	10.1万円	8.9万円
2026年度	10.7万円	11.8万円	9.2万円

②回線数単位接続料

（1回線・月当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
［精算接続料］ 2022年度	69円	74円	93円
［予測接続料］ 2024年度	63円	69円	86円
2025年度	61円	68円	84円
2026年度	61円	68円	84円

③SIMカード枚数単位接続料

（1枚当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
2023年度届出接続料	213円	143円	183円

様式17の４の５

音声伝送交換機能、MNP転送機能、SMS伝送交換機能

3

◆　2023年度に届出のあった接続料（2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料）は以下のとおり。

◆　2023年度届出接続料は、2022年度接続会計における費用の額を基礎として算定。（費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用するため、今般の接続料は費用配賦の見直しは適用されていない。）

（2）音声伝送交換機能

（1秒当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度届出接続料	0.041526円	0.045747円	0.053904円
（参考）3分当たり	7.47円	8.23円	9.70円

（3）MNP転送機能

（1秒当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度届出接続料	0.012330円	0.0067866円	0.006926円

（4）SMS伝送交換機能

（1通信当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度届出接続料	0.37002円	0.51938円	0.499688円

データ接続料（回線容量単位接続料）の推移（3社比較）

4

- ◆ データ接続料については、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2024～2026年度の接続料を算定。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置として、データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）について、2024年度及び2025年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、2026年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定している。
- ◆ 今般の届出によると、**接続料は2025年度までは接続料は引き続き低減傾向、2026年度は費用配賦見直しの影響もあり、一部事業者で接続料が上昇する見込み。**

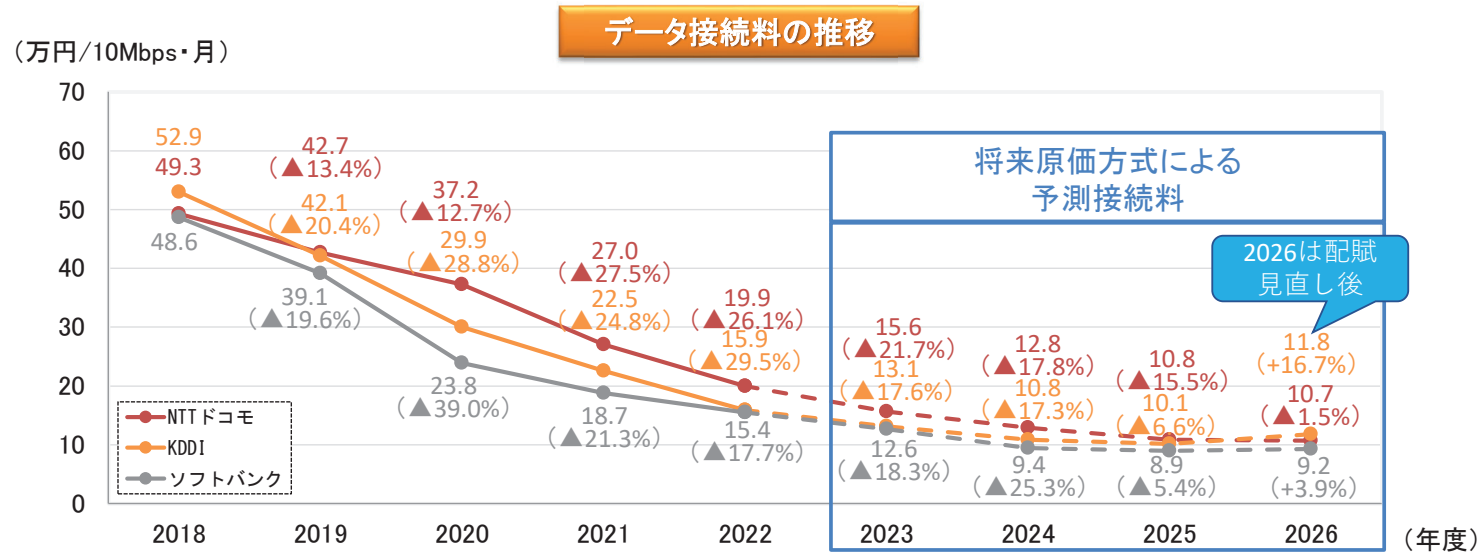

※ 2022年度までは、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。
※ 2023年度の値は2023年2月末届出時の予測値。
※ 括弧内は対前年度増減率。

（参考）データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leqq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要（回線容量）}}$$

様式17の４の５

予測値（2022年度）と予測値（2023年度）の比較

5

- ◆ 2023年２月末に届出のあった予測接続料（2023年度～2025年度）と2024年２月末に届出のあった予測接続料（2024年度～2026年度）を比較。
- ◆ **2021年度予測値と2022年度予測値の乖離に比べ、2022年度予測値と2023年度予測値の乖離は小さくなっている。**

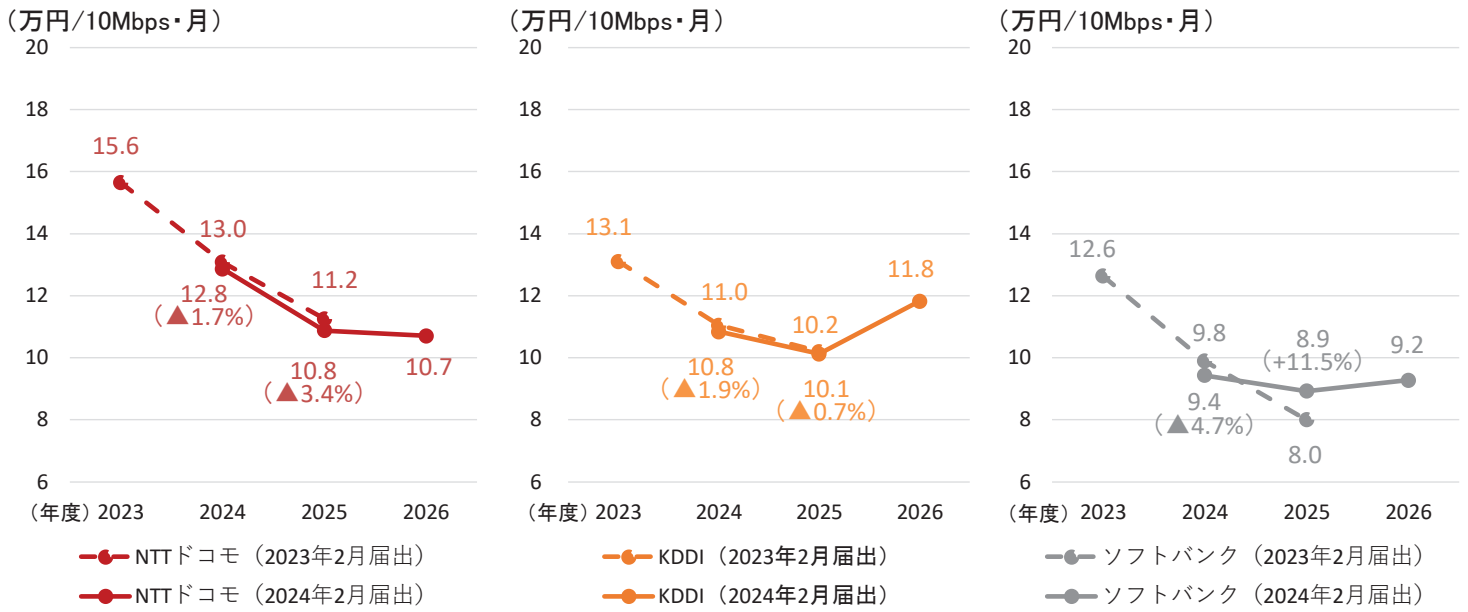

※ グラフは、各年度における当初支払額（精算前）の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5G（NSA）を一体的に算定したもの。

音声接続料の推移（3社比較）

6

- ◆ 音声接続料については、2022年度を基礎事業年度とし、実績原価方式により、2023年度届出接続料（2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料）を算定。
- ◆ 今般の届出によると、**接続料は引き続き横ばい傾向**。
- ◆ 費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用されるため、今般の2023年度届出接続料には費用配賦の見直しは適用されていないが、見直しによる影響が大きい**KDDIは、2023年度届出接続料について前年度接続料を据え置き**としている。

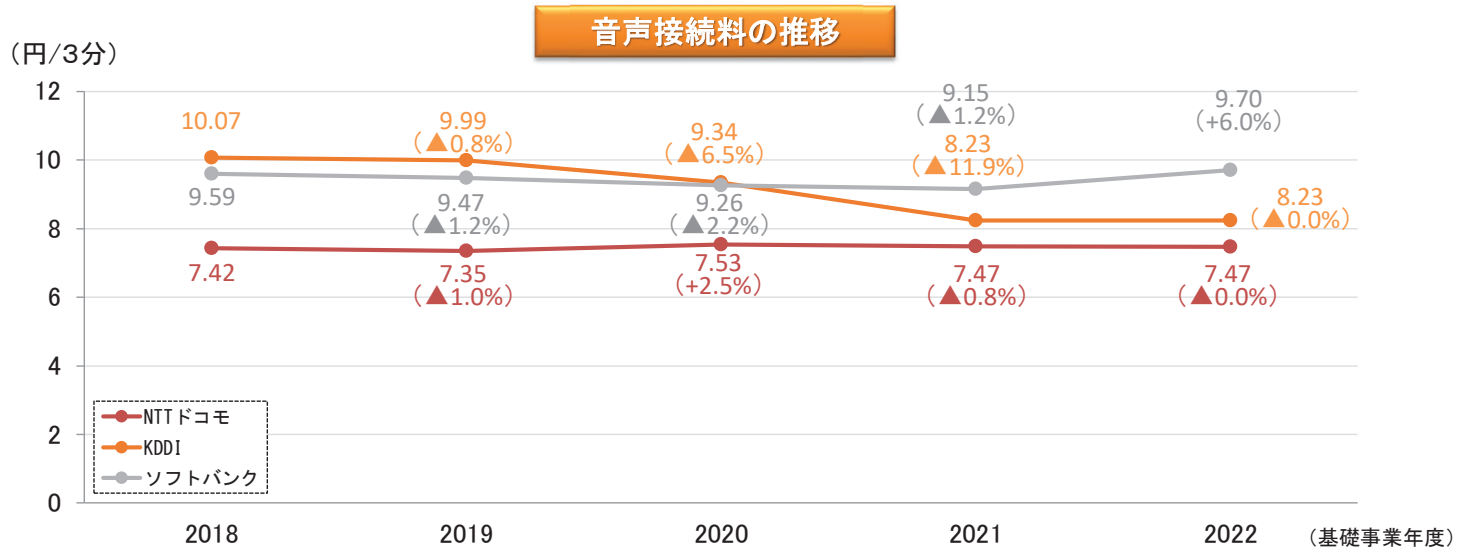

※ 括弧内は対前年度増減率。

（参考）音声接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leqq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

様式17の４の５

接続料原価抽出・配賦の考え方

7

- ◆ **音声/データ接続料の原価**は、**３ステップ**（ステップ１：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ２：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ３：接続料原価の抽出）**に基づき抽出**される。
- ◆ ステップ１については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ２、３については、本研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。

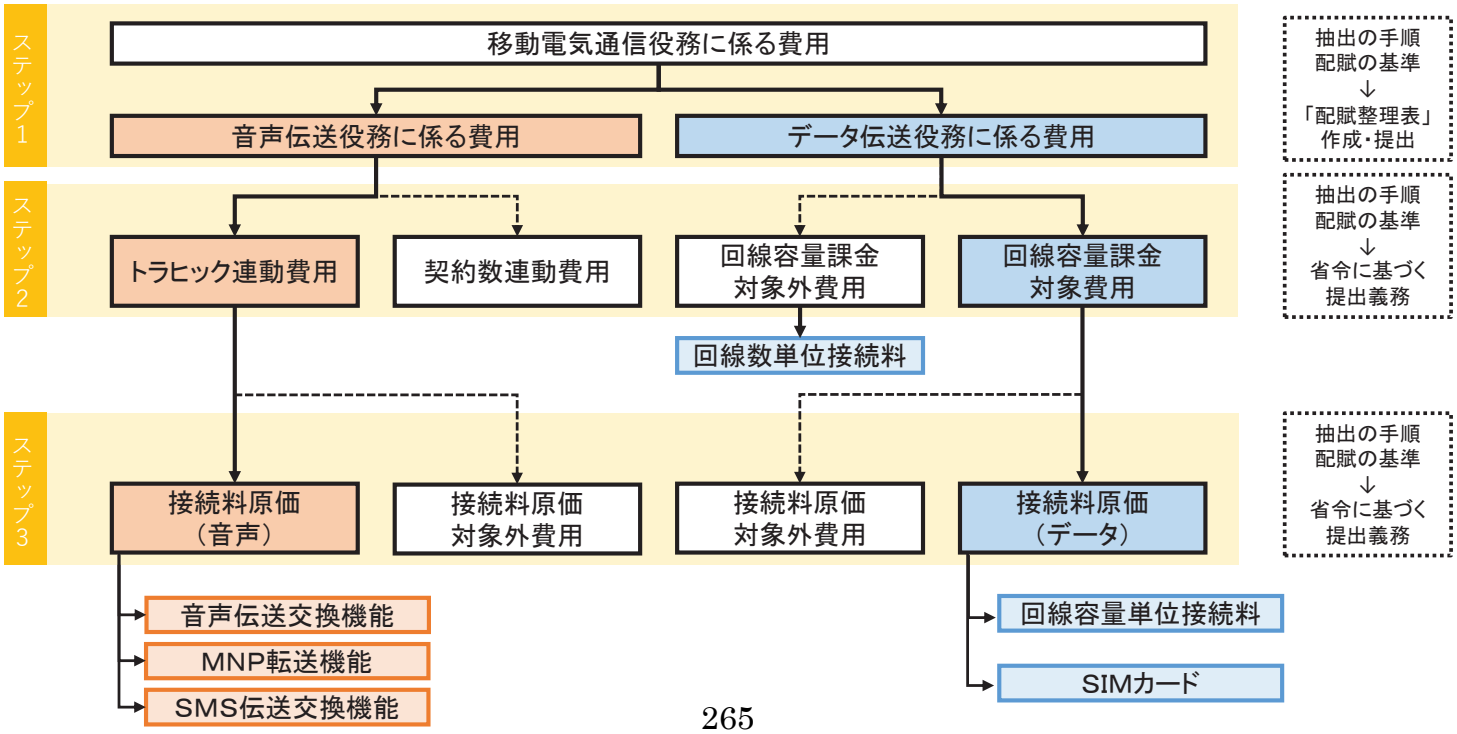

（参考）二種会計規則における配賦基準

8

費用項目	配賦基準
営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

（参考）各費用項目の内容

9

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

（電気通信事業法会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第一　勘定科目表）

β値に関する算定方法

10

◆　βの算定方法について、NTTドコモの株価βを基準とした方法を採用してきたが、NTTドコモの上場廃止に伴い、当研究会において検討が行われ、第五次報告書において「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法について、各社の株価を基準に加重平均することが適当とされ、2021年12月に算定方法等を定める告示の改正が行われた。

【接続料算定におけるβ】

接続料 ＝ 適正原価（設備管理運営費） ＋ 適正利潤（他人資本費用／自己資本費用／利益対応税） ／ 需要（回線容量等）

自己資本費用 ＝ レートベース × 自己資本比率（1－他人資本比率） × **自己資本利益率**（期待自己資本利益率の3年平均）

リスクフリーレート（長期国債の平均金利） ＋ β値（モバイル特有のリスク係数） × 市場リスクプレミアム（主要企業平均利益率 － リスクフリーレート）

（※）二種接続料規則第9条
4 前項のβは、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。

【当研究会における検討】

案1	移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β（株価から直接算定したβをいう。以下同じ。）を元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案2	各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案3	複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。

移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはなく、案３を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的なβの運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案３を採用。

加重平均の重み付けについては、時価総額に移動電気通信事業費率を乗じた額で重み付け。

βの具体的算定方法

11

株価βの意味：株式市場全体の動きに対し、株価がどの程度敏感に反応して変動するかを示す数値（βが0.5ならば、TOPIXが1％上昇したときに、株価が0.5％上昇する）

$$\beta = \underbrace{\left(1 + (1-T)\frac{D}{E}\right)}_{\text{事業者の財務リスク係数}} \bar{\beta}$$

$$\bar{\beta} = \underbrace{\frac{1}{\sum_{O \in Os} MC_O\, MR_O} \sum_{O \in Os} MC_O\, MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1-T_O)\frac{D_O}{E_O}}}_{\text{事業者の株価}\beta\text{の加重平均}}$$

$$\beta_O = \frac{\sum_{d \in ds}(\Delta x_{O_d} - \overline{\Delta x_O})(\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds}(\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$$

$$\Delta x_{O_d} = \frac{x_{O_d} - x_{O_d}\text{の前取引日}}{x_{O_d}\text{の前取引日}}$$ ：株価の変化率

$$\overline{\Delta x_O} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_{O_d}}{ds\text{の要素数}}$$ ：株価の変化率の平均

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_d\text{の前取引日}}{m_d\text{の前取引日}}$$ ：TOPIXの変化率

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds\text{の要素数}}$$ ：TOPIXの変化率の平均

D：算定事業者の純有利子負債
E：算定事業者の純資産
T：算定事業者の法定実効税率
Os：株式会社ＮＴＴドコモ（ＤＣＭ）、ＫＤＤＩ株式会社（ＫＤＤＩ）又はソフトバンク株式会社（ＳＢ）
MC_O：事業者Oの時価総額
MR_O：事業者Oの連結売上高に対する移動電気通信役務の営業収益の割合
ds：過去３年度の東京証券取引所の全取引日
x_{O_d}：事業者Oの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格
m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格

※ 現在の手法では変化率は日次、データ（要素数）は3年分

第二種指定電気通信設備制度

12

- ◆ 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- ◆ 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- ◆ 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

	第一種指定電気通信設備制度（固定系）	第二種指定電気通信設備制度（移動系）
規制根拠	設備の不可欠性（ボトルネック性）	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定（1998年）	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ（2002年）、KDDI（2005年）、ソフトバンク（2012年）、沖縄セルラー（2002年）、WCP（2019年）、UQ（2019年）を指定
接続関連規制	■接続約款（接続料・接続条件）の認可制 ■接続会計の整理・公表義務 （※）その他、網機能提供計画の届出・公表義務	■ 接続約款（接続料・接続条件）の届出制 ■ 接続会計の整理・公表義務

算定・検証の仕組み

算　定	接続料	検　証
適正原価＋適正利潤を超えない額 （電気通信事業法第34条3項2号）		算定根拠の総務大臣への提出 （電気通信事業法施行規則（2016年5月））
接続料の算定方法 （第二種指定電気通信設備接続料規則（2016年5月））		接続会計の整理・公表義務 （第二種指定電気通信設備接続会計規則（2011年3月））

アンバンドル機能

13

- ◆ 電気通信事業法第34条第３項第１号ロの接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）は、二種接続料規則第４条に規定されている。

1　音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2　データ伝送交換機能（注）	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続（※）した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※：L2接続のこと。
3　番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4　ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注：データ伝送交換機能は、次の３部分に区分して接続料を算定することとされている。

① ②及び③に掲げる部分以外のもの（単位：回線容量）

② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（単位：回線数）

③ ＳＩＭカードの提供に係るもの（単位：枚数）

（参考）接続料の算定方法

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費※

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

＋

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定

※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 ＝ レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利子率

- **正味固定資産価額※**＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本
  - 二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額
  - 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定
  - 設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数／365日）
- 負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定
- 有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利子率及び有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの
  - 有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定
  - 当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

＋

自己資本費用 ＝ レートベース × 自己資本比率（1－他人資本比率） **× 自己資本利益率**

- 期待自己資本利益率の過去３年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値
  - リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）
  - 移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は１のいずれか低い方の値

＋

利益対応税＝（自己資本費用＋レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

- 有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定
- 法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要※
（通信料等の実績値）

データ伝送交換機能の接続料の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

（単位　円）

役務の種類			営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話															
		その他															
		小計															
	データ伝送役務	携帯電話・BWA															
		その他															
		小計															
	小計																
移動電気通信役務以外の電気通信役務																	
合計																	

（記載上の注意）

1　第８条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第 15 条第２項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1)　二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

(2)　二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

(3)　二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

2　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

（単位　円）

役務の種類			移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
			音声伝送役務			データ伝送役務			小計		
			携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計			
電気通信事業固定資産											
有形固定資産											
機械設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
空中線設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
通信衛星設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
端末設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
市内線路設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
市外線路設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
土木設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
海底線設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
建物	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
構築物	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
機械及び装置	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
車両及び船舶	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
工具、器具及び備品	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
休止設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
土地	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
リース資産	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
建設仮勘定	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
有形固定資産合計	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
無形固定資産合計	帳簿価額										
電気通信事業固定資産合計											

（記載上の注意）

1　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

2　用紙の大きさは日本工業規格A列４番とすること。

第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

◆　電気通信事業法では、設備に接続される端末のシェアが一定規模（10%）を超えるMNOに、総務大臣の指定により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」が規定されている。

◆　全国BWA事業者２社（WCP、UQ）の設置する設備に接続される端末のシェアが10%を超えたため、当該２社の設備を同制度の適用対象として指定。

※　指定に合わせ、携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正を実施。

※　関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2019年9月27日に公布。同年12月24日に施行

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携」】

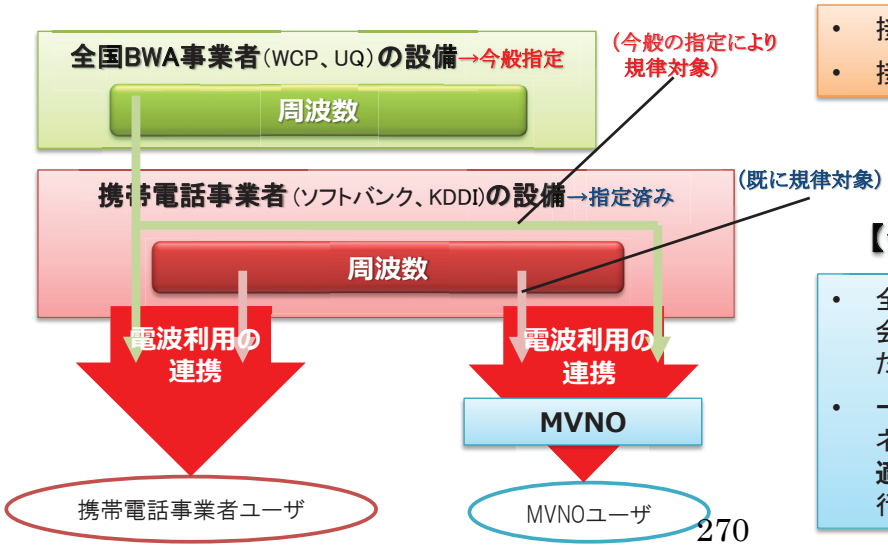

【指定により課される義務】

- 接続料の算定の基礎となる接続会計の整理・公表
- 接続料等を記載した接続約款の策定・届出

【全国BWA事業者の設備の指定の効果】

- 全国BWA事業者によるネットワーク提供が、接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。
- **一体的に接続料を算定する場合においても、そのネットワーク提供が、それぞれの接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定**された接続料により行われる。

接続料の共同設定について

18

◆　全国BWA事業者の設備の二種指定に併せて、全国BWA事業者は携帯電話事業者と一体となって「電波利用の連携」を実施している実態に鑑み、二種接続料規則において、複数の二種指定事業者による接続料の共同設定に係る規定を整備（令和元年12月24日施行）。

◆　併せて、複数事業者の設備の一体運用に係る標準的接続箇所の扱いに関する規定整備（事業法施行規則）、全国BWA事業者に音声伝送役務に係る規定を適用しないことの規定整備（二種接続料規則）も行っている。

接続料の共同設定方法（二種接続料規則）

① 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合、当該複数の二種指定事業者は、総務大臣の承認を共同して受けた上で、当該機能に係る接続料を設定。

② 「接続料の算定事業者」は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定。

③ 「他の事業者」は、当該機能に係る接続料について、「接続料の算定事業者」の設定したものと同額として設定。

＜留意点＞

- 総務大臣の承認に当たっては、接続料の算定事業者に他の事業者が適切に協力することになっているか等、接続料の共同設定が適切に行われるものであるかを確認（MVNOガイドライン）。
- 総務大臣の承認を受けた複数の二種指定事業者は、承認に係る機能の概要、接続料の支払い方法、責任の分解を接続約款に定めなければならない（二種接続料規則）。
- 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができる（MVNOガイドライン）。

将来原価方式の導入

19

◆　従来、データ通信接続料は、過去の実績（原価、需要等）に基づく「実績原価方式」により算定。

◆　MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

※　関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」（2019年度まで）

過去の実績に基づき、**接続料**を算定。

① **予見性が確保されず、原価管理に支障。**

② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、**過大なキャッシュフロー負担。**

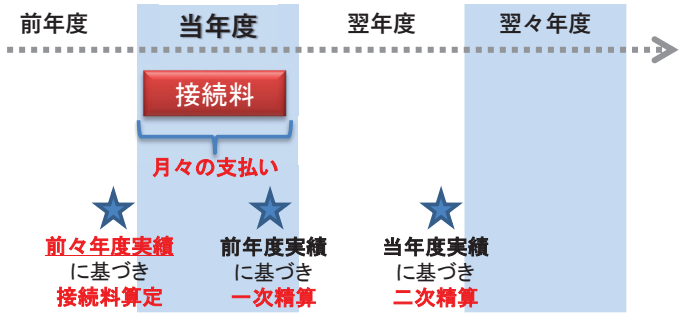

「将来原価方式」（2020年度以降）

合理的な予測に基づき、**接続料**を算定。

① **当年度の接続料の予見性が確保**される。

② **キャッシュフロー負担が軽減。**

③ **複数年度の接続料が算定**されることで、予見性の一層の向上が期待。

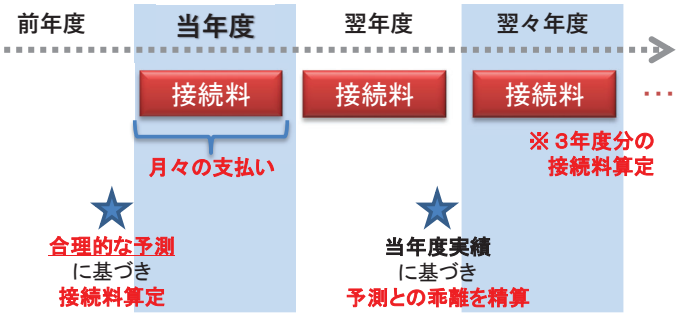

将来原価方式による接続料算定方法

1 算定方法

- 「将来原価方式」は、接続会計等を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、**接続料が適用される年度に係る予測値に基づき、当該接続料を算定する方式**。
- 原価である**「設備管理運営費」**、利潤算定に用いるレートベースの太宗を占める**「正味固定資産価額」**及び**「需要」**の3項目について、それぞれ、**合理的な将来予測**を行うもの。

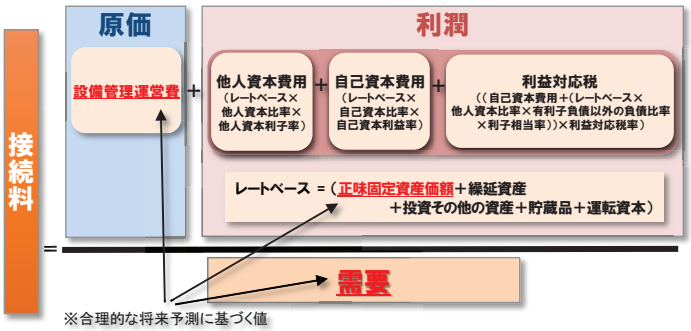

2 算定対象、算定期間等

- 算定対象は、データ伝送交換機能のうちの**回線容量単位接続料**及び**回線数単位接続料**。
- 算定期間は3年で、1年度目、2年度目及び3年度目の**3つの予測接続料を設定**。さらに、「実績原価方式」により**精算接続料を設定し、予測接続料との差額を精算**。

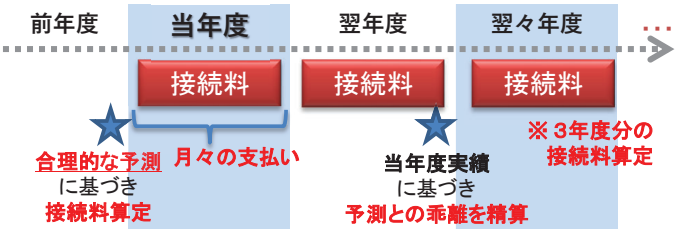

3 予測と実績の乖離への対応

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているところ、**予測と実績の乖離のMVNOの経営に与える影響をなるべく小さくする観点から、次の措置を実施**。
  - ✓ **接続料の届出時期**について、予測接続料は2月末まで、精算接続料は12月までと**早期化**。需要の対前年度比の開示時期も早期化。
  - ✓ MVNOが自らの努力により乖離を予想できるよう、**予測値の具体的な算定方法**、予測接続料と精算接続料の**原価、利潤及び需要の乖離率等**を**情報開示対象に追加**。
  - ✓ 予測値の算定方法について、MVNOガイドラインにおいて、**過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる旨規定**。
  - ✓ 予測値の算定方法の適正性について、**総務省において、審議会への報告等を通じて毎年度検証**。

（公印・契印省略）

総 基 料 第 6 1 号
令 和 6 年 3 月29日

株式会社ＮＴＴドコモ
代表取締役社長　井伊　基之　殿

総務省総合通信基盤局長
今川　拓郎

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和２年10月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和２年９月25日策定。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和３年６月及び令和５年３月に、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）及びモバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「ＩＭＳ接続」という。）の状況等を踏まえ、再度「ステップ１：接続による代替性の検証」を実施し、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、プレフィックス自動付与機能及びＩＭＳ接続について、前回検証時からの状況変化を確認し、改めて「ステップ１：接続による代替性の検証」を実施したところ、その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と一定程度の同等性が確保されている。また、同機能を利用する上での特段の制約的条

件は認められない。ただし、令和７年の固定電話網のＩＰ網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、令和３年６月の検証以降はモバイル音声卸の標準料金の大幅な変更は見られない。また、令和３年６月の検証において指摘された貴社とＭＶＮＯ間の情報の非対称性については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第70号。令和５年６月施行）等の整備により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。

また、プレフィックス自動付与機能について、一部のＭＶＮＯから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にＭＶＮＯ側で回避できないことが課題として指摘されており、貴社においては、ＭＶＮＯから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。

ＩＭＳ接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であること及び接続することに合意した後も相互接続の開始までに一定期間を要する見込みであることを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

以上のことから、今般の検証結果は、評価保留とする。

なお、ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a） 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、貴社のＩＭＳと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③ＭＶＮＯが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。また、特段の制約的条件は認められない。

・ただし、令和７年の固定電話網のＩＰ網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。
・ＩＭＳ接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b） 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がＭＶＮＯにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、ＭＶＮＯは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
・ＩＭＳ接続については、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c） 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

・プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸標準料金は一定程度低廉化しているが、令和３年６月の検証以降は低廉化していない。
・また、令和３年６月の検証において指摘された貴社とＭＶＮＯ間の情報の非対称性については、令和４年電気通信事業法改正等により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。
・ＩＭＳ接続については、一部の事業者との間で接続することに合意したが、他の事業者との間では引き続き協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d）その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

・プレフィックス自動付与機能について、一部のＭＶＮＯから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にＭＶＮＯ側で回避できないことが課題として指摘されており、ＭＶＮＯから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。
・ＩＭＳ接続について、一部の事業者との間で接続することに合意したが、相互接続

の開始までに一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上

（公印・契印省略）

総 基 料 第 6 1 号
令 和 6 年 3 月29日

ＫＤＤＩ株式会社
代表取締役社長　ＣＥＯ　髙橋　誠　殿

総務省総合通信基盤局長
今川　拓郎

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和２年10月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和２年９月25日策定。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和３年６月及び令和５年３月に、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）及びモバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「ＩＭＳ接続」という。）の状況等を踏まえ、再度「ステップ１：接続による代替性の検証」を実施し、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、プレフィックス自動付与機能及びＩＭＳ接続について、前回検証時からの状況変化を確認し、改めて「ステップ１：接続による代替性の検証」を実施したところ、その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と一定程度の同等性が確保されている。また、同機能を利用する上での特段の制約的条

件は認められない。ただし、令和７年の固定電話網のＩＰ網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、令和３年６月の検証以降はモバイル音声卸の標準料金の大幅な変更は見られない。また、令和３年６月の検証において指摘された貴社とＭＶＮＯ間の情報の非対称性については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第70号。令和５年６月施行）等の整備により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。

また、プレフィックス自動付与機能について、一部のＭＶＮＯから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にＭＶＮＯ側で回避できないことが課題として指摘されており、貴社においては、ＭＶＮＯから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。

ＩＭＳ接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であること及び接続することに合意した後も相互接続の開始までに一定期間を要する見込みであることを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

以上のことから、今般の検証結果は、評価保留とする。

なお、ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a） 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、貴社のＩＭＳと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③ＭＶＮＯが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。また、特段の制約的条件は認められない。

・ただし、令和７年の固定電話網のＩＰ網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。
・ＩＭＳ接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b） 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がＭＶＮＯにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、ＭＶＮＯは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
・ＩＭＳ接続については、緊急通報の実現に課題があり協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c） 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

・プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸標準料金は一定程度低廉化しており、個別協議においてはモバイル音声卸がより低廉な料金で提供されている場合があるが、令和３年６月の検証以降は標準料金が低廉化していない。
・また、令和３年６月の検証において指摘された貴社とＭＶＮＯ間の情報の非対称性については、令和４年電気通信事業法改正等により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。
・ＩＭＳ接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d）その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

・プレフィックス自動付与機能について、一部のＭＶＮＯから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にＭＶＮＯ側で回避できないことが課題として指摘されており、ＭＶＮＯから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。
・ＩＭＳ接続について、事業者間で協議が行われている段階であることに加え、接続

することに合意した後も相互接続の開始までに一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上

（公印・契印省略）

総 基 料 第 6 1 号
令 和 6 年 3 月29日

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼ＣＥＯ　宮川　潤一　殿

総務省総合通信基盤局長
今川　拓郎

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和２年10月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和２年９月25日策定。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和３年６月及び令和５年３月に、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）及びモバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「ＩＭＳ接続」という。）の状況等を踏まえ、再度「ステップ１：接続による代替性の検証」を実施し、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、プレフィックス自動付与機能及びＩＭＳ接続について、前回検証時からの状況変化を確認し、改めて「ステップ１：接続による代替性の検証」を実施したところ、その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と一定程度の同等性が確保されている。また、同機能を利用する上での特段の制約的条

件は認められない。ただし、令和７年の固定電話網のＩＰ網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、令和３年６月の検証以降はモバイル音声卸の標準料金の大幅な変更は見られない。また、令和３年６月の検証において指摘された貴社とＭＶＮＯ間の情報の非対称性については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第70号。令和５年６月施行）等の整備により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。

また、プレフィックス自動付与機能について、一部のＭＶＮＯから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にＭＶＮＯ側で回避できないことが課題として指摘されており、貴社においては、ＭＶＮＯから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。

ＩＭＳ接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であること及び接続することに合意した後も相互接続の開始までに一定期間を要する見込みであることを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

以上のことから、今般の検証結果は、評価保留とする。

なお、ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a） 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、貴社のＩＭＳと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③ＭＶＮＯが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。また、特段の制約的条件は認められない。

・ただし、令和７年の固定電話網のＩＰ網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。
・ＩＭＳ接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b） 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がＭＶＮＯにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、ＭＶＮＯは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
・ＩＭＳ接続については、緊急通報の実現に課題があり協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c） 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

・プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸標準料金は一定程度低廉化しており、前回検証時からも低廉化しているが、令和３年６月の検証以降は大きく低廉化していない。
・また、令和３年６月の検証において指摘された貴社とＭＶＮＯ間の情報の非対称性については、令和４年電気通信事業法改正等により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入され、実際に一定の情報開示が行われているが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。
・ＩＭＳ接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d）その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

・プレフィックス自動付与機能について、一部のＭＶＮＯから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にＭＶＮＯ側で回避できないことが課題として指摘されており、ＭＶＮＯから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。
・ＩＭＳ接続について、事業者間で協議が行われている段階であることに加え、接続

することに合意した後も相互接続の開始までに一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上

移動通信分野及び固定通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定案
並びに「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例」の改定案に対する意見及びその考え方

（意見募集期間：令和5年 10 月4日（水）～同年 11 月2日（木）（案件番号：145210179））

意見提出者一覧

意見提出者　7件（いずれも法人等）

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	ソフトバンク株式会社
4	株式会社インターネットイニシアティブ
5	東日本電信電話株式会社
6	西日本電信電話株式会社
7	株式会社オプテージ

■ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見1 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮する旨が示されたことに賛同。	考え方1	
○ 移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの公正な競争環境の下、競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されることが必要不可欠と認識しております。 ○ 一方、特にMNO各社が提供するサブブランドにおいては、固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引により、MVNOの料金水準と接近もしくは下回る価格で提供されている場合も多いと想定しており、MVNOからサブブランドへの転出も多い状況にあると認識しております。 ○ この点、本改定案において、固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引を考慮いただく旨が示されたことは、移動通信市場の公正な競争環境の確保に繋がると考えますので、賛同いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
3. 検証の実施方法　(2)検証対象		
意見2 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮する旨が示されたことに賛同。（2者） ● セット割引の範囲として、FTTHアクセスサービス以外の固定通信サービス（CATV、FWA等）も対象とすることを要望。 ● 非通信サービス等とのセット割引についても考慮することを要望。	考え方2	
○ 現状、モバイル市場においては、MNOサブブランドの料金値下げや廉価プランの登場等によりMNOとMVNOの料金水準が近接し、料金面と品質面のバランス等で優位なMNOサブブランド・廉価プランへの流出が増加する等、競争環境に影響が生じている状況と認識しております。この点、特にMNOサブブランドを中心に、固定通信等とのセット割引による価格訴求を継続的に実施している点を踏まえると、本改定案において、検証対象サービス等選定時及び検証時にFTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮する旨が示されたことは、より実態に即した利用者料金での検証につながると考えます。 ○ 他方、本検証においては、実質的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比較	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ モバイルサービスとＦＴＴＨアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、そのモバイル市場に与える影響等を踏まえて、総務省において必要に応じて検討を進めてまいります。	無

することが重要と考えるところ、さらなる適正性の向上のためには、セット割引の範囲としてFTTH以外の固定通信サービス（CATV、FWA等）も対象としていただくよう要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
○ 検証対象の選定にあたっては、FTTHアクセスサービスとのセット割を考慮した料金と比較することについて賛同いたします。一方で、 MVNOは、MNOが提供するサービスにおいて、割引適用後の料金と競争しているところ、非通信サービス等とのセット割について存在する場合には、そちらについても考慮頂き比較することを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】		
意見3 ● 月額相当額の比較において、競合サービス等とＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引も考慮することに賛同。	考え方3	
○ 「競合サービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には当該競合サービス等のセット割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること」とする本改正案に賛同します。検証対象の選定においては、指定事業者が現に提供しているサービス・料金プランの月額相当額と、競争事業者が現に提供している同等の料金の月額相当額との近接性等を確認する観点から、両者の前提条件は合わせるべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見4 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することは適当。 ● 検証対象サービス等に音声定額サービスが含まれていない場合は、音声定額料金を含まない月額料金で検証することが適当。	考え方4	
○ MNO各社が提供するサブブランド等においては、FTTHアクセスサービスとのセット割引適用後の移動通信サービス料金で価格訴求している状況が散見されるところ、検証対象の選定にあたり、セット割引を適用した料金の月額相当額と競合サービス等の料金の月額相当額を比較することは、市場競争の実態に即しているため適当であると考えます。 ○ 他方、前回実施されたモバイルスタックテストでは、指定事業者が提供するサービス・料金プランの基本料と音声定額料金を合算した価格で比較された場合もあったと認識しておりますが、音声定額サービスはオプションで提供されている場合も少なくないと考えることから、指定事業者が提供するサービス・料金プランに音声定額サービスが含まれていない場合は、音声定額料金を含まない月額料金にて比較することが、モバイルスタックテストの更なる適正性向上に繋がると考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、検証における音声通話料金の取扱いについては、指針において、検証対象サービス等における「各音声プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出する」こととしており、前回のモバイルスタックテストにおいても、これに基づき算出されたと承知しています。これにより、指定事業者の利用者の音声サービスの利用実態を踏まえた検証が行われたものと考えます。 ○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。	無

3．検証の実施方法（3）検証方法		
意見5 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮することに賛同。（2者） ● FTTHアクセスサービス以外の通信サービス（ホームルーター等）及び非通信サービス等のセット割についても、利用者料金から控除することを要望。	考え方5	
○ 検証にあたっては、FTTHアクセスサービスとのセット割を利用者料金から控除することについて賛同いたします。一方で、 MVNOは、MNOが提供するサービスにおいて、割引適用後の料金と競争しているところ、 FTTH以外の通信サービス（ホームルーター等）及び非通信サービス等とのセット割について存在する場合には、そちらについても考慮頂き利用者料金から控除することを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ モバイルサービスとＦＴＴＨアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、そのモバイル市場に与える影響等を踏まえて、総務省において必要に応じて検討を進めてまいります。	無
○ MNO各社が提供する固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引による顧客誘引は、移動通信分野の市場競争に与える影響が少なくないと認識しているところ、FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮した上で、利用者料金を算出することは、市場競争の実態に即したものであり、検証の適正性向上に資するものと考えます。 【株式会社オプテージ】		
意見6 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法について、独立販売価格及び回線数を基に按分する考え方は一定の合理性は有している/妥当。（2者） ● FTTHアクセスサービス（1回線）とのセット割引に紐付く検証対象サービス等の2回線目以降については、検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額として算定することを要望。（2者）	考え方6	
○ 本改定案において、検証対象サービス等に係る割引額の算出及び具体的な計算式の例として示された、独立販売価格及び回線数を基に按分するという考え方については、MNO各社の会計処理上の考え方を踏まえ一定の合理性を有していると考えます。他方、さらなる適正性の向上の観点から、検証対象サービス等とFTTHを単に価格や回線数で按分するのではなく、実際のセット割の適用の実態を踏まえると、	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ モバイルスタックテストにおける、ＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引に係る検証対象サービス等に係る割引額の算出については、２回線目以上であっても、接続料の算定等に関する研究	無

FTTH 1回線に紐づく検証対象サービス等の2回線目以上については、按分せずに検証対象サービス等の割引額とすべきと考えますので、そのような算定方法について、検討いただくよう要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	会における議論を踏まえ、同研究会第七次報告書において示された独立販売価格及び回線数を基に按分する手順など、合理的な方法により算出することが適当と考えます。	
○ セット割引額を、検証対象サービス等とFTTHアクセスサービスに按分する際の方法については、FTTHアクセスサービス（1回線）とのセット割引に紐づく検証対象サービス等の1回線目について、独立販売価格による按分により算出することは妥当と考えます。 ○ 一方で、FTTHアクセスサービス（1回線）とのセット割に紐づく検証対象サービス等の2回線目以降（家族等で契約）については、検証対象サービス等を契約したことにより得られる割引であることから、検証対象サービス等とFTTHアクセスサービスに按分することは適当ではなく、検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とすることを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。	
意見7 ● 一人当たりの割引相当額の算出に当たっては、例えば直近３か月の新規契約者におけるセット割引の加入割合を適用するなど、至近の競争状況を反映することが望ましい。	考え方7	
○ FTTHアクセスサービスとのセット割引については、「検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額」とされているところ、プラン改定等により同一のプランであっても、加入時期によりセット割引額や適用条件等が異なる場合があることから、セット割引の加入割合も大きく差が生じることが想定されます。 ○ この点、一人当たりの割引相当額の算出に当たっては、例えば、直近3カ月の新規契約者におけるセット割引の加入割合を適用するなど、至近の競争状況を反映することが望ましいと考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 ○ セット割引の加入割合については、指針の改定案において、「検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合」としているとおり、競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点における割合を用いることにより、指定事業者の利用者のサービスの利用実態を踏まえた検証を行うことが適当と考えます。 ○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。	無
4. 結果の公表等		
意見8 ● 指定事業者から総務省に、検証に用いた数値やその詳細な算出過程等を報告する	考え方8	

こととする改定案に賛同。（2者） ● 算出に用いた数値や詳細な算定過程等について、ブランド・プラン間での差異等の状況についても確認・公表することを要望。 ● 対象プランごとの数値や算出過程を報告することを求めるとともに、総務省においてその数値等の適正性を確認することを要望。		
○ 当研究会第七次報告書に示された内容※を踏まえ、本改定案において検証結果の公表等にあたり、指定事業者から総務省に対し算出に用いた数値や詳細な算出過程等を報告する旨が示されたことは、検証内容の透明性や適正性の向上につながるとともに、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資すると考えるため賛同いたします。 ○ なお、データ接続料相当額の算出において、「設備容量の上限値」、「最繁時トラヒック量」及び「最繁時集中率」は、MNO3社いずれも、ブランドにかかわらず同一の値を採用していることが確認されたところ、サブブランド等に比して契約割合が高いメインブランドの利用傾向を大きく反映した値となることが想定され、サブブランドや廉価プランの接続料相当額が実態と乖離する等の影響を及ぼす可能性が高いと考えます。このため、データ接続料相当額の算出に用いた数値や詳細な算出過程等に加え、ブランド・プラン間での差異等の状況についても確認・公表いただくよう要望いたします。 ※「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書 P91 「検証に用いた具体的数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細かな報告を求めることが適当である」 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 前回検証におけるMNO３社の「設備容量の上限値」、「最繁時トラヒック量」及び「最繁時集中率」の考え方については、接続料の算定等に関する研究会において妥当性が確認されたところです。 ○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。 ○ また、検証に用いた考え方や数値については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書のとおり、検証の透明性を高める観点から、ＭＮＯにおいて引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当と考えます。	無

■ 「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

意見	考え方	修正の有無
意見1 ● ひかり電話ネクストを検証対象に追加することに賛同。 ● ひかり電話ネクスト等の低廉な利用者料金に対して接続事業者が同一条件でサービス提供できるかについては、スタックテストに加え、接続料の水準差にも留意する必要がある。収容率の多寡によりNTT東西と接続事業者との間でコスト差が生じている場合には、公正競争への影響について検証することが適当。	考え方1	
○ ひかり電話ネクストをスタックテストの対象に追加することに賛同致します。これはNTT東西殿が提供する税抜き2,500円/月の、光回線を用いた電話サービスと理解しております。 ○ 本サービスのアクセス回線はシェアドアクセスにより構成されておりますが、シェアドアクセスを利用する際のコストは、主端末回線ごとの収容率により変動致します。収容率が高いほど接続料水準が下がる一方で、他事業者が新規エリアに参入する際には、収容率1から設備を構築する必要があり、収容率を向上させるには時間を要します。 ○ そのため、ひかり電話ネクスト等の低廉な利用者料金に対して、接続事業者が同一条件でサービスを提供できるかについては、スタックテストでの検証結果に加え、接続料の水準差にも留意する必要がございます。 ○ 仮に収容率の多寡に依存して他事業者との間にコスト差が生じている場合、公正競争への影響についても検証することが適当であると考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○ シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいては、主端末回線1回線を共用する契約者数により利用者当たり接続料相当額が異なりますが、その点を考慮して検証を行うことは、現時点におけるスタックテストの目的になじむものではないと考えます(※)。 ○ 接続料相当額の差異が競争関係に及ぼす影響については、今後の加入光ファイバ接続料の算定方法の議論の中で、必要に応じて考慮することとします。 ※「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」改定案に対する意見及びそれに対する考え方(平成30年9月4日公表)のうち、考え方7後段「事業者間においてその直面する需要の多寡等の要因により結果としてネットワーク構造及びコスト構造が異なることは、通常の競争でもあり得る現象と考えられるため、これを考慮した検証を行うことは、不当競争の防止だけでなく接続事業者の参入機会又は事業継続性まで検証の目的を拡張するなどの見直しを伴う可能性があると考えられます。」	無
意見2 ● ドライカッパ接続料と加入電話・ISDN事務用基本料の関係の注視に関する研究会報告書の記載について、指針に追記することが適当。 ● サービスの代替性が完全に確保できていない状況である限り、総務省において不当な競争が生じていないか確実に確認すべき。	考え方2	
○ 接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第7次報告書において、「加入光ファイバの接続料水準(シングルスター方式)は加入電話・直収電話の事務用基本料と比較して同等ないし上回っている状況にあり、競争事業者がNTT東日本・西日本の加入光ファイバとの接続により小規模な法人向けの高品質の電話単体サービスを提供することは今なお困難であることを踏まえれば、総務省においては、そうした需要を念頭に、ドライカッパ接続料と加入電話・ISDN事務用基本料の関係において不当な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視することが適当」とされているため、この点について、固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針に追記すべきと考えます。 ○ 第72回研究会(令和5年5月9日)で弊社からご説明した通り、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿のドライカッパを利用して弊社が提供する直収電話サービスである「おとくライン」については、現在も新規獲得を継続し、法人市場において競争状態は継続しており、光IP電話やクラウド電話等のサービスに関しても利用形態が異なることや直収電話よりも料金が高いことから、現時点でのサービス移行は困難な状況にあります。この点、総務省殿からは、研究会第7次報告書意見募集の事業者意見に対し、「接続料の改定の際、利用者料金の値下げの際、競争事業者から意見の申出等があった際等において、必要に応じて、加入電話・直収電話の加入者数の動向やドライカッパ接続料と加入電話・ISDN基本料の関係を確認すること等を想定」との考えを示されておりますが、サービスの代替性が完全に確保出来ていない状況である限り、価格圧搾による不当な競争の発生を事前に察知し対処検討すべく、総務省殿において接続料の改定と併せて不当な競争が生じていないかを確実に確認すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 研究会報告書における「注視」はスタックテストの枠組みの中で行うものではなく、スタックテストの基本的な方法を定める本指針に追記することは適当ではないと考えることから、原案のとおりとします。 ○ なお、「注視」の具体的な方法については、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書(案)」に対する意見募集において同研究会が示した考え方を踏まえ、時々の状況に応じて総務省において検討します。	無
意見3 ● 加入電話・ISDN基本料及び通話料並びにフレッツ光ライトを検証対象から除外することに賛同。今後も検証の必要性がなくなったサービスは速やかに除外いただきたい。 ● 新サービスを検証対象に追加するか否かは、市場の規模やシェア等の競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべき。 ● 利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービスや、実際の接続事業者が存在しないサービスについて、検証の運用の柔軟化・簡素化を要望。今後も、市場の環境変化等により意義や必要性が薄れ、あるいは役割を終えた規制は、速やかに撤廃し、又は見直しをすることを要望。	考え方3	
(加入電話・ISDNについて) ○ 当社としては、当社のドライカッパ接続料と固定電話の利用者料金との関係につい	○ 加入電話・ISDNに関する御意見については、賛同の御意見として承ります。	無

て、第72回 接続料の算定等に関する研究会（2023年5月9日）にて、当社よりご説明したとおり不当な競争を引き起こすか否かを検証する意義は些少となっていることから、加入電話・ISDNについて、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することに賛同します。 **（フレッツ光ライトについて）** ○ フレッツ光ライトについて、検証対象から除外することに賛同します。今後も検証の必要性がなくなったサービスについては、速やかに検証対象から除外いただきたいと考えます。 **（検証対象の追加について）** ○ スタックテストが不当な競争を引き起こす恐れがないかを検証することを目的にしていることを踏まえれば、新サービスを検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されている市場の規模や事業者間のシェアの状況、当該市場が成長期にあるか否か（固定通信市場は既に需要が一巡、モバイルへの移行も拡大）といった市場・競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべきと考えます。 **（検証の運用に関する柔軟化・簡素化について）** ○ 当社としては、規制コストの最小化の観点から、例えば、以下のようなサービスについて、検証の運用に関する柔軟化・簡素化を検討いただきたいと考えます。 ・ 現時点において利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービスについて、利用者料金の低廉化や接続料の上昇といったその後の状況の変化が見られない限りにおいては、再度の検証を行わない、複数年に一度の検証とする等。 ・ 現時点において実際の接続事業者様が存在しないサービスについて、その後の状況の変化が見られない限りにおいては、再度の検証を行わない、複数年に一度の検証とする等。（イーサネットフレーム伝送機能は機能の提供開始当初から現在に至るまで利用実績がない） ○ 今後も、市場の環境変化等によって規制の意義や必要性が薄れた、あるいは役割を終えた規制については、速やかに撤廃または見直しをしていただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ その他の意見については、「接続料の算定等に関する研究会　第七次報告書（案）」に対する意見募集において同研究会が示した考え方（※）のとおりと考えます。 ※ 考え方75後段「検証対象となるサービスの除外の是非については、今後も個別に議論・判断をすることが適当であり、検証の運用の柔軟化・簡素化についても、本検証の趣旨・目的等を踏まえつつ、想定される規制コストの削減効果を勘案し、必要性が認められる場合には検討することが適当と考えます。今回の検証対象の除外は、本研究会第一次報告書において示した『検証対象の画定』に関する考え方を変更するものではなく、NTT東日本・西日本において、対象とする必要が認められないと考える検証対象があるのであれば、この考え方に照らして論証する必要があると考えます。」	

■ 「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の改定案

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見1 ● 今後も不当競争の具体例の充実等の検討を行うとともに、光サービス市場における公正競争環境の整備に取り組むことを要望。	考え方1	
○ 総務省殿におかれましては、公正競争促進の観点から、今後においても本内容の充実等の検討を行っていただくとともに、引き続き、光サービス市場の市場環境を注視し公正競争環境の整備に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】	○ 今後もFTTHアクセスサービス市場の動向を注視し、必要と認められる場合には、不当競争の具体例の改定を行い、又は再度の検証を行うなど、公正競争の確保に向けて取り組んでまいります。	無
意見2 ● 本改定案でセット割引等を考慮する旨が示されたことは、検証の適正性向上に資する。 ● MNOグループの強大な市場支配力が電気通信市場全体に影響を及ぼしており、5G時代には一層高まっていく可能性がある。引き続き、キャッシュバックやセット割引等による不当競争を注視し、問題事象が確認された場合には速やかに必要な措置を講じるよう要望。	考え方2	
○ 本改定案のFTTHの不当競争の具体例について、契約締結補助及びセット割引を考慮する旨が示されたことは、市場競争の実態に即したものであり、検証の適正性向上に資するものと考えます。 ○ 他方、NTT東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においてもMNOの存在感が急激に高まり、今やMNOグループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる5G時代においては、電気通信市場全体に対するMNOグループの市場支配力は一層高まっていく可能性があると考えます。 ○ こうした状況の中、MNOがモバイル市場で得た超過利潤を固定市場の割引に充当することは、固定市場の公正な競争環境を阻害するおそれがあると考えることから、引き続き、過度なキャッシュバックやセット割等によって不当競争が生じていないか注視いただくともに、問題となる事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ MNOの固定・モバイル双方の市場におけるシェアの推移等の今後の市場環境の変化や提供するセット割引やキャッシュバックの実態等に鑑み、必要と認められる場合には再度検証を実施するなど、総務省において引き続き固定通信市場の動向を注視してまいります。	無

２　用語の定義（５）小売料金		
意見3 ● 移動通信サービスとのセット割引の具体的な計算方法については、回線契約時のセット割引の加入状況にかかわらず、全ての契約に対して平均的に差し引くべき。	考え方3	
○ 小売料金の収入から差し引く移動通信サービスとのセット割（以下、「本セット割」という）の割引額の具体的な計算方法について、小売料金の収入から差し引く本セット割の割引額は、本セット割の総割引額を本セット割が適用されていないFTTH回線も含めた総回線数で除した額のうちFTTHアクセスサービスに係る額として按分された額を用い、FTTH回線契約時の本セット割加入状況に関わらず全てのFTTH回線に対して収入から差し引くべきと考えます（下図②のイメージ）。 ○ 仮に下図①のような計算方法を許容した場合、本セット割に加入する時より本セット割に加入しない時の方が多くのキャッシュバックが出せることになるため、一旦本セット割に加入しないで回線契約をした上で、後日本セット割に加入するといった潜脱行為を誘発する懸念があることが主な理由です。 ○ よって、本セット割の割引額の具体的な計算方法については、下図②の通りとして頂きたいと考えます。 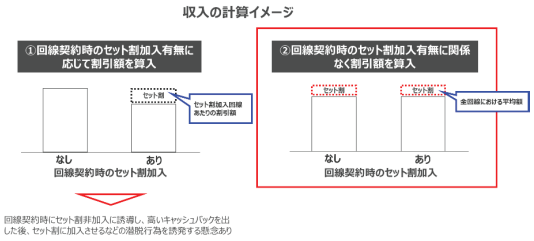 【ソフトバンク株式会社】	○ これまでのWGにおける検証では、御指摘のような算定方法を用いており、本改定案もその際の考え方を想定したものです。	無
意見4 ● 割引総額帰属テストに係る記載の削除を要望。	考え方4	
○ 小売料金の算定に当たり「移動通信サービスとのセット割引については、独立販売価格（財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のFTTHアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。）に基づき、FTTHアクセスサ	○ 割引総額帰属テストについては「移動通信分野の競争環境を踏まえ、必要と認められた場合には考慮」すべきものとされてきたところ、本改定は、これま	無

ービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす。」こととされた経緯は、「競争ルールの検証に関するWG」での議論において、割引総額帰属テストの考え方も参考にしつつ行われた検証の過程において整理された内容であると理解しています。 ○ 従って、当該注釈12に基づく検討が実施されたため、この記載の削除を要望します。 【ソフトバンク株式会社】	でのWGにおける検証の過程で整理された内容を反映させたものに過ぎず、移動通信市場の競争促進の進捗等を評価したものではありません。したがって、割引総額帰属テストの考慮に関する考え方について、必要に応じ考慮すべき状況に変わりはなく、原案のとおりとします。	
意見5 ● グループ内事業者間等におけるセット割引の取扱いに賛同。同一事業者によるセット割引の提供と同様に、独立販売価格に基づく取扱いを要望。	考え方5	
○ ただし書きにもある通り、「当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人（法第12 条の2第4項）に該当する場合」等は「対象事業者がセット割引の提供に当たって当該他の電気通信事業者に対して支払う金銭」が恣意的に決定され、潜脱的な運用がなされる懸念があります。 ○ 従って、「当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人（法第12 条の2第4項）に該当する場合やその他考慮すべき事情がある場合等においては、その個別の事情を勘案して考慮することとする。」ことに賛同するとともに、その考慮にあたっては、同一事業者内でのセット割と同様に、「独立販売価格（財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のFTTHアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。）に基づき、FTTHアクセスサービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす。」運用が行われることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	○ 個別の事情を勘案して考慮する場合の具体的な方法については、現時点で画一的に示すことが難しいと考えますが、小売料金収入と比較すべき原価等の算定に当たっては、御指摘の点も含めて検討することが適当と考えます。	無

以上

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針

令和4年 11 月
(令和5年 11 月最終改定)
総　務　省

1.　目的

移動通信市場においては、令和2年 10 月以降、MNO3社が新たな大容量かつ低廉な料金プランを相次いで発表したことに伴い、MNO3社の新たな料金プランとMVNOの料金プランが近接し、MVNO にとって従来の強みであった利用者料金の価格優位性の低下が顕著となった。

このため、MNO と MVNO 間のイコールフッティングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金(以下「接続料等」という。)と利用者料金との関係の妥当性を検証する必要がある。

本指針は、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認する検証の実施方法について定めるとともに、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2.　用語の意義

本指針において使用する用語は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号)及び第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指定事業者　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

(2)　競争事業者　指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備に接続し、又は指定事業者が第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者

(3)　接続料　第二種指定電気通信設備との接続に関し指定事業者が取得すべき金額

(4)　届出接続料　指定事業者が電気通信事業法第 34 条第2項(同条第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約

款に定める接続料

（5） **利用者料金** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）のうち、無線設備規則（昭和25 年電波監理委員会規則第 18 号）第3条第1号に規定する携帯無線通信（以下「携帯無線通信」という。）に係るものに関する料金

3. 検証の実施方法

（1） 検証実施事業者

指定事業者のうち、携帯無線通信に係る電気通信役務を提供する者

（2） 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを対象とする。

① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン（以下「サービス等[1]」という。）のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供している同等のサービス等（以下「競合サービス等」という。）の料金の月額相当額を下回る、又はこれと近接している[2]もの（指定事業者が既に新規受付を終了するとともに当該サービス等の提供終了時期について公表しているものを除く。）

② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題[3]に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合[4]において認められたもの

---

[1] 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

[2] 指定事業者が現に提供しているサービス等について、ＦＴＴＨアクセスサービス（当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。）とのセット割引が存在する場合には、当該セット割引を適用した料金の月額相当額が競合サービス等の料金の月額相当額を下回る、又は近接していることを含む。この場合において、競合サービス等にもＦＴＴＨアクセスサービス（当該競合サービス等を提供する競争事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。）とのセット割引が存在する場合には、当該競合サービス等のセット割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること。

[3] 「具体的な課題」としては、競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合や、競争事業者が①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合などが想定される。

[4] 接続料の算定等に関する研究会

（3） 検証方法

本件検証の対象となったサービス等（以下「検証対象サービス等」という。）ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当額」という。）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の算出方法は次のとおりとする[5]。

① データ伝送役務に係る接続料相当額

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う事業年度の前事業年度のうち最も通信量の多い１日における最大占有帯域及び設備容量の上限値(bps)を基礎として、月額 GB 単価(円/月･GB)を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量(GB)を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、次のとおりとする。

［{設備容量の上限値×届出接続料※1の単価}／{最繁時（１時間）のトラヒック量/最繁時集中率※2×30.4 日}］×平均使用通信量

※１　競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※２　１年のうち最も通信量の多い１日内の最繁時（１時間）のトラフィック集中率

② 音声伝送役務に係る接続料相当額

音声伝送役務に係る接続料相当額は、指定事業者が競争事業者に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうち接続機能を利用している割合に応じ、次のとおり算出する[6]。

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合[7]

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話

5　各項目は月単位で算出することとし、月単位以外の形態で提供されているサービス等については、月額相当額に換算することとする。

6　「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和２年９月策定）に基づく検証の結果、音声伝送役務に係る卸電気通信役務について、接続による代替性が認められた場合には、接続機能を利用している契約数の割合によらず、(i)の方法により算出することとする。

7　競争事業者に対してプレフィックス自動付与機能を用いて音声サービスを提供している場合には、緊急通報等一部機能の卸料金についても接続料相当額に加えて計上することとする。

料については当該届出接続料の通話料に 1 人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に 1 人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

③ その他の設備費用

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW(Packet Data Network Gateway)に係る費用、他の電気通信事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

④ 営業費相当額

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費[8](社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)の割合の直近 5 年間の平均値により算出する。

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。(ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの並びにFTTHアクセスサービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。)

- 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあっては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあっては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額

[8] 検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用については営業費から除く。

・　ＦＴＴＨアクセスサービス（検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。）とのセット割引にあっては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額[9]。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

・　検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格[10]及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該ＦＴＴＨアクセスサービスに按分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。

検証対象サービス等αとＦＴＴＨアクセスサービスβのセット割引の割引額の総額：D
αの独立販売価格：P_α
βの独立販売価格：P_β
当該セット割引に紐付くαの回線数：N_α
当該セット割引に紐づくβの回線数：N_β

$$D \times \frac{P_\alpha}{P_\alpha \times N_\alpha + P_\beta \times N_\beta}$$

・　検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

(ii)　音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、検証対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出する。

（4）検証時期

指定事業者は、電気通信事業法施行規則第 23 条の9の3第2項に規定する予測接続料について接続約款の変更の届出後から、当該変更届出を行った事業年度内に、本指針に基づき検証を行うものとする。なお、本件検証後、次の事業年度に行われる検証までの間に指定事業者がサービス等を新たに開始し、又は変更した場合には、必要に応じて臨時の検証を行うものとする。

9　セット割引が適用されるＦＴＴＨアクセスサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

10　財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法並びにそれらの算出に当たって用いた数値及び当該数値の詳細な算出過程等と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する。

5. 本件検証の結果を踏まえた対応

3(3)に基づき、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用を比較した結果、その差分が営業費相当額を下回る場合は、指定事業者及び総務省は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定事業者が講ずる措置

指定事業者は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

① 自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠として、検証結果の提出に併せて、次のいずれかを提示

- 本件検証の結果が、災害等事前に予測が困難な外的要因の影響によるものであることを示すもの
- 接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの
- その他検証対象サービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すもの

② 接続料等の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置

(2) 総務省が講ずる措置

指定事業者が(1)の措置を講じた場合、総務省においてその内容を確認し、なお価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第 34 条第3項の規定に基づき接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合には、指定事業者（必要な場合は、競争事業者）に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うことができる。

固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

平 成 30年 2月
（令和5年11月最終改定）
総　　務　　省

1. 目的等

本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 事業者　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
（2） 接続料　電気通信設備との接続に関し事業者が取得すべき金額
（3） 認可接続料　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき認可を受けるべき接続料（同条第7項の規定により届け出られるべきものを含む。）
（4） 他事業者接続料　電気通信設備との接続に関し事業者が他の電気通信事業者に支払う金額
（5） 利用者料金　事業者がその設置する第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金

その他、本指針で用いる用語の意義は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）及び第一種指定電気通信設備接続料規則で用いる用語の例による。

3. 検証の実施方法

（1） 検証時期

事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請（以下「認可申請」という。）に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、（2）の検証対象に関係する接続料、他事業者接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。

（2） 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

① フレッツ光ネクスト
② ひかり電話
③ ひかり電話ネクスト
④ ビジネスイーサワイド
⑤ その他総務省が決定するサービスメニュー
（第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定（将来原価方式）に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）

（3） 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料（※1）をいう。以下同じ。）の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料（※2）の総額を加えたもの（以下「接続料等総額」という。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。）を下回らないものであるかを検証する（※3）。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

※1：当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。
※2：検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当該料金を含むものとする。
※3：（2）⑤については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。

5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

（1） 3.（3）の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合（※4）には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。

※4：3.（2）⑤にあっては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともにその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況（※5）が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5：3.（2）⑤にあっては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

（2） 総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

（1） 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者（必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者）に対し関係するデータその他の

情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。

（2） 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「4. 結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、非公表とする正当な理由がある部分を除きこれを公表するものとする。

（3） 検証対象の範囲については、本指針の策定の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。

（4） 「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成24年7月）は、廃止する。

（以上）

ＦＴＴＨアクセスサービスにおける不当競争の具体例について

１　趣旨

ＦＴＴＨアクセスサービスでは、公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供される経済利益等（キャッシュバック等）について、累次にわたり懸念が表明されてきた。これについては、既存の指針[1]において、「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金を設定すること」等が電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）上問題となり得る行為として記載されている。

本資料は、より実効的に公正競争を確保する観点から、法第 29 条第１項第５号の「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの」に該当すると考えられる具体例について示すものである。

２　用語の定義

本資料において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 対象事業者

ＦＴＴＨアクセスサービス（卸電気通信役務として提供するものを除く。以下同じ。）を提供する電気通信事業者をいう。

(2) ＦＴＴＨ契約

ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に関する契約をいう。

(3) 契約締結等補助

ＦＴＴＨ契約を締結し、又は継続することを条件として対象事業者が最終利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者又は当該契約を締結しようとする者であって、電気通信事業者以外の者をいう。以下同じ。）に対して提供する経済利益（金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益[2]であって小売料金の割引に相当しないものをいう。以下同じ。）及び対象事業者が媒介等業務受託者等に対して支払う金銭であって媒介等業務受託者等によるＦＴＴＨ契約の媒介等に応じて支払うもの又はＦＴＴＨ契約の締結を条件として提供する経済利益のために使うことを対象事業者が

---

1 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（令和５年９月７日　公正取引委員会・総務省）、ＮＴＴ東西のＦＴＴＨアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（平成 27 年２月策定、令和５年４月最終改定）

2 ＦＴＴＨ契約の締結・継続を条件として、対象事業者が最終利用者に対して提供するキャッシュバックなどの金銭のほか、商品券、ポイント等、最終利用者が自らの選択により物品又は役務の代価として用いることができる経済上の利益が対象となる。

媒介等業務受託者等に対して実質的に指示するものをいう。

なお、ＦＴＴＨ契約の締結・継続と、他の役務又は商品（一体不可分でないもの）に係る契約の締結・継続の双方を条件として提供される契約締結等補助については、小売料金におけるセット割引と同様に算定した額を加えるものとする。

(4) 回線原価

ＦＴＴＨアクセスサービスの提供のために対象事業者が支払う特定卸電気通信役務[3]に関する料金[4]又はこれに相当するものをいう。インターネット接続サービスなど他の役務又は商品がＦＴＴＨアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合[5]にあっては、当該他の役務又は商品の費用[6]を含む。

(5) 小売料金

ＦＴＴＨアクセスサービスに関する料金[7]をいう。他の役務又は商品がＦＴＴＨアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合にあっては、当該他の役務又は商品の価格を含む。

ＦＴＴＨ契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は商品（一体不可分でないもの）の価格を減じること（他サービス等のセット割引）については、最終利用者におけるＦＴＴＨアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが適当と考えられる[8]。

特に、移動通信サービス[9]とのセット割引については、独立販売価格（財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のＦＴＴＨアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。）[10]に基づき、ＦＴＴＨアクセスサー

3 法第 38 条の２第２項に規定する特定卸電気通信役務のうち、ＦＴＴＨアクセスサービスに係るものをいう。

4 奨励金等を考慮した後の料金をいう。

5 例えば、他の役務又は商品とＦＴＴＨアクセスサービスの各料金が区別され、利用者の選択によりＦＴＴＨアクセスサービスが単独で提供され得る場合は、「一体不可分なものとして提供される場合」に当たらない。

6 可変的性質を持つ費用（その利用者にその役務又は商品を販売しなければ発生し得ない費用）を基本とする。

7 工事費及び手数料を含む。工事費については、原則として、工事種別ごとの実施件数を考慮した平均的な金額をいう。

8 移動通信サービス以外の他サービス等のセット割引においては、例えば、ＦＴＴＨアクセスサービス単独の料金減免（割引）であるかのように最終利用者に表示された場合、ＦＴＴＨアクセスサービスの小売料金の減免（割引）とみなす。

9 携帯無線通信に係る電気通信役務をいう。

10 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（平成 30 年３月 30 日企業会計基準委員会）第９項

ビスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす[11] [12]。

３　ＦＴＴＨアクセスサービスの提供条件が不当な競争を引き起こす具体例

(1) あるＦＴＴＨ契約（期間拘束[13]を伴うものに限る。）により継続する任意の４年の間[14]ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する場合の当該契約による小売料金の収入が、当該期間における当該契約に係る回線原価及び契約締結等補助の合計額を下回る[15]事例が対象事業者において生じた場合については、不当な競争を引き起こすものとして法第 29 条第１項第５号の規定による業務改善命令の対象になり得る。

(2) ただし、(1)の事例であっても、総務省に対する申告の状況、当該事例を生じさせた対象事業者による説明の内容その他の事情を勘案し、他の対象事業者を排除し又は弱体化させるものでないと考えられる場合[16]又は小売料金が適正なコストを著しく下回るものでないと考えられる場合は、不当な競争を引き起こすものとはならない。

４　本資料の見直し等

(1) 総務省は、ＮＴＴ東日本・西日本の光サービス卸における「事業者変更」による影響や移動通信サービス及びＦＴＴＨアクセスサービスに係る競争促進の取組の状況等も踏まえ、必要に応じ本資料の内容を見直すものとする。なお、令和５年 10 月には、電気通信市場検証会議「競争ルールの検証に関するＷＧ」における議論の結果を踏まえ、移動通信サービスとのセット割引等に係る見直しを行

---

11 なお、移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方（移動通信サービスとのセット割引は全てＦＴＴＨアクセスサービスの料金減免（割引）とみなす考え方）については、移動通信市場の競争環境を踏まえ、必要と認められた場合に考慮するものとする。

12 対象事業者が提供するＦＴＴＨアクセスサービスと他の電気通信事業者が提供するサービス等のセット割引においては、原則として、対象事業者がセット割引の提供に当たって当該他の電気通信事業者に対して支払う金銭を契約締結等補助として考慮する。ただし、当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人（法第 12 条の２第４項）に該当する場合やその他考慮すべき事情がある場合等においては、その個別の事情を勘案して考慮することとする。

13 契約締結後一定期間内の当該契約の変更又は解除を理由として何らかの直接的変更解除費用を最終利用者が負担することとなる条件をいう。直接的変更解除費用については、脚注 17 を参照。

14 この年数の期間拘束が適切であるとする趣旨ではない。

15 小売料金の収入を算定する範囲と回線原価及び契約締結等補助の合計額を算定する範囲は、一致しなければならない。いずれの金額も、将来分については、合理的な予測とする。また、これらの金額に関する情報が十分得られない場合には、第一種指定電気通信設備に関する情報、総務省が他の電気通信事業者から得た数値を集計した情報などの他の情報に基づき合理的な推測を行うものとする。

16 例えば(1)の事例を生じさせた対象事業者のＦＴＴＨ契約の数が３万未満であるかどうかが１つの考慮要素になると考えられる。

った。

(2) 当分の間、対象事業者の支出する契約締結等補助のうち、最終利用者が対象事業者とＦＴＴＨ契約を締結するために他の電気通信事業者との既存の契約を解除し、又は変更するに当たり当該利用者が当該既存契約に係る直接的変更解除費用[17]を負担することを条件に支出されるもの（当該費用の金額を超えない範囲に限る。）は、３(1)の合計額に算入しないものとする。

(3) 本資料の３の記載は、他に不当な競争を引き起こすこととなる事例の類型がないことを示すものではない。例えば、ＣＡＴＶアクセスサービスを提供する電気通信事業者など、対象事業者以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件が不当な競争を引き起こす場合についても、当然に、法第 29 条第１項第５号の規定による業務改善命令の対象になり得る。なお、ＣＡＴＶアクセスサービスに関する取扱いについては、引き続き検討するものとする。

以上

17 違約金その他の名称を問わず、契約の変更又は解除を理由として当該契約により最終利用者に生じる経済的負担をいう。

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果

各社公表内容（NTTドコモ）

接続料等と利用者料金の関係の検証結果

2024年3月29日
ＮＴＴドコモ

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
irumo3GB、6GB	・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用	○

※１　検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする
※２　検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする

<算定方法>

利用者料金	基本料金	1,970円（3GB）、2,570円（6GB）
	FTTHアクセスサービスとのセット割	検証対象サービス等の契約者数に占めるセット割の適用対象となる契約者数の割合と、セット割の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額に基づき算定
	音声通話料金	契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
設備等費用	データ接続料相当額	（接続料単価） MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（156,446円/10Mbps [2023年2月届出]）を使用 （平均使用通信量） 2023年7月～12月の平均使用通信量を使用 （設備容量の上限値の考え方） 2022年度の実績を使用（いずれのプランも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（71円[2023年3月届出]）、課金情報提供機能（8円[2023年3月届出]）等を使用 ②通話料 （接続料単価） MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.041535円/秒[2023年3月届出]）を使用 （平均通話時間） 2023年7月～12月の平均通話時間を使用
	その他費用	2022年度の実績を主に使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近５年平均（2018年度～2022年度）を使用。なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外

※３　MVNOの音声契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用する。なお、緊急通報の卸料金（コストベース）を加えたものとする

2024年３月29日　ＮＴＴドコモ公表資料より　https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/interconnection/stack/stack_02.pdf

各社公表内容（KDDI）

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果（2024年3月31日）

<検証結果>

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
UQ mobile ミニミニプラン	・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用	○

<算定方法>

利用者料金	収入額			2023年度（2023年6月～2023年12月分）の利用者料金を使用 なお、音声通話料金は契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
	家族割			割引総額から加入者数で除算し、1ユーザ当たりの平均割引額を算出
	FTTHアクセスサービスとのセット割引の割引額			利用サービスが「当社が提供するFTTHアクセスサービスである場合」・「当社以外の事業者が提供するFTTHサービスである場合」、各々で割引額を算出し、1ユーザ当たりの月間平均割引額を加重平均にて算出
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価		MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（131,067円/10Mbps [2023年2月届出]）を使用
		平均使用通信量		2023年度（2023年6月～2023年12月分）の平均使用通信量を使用
		設備容量の上限値の考え方		2022年度の実績を利用（各ブランドにて共通の値を使用）
	音声接続料相当額	①基本料※3		MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（79円[2023年3月届出]）等を使用
		②通話料	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.045747円/秒[2023年3月届出]）を使用
			平均通話時間	2023年度（2023年6月～2023年12月分）の平均通話時間を使用
	その他費用			2022年度の実績を使用
営業費相当額				接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近５年平均（2018年度～2022年度）を使用。 なお、検証対象サービス等の提供を直接目的としない費用は算定から除外。

※１　検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。
※２　検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする。
※３　契約者数の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料に緊急通報の卸料金を加えたものとする。

2024年３月31日　ＫＤＤＩ公表資料より
https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/public/interconnection/stacktest/pdf/stacktest_result_2023.pdf

各社公表内容（ソフトバンク）

接続料と利用者料金の関係の検証結果（2024年3月29日）

検証品目	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
Y!mobile シンプル2 Sプラン	• データ伝送役務に係る接続料相当額 • 音声伝送役務に係る接続料相当額 • 国際ローミングに係る費用 • インターネット接続サービスに係る費用 • P-GWに係る費用 • 他事業者との接続に際して支払う費用	○

<算定方法>

利用者料金		2023年度（第3四半期まで）の平均利用者料金（FTTHアクセスサービスとのセット割や家族割を考慮）を使用
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（126,328円/10Mbps[2023年2月届出]）を使用 平均使用通信量：2023年度（第3四半期まで）の平均使用通信量を使用 設備容量の上限値の考え方：2022年度の実績を使用（いずれのブランドも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している00XY自動付与機能接続料（92円/回線[2023年3月届出]）等を使用 ②通話料 接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している通話モード接続料（0.050837円/秒[2023年3月届出]）を使用 平均通話時間：2023年度（第3四半期まで）の平均通話時間を使用
	その他費用	2022年度の実績を使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近５年平均（2018年度～2022年度）を使用。

※1　検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。
※2　検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする。
※3　契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料に緊急通報の卸料金（コストベース）を加えたものとする。

Confidential　　© 2023 SoftBank Corp.

2024年３月29日　ソフトバンク公表資料より　https://www.softbank.jp/corp/set/data/aboutus/public/interconnection/pdf/verification.pdf

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和6年度の接続料の改定等）

① 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
② 実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

1

１．申請者

東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）
　代表取締役社長　　澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）
　代表取締役社長　　森林 正彰

（以下「ＮＴＴ東日本」及び「ＮＴＴ西日本」を「ＮＴＴ東日本・西日本」という。）

２．申請年月日

令和６年１月16日（火）

３．主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、
① 令和６年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
② 実績原価方式に基づく令和６年度の接続料の改定等
を行うため、接続約款の変更を行うもの。

４．実施予定期日

認可後、令和６年４月１日（月）より適用

※マイラインの廃止に係る規定の変更等については、令和６年３月１日以降ＮＴＴ東日本・西日本の準備が整った日に実施

接続約款の変更認可申請の全体像

○　今回、実際費用方式（実績原価方式及び将来原価方式）に基づく令和６年度の接続料の改定等について申請があったもの。

○　長期増分費用（ＬＲＩＣ）方式に基づく加入電話・メタルＩＰ電話接続機能等の令和６年度の接続料の改定等については、２月目処にＮＴＴ東日本・西日本から申請がある予定。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第２項）	接続料規則第３条(※)に基づく許可等	Ｒ４年度　Ｒ５年度　**Ｒ６年度**　Ｒ７年度　Ｒ８年度
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカッパ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費　等）	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのＧＷルータの利用中止費　等	実績原価 → 実績原価 → 実績原価
【未申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （加入電話・メタルＩＰ電話の接続料　等）	・ワイヤレス固定電話の接続料　等	LRIC → LRIC → LRIC
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料　等）	・乖離額調整　等	将来原価（３年） → 将来原価（３年）
【改定なし】ＮＧＮに係る接続料の改定等 （光ＩＰ電話の接続料、ＩＰｏＥ方式に係る県間接続料　等）	－	（県内等）将来原価（３年９ヶ月） （県間）将来原価（１年７ヶ月） （10Gb/sインタフェース）将来原価（５年） IP網への移行完了（R６.12）

接続約款の認可申請に併せて行われる報告　・接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

※　接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（３条許可）。

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

ＮＴＴ局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

シングルスター方式

ＮＴＴ局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

※１　シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
※２　主配線盤（ＦＴＭ）の１芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、ＦＴＭに係るコストを、ＦＴＭを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
※３　接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（ＩＮＳネット1500、高速ディジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

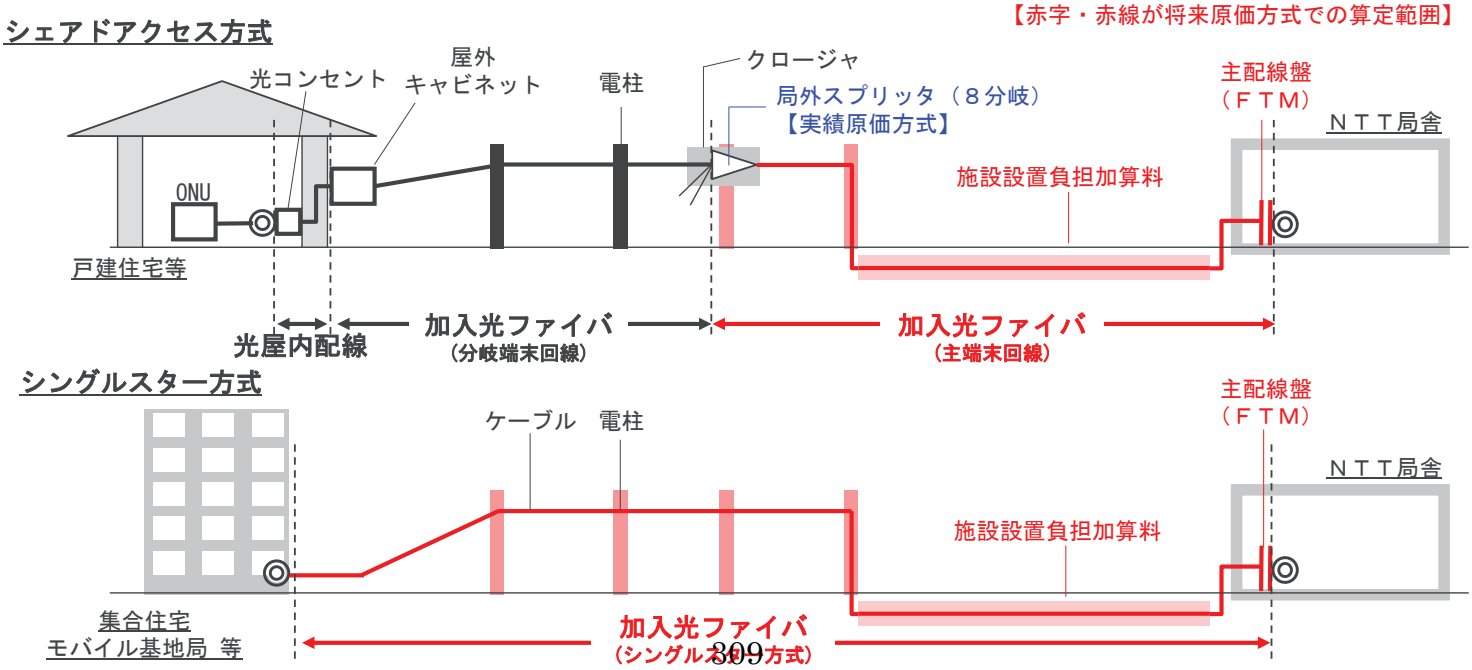

加入光ファイバの接続料の推移

○　加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和５年度の接続料の改定**（令和５年５月26日諮問、７月31日答申・認可）**において、令和５年度から令和７年度までの３年間について**年度ごとのコストと需要を予測して算定する**将来原価方式**（第１号将来原価方式）**により算定され、認可済み**。

○　今回、当該認可済接続料について、３条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和４年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和６年度の適用接続料は、認可済接続料から＋31円～＋43円程度上昇**。

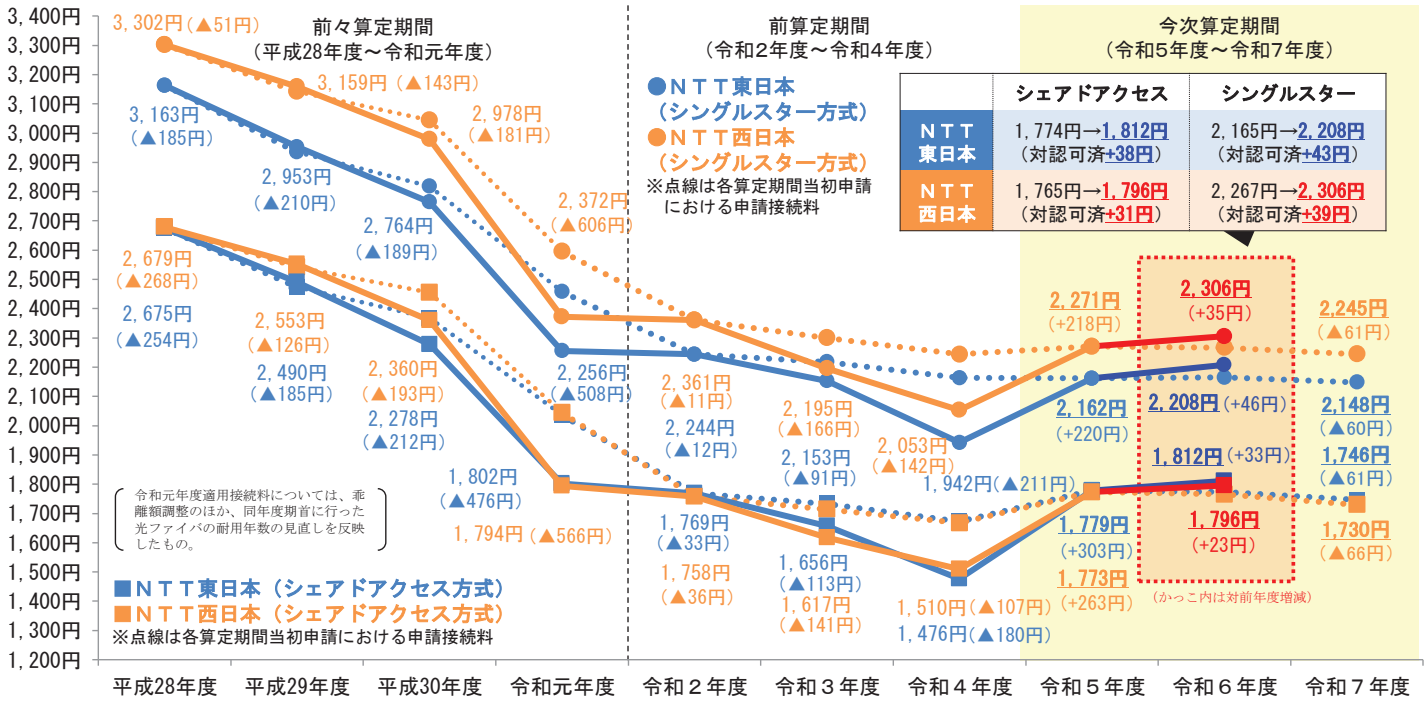

加入光ファイバの接続料に係る乖離額調整の概要

○　接続料規則においては、第１号将来原価方式による接続料算定で生じた調整額については０と規定（第12条の２第１項）とされており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額（乖離額）を接続料原価に算入することは、原則として認められていない**。

○　しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、３条許可（令和２年３月26日付け総基料第68号）により、（第１号将来原価方式で算定されているものの）特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている（※１）。

○　今回、令和５年度の接続料の改定等において見込収入と見込原価の差額（**見込差額**）**を調整済である令和４年度について**、実績収入・実績原価が確定したため、実績収入と実績原価の差額（**実績差額**）**と見込差額の差分の全額を令和６年度の接続料原価に算入**する旨の３条許可申請が行われている（令和６年１月16日付け東相制第000200000223号及び相制第155500000196号）。

○　令和４年度の実績差額は、見込差額と比較して、収入においてはほとんど差分が生じなかったものの、接続料原価において、

- 設備管理運営費については、ＮＴＴ東日本・西日本双方において費用の効率化等による負の差分があった一方で、特に**ＮＴＴ東日本において道路占用料**（※２）**の上昇**等のコストの増加があり、**ＮＴＴ東日本で＋11億円**、**ＮＴＴ西日本で＋１億円**の差分
- 報酬においては、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響により、**ＮＴＴ東日本で＋８億円**、**ＮＴＴ西日本で＋14億円**の差分

が生じており、合計すると、**ＮＴＴ東日本で＋21億円**、**ＮＴＴ西日本で＋15億円**の正の差分が生じている。

○　本乖離額を令和６年度予測芯線数（ＮＴＴ東日本：461万芯線、ＮＴＴ西日本：371万芯線）で除した額が令和６年度接続料に反映される。

ＮＴＴ東日本

予測収入・原価
913億円
【Ｒ２改定時】

見込原価　910億円（－４）
見込収入　893億円（－20）
＝　見込差額　＋16億円
【Ｒ５改定時に算入】

実績原価　930億円（+17）
実績収入　893億円（－20）
＝　実績差額　＋37億円

実績見込間差分　＋21億円
（設備管理運営費＋11億円、報酬＋８億円）

ＮＴＴ西日本

予測収入・原価
746億円
【Ｒ２改定時】

見込原価　782億円（+36）
見込収入　724億円（－22）
＝　見込差額　＋59億円
【Ｒ５改定時に算入】

実績原価　797億円（+51）
実績収入　724億円（－22）
＝　実績差額　＋74億円

実績見込間差分　＋15億円
（設備管理運営費＋１億円、報酬＋14億円）

※１　現算定期間（令和５年度から令和７年度まで）においても同様の３条許可（令和５年７月31日付け総基料第161号）が行われているが、現算定期間に係る乖離額の調整が行われるのは、早くとも令和７年度の接続料の改定等となる。
※２　道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定に基づき、道路の占用につき道路管理者が徴収するもの。ＮＴＴ東日本・西日本においては電柱・管路・とう道等の設置のため道路を占有。

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

○　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け**①企業努力による更なる効率化・費用削減**、**②償却方法の定額法への移行**、**③コスト把握の精緻化**を進め、前々算定期間（**平成28年度から令和元年度**）**でＮＴＴ東日本では630億円、ＮＴＴ西日本では537億円削減**。

○　令和２年度の接続料改定において、**令和２年度から令和４年度までにおいても、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組む**こととし、固定資産の増加はあるものの、**施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映**したところ。

○　その後、令和３年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえて、総務省からＮＴＴ東日本・西日本に対し、**令和２年度から令和４年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について**、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに**報告することを要請**（令和３年５月28日付け総基料第124号　※１）。今般の申請に合わせて、**令和４年度には、ＮＴＴ東日本で▲176億円、ＮＴＴ西日本で▲194億円の費用削減**があった旨、報告があった。

○　なお、前回報告以降、令和４年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和４年３月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■費用削減等に係る取組（Ｒ４）

①企業努力による更なる効率化・費用削減
- 局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- 保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- 請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化
- 光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- 電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減　等

②加入光ファイバの耐用年数見直し
（令和元年度に行った見直しによる効果）

■費用削減実績（Ｒ２～Ｒ４）　（単位：億円、かっこ内は対前年度差、枠内が今次申請に合わせて報告があったもの）

費用削減等に係る取組の影響額（※２）	ＮＴＴ東日本			ＮＴＴ西日本		
	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲62	▲57（＋５）	▲75（▲18）	▲75	▲57（＋18）	▲81（▲24）
施設保全費	－	▲50	▲67	－	▲65	▲85
管理・共通費	－	▲６	▲９	－	＋５	＋２（※３）
試験研究費	－	▲１	＋１（※３）	－	＋３	＋３（※３）
②光ファイバの耐用年数見直し	▲113	▲110（＋３）	▲101（＋９）	▲123	▲119（＋４）	▲113（＋６）
合計	▲175	▲167（＋８）	▲176（▲９）	▲198	▲176（＋22）	▲194（▲18）

※１　今次算定期間（令和５年度から令和７年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和５年７月31日付け総基料第162号）。
※２　費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（平成30年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。
※３　管理・共通費（ＮＴＴ西日本のみ）については「業務の全体最適化を志向した本社への業務移管・業務統合等を進めたことによる一時的費用の増加」、試験研究費については「当年度取得固定資産価額比で配賦しているところ、光ファイバ関連とそれ以外で当年度取得固定資産価額の程度に差分が生じていること」により、「結果的に費用が増加した」との報告があった。

シェアドアクセス方式に係る接続料（令和6年度申請接続料）

○　**ＮＴＴ東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線から主端末回線まで）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料**は、次のとおり。

○　光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると１収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。

○　例えば、主端末回線に１芯線あたり４ユーザ収容した場合には、ＮＴＴ東日本ではユーザ当たり1,059円、ＮＴＴ西日本では1,179円でＮＴＴ局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。

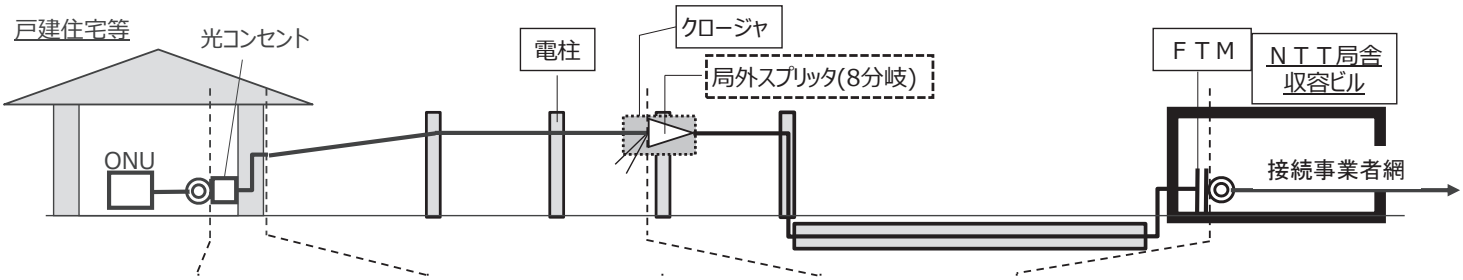

	光屋内配線加算額※２	光信号分岐端末回線※３	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	196円(189円)/分岐端末回線	367円(328円)/分岐端末回線	43円(37円)/分岐端末回線	1,812円(1,779円)/主端末回線
NTT西日本	187円(179円)/分岐端末回線	468円(444円)/分岐端末回線	75円(81円)/分岐端末回線	1,796円(1,773円)/主端末回線

※１　光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
※２　光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
※３　ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
※４　括弧内は令和５年度適用接続料。

収容数ごとの１収容（ユーザ）あたり接続料

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,418円	1,512円	1,210円	1,059円	968円	908円	865円	833円
NTT西日本	2,526円	1,628円	1,329円	1,179円	1,089円	1,029円	987円	955円

ドライカッパの接続料の推移

○　ドライカッパ接続料の算定における需要である**メタルサービス**（加入電話・直収電話やＤＳＬサービス等）**に係る回線数は**、光サービス等への需要移行等により**継続的に減少**。

○　今回の改定案における**ドライカッパの令和６年度接続料**について、ＮＴＴ東日本・西日本とも、**費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続**している中で、**令和５年度と比べて上昇**。

○　ＮＴＴ東日本においては、令和４年度における道路占用料の値上がり等の影響を受け、接続料原価の減少が鈍化。

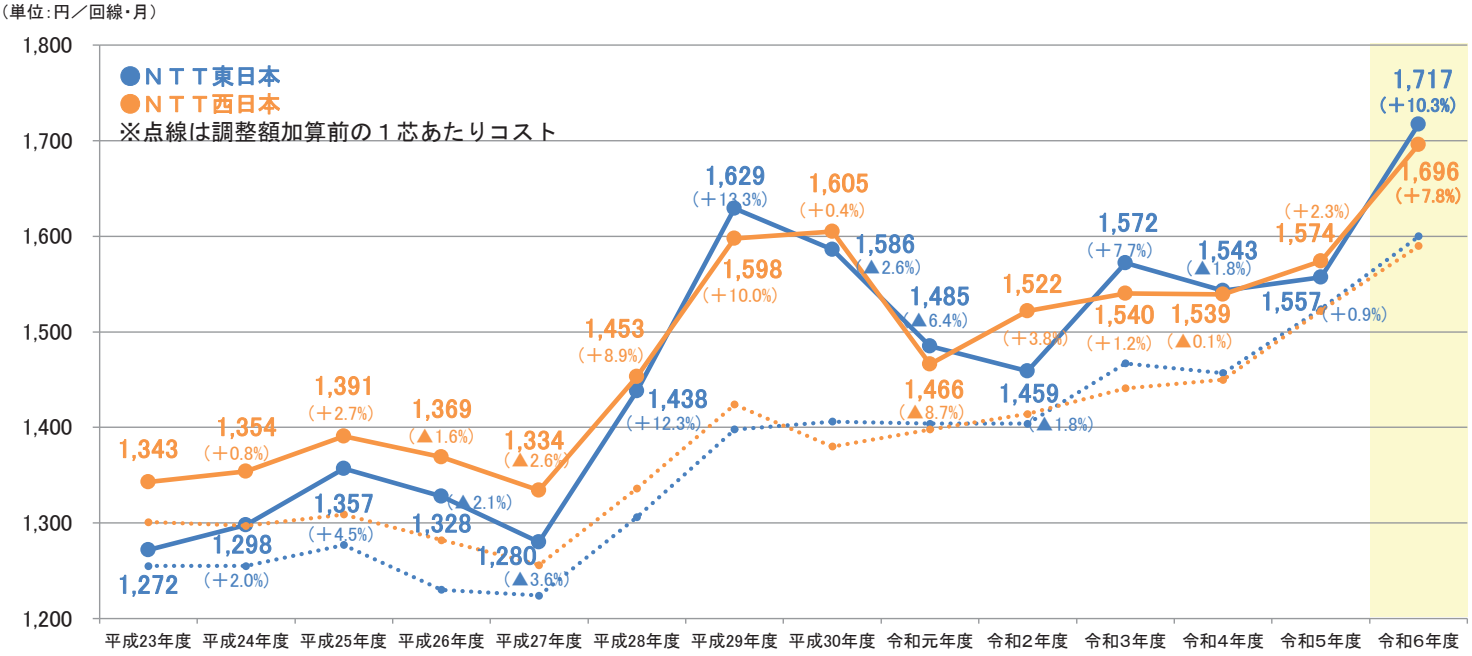

※１　回線管理運営費を含む。
※２　各年度の４月１日時点での適用料金（令和６年度接続料は現在申請中のもの）。
※３　災害特別損失を接続料原価（本資料では報酬（利潤）を含む。以下同じ。）に算入したのは、ＮＴＴ東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料（東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算）及びＮＴＴ西日本の平成30年度の接続料（平成28年熊本地震に起因する災害特別損失）。

ドライカッパの接続料に係る需要及び原価

○　ドライカッパ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカッパとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。

○　メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和４年度においては、**平成25年度と比較すると**、
- **需要については、ＮＴＴ東日本・西日本それぞれ▲51%**の減少
- **原価については、ＮＴＴ東日本で▲36%、ＮＴＴ西日本で▲41%の減少**　となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要（ＮＴＴ東日本）

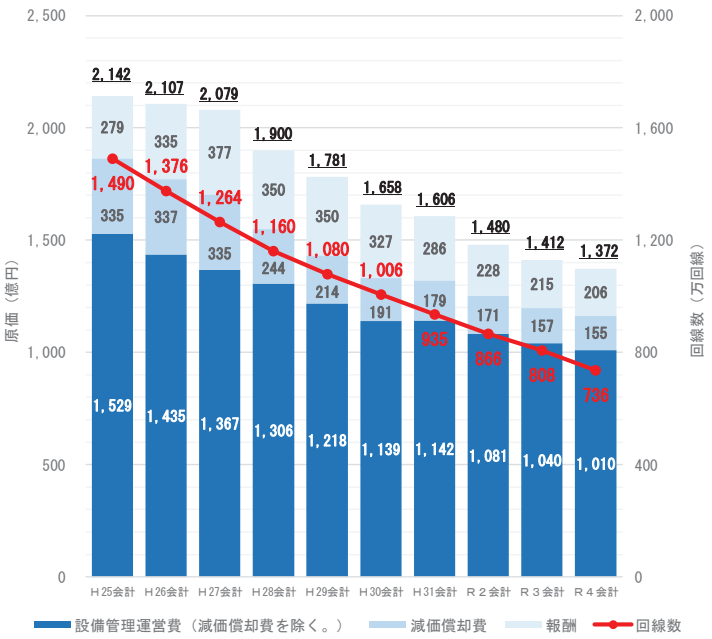

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要（ＮＴＴ西日本）

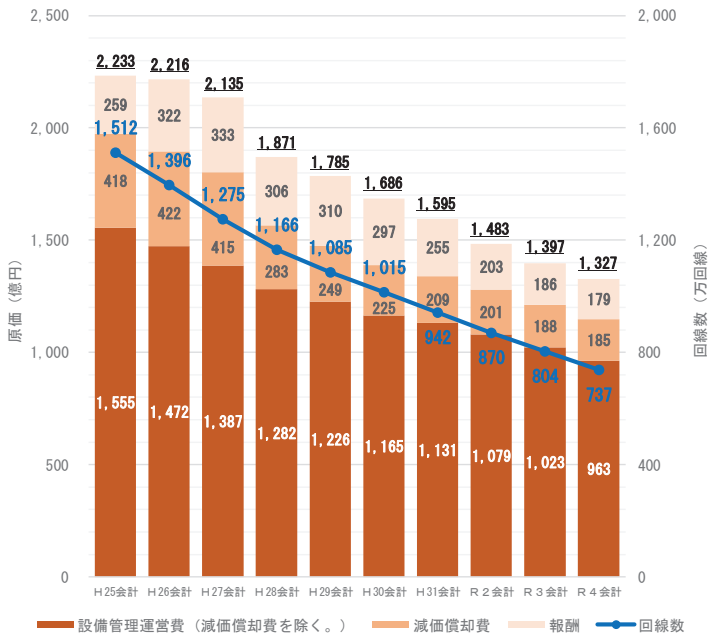

※１　メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外ＲＴ（※２）に収容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外ＲＴ収容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外ＲＴ収容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカッパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。
※２　遠隔収容装置（ＲＴ：Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置。

工事費・手続費

○　ＮＴＴ東日本・西日本が行う**接続に係る業務に関する工事費・手続費**については、実績原価方式により毎年度改定。

○　工事費・手続費の算定に用いる**作業単金については**、令和６年度において、**労務費単金**（※１）**・物件費**（開通工事・申込手続等において業務運営上必要となる各種経費）**の増加に伴い、ＮＴＴ東日本・西日本とも上昇**した。

作業単金（ＮＴＴ東日本・平日昼間（※２））

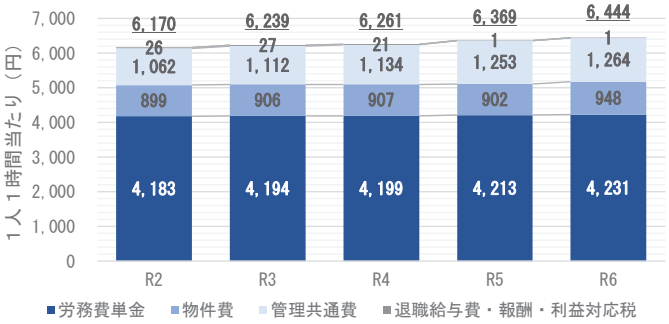

作業単金（ＮＴＴ西日本・平日昼間（※２））

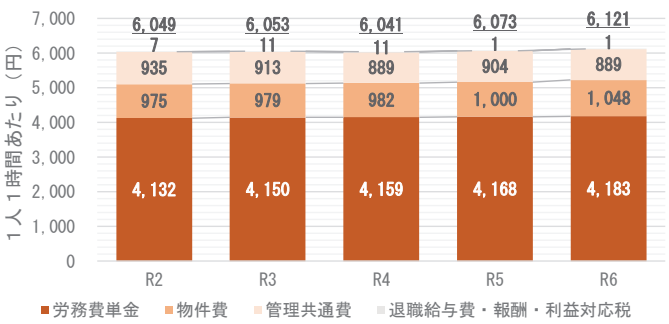

※１　ＮＴＴ東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。

※２　平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にＮＴＴ東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35　平日深夜：0.75　土日祝昼夜間：0.45　土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■　光屋内配線に係る工事費

・　光屋内配線に係る工事費について、**屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響**を与えていることが想定される（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1／3であることが判明。）ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、**毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請**（平成27年３月31日付け総基料第63号）。

・　今回、ＮＴＴ東日本・西日本において配管の有無を**調査したところ**、その比率は平成26年度と令和４年度で**有意な差が認められなかった**ことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。

・　**物品費及び作業単金の上昇**により、ＮＴＴ東日本・西日本ともに当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費
（屋内配線を新設する場合）

ＮＴＴ東日本		ＮＴＴ西日本	
Ｒ６ 申請	Ｒ５ 適用	Ｒ６ 申請	Ｒ５ 適用
14,882円 （+326円）	14,556円 （+363円）	14,386円 （+278円）	14,108円 （+205円）

（１件あたり。かっこ内は対前年度増減額）

接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要

１．接続料規則第３条に基づく許可申請

	項目	新規／継続	申請の概要
1	**特設公衆電話に係る費用の扱い【ＮＴＴ東日本・西日本】**	**継続**	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
2	**実績需要が無かった機能の接続料の扱い【ＮＴＴ東日本】**	**継続**	通信路設定伝送機能（高速ディジタル伝送に係るもの）の６．１４４Ｍｂｉｔ／ｓの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和４年度の実績需要が０となり、令和６年度接続料が算定できないため、令和５年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。
3	**加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和４年度の乖離額の調整）【ＮＴＴ東日本・西日本】**	**継続**	加入光ファイバに係る接続機能（光信号端末回線伝送機能）について、令和４年度の収入と原価の差額に係る見込値と実績値の差額を、令和６年度の接続料原価に算入することを求めるもの。

２．電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第６号）附則第６項に基づく許可申請

	項目	新規／継続	申請の概要
1	**関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い【NTT東日本･西日本】**	**継続**	第一種指定電気通信設備接続料規則第４条の表５の項に規定する関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（遵守義務）

第３条　事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第６号）

附　則

（１～５　略）

６　事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

ゲートウェイルータ（IPoE接続）の利用中止費の扱い

12

○　**関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合）の接続料の算定方法は**、接続料の算定に関する研究会「ＮＧＮのＩＳＰ接続（PPPoEとIPoE）に関する当面の方向性」（平成30年２月公表）において

「NGNからインターネット接続する形態は、NGNの利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPoE方式であれ、IPoE方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用（間接利用を含む。）が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる」

とされたため、**電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令**（平成30年総務省令第６号）**により、網使用料として接続料を設定する**機能とされた。ただし、それ以前は網改造料として設定されていたことを踏まえ、**経過的な特例措置として**、当該省令の附則第６項に基づき、**当分の間、総務大臣の許可を受けて**、当該機能の**利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる**旨規定された（これを踏まえ、平成30年度の接続料の改定等以降毎年度、ＮＴＴ東日本・西日本から当該許可申請が行われており、**本申請で７度目**。）。

○　令和４年の接続料の算定等に関する研究会において、経過的な特例措置の扱い等について関係事業者へのヒアリング等を行った結果、同研究会第六次報告書（令和４年９月９日公表）において、次のとおりとりまとめられた。

■　**接続料の算定等に関する研究会　第六次報告書（第６章　ＮＧＮの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討）の概要**

・　**ＮＴＴ東日本・西日本による単県ＰＯＩの増設が現在も続いている状況**であり、それに伴い、**ＶＮＥ事業者が利用するＰＯＩの種別やポート数も変動**しており、また、**各社の戦略に応じてＰＯＩの利用形態が多様化**している状況。このような変動期において、**原則**（網使用料での算定）**に戻すことは、ＶＮＥ事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない**。

・　これらの状況は、ＮＴＴ東日本・西日本による単県ＰＯＩの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該**増設が落ち着くものと想定される2025年**を目途に、**改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるか**について研究会において検討し、**特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当**。

・　**ＮＴＴ東日本・西日本及びＶＮＥ事業者においては、将来的に利用中止費の扱いが原則に戻ることを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが求められる**。

網使用料と網改造料のイメージ

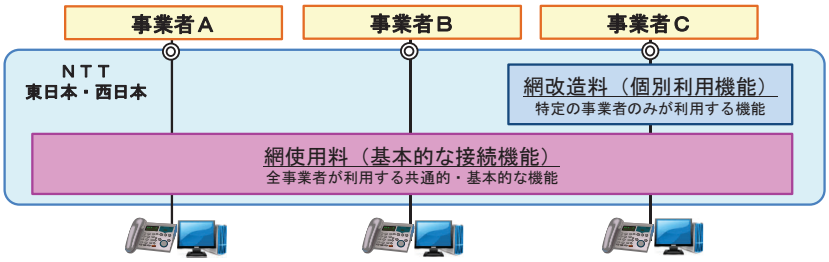

●利用中止時には、別途の費用負担が発生。
（例：未償却残高、撤去工事費）

●利用中止時に別途の負担が求められない。

ゲートウェイルータ（IPoE接続）の利用中止費の扱い（東日本集約・東京POIの更改）

13

○　**東京都に所在する東日本集約・東京ＰＯＩのゲートウェイルータ**（以下「GWルータ」という。）**は**、東日本集約ＰＯＩ（東日本全域を接続対象地域とするＰＯＩ）及び東京ＰＯＩ（東京都を接続対象地域とするＰＯＩ）の双方において利用されているところ、**令和６年10月頃に**利用ポートが**装置上限**（98ポート）**に達する見込み**であることを踏まえ、全てのＩＰｏＥ接続を行う接続事業者（ＶＮＥ事業者）から、合意の上で、

・　**新たに東京都にGWルータを設置し、当該装置を東京ＰＯＩとして利用**するとともに、

・　**既存のGWルータを引き続き東日本集約ＰＯＩとして利用**する

方式での対応の要望があった。これを受け、ＮＴＴ東日本は令和５年10月までに新たなGWルータを設置し、東京ＰＯＩを利用するＶＮＥ事業者及びＮＴＴ東日本において順次移行工事を行う予定であり、**東京ＰＯＩを利用するＶＮＥ事業者は、移行工事費のほか、既存のGWルータに係る利用中止費**（※１）**を負担**することとなる。

○　これまで、東日本集約ＰＯＩでの接続と東京ＰＯＩでのＩＰｏＥ接続については、同一のGWルータを利用していたため、同一の網使用料が適用されていたが、本更改に伴い、別々の網使用料が設定されることとなる。

○　なお、本更改は、令和３年４月の東京ＰＯＩ等のGWルータの更改、令和４年６月の大阪ＰＯＩ等のGWルータの更改に続き、網使用料化後３回目のGWルータ（ＩＰｏＥ接続）の更改。

■　**東日本集約・東京ＰＯＩのGWルータの更改（増設）スケジュール**（※２）

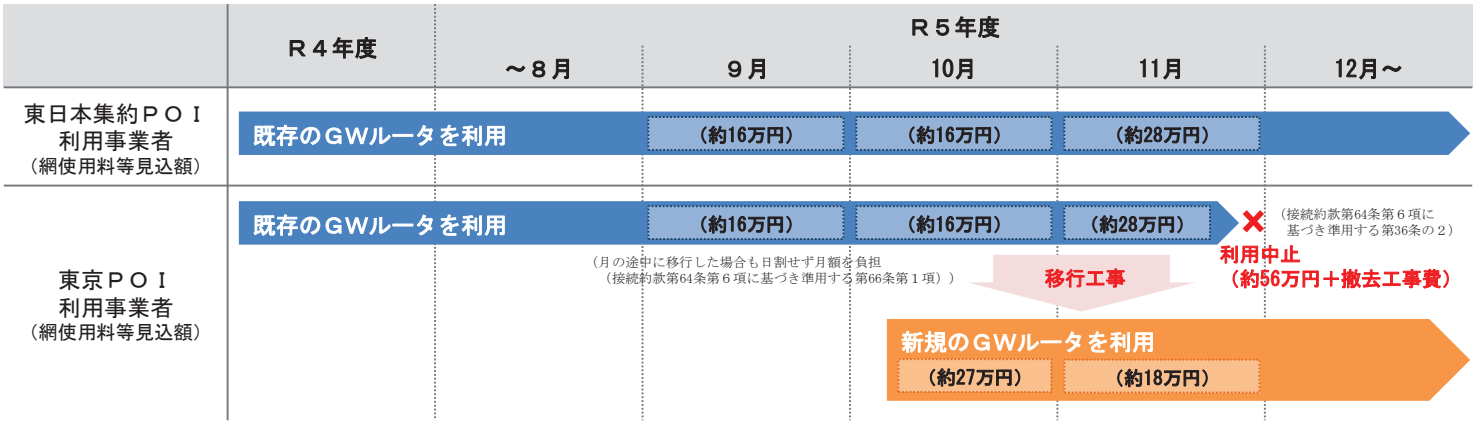

※１　GWルータについては、ＶＮＥ事業者間で共有している共通部分（筐体及びスロット等）と各ポートが専用する専有部分（パッケージ等）に区分されるところ、通常のポートの減設の場合には、専有部分に係る費用のみを利用中止費として回収して、共通部分の費用は網使用料として回収しているが、本更改では、共通部分も含めて利用中止するため、共通部分に係る費用も利用中止費に加える。
※２　網使用料等見込額については現時点での利用ポート数等の見込み値に基づく。

（参考）単県POIの設置状況

○　ＩＰｏＥ接続においては、
- **全国集約ＰＯＩ**：全国（ＮＴＴ東日本では東日本全域、ＮＴＴ西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **ブロックＰＯＩ**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **単県ＰＯＩ**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする

の３種類のＰＯＩがあり、ＩＰｏＥ接続を利用する接続事業者（ＶＮＥ事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するＰＯＩを選択可能。

○　単県ＰＯＩではＮＧＮの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**ＩＰｏＥ接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約ＰＯＩ、ブロックＰＯＩ、単県ＰＯＩを組み合わせて全ての県域と接続する必要**がある（**ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行おうとする場合、全県域の単県ＰＯＩで接続を行う必要**がある。）。

○　なお、**令和６年１月現在においては、ＮＴＴ西日本において全県域に単県ＰＯＩが設置**されているものの、**ＮＴＴ東日本においては単県ＰＯＩが設置されていない県域が存在し**、ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行っているＶＮＥ事業者は存在しない。

■ＰＯＩ増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について
（平成29年９月８日付け総基料第162号）

２　接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

■単県ＰＯＩの設置状況

※　本申請のあった令和６年１月16日現在。
※　冗長性の確保のため、各ＰＯＩにおいては２箇所にルータを設置。

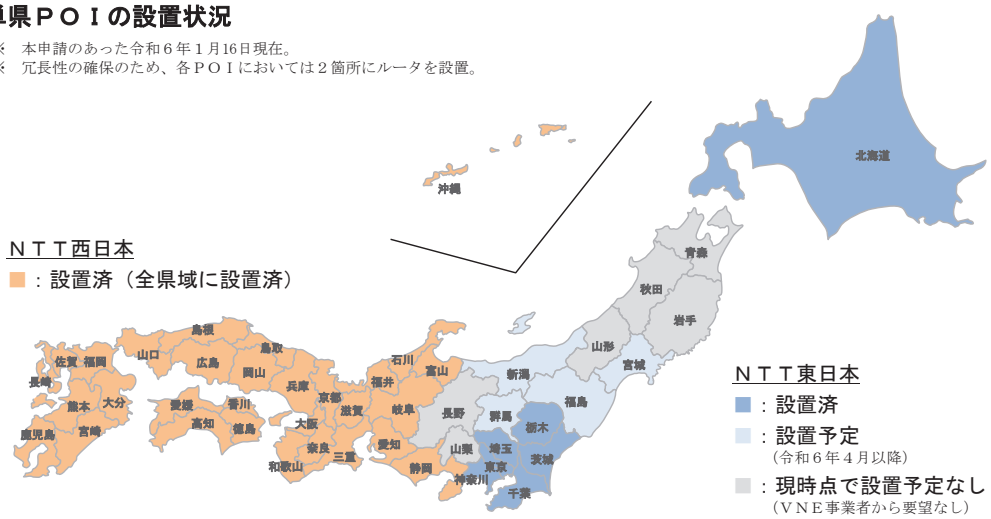

接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針（平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定）

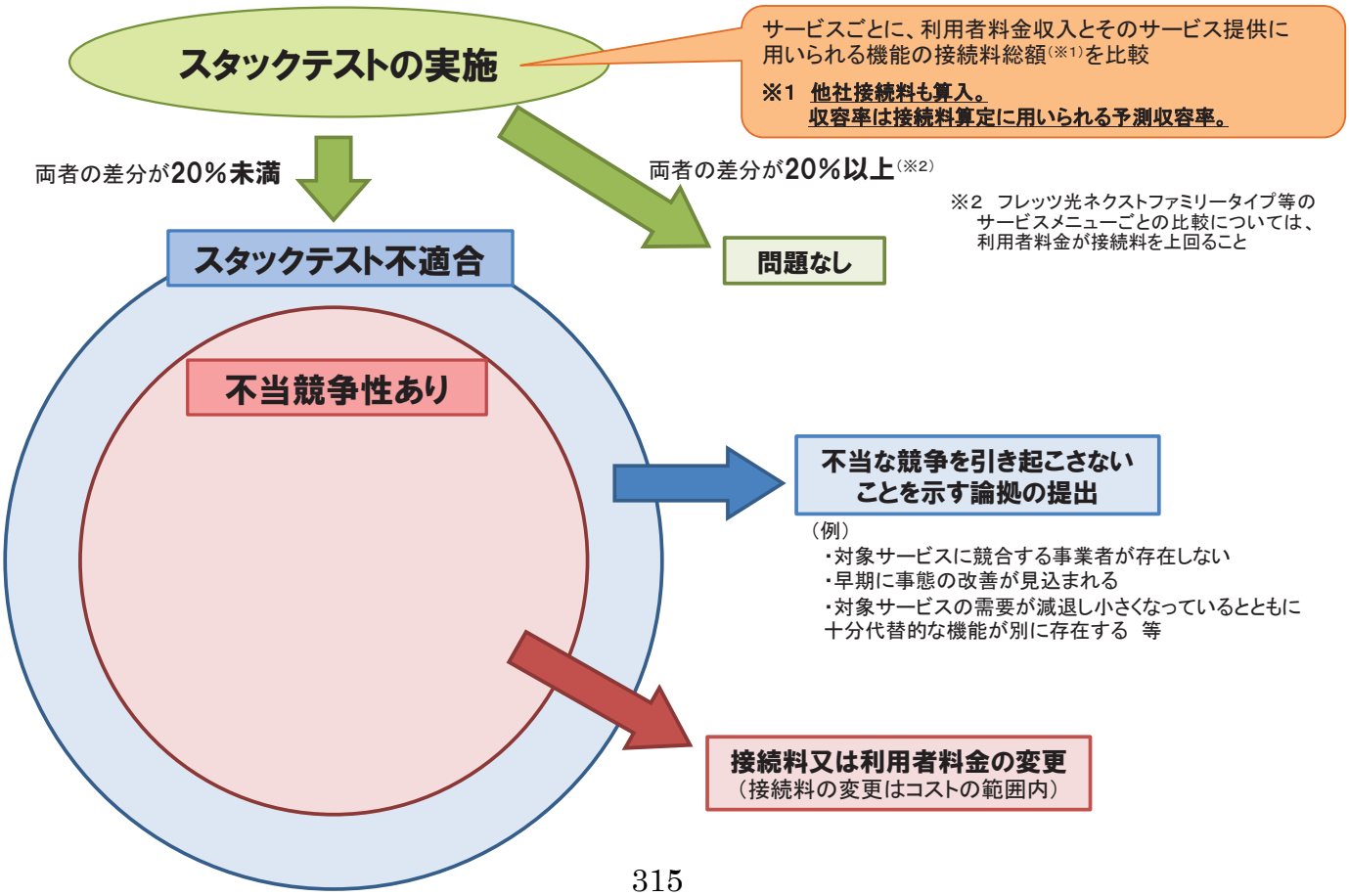

スタックテストの結果①（サービスごとの検証）

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本において令和４年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

○　なお、加入電話・ＩＳＤＮ基本料・通話料及びフレッツ光ライトについては、令和５年11月の指針改定により検証対象から除外されたため、検証は行われていない。検証対象に追加されたひかり電話ネクストについては、令和５年３月31日に提供開始されたサービスであるところ、令和４年度中に利用者料金収入・需要がなかったため、直近の需要を勘案して令和５年度の接続料総額・利用者料金収入を推計して検証。

NTT東日本

サービス		①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分（（①−②）/①）	営業費相当基準額との比較
フレッツ光ネクスト		5,031億円	2,233億円	2,798億円（55.6%）	○
ひかり電話	移動体着含む	1,138億円	177億円	961億円（84.4%）	○
	移動体着除く	908億円	84億円	824億円（90.7%）	○
ひかり電話ネクスト		14億円	5億円	9億円（64.3%）	○
ビジネスイーサワイド		389億円	281億円	108億円（27.8%）	○

NTT西日本

サービス		①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分（（①−②）/①）	営業費相当基準額との比較
フレッツ光ネクスト		3,780億円	1,924億円	1,856億円（49.1%）	○
ひかり電話	移動体着含む	1,058億円	158億円	900億円（85.1%）	○
	移動体着除く	830億円	78億円	752億円（90.6%）	○
ひかり電話ネクスト		9億円	4億円	5億円（55.6%）	○
ビジネスイーサワイド		404億円	291億円	113億円（28.0%）	○

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②（サービスメニューごとの検証）

赤枠内構成員限り

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①−②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	プライオ					○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

NTT西日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①−②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

※１　利用者料金は令和５年３月31日時点（総務省要請を受け割引を考慮した後の額）
※２　フレッツ光ネクスト　ファミリータイプ及びオフィスタイプ（10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの）については、将来的に需要の増加が見込まれることから、５年間（令和２年度～令和６年度）の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も５年平均を用いて接続料相当額を算定。フレッツ光ネクスト　マンションタイプ（10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの）については、これに加え、フレッツ光ネクスト　ファミリータイプの収容率等を勘案して算定。

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

自己資本利益率の算定

○　今次申請（実績原価方式に基づく令和６年度の接続料の算定等及び加入光ファイバに係る令和４年度乖離額の調整）に用いる自己資本利益率については、将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等において行った**報酬の算定方法の見直し**（※１）

・　β値について、直近のＮＴＴ持株会社（日本電信電話株式会社）の株式データを基にβ＝0.6から**β＝0.566**に見直し

・　令和３年度以降の主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たって、長期安定的な指標である**長期投資用エクイティ・リスク・プレミアム**（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia」（計測期間：1952年から））を採用

等の影響により、実績原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等で用いた自己資本利益率と比較して微減（4.40% → 4.39%）。

※１　将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等において行った報酬の算定方法の見直しは３条許可（令和５年７月31日付け総基料第161号）を受けて行われたものだが、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年総務省令第99号）により当該見直しが接続料規則上の適正利潤の算定方法に反映されたため、今次申請においては、３条許可申請は行われていない。

■　自己資本利益率の算出方法

	H30	H31・R元	R２	R３	R４
主要企業の自己資本利益率（①＋②）	9.29（※３）	7.15（※３）	5.04（※３）	8.89	9.00
リスクフリーレート（①）（10年ものの国債利回り）	0.06	0.00（※４）	0.04	0.09	0.30
リスクプレミアム（②）（Ｒ３以降：イボットソン社データ（※２））	9.23	7.15	5.00	8.80	8.70
期待自己資本利益率（①＋②×β）（β＝0.566）	－	－	2.87	5.07	5.22

逆算　逆算

５年間の平均値　7.87%

いずれか低い方を採用

３年間の平均値　4.39%

Ｒ６適用値　4.39%

※２　Copyright © 2023　Ibbotson　Associates　Japan,　Inc.　イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります

※３　ＮＥＥＤＳ（株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、全国４証券取引所に上場しており、７期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業（金融業及び外国企業を除く。）の平均値を使用。

※４　日本銀行の金融政策の影響により、令和元年度４月期～３月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、これまでの申請では「0.00%」とされている。

■第一種指定電気通信設備接続料規則（抄）

（自己資本費用）

第12条　一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

２　（略）

３　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

４　前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

５　（略）

分岐端末回線の接続料

○　分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。

○　加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**１回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

接続料 ＝ 分岐端末回線の創設費（※１）÷ 耐用年数 ＋ 分岐端末回線の創設費 × 設備管理運営費比率（※２）　引込線コスト

＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３）÷ 耐用年数 ＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３）× 設備管理運営費比率　電柱コスト

減価償却費相当　保守運営費相当

＋ 利潤（他人資本費用、自己資本費用、利益対応税）（※４）＋ 調整額

○　令和６年度においては、設備管理運営費比率の上昇や電柱の取得固定資産価格の上昇により、**ＮＴＴ東日本で＋40円の増**、**ＮＴＴ西日本で＋６円の増**。

○　なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※５）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和４年度実績値）は、**ＮＴＴ東日本で0.05%、ＮＴＴ西日本で0.14%**となっている。

※１　減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、ＮＴＴ東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。

※２　網改造料の算定式においては、除却費を個別に支払うものとそれ以外で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ除却費を個別に支払う場合以外の比率を用いている。

※３　引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。

※４　自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。

※５　単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■　接続料（ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

ＮＴＴ東日本（円／回線・月）

	Ｒ２適用	Ｒ３適用	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６申請
１回線あたりコスト	418	383	373	345	360
調整額	▲ 11	▲ 28	▲ 44	▲ 18	▲ 7
分岐端末回線接続料	406	355	329	327	367

ＮＴＴ西日本（円／回線・月）

	Ｒ２適用	Ｒ３適用	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６申請
１回線あたりコスト	523	485	467	455	458
調整額	＋15	▲ 23	▲ 54	▲ 12	▲ 8
分岐端末回線接続料	537	462	413	443	466

分岐端末回線の接続料（原価構造）

■ 創設費（引込線）

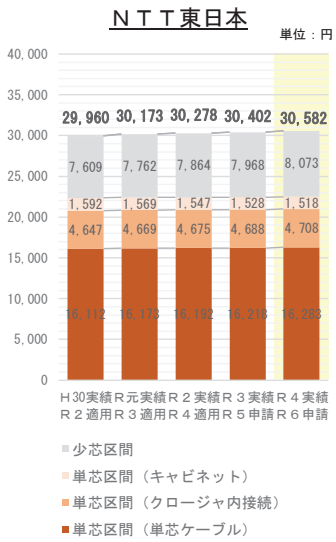

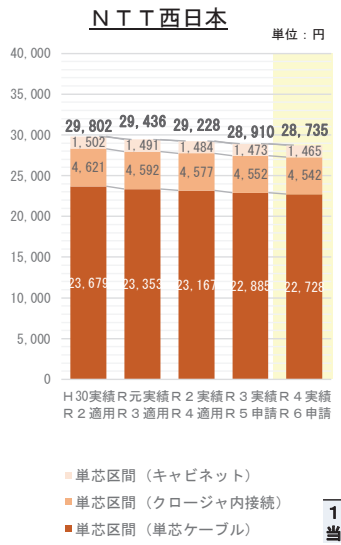

■ 創設費相当（１回線あたり電柱）

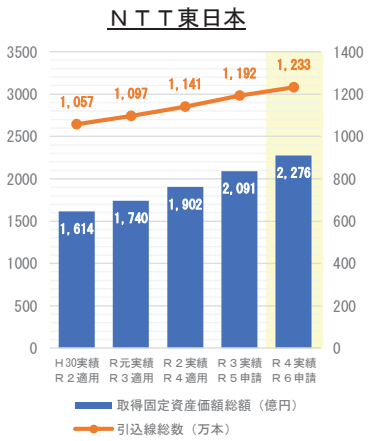

	H30実績 R２適用	R元実績 R３適用	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請
１回線当たり	15, 261	15, 864	16, 665	17, 539	18, 463

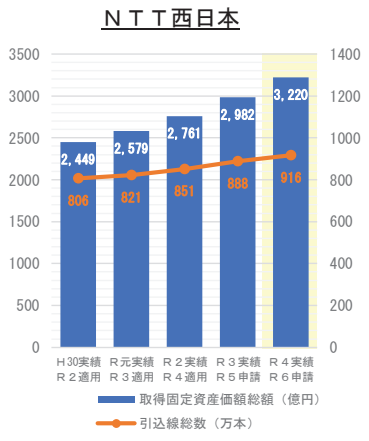

	H30実績 R２適用	R元実績 R３適用	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請
１回線当たり	30, 391	31, 412	32, 429	33, 586	35, 146

■ １回線あたりコスト

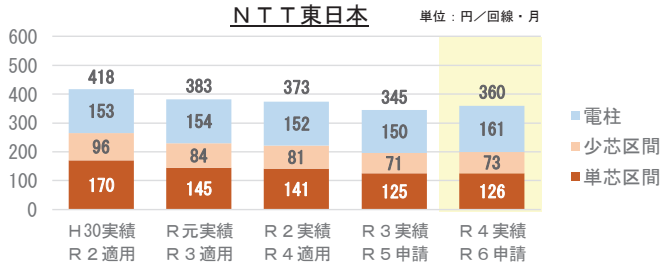

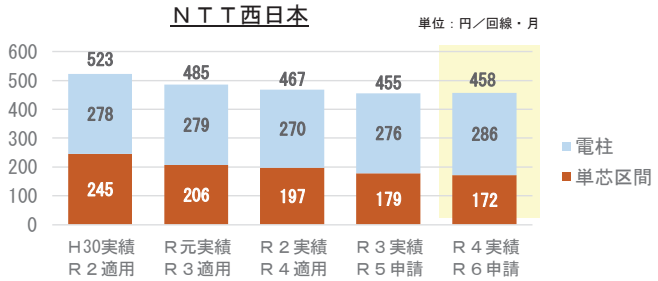

分岐端末回線の接続料（残置回線の維持負担額）

○　シェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続において、**分岐端末回線の利用を終了した場合**、当該分岐端末回線の維持等に係る負担額（**残置回線の維持負担額**）**の請求が開始**される。

○　これは、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった**特殊な状況**のものであることを考慮」（平成16年12月21日情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の接続料等の改定）について」）して設定されているものである。

○　残置回線の維持負担額は、**分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分**のコストを原価として算定されるほか、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。

○　なお、残置回線の維持負担額による回収額については、**接続会計において**加入光ファイバ等の原価から**控除**されており、令和４年度接続会計では、**ＮＴＴ東日本で182億円**、**ＮＴＴ西日本で251億円**（いずれも振替網使用料を含む。）が控除されている。

（ＮＴＴ東日本の場合）※１

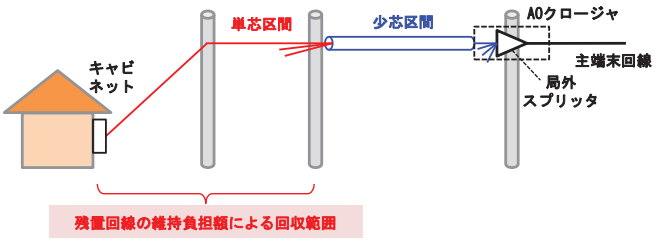

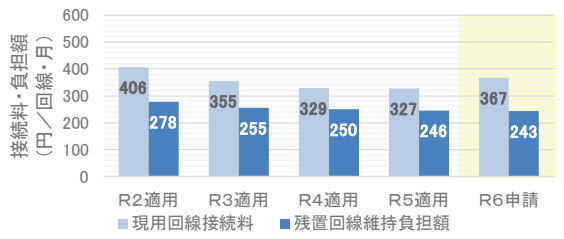

（ＮＴＴ西日本の場合）※１

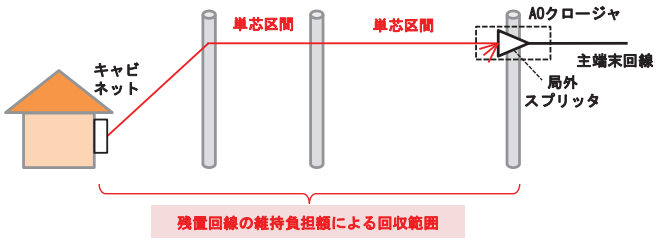

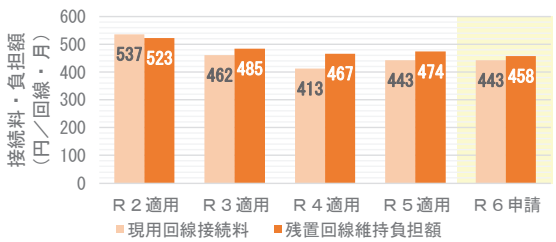

※１　ＮＴＴ東日本・西日本で設備の構成が異なる。ＮＴＴ東日本では、単芯区間（１芯で引き込まれる区間）と少芯区間（複数芯を束ねた区間）により構成されるが、ＮＴＴ西日本では単芯区間のみ。

光配線区画の見直し等

○　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）において、**ＮＴＴ東日本・西日本による既存の光配線区画**（加入光ファイバにおいて、主端末回線１芯線を共用することのできる地理的範囲）**の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、毎年の**光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請**（平成27年９月18日付け総基料第176号）。

■　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年９月14日情報通信審議会答申）

第３章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方　３．３．光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

ＮＴＴ東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、ＮＴＴ東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「８収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、ＮＴＴ東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

また、ＮＴＴ東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やＮＴＴ東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

■　既存の光配線区画の見直し等に関するＮＴＴ東日本・西日本の取組（ＮＴＴ東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

- 既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
- 加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
- また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（ＮＴＴ西日本のみ）。
- 今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の状況（ＮＴＴ東日本）

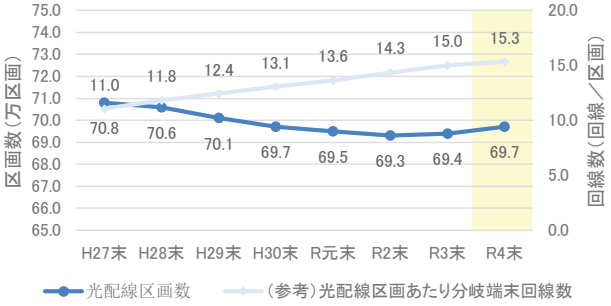

光配線区画の状況（ＮＴＴ西日本）

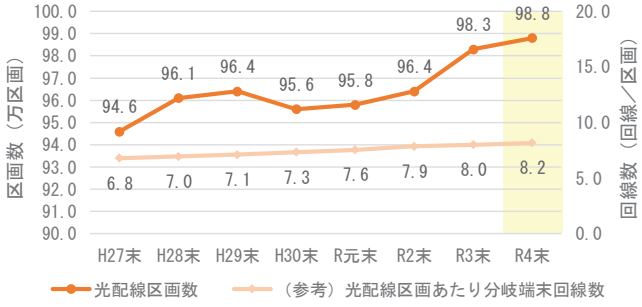

中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

中継光ファイバ

○　**中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**ＷＤＭ**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。

○　芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・ｍ単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。

○　接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトで中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

原価・需要（ＮＴＴ東日本）

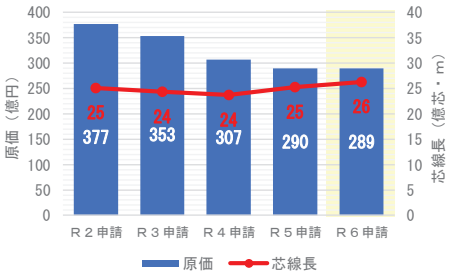

原価・需要（ＮＴＴ西日本）

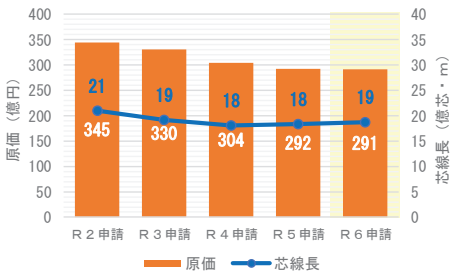

中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）

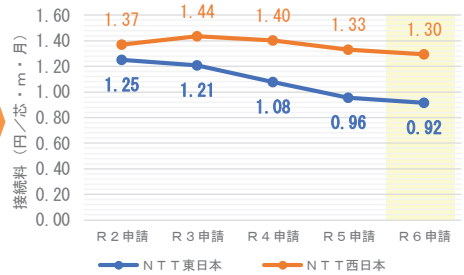

（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

局内光ファイバ

○　**局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル１芯あたり創設費（前年度９月末値）

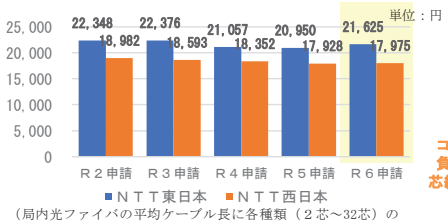

（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（２芯～32芯）のケーブル１ｍ当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

÷

未利用芯線コストを応分に負担するため、芯線利用率で割戻

芯線利用率（前年度９月末値）

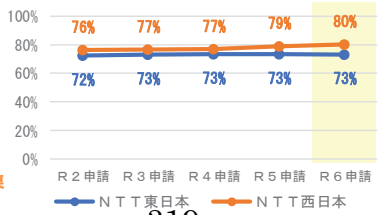

→

網改造料の算定式に準じて算定

（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料

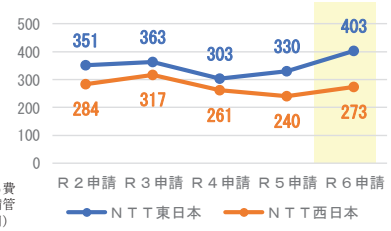

電柱及び管路・とう道の利用に係る料金

○　ＮＴＴ東日本・西日本が設置する**電柱及び管路・とう道**のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の４第２項第２号に規定する接続約款記載事項）。

○　ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
- 　電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱**及び**電柱上にＰＯＩを設置する場合に最低限必要な１又は複数の電柱**
- 　管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いＮＴＴ東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**

とされている。

○　**電柱については取得固定資産価額**（※１）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。

○　令和６年度においては、**電柱については物品費の増加等による取得固定資産価額の上昇**により値上がり、**管路・とう道については資産の減価償却の進行等**により値下がりとなっている。

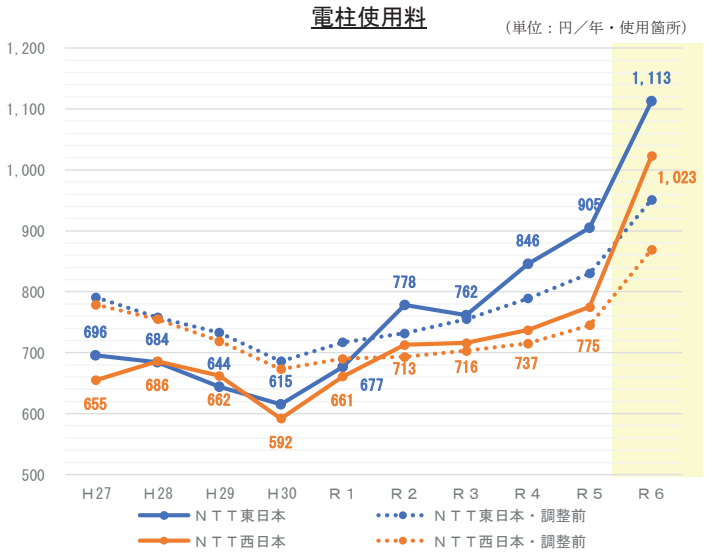

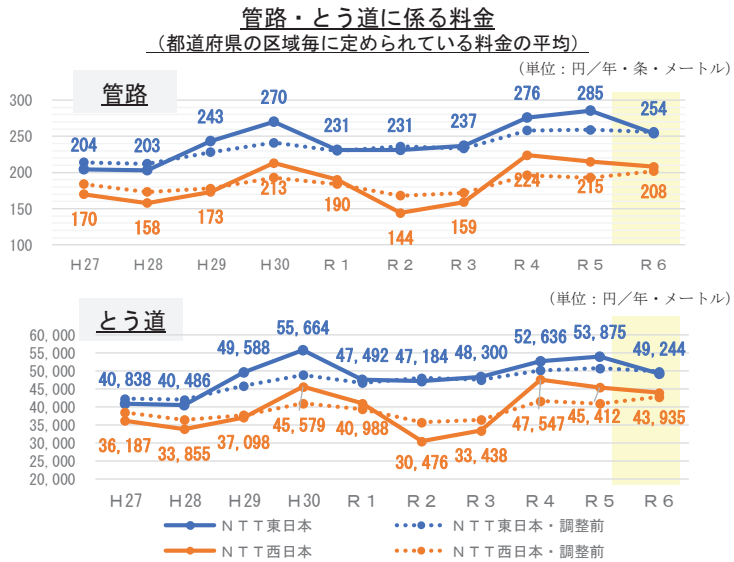

※１　自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破砕復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（８。平成19年度11月８日の料金改定で６から変更。）で除する。

コロケーション電気料の改定頻度の見直しに係る報告

赤枠内構成員限り

○　コロケーション費用のうち、**電気料**（通信用建物に設置した機器で利用する電気に係る費用。以下「コロケーション電気料」という。）**については**、他の接続料と同様、**年度ごとに改定**（前年度の電力料金及び前々年度の調整額に基づく。）**を行っていたところ**、**令和５年度の接続料の改定等**（令和５年３月24日答申・認可）**において**、電力料金における燃料調整費（電気料金において、その時々の平均燃料価格により毎月変動する調整額）の変動をコロケーション電気料に適時に反映し、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止するため、**改定頻度を四半期毎に変更**した。

○　コロケーション費用の変動については、その予見可能性の確保のため、料金の試算値等の事前開示等の取組が実施されてきた（※１）ところ、令和５年度の接続料の改定等における意見募集結果を踏まえ、当該見直しにかかわらず、**予見性の確保のための所要の措置を引き続き講じていくことが必要**であるという観点から、**総務省からＮＴＴ東日本・西日本に講ずべき措置の検討・報告を要請**。

○　令和５年９月末にＮＴＴ東日本・西日本から報告があり、その後、報告のあったとおり**情報開示の内容・時期の見直しが行われた**。

※１　平成30年度の接続料の改定等（平成30年３月23日諮問・５月25日答申、６月16日認可）における意見募集の結果及びそれを踏まえた行政指導（「平成30年度の接続料の新設及び改定等に関して講ずべき措置について（要請）」（平成30年５月25日付け総基料第109号））に基づくＮＴＴ東日本・西日本における自主的な対応。

■　**総務省からの要請**（**「令和５年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）」（令和５年３月31日付け総基料第70号）**）

コロケーション電気料の改定頻度の見直しについて、見直し後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討し、本年９月末までに総務省にその検討結果を報告すること

■　**ＮＴＴ東日本・西日本からの報告**（**令和５年９月29日付け東相制第000200000129-01号及び相制第155500000131-01号**）**の概要**

- 　コロケーションの利用実績が多い接続事業者４社（　　）と協議を実施し、それを踏まえて情報開示の運用の見直しを検討。検討結果をコロケーションを利用している全接続事業者に提案し、反対意見がなかったことから見直しを実施する考え。〔注：報告時点。報告後、令和５年度第４四半期に係る開示より見直しを実施済〕
- 　情報開示の見直しの内容は次のとおり。

見直し前			見直しの内容
情報開示項目	（参考）改定頻度 見直し前の開示時期	開示時期	
電気料の平均値の試算値の開示	変更半年前	変更４ヶ月前下旬	維持（見直しなし）
東京・神奈川（ＮＴＴ東日本）／大阪・愛知（ＮＴＴ西日本）の数箇所の通信用建物における単価の開示	変更４ヶ月前	変更前月上～中旬	**廃止**
東京・神奈川（ＮＴＴ東日本）／大阪・愛知（ＮＴＴ西日本）の全ての通信用建物における単価の開示	変更３ヶ月前	変更前月上～中旬	**廃止**
全ての通信用建物における単価の開示	変更前月下旬	変更前月中旬	**開示時期を前倒し** 〔注：現在、１週間程度前倒し〕

固定電話網のIP網への移行等に係る見直し

省令等の改正に伴う見直し

○　**固定電話網のＩＰ網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しに係る省令等の改正**（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年総務省令第99号）等。令和５年12月27日公布）が行われたところ、当該改正に適合させるための規定整備等が行われている。

（１）優先接続機能（マイライン）の廃止

・　**マイラインは**、ＮＴＴ東日本・西日本の加入電話の利用者が、事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継電話を選択できるサービスであったが、**固定電話網のＩＰ網への移行に伴い、ＮＴＴ東日本・西日本加入電話発の接続ルート切替**（令和６年１月）**時に廃止**。

・　ＮＴＴ東日本・西日本はマイラインを実現するために加入者交換機で**優先接続機能**を提供するとともに、関係する手続等を行う「マイラインセンタ」（ＮＴＴ西日本で運営。ＮＴＴ東日本は利用数に応じてＮＴＴ西日本に委託費を支払い）を運営してきたところ。今般、優先接続機能について、省令改正により法定機能から削除されたことを踏まえ、**優先接続機能を廃止するとともに、接続約款上の関連する規定**（優先接続受付手続費、マイライン事業者に対する契約者情報の提供手続（第98条の２）、事前調査申込書様式における優先接続機能関係欄、技術的条件）**を削除**するとともに、令和６年度以降に行う手続費の遡及精算等を行うための経過措置を規定（令和６年３月１日以降、ＮＴＴ東日本・西日本の準備が整った日に実施）。

（２）廃止機能に係る技術的条件の削除等

・　令和５年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更（令和５年１月20日諮問、３月24日答申・認可）において、固定電話網のＩＰ網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化に起因し、**長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能**について、３条許可を受けて接続料を設定しない取扱い等が行われた。

・　これら機能について**省令等の改正により法定機能から削除**され、合わせて、当該機能に係る標準的な接続箇所が削除されたことから、省令から**削除された標準的な接続箇所等における技術的条件を削除**。

①　**き線点**（地下ケーブルと架空ケーブルの接続点）**近傍の電柱等に設置される端子盤**の技術的条件　…　法定機能から削除された特別帯域透過端末回線伝送機能（ドライカッパのサブアンバンドル（ＦＴＴＲ））の利用するために設定されていたもの

②　**ＩＳＭ**（Ｉインタフェース加入者モジュール）**交換機の端末回線側**の技術的条件　…　法定機能から削除された折返し通信路設定機能（ＩＳＭ折返し）を利用するために設定されていたもの

③　**地域ＩＰ網のＲＡＳ**（リモートアクセスサーバ）の技術的条件（ＩＳＤＮ一次群速度ユーザ・網インタフェース）　…　第一種指定電気通信設備の範囲から除外された地域ＩＰ網の交換等設備について設定されていたもの

＜ＦＴＴＲの利用イメージ（①関係）＞

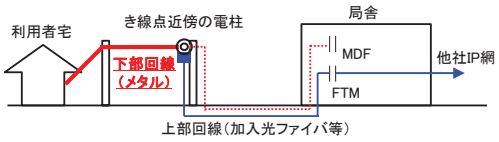

＜ＩＳＭ折返し・地域ＩＰ網の利用イメージ（②及び③関係）＞

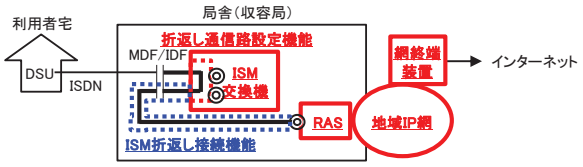

固定電話網のIP網への移行等に係る見直し

公衆電話機能の加算料の見直し

○　電話ユニバーサルサービス制度においてＮＴＴ東日本・西日本が負担する**負担金のうち、公衆電話に係る電気通信番号に係るものについては、公衆電話機能の接続料に「加算料」として加味**し、公衆電話からの発信トラヒックに応じて接続事業者にも負担を求めている。当該加算料については、公衆電話に係るトラヒック、電話ユニバーサルサービス制度における合算番号単価等が確定した後の**毎年度１月に再算定を行い、遡及適用・精算する取扱い**がなされており、その方法等について接続約款に定められていた。

○　固定電話網のＩＰ網への移行完了後においては、公衆電話機能の利用の大宗がＮＴＴ東日本・西日本利用部門となる（※1）ことから、令和６年度以降、**算定の簡素化等の観点から当該加算料の取扱いを見直し**、実績原価方式により算定される**他の網使用料と同様に、当年度における接続料収入と費用の乖離額を調整額により翌々年度の接続料で調整**することする見直しが行われている。

○　なお、令和５年度に係る遡及適用及び令和４年度に係る全額精算については、従前どおり行われている。

※１　接続事業者が利用者料金を設定する通話は、事業者設備識別番号（00XY）により中継事業者・国際通話事業者を選択した際の通話、着信課金・統一番号等の付加的役務に係る通話（サービス呼）に限られることとなる。

（参考：諮問対象外）接続形態の追加（届出）

※２　電気通信事業法第33条第３項及び電気通信事業法施行規則第23条の６に基づく届出事項

○　接続事業者との協議の結果を踏まえ、固定電話網のＩＰ網への移行後における接続に係る**接続形態を追加**。

＜追加する接続形態＞　※３　ＩＰ網移行後の接続形態においては、中継事業者等が存する場合でも、ＮＴＴ東日本・西日本と直接接続のある２者間の接続形態のみを記載。

発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	概要
協定事業者	ＮＴＴ東日本・西日本	協定事業者	ＮＴＴ東日本・西日本	協定事業者	協定事業者の提供する着信課金サービスにおいて、ＮＴＴ東日本・西日本に着信する場合に、ＮＴＴ東日本・西日本が当該サービスに係る利用者料金の請求を行う場合の接続形態

資本構成比の算定方法

28

○　ＮＴＴ東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第４回会合　ＮＴＴ東日本・西日本資料）している。

○　具体的には、ＮＴＴ東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、
・　「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※１）については、自己資本から、
・　それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、
圧縮して資本構成比を算定している。

※１　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ東日本）

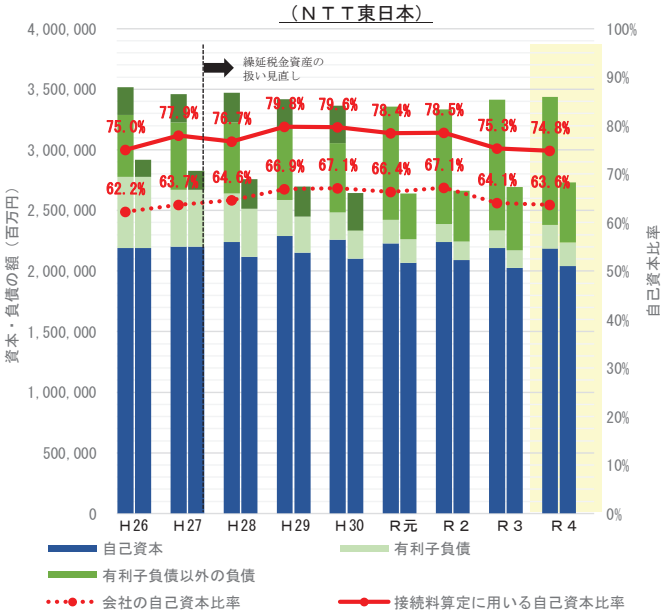

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ西日本）

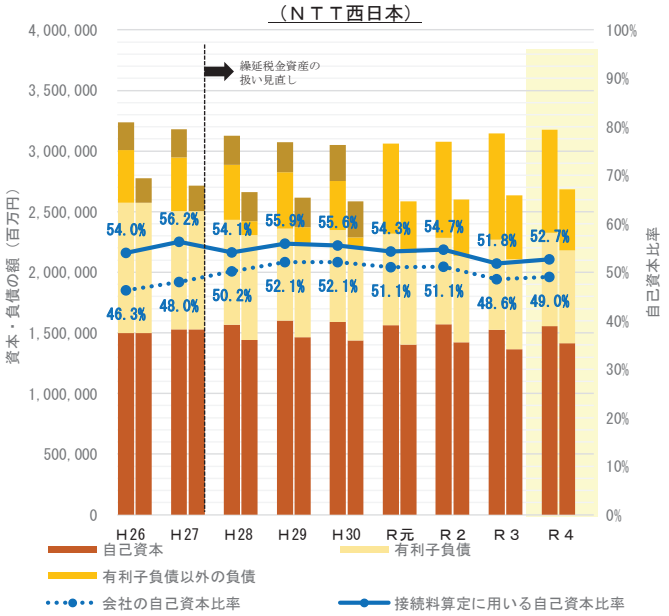

加入光ファイバの未利用芯線について

29

○　加入光ファイバの未利用芯線（※１）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※２）の議論を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し**、かつ、（総務省において）**認可申請時においてできる限り一般公表する**こととされている。

○　これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとすることが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、ＮＴＴ東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※１　ＮＴＴ東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。
※２　令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書（令和2年9月）

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1．加入光ファイバの未利用芯線

（3）考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

○　これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和５年10月末における芯線使用率について調査を実施**。

○　**地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査**。**架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査**。サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

○　ＮＴＴ東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して３ビル、架空光ケーブルに関して３箇所**の調査を実施。

ＮＴＴ東日本

架空光ケーブル

■調査対象箇所（ルート）

ルート１	ルート２	ルート３
新宿ビル（東京都）	新宿ビル（山形県）	八戸三沢ビル（青森県）

■調査実施時期
平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず
令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）

地下光ケーブル

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
新宿ビル（東京都）	山形ビル（山形県）	角館ビル（秋田県）

■調査実施時期
平成30年10月（第１回）、令和元年12月（第２回）、令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）

ＮＴＴ西日本

架空光ケーブル

■調査対象箇所（ルート）

ルート１	ルート２	ルート３
名古屋栄ビル（愛知県）	大阪日本橋ビル（大阪府）	金沢松任ビル（石川県）

■調査実施時期
平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず
令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）

地下光ケーブル

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
大阪日本橋ビル（大阪府）	岡山今村ビル（岡山県）	指宿ビル（鹿児島県）

■調査実施時期
平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年４月【それ以外】（第１回）、
令和元年12月（第２回）、令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）

個別事情の調査・分析について

○　**「最小限投資合理性」の考え方等を踏まえ**、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

①　経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル

②　経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル

③　上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■　**下位ロットの収容率を下回る芯線使用率**
※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

（架空光ケーブルの場合）　（地下光ケーブルの場合）

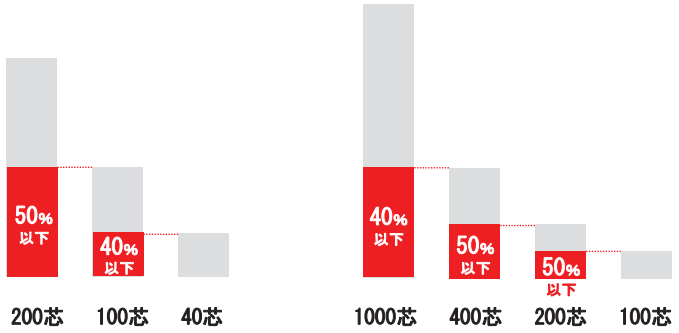

■　**経済的耐用年数**
※直近の調査時点である令和５年10月に採用していた耐用年数を用いる。
※かっこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年（平成13年度以前）
地下光ケーブル	30年（平成５年度以前）

（参考）接続料の算定に関する研究会　第三次報告書

第６章　加入光ファイバとの接続　２．加入光ファイバの未利用芯線　（２）考え方
イ　令和２年度以降の加入光ファイバ接続料算定
一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ。**
そのため、令和２年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、（将来原価方式が採用される場合には）この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。
※　合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

架空光ケーブルに関する調査結果（1/4）

赤枠内構成員限り

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート1：新宿ビル（東京都）

（調査対象ルート）

◎　き線点

■　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）200芯ケーブル（　　年敷設）

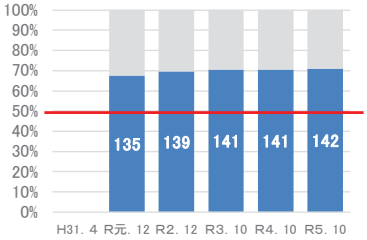

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

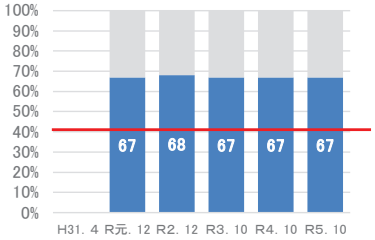

（３）100芯ケーブル（　　年敷設）

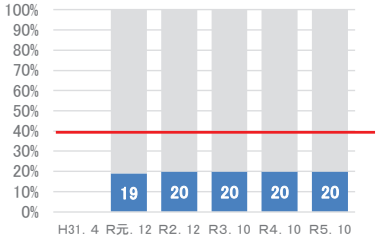

（４）40芯ケーブル（　　年敷設）

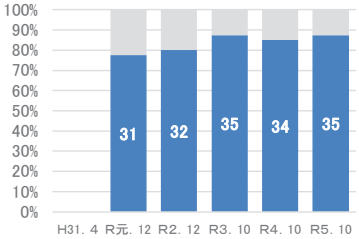

架空光ケーブルに関する調査結果（2/4）

赤枠内構成員限り

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート2：新宿ビル（東京都）

◎　き線点　■　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

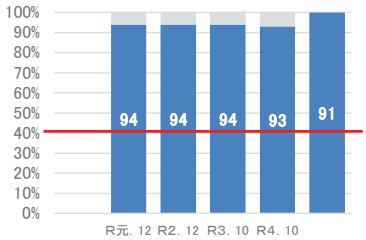

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

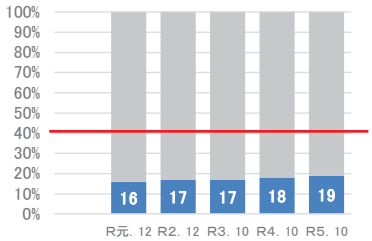

（３）100芯ケーブル（　　年敷設）

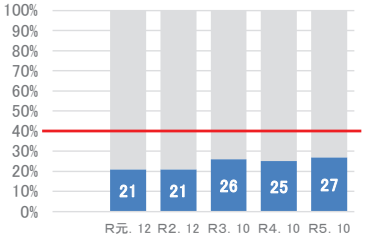

（４）40芯ケーブル（　　年敷設）

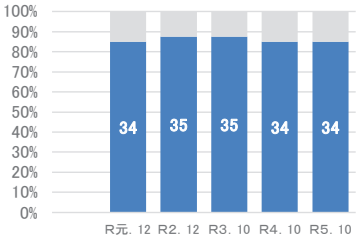

（５）40芯ケーブル（　　年敷設）

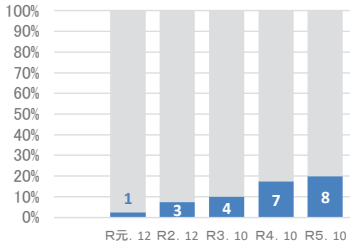

架空光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内構成員限り

34

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート3：八戸三沢ビル（青森県）

◎　き線点　　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

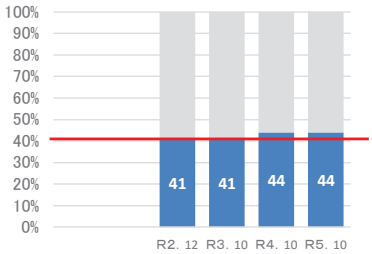

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

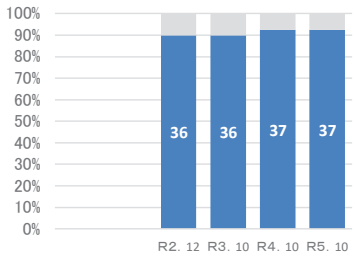

西日本ルート1：名古屋栄ビル（愛知県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

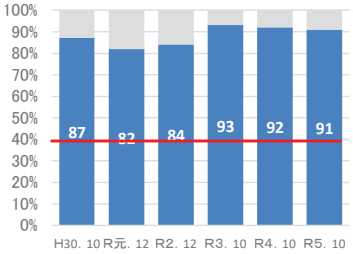

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

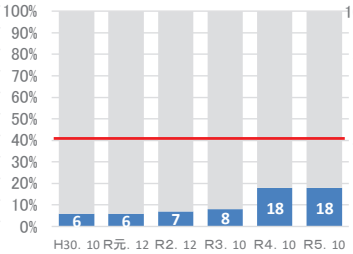

（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

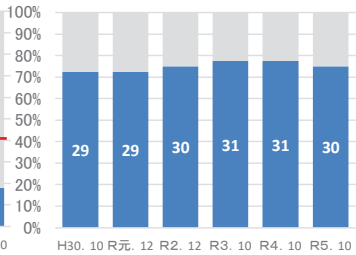

架空光ケーブルに関する調査結果（4/4）

赤枠内構成員限り

35

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2：大阪日本橋ビル（大阪府）

◎　き線点　　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

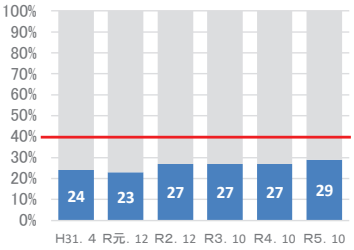

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

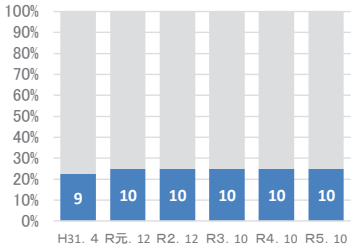

（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

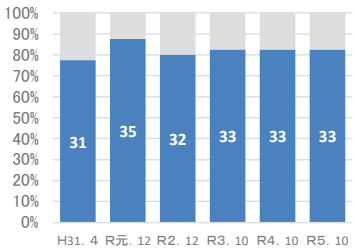

西日本ルート3：金沢松任ビル（石川県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

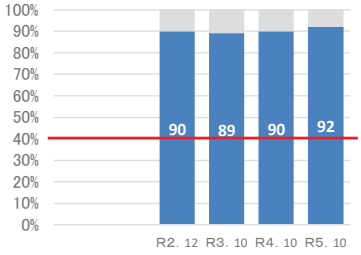

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

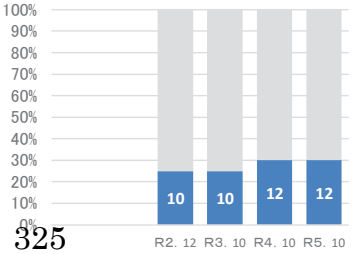

地下光ケーブルに関する調査結果（1/4）

赤枠内構成員限り

36

東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（2/4）

赤枠内構成員限り

37

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

○　個別事情の調査・分析として①、③に該当するケーブルはなし。
○　②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）として、
・　１方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、新興住宅地の宅地造成により架空光ケーブル工事が発生し、それに伴い局側にある地下光ケーブルを確保する必要があるため、一時的に芯線数が増加していたが、新興住宅地の宅地造成による工事の完了に伴い芯線使用率が減少しているものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内構成員限り

38

西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

○　個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
○　③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
・　３方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（4/4）

赤枠内構成員限り

39

西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

○　個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
○　③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る１方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

第一種指定電気通信設備に係る
接続関連システム経費の適正性について

（参考）接続関連システム経費の適正性・透明性の確保に関するこれまでの取組

1

平成10年～

【指定電気通信設備の接続約款の設定認可に関する答申】（平成10年３月20日電気通信審議会答申）

網改造料に係るソフトウェアの開発費については、次回の接続料の改定時までに、指定電気通信設備を設置する事業者に費用低減のインセンティブが働くようなスキームや接続事業者が費用決定に関与できるスキームなども含め、実質的にソフトウェアの開発費が低廉化する方策について検討し、結論を得ること。（郵政省（当時）に対する要望事項）

【接続料の算定に関する研究会　報告書】（平成10年11月６日）

接続当事者間のソフトウェア開発費の適正性に関する協議において、接続事業者の求めにより、ＮＴＴから時宜を失することなく開発規模、ライン単価等の情報の提供を行うことが必要である。

なお、議論の円滑化のためには、接続事業者においても可能な範囲で見積りを作成し、情報の交換を進める中でソフトウェア開発費の適正性について検証されていくことが適当と考えられるが、接続事業者が見積りを作成することが困難な場合にまで義務的にその提出を求めるのは適当でないと考える。むしろ、ＮＴＴにおいて、ＮＴＴ及びコムウェア社の保有するソフトウェアに関するノウハウが保護されるよう配意しつつ、接続事業者の見積り作成に必要なデータを積極的に開示するような仕組みを設けることが望ましいと考えられる。

いずれにしても、これらの扱いも含めて、接続当事者間のソフトウェア開発費の適正性に関して協議を行う場合における具体的な協議方法について、早急にルール化することが必要である。（→「接続料の算定に関する事項について」（平成10年11月12日郵電業第150号）において、ＮＴＴ東日本・西日本に具体的な協議方法の検討を要請）

【ＩＴ時代の接続ルールの在り方について】（平成13年７月19日情報通信審議会答申）

ＮＴＴ東日本・西日本の指定電気通信設備との接続において、多くの場合接続用ソフトウェアの開発が必要となる。従前よりこのソフトウェア開発は年２回（１月又は７月に）着手し、開発着手後１８ヶ月以内に接続が行われることとされている。接続が円滑に行われ、新しいサービスが実現される上で、この接続用ソフトウェア開発期間の短縮化は喫緊の課題であり、ＮＴＴ東日本・西日本において、ソフトウェアの規模等にも考慮して期間短縮の措置をとることが求められる。（→「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」（平成13年７月23日総基料第252号）においてＮＴＴ東日本・西日本に要請）

【線路情報開示システムに係る接続料の設定等に係る接続約款変更認可に関する答申】（平成14年４月16日情報通信審議会答申）

本件に係るシステムの保守については、ＮＴＴ東日本・西日本がＮＴＴグループ会社に委託しているのは事実であるが、ＮＴＴ東日本・西日本においても本システムを用いて線路情報を得るものであり、接続料を支払うこととなっていることから、システム保守についても費用削減インセンティブは働いているものと考えられる。（「保守運営比率が高いのは保守をＮＴＴグループ会社に委託しているからで、経済的とはいえない。」との意見に対する考え方）

【ＩＴ時代の接続ルールに関する研究会報告書】（平成14年７月23日）

ＯＳＳの解放に係るシステムの開発費等の負担については、その解放するＯＳＳの機能がどのように利用されるかを精査し、ＮＴＴ東日本・西日本も含めた受益者負担が原則と考えられる。また。現在行っているＯＳＳの解放の際の費用負担の考え方も考慮することが必要である。

また、ＯＳＳを解放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとって重要な情報であり、透明性を確保する観点から、ＮＴＴ東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある。（→「ＤＳＬサービス及び光サービス関連のＯＳＳの解放について」（平成14年８月２日総基料第203号）においては、同報告書（案）に対する意見募集結果を踏まえ、以上の旨のほか「システム開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法に関する情報について、開示できない場合には、具体的にその理由を付して接続事業者に示すこと」をＮＴＴ東日本・西日本に要請。）

【加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定に係る接続約款変更認可】（平成15年10月21日）

【料金回収手続費の見直し等に係る接続約款の変更認可に関する答申】（平成16年６月24日電気通信審議会答申）

接続事業者が費用負担範囲・費用水準の妥当性について検討することが可能となるよう、今後、手続費等に係る接続約款変更認可申請書の算定根拠において、少なくとも各業務に係るシステム関連費用や業務費用といった内訳を開示すること。（→「手続費等に係る接続約款変更申請の算定根拠に関し講ずべき措置について（要請）」（平成16年６月24日総基料第145号）によりＮＴＴ東日本・西日本に要請）

（参考）接続関連システム経費の適正性・透明性の確保に関するこれまでの取組

平成22年～

【実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定に係る接続約款変更認可に関する答申】（平成22年２月22日情報通信行政・郵政行政審議会答申）

ＮＴＴ東日本におけるDSL/光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改については、平成２２年度から運用開始が予定されており、このうちDSL/光ファイバ開通申込受付システムに係るコストについては、平成２４年度に適用される接続料の原価に算入されることになる。

したがって、ＮＴＴ東日本においては、①**コストの予見性及び適正性検証の観点から、予め必要な情報開示を行うこと**、②接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要である。

また、ＮＴＴ西日本においても、今後ＮＴＴ東日本と同種のシステム改修を行う場合には、上記と同様の措置を講じることが必要である。（→「実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について（要請）」（平成22年２月25日総基料第40号）によりＮＴＴ東日本・西日本に要請）

【実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定に係る接続約款変更認可に関する答申】（平成24年３月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申）

回線管理運営費については、オペレーションシステムの更改の影響もあり、需要の減少がコストの減少を上回っている。この際、ラインシェアリングのように回線管理運営費が接続料自体（ＭＤＦ部分）を上回る接続機能については、その上昇が当該機能に係る接続料全体の変動に与える影響が大きい状態である。

以上を踏まえ、NTT東西においては、**回線管理運営費について、引き続き回線数の減に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが必要**である。

また、今般、接続事業者から累次のシステム更改の必要性及び費用対効果についての懸念が示されている状況を踏まえ、回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、①**システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること**、②**コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと**、③接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要である。（→「実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について（要請）」（平成24年４月２日総基料第78号）によりＮＴＴ東日本・西日本に要請）

【実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定に係る接続約款変更認可申請に関する答申】（平成25年３月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申）

回線管理運営費の原価のうち、接続事業者が利用するシステムに係るシステム開発費等については、接続事業者のみが負担するものであり、接続事業者からコストの適正性についての懸念が示されている。

このため、ＮＴＴ東西においては、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、**接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することや、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことが適当**である。（→「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について（要請）」（平成25年３月29日総基料第52号）によりＮＴＴ東日本・西日本に要請）

【実際費用方式に基づく平成26年度の接続料の改定等に係る接続約款変更認可申請に関する答申】（平成26年３月31日情報通信行政・郵政行政審議会答申）

料金回収手続費の原価については、平成２４年７月にＮＴＴグループの料金業務の一元化施策の一環として、ＮＴＴ東西からＮＴＴファイナンス株式会社へ料金債権が譲渡されたことに伴い、ＮＴＴ東日本においても、ＮＴＴ西日本においても、平成２４年度のシステム関連費用が前年度を大幅に上回っている。

今回申請のあった平成２６年度から平成３０年度までの当該手続費については、料金業務の一元化等による効率化率を加味した将来原価方式により算定されており、平成２４年度実績に基づき算定した場合に比べ、概ね低廉な料金となっている。

他方、ＮＴＴファイナンス株式会社に料金債権を譲渡したことにより追加的に発生したコストの適正性を明確にすべきとの意見が接続事業者から示されたことを踏まえ、ＮＴＴ東西においては、料金回収手続費の原価のうち、業務区分ごとの自社のシステム関連費用の実績値について、平成２６年度から平成３０年度までの算定期間中、毎年度、接続料の認可申請時までに総務省に報告することが適当である。

また、本件申請に付された算定根拠においては、ＮＴＴファイナンス株式会社のシステム関連費用と自社のシステム関連費用の合計額が記載されているが、**自社のシステム関連費用の実績値については、接続事業者に従来開示されていた情報と同程度の情報が、事業者説明会の場等において接続事業者に開示されることが適当**である。（→「実際費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について（要請）」（平成26年３月31日総基料第58号）によりＮＴＴ東日本・西日本に要請）

加入光ファイバ等の提供遅延に係る
NTT東日本・西日本からの報告結果について

（参考）コロケーションリソースの枯渇状況

1

コロケーションリソースの枯渇状況（ＮＴＴ東日本）

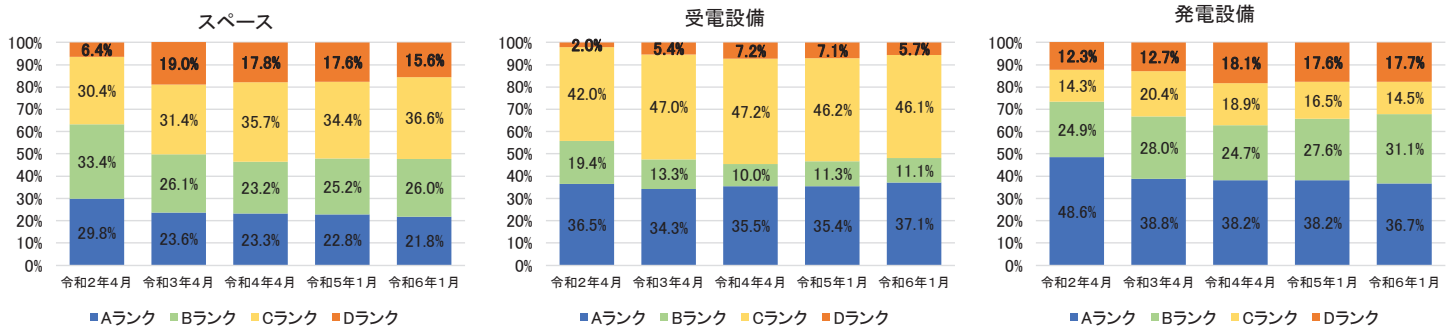

コロケーションリソースの枯渇状況（ＮＴＴ西日本）

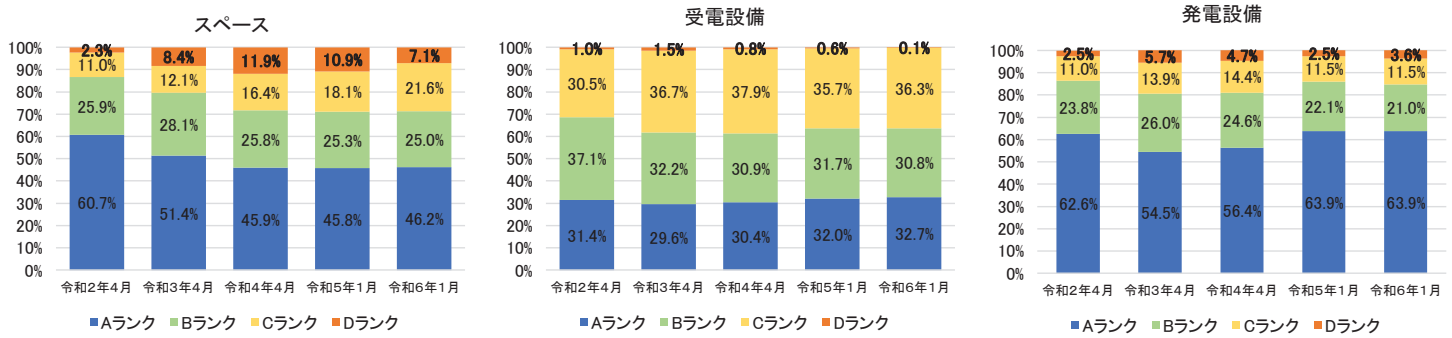

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
スペース	18架以上の空き	～18架未満の空き	～6架未満の空き	空きなし
受電・発電設備	72kVA以上の空き	～72kVA未満の空き	～24kVA未満の空き	空きなし

（注）コロケーション条件等の改善について（平成29年９月８日総基料第162号）を踏まえて情報を開示している、ＮＴＴコミュニケーションズが所有する建物においてコロケーションが行われる場合（及びコロケーションに際して提供される電力設備がＮＴＴコミュニケーションズが所有する建物に設置されている場合）における空き状況を除く。また、Ｄランクビルにおいて基準架以下のスペースが空いている場合の空きスペースの有無及びコロケーション代替措置（接続事業者のサービス提供に利用する機器をＮＴＴ東日本・西日本において設置、管理等を行う手続）の提供状況は考慮していない。

（参考）加入光ファイバ提供までのフロー

2

○　加入光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」に対する「**提供可能時期の回答**」及び「**提供可能時期**」（**工事実施が可能となる最短時期**）について、**例外**を除き、標準的期間が定められている。（「工事実施日」は、提供可能時期以降に接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）

加入光ファイバ提供までのフロー

【例外②】
- 光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき
- 利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき　等の場合

【例外③（共通）】
- 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき

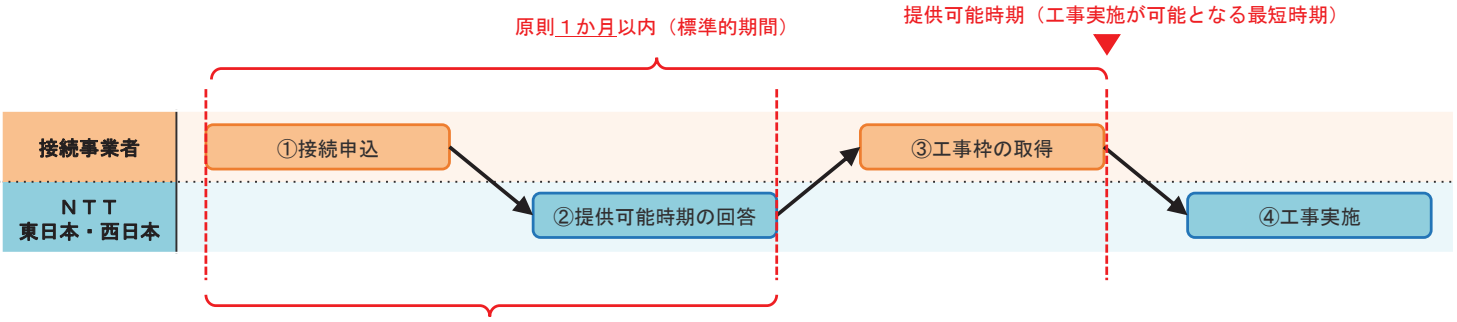

【例外①】
- 光屋内配線の調査に時間を要する場合

【例外③（共通）】
- 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき

提供可能時期回答・提供可能時期の標準的期間遵守率（全国、加入DF全体）

3

- **提供可能時期の回答**に関する、加入光ファイバ（以下「加入ＤＦ」という。）全体の標準的期間（３週間）遵守率は、**ＮＴＴ東日本**においては、前回報告時同様、**９割台**を推移。**ＮＴＴ西日本**では、令和３年度第２・第３四半期で遵守率の低下が見られたが、第４四半期以降の遵守率は回復傾向であり、**令和４年度第３四半期以降も９割前後**を推移。
- 提供可能時期の標準的期間（１か月）遵守率について、「例外②」（光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に１か月を超過することがある）に該当するものを除くと、ＮＴＴ東日本の遵守率は、報告対象期間を通じて９割台後半で推移。ＮＴＴ西日本の遵守率は令和４年度第３四半期以降も９割以上で推移。
- **提供可能時期の回答に関し、**「例外②」を含めた場合について、対象期間に「例外②」に該当した割合は、**ＮＴＴ東日本において**全体件数のうち**約14%**であり、**「例外②」に該当するものを含めた場合の４週間以内対応率も**、令和４年度中を通じて**約９割で推移**。**ＮＴＴ西日本において**、対象期間に「例外②」に該当した割合は**約23%**であり、**「例外②」に該当するものを含めた場合の４週間以内対応率は、令和４年度は８割弱で推移**。

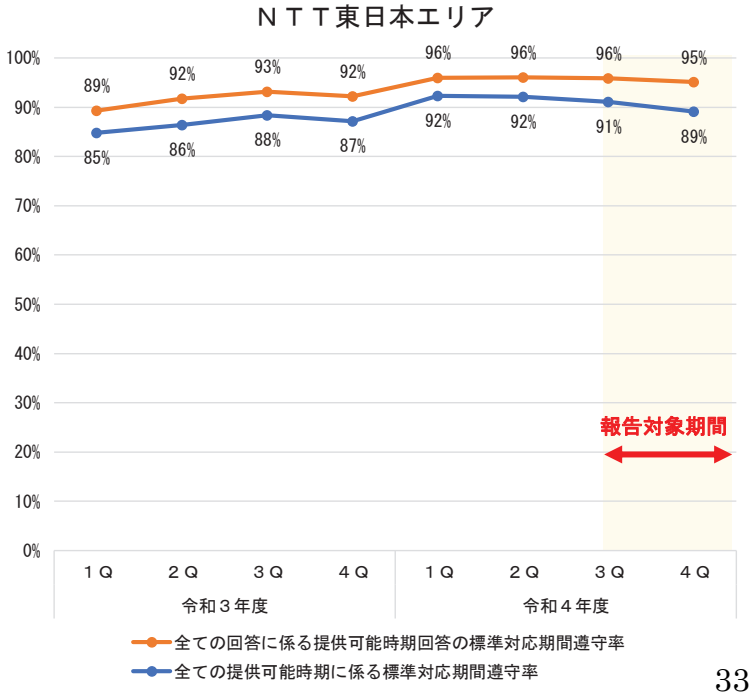

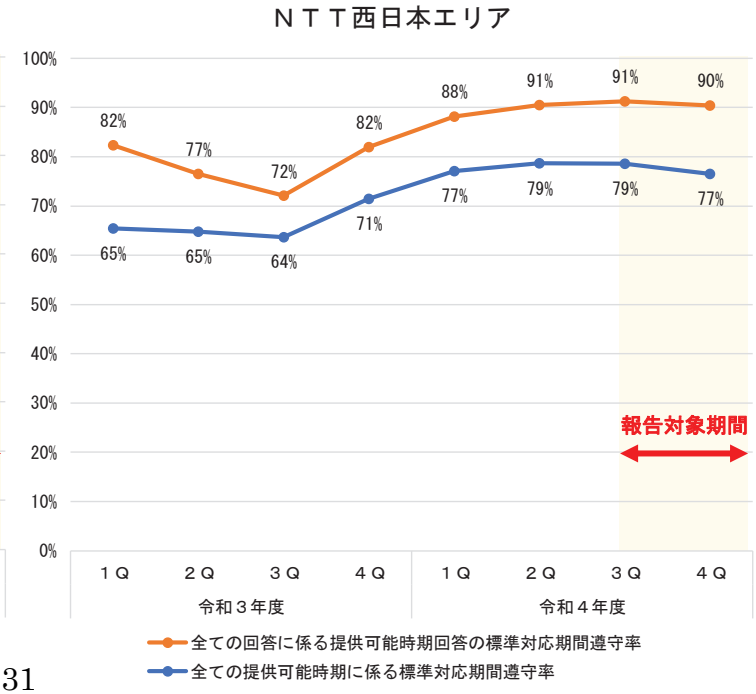

提供可能時期回答の標準的期間遵守率（全国、加入DF回線形態別）

4

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバ（以下「ＳＡ回線」という。）の工事には、接続申込時に提供可能時期回答が可能である「即決工事」と、光回線開通に向けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要があり、提供可能時期回答までに時間を要する「非即決工事」がある。即決工事では提供可能時期の回答の標準的期間遵守率が100%となることは明らかであるため、ＳＡ回線は非即決工事のみ分析を行っている。なお、本報告の対象であるＳＡ回線のうち、**約４割が非即決工事に該当**。一方、シングルスター方式の加入光ファイバ（以下「ＳＳ回線」という。）は全て非即決工事となる。
- **ＮＴＴ東日本**における「例外①」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、**ＳＡ回線**（非即決工事）は**令和４年度年間を通じて９割以上**を維持。**ＳＳ回線では令和４年度年間を通じて８割以上**を維持。
- **ＮＴＴ西日本**における**ＳＡ回線**（非即決工事）は、令和３年度第２四・第３四半期で低下傾向であったが、令和３年度第４四半期から回復し、**令和４年度第３四半期以降では９割弱まで向上**。**ＳＳ回線**の標準的期間遵守率は、令和３年度は約５割台で推移していたが、令和３年度第４四半期から回復し、**令和４年度第２四半期以降では８割弱**を維持。
- なお、ＮＴＴ東日本・西日本によれば、**ＳＳ回線の方がアクセス区間に係る工事の割合が高く**、ＳＡ回線よりも**検討期間が延びる傾向**があること、またＳＡ回線よりＳＳ回線の方が**接続事業者への確認事項**（回線設置場所の図面等）**が多くなる傾向**にあるため、結果としてＳＡ回線よりＳＳ回線の遵守率が低い傾向にあるとのこと。

ＮＴＴ東日本エリア

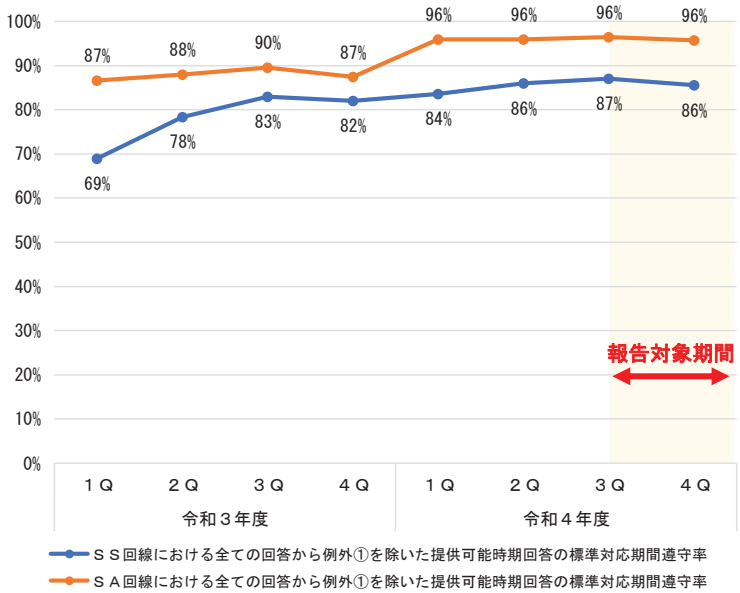

ＮＴＴ西日本エリア

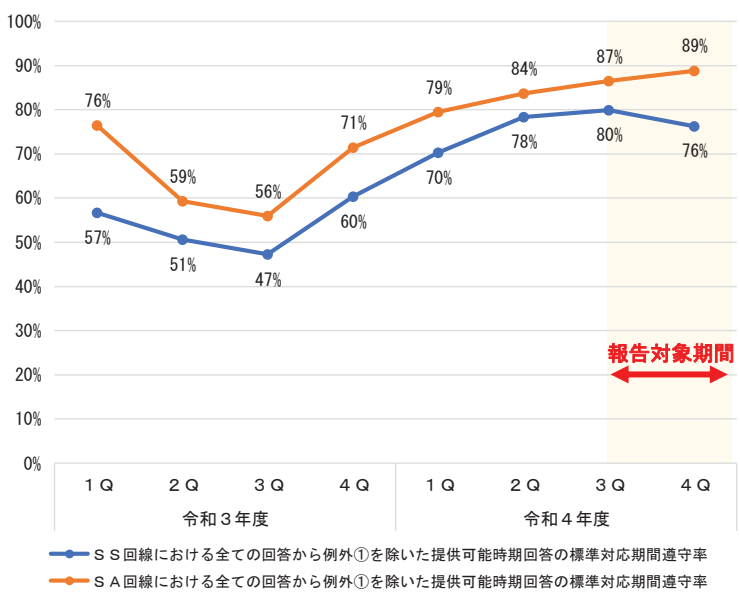

提供可能時期回答の標準的期間遵守率（エリア別、加入DF回線形態別）

5

- **ＮＴＴ東日本**における、エリア別**ＳＡ回線**（非即決工事）の標準的期間遵守率は、**令和４年度中を通じて９割以上**を維持。**ＳＳ回線**の標準的期間遵守率は、**全てのエリアで令和３年度第３四半期以降回復傾向**だったものの、**令和４年度第４四半期に甲信越、東北エリアで遵守率が低下傾向**。
- **ＮＴＴ西日本**における、エリア別**ＳＡ回線**（非即決工事）の標準的期間遵守率は、令和３年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、**令和４年度第３四半期以降は９割弱以上まで回復傾向**。**ＳＳ回線**の標準的期間遵守率は、令和３年度にかけて標準的期間遵守率が低下したエリアがあったものの、**令和４年度以降は遵守率が回復傾向**。なお、**中国地方**は令和４年度11月に一部のＭＮＯからの申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、**第４四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要した**ことから遵守率が低下したが、**以降は回復見込み**。
- シングルスター方式の遵守率の回復状況はエリアによりばらつきが生じる要因は、ＮＴＴ東日本・西日本によれば、
  - ・検討稼働において、社内運用システムの更改に伴い新たなオペレーションを導入した際に、ルーラルエリアで新たにスキル者を募ることが困難であること
  - ・設備構築稼働において、台風等の自然災害により設計稼働の不足が発生すること、時期的な大量申込による各稼働のひっ迫が発生することがあること
  - ・工事稼働において、スキルを有する者の退職等に伴い、特にルーラルエリアにおいてスキルを有する者を募ることが困難であること
  - ・ルーラルエリアでは接続事業者の利用特性として、ＭＮＯの基地局用途での申込割合が多いため、アクセス工事の割合が高くなり、検討期間が比較的長期化しやすい傾向があること

等、それぞれ中長期的（２年以上）に作用するものもあれば、短期的（１～２年程度）に作用するものもあり、時期単位で区切って見た際に、ばらつきとして発生しているように表れる。

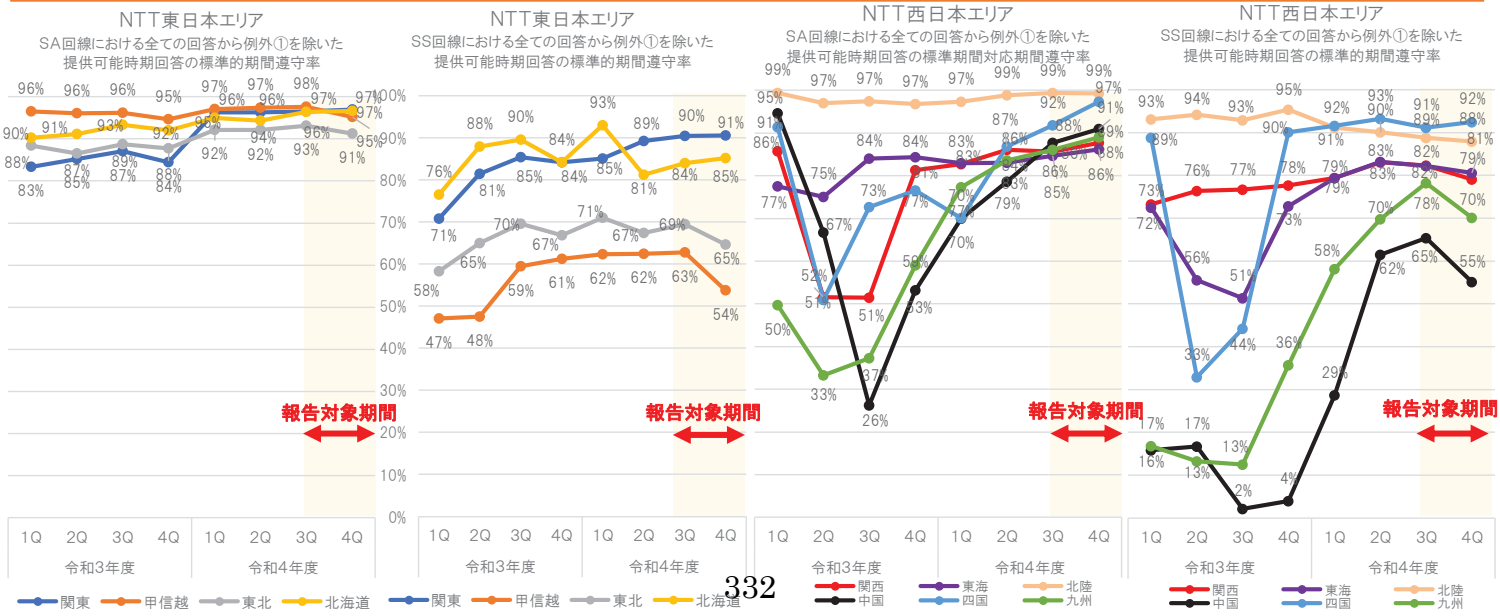

提供可能時期の標準的期間遵守率（全国、加入DF回線形態別）

6

- **ＮＴＴ東日本**における、「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、**ＳＳ回線では令和４年度年間を通じ８割台**を推移。なお、令和４年度は第４四半期のみ、減少傾向であり、この時期、回答件数が増加している。**ＳＡ回線**（非即決工事）の遵守率は、期間を通じて**９割台**で推移。
- なお、「例外②」に該当した件数は、ＳＳ回線で約30%、ＳＡ回線（非即決工事）で約10%を占めている。「例外②」も含めた全件数において提供可能時期が４週間以内となった割合は、令和４年度年間を通じＳＳ回線では約７割で推移。ＳＡ回線（非即決工事）は、約９割で推移。
- **ＮＴＴ西日本**における、「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、**令和４年度第３四半期以降、ＳＳ回線では８割台**を推移、**ＳＡ回線**（非即決工事）では**９割以上**を維持している。
- なお、「例外②」に該当した件数は、ＳＳ回線で約45%、ＳＡ回線で約23%を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が４週間以内となった割合は、令和４年度第３四半期以降、ＳＳ回線では５割前後で推移、ＳＡ回線（非即決工事）では約８割まで上昇している。
- なお、ＮＴＴ東日本・西日本によれば、**ＳＳ回線の方が接続事業者への確認事項**（回線設置場所の図面等）**が多くなる**傾向にあることから、**結果として遵守率が低い傾向**となっているとのことである。

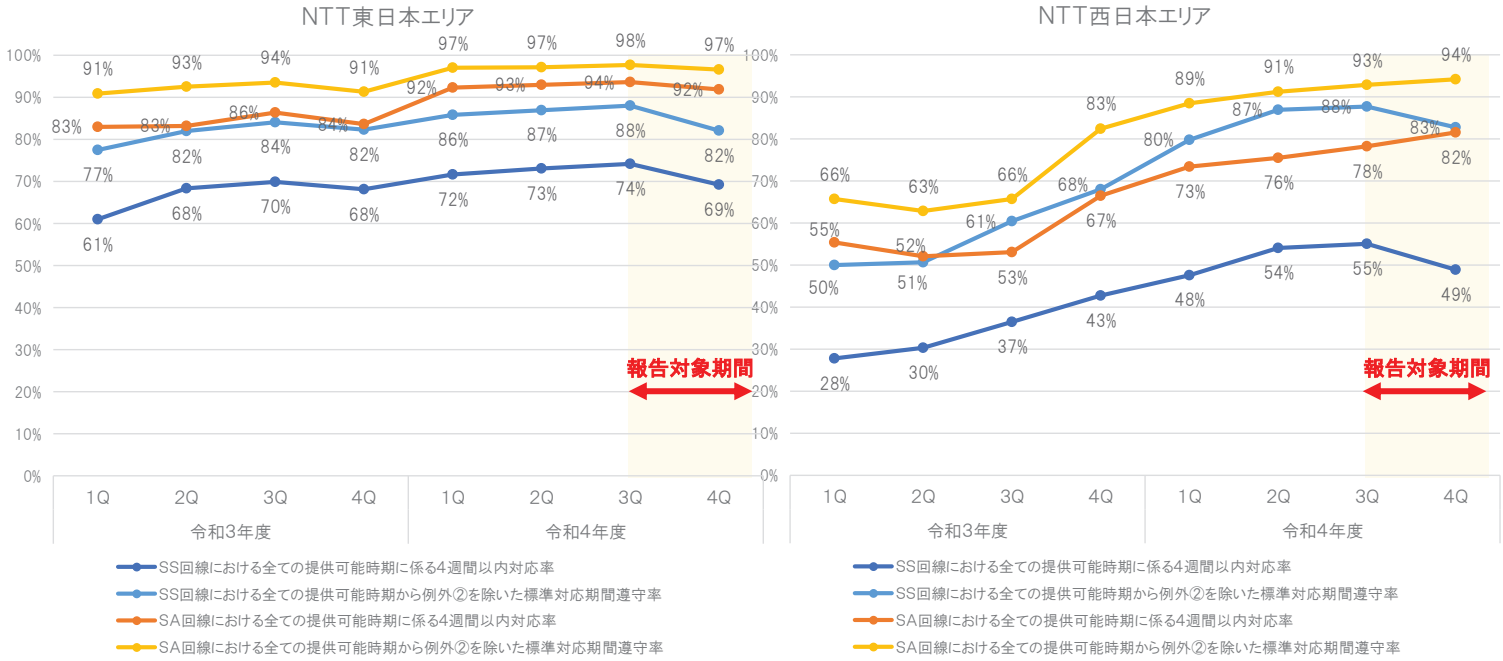

提供可能時期の標準的期間遵守率（エリア別、加入DF回線形態別）

7

- **ＮＴＴ東日本**における、「例外②」を除いたエリア別**ＳＡ回線**（非即決工事）の標準的期間遵守率は、**いずれのエリアでも９割台**で推移。「例外②」を除いた**ＳＳ回線**の標準的期間遵守率は、
  - ・**関東地方**では期間を通じて**約９割**を推移。
  - ・**甲信越、東北地方**では、令和４年度に入り回復傾向だったものの、**第４四半期に減少傾向**。
  - ・**北海道地方**でも**第４四半期に微減傾向**があった。

  甲信越、東北地方では、令和４年度第３四半期から第４四半期にかけて**ＭＮＯを中心に申込件数が増加**し、第１四半期、第２四半期に比べ約２倍程度の申し込みがあった。
- **ＮＴＴ西日本**における、「例外②」を除いたエリア別**ＳＡ回線**（非即決工事）の標準的期間遵守率は、令和３年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、**令和４年度第３四半期以降は９割以上**を維持。「例外②」を除いた**ＳＳ回線**の標準的期間遵守率は、低調だった令和３年度から令和４年度にかけて回復し、そのまま**横ばい傾向**。なお**中国地方**は、令和４年度11月に一部のＭＮＯからの申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、**第４四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要した**ことから遵守率が低下したが、**以降は回復見込み**。

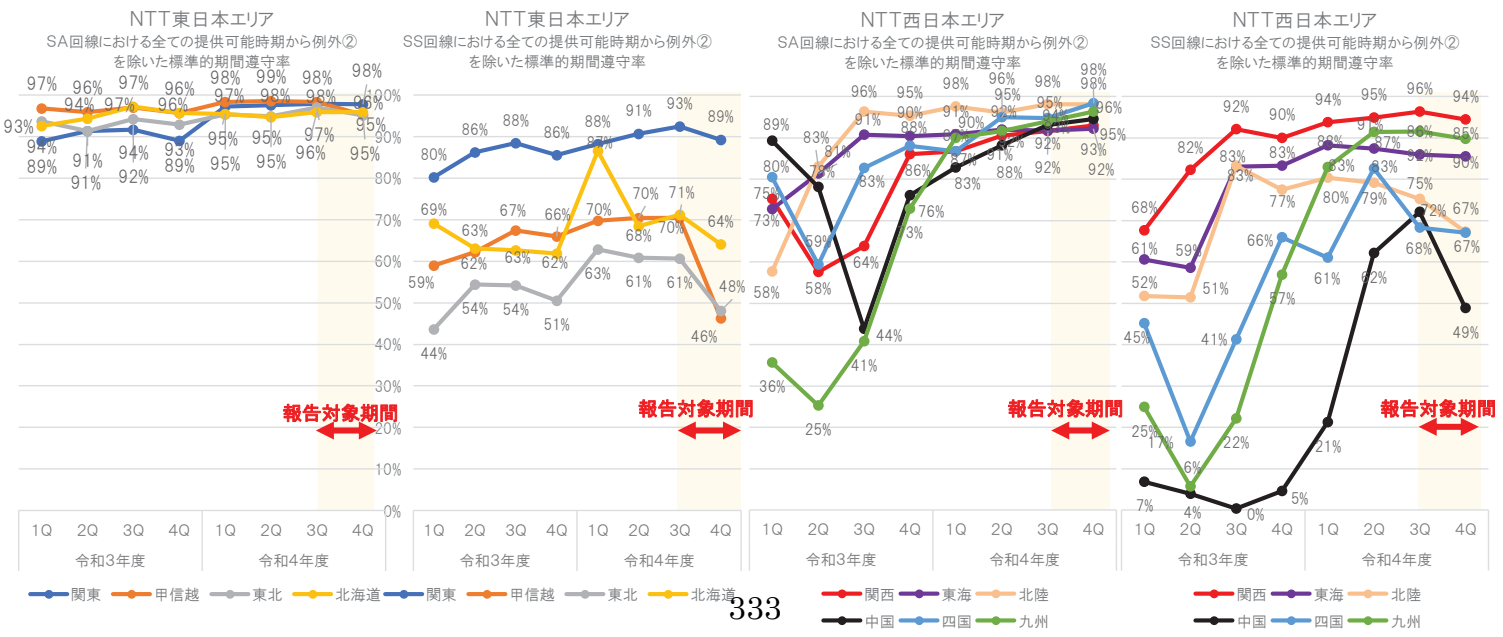

提供可能時期～工事実施までのリードタイム（全国）

8

- **提供可能時期～工事実施のリードタイム**については、**ＮＴＴ東日本**において、令和４年度を通じて、**４週間以内に実施された工事の割合は約７割台**で推移。エリア別で見ると、**甲信越地方**において、**約５～６割**で推移。
- **ＮＴＴ西日本**においては、４週間以内に実施された工事の割合は、**６割弱から６割強に上昇**。エリア別に見ると、**関西、北陸、中国、九州地方**では、**７割前後**で推移。**東海地方では６割前後で、四国地方では５割台**で推移。

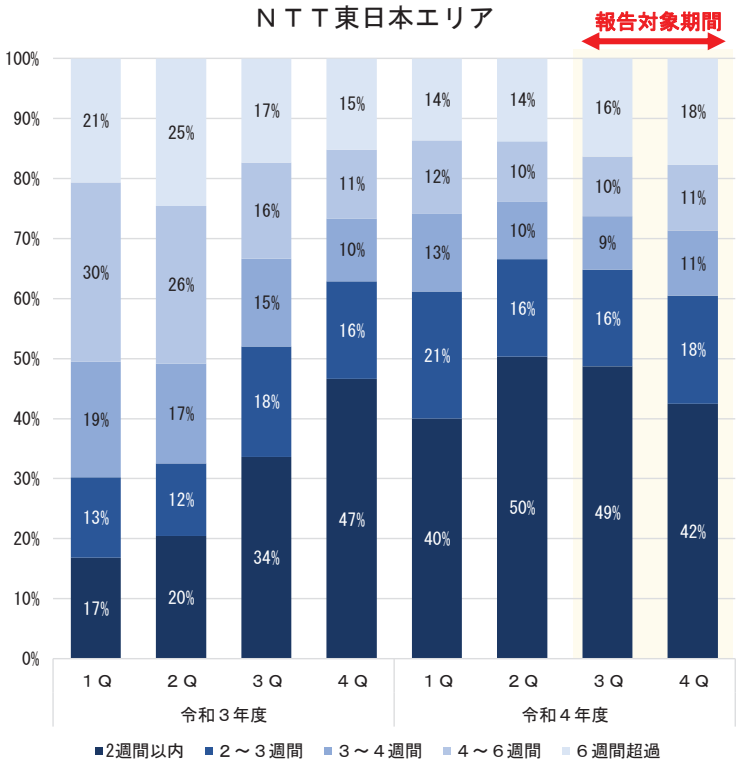

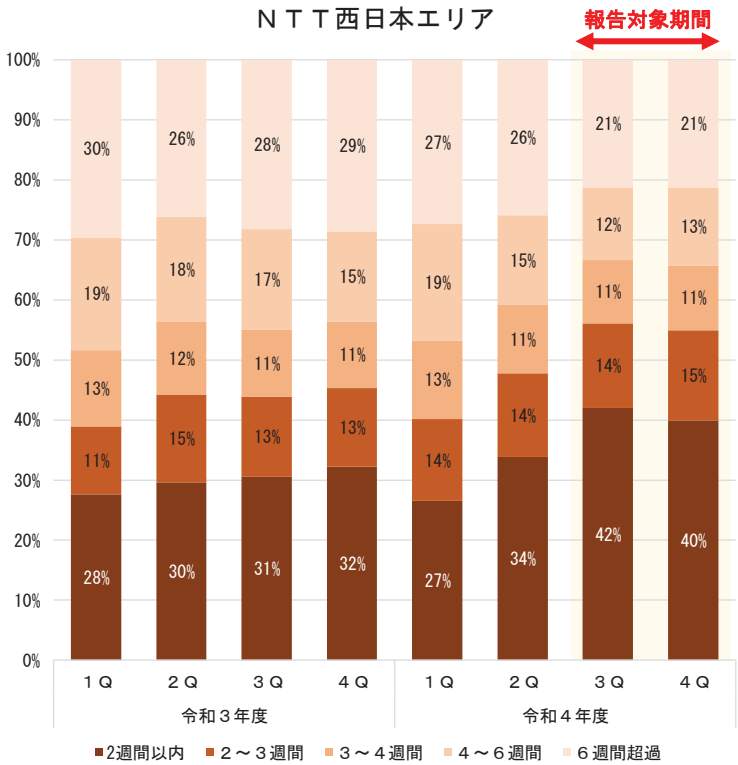

（参考）局内光ファイバ提供までのフロー

9

○　局内光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」の後、「**両端確定**」（**局内光ファイバの接続する両端の設備を確定させること**）を行う（「接続申込み」から「両端確定」までの標準的期間は定められていない）。「**両端確定**」**から**「**接続の準備**」**の完了まで**について、例外を除き、標準的期間が定められている。（「接続の準備」の完了から「接続開始」までについては、接続開始日は接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）

局内光ファイバ提供までのフロー

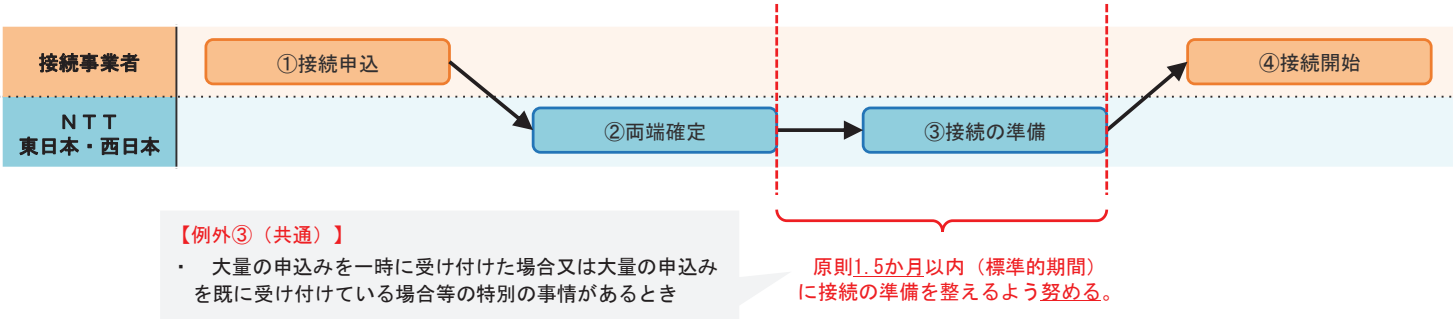

【例外③（共通）】
・　大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき

接続約款上の規定（黄色マーカー：標準的期間　青マーカー：標準的期間の例外となる場合）

（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）

第34条の４　（略）

２～６　（略）

７　**当社は**、第１項に規定する**光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において**、第34条の２第２項各号に該当しない（「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）と判断したときは、**その接続の申込みを承諾し**、**光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から１ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます**。

ただし、**大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは**、**光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から１ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります**。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

４～20　（略）

※　第39条（準用）において準用する第38条（標準的接続期間）第３項の規定により、接続事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他ＮＴＴ東日本・西日本の責めによらない事由により経過した期間は標準的期間に含めない。

局内光ファイバにおける申込み～両端確定までのリードタイム（全国）

10

- **ＮＴＴ東日本**における、接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムについて、令和３年度第４四半期から令和４年度第１四半期にかけては２週間以内に回答した件数の割合が５割程度に低下したが、**報告対象期間は約６～７割まで回復**。
- **ＮＴＴ西日本**における接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムは、令和３年度第３四半期の工事件数増加に伴い２週間以内の回答が１割台へ低下したものの、令和４年度以降回復傾向にあり、**第４四半期には約４割まで回復**。

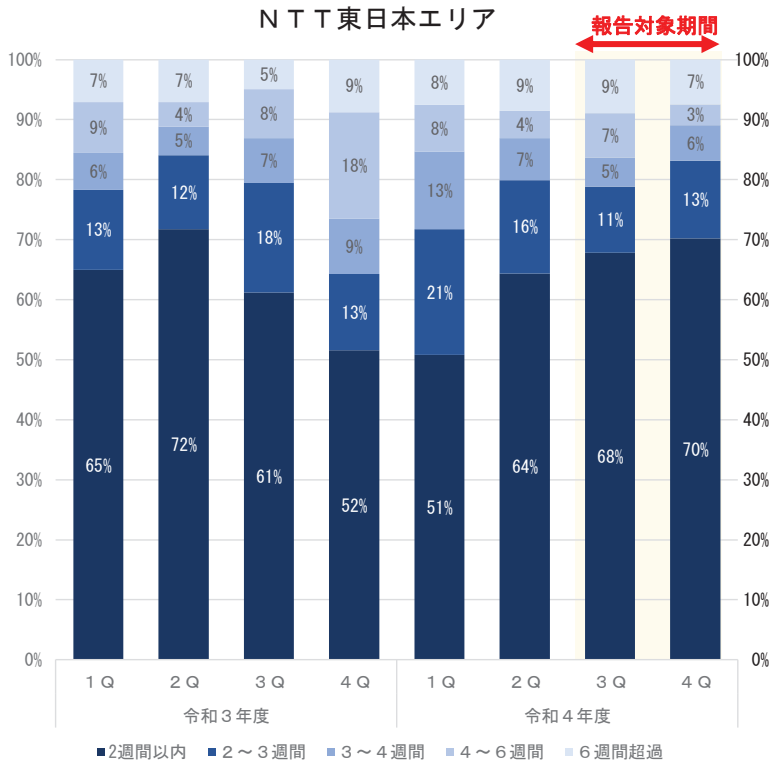

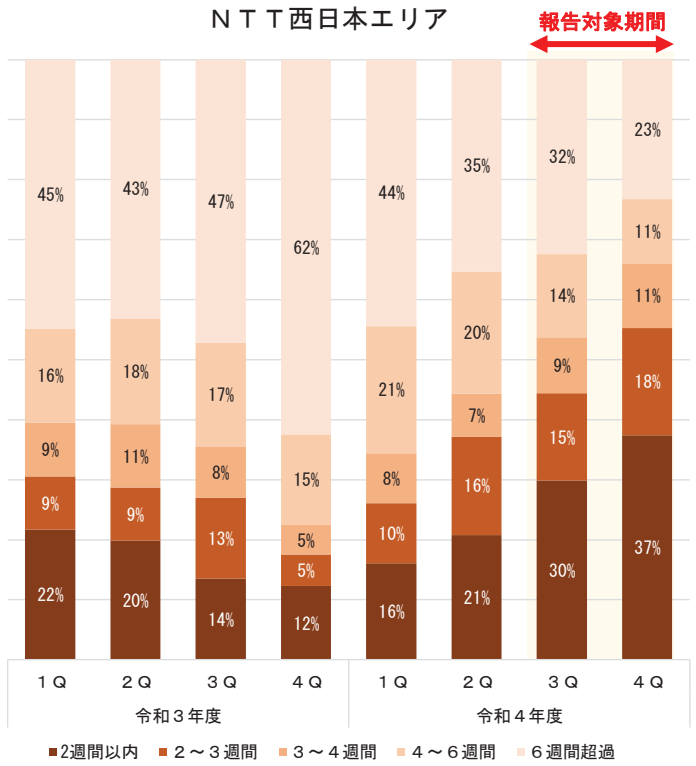

局内光ファイバにおける両端確定～接続準備に係る標準的期間遵守率（全国）

11

- **ＮＴＴ東日本**においては、令和３年度第３四半期から令和４年度第１四半期にかけて、全エリアで遵守率が低下。**関東、甲信越、東北地方**では、令和４年度第２四半期から第３四半期は約５割まで回復した。第４四半期は再度減少傾向だったものの、**令和５年度第２四半期にかけて全エリアで回復**している。
- **北海道地方**では、工事体制の改善等に取り組んだ結果微増傾向はみられるものの、令和４年度第３四半期から第４四半期時点では低迷。引き続き改善に取り組んでおり、**令和５年度第２四半期にかけて回復**している。
- **ＮＴＴ西日本**においては、令和３年度から令和４年度第１四半期にかけて、全エリアで遵守率は低調であったが、**令和４年度第２四半期以降に回復傾向**。なお、報告対象期間以降についての追加的なＮＴＴ東日本・西日本からの報告では、令和５年度第１四半期において遵守率が一時的に悪化しているが、物品管理システム更改に伴う物品納入遅れの影響であり、**令和５年度第２四半期にかけて回復**しているとのことである。

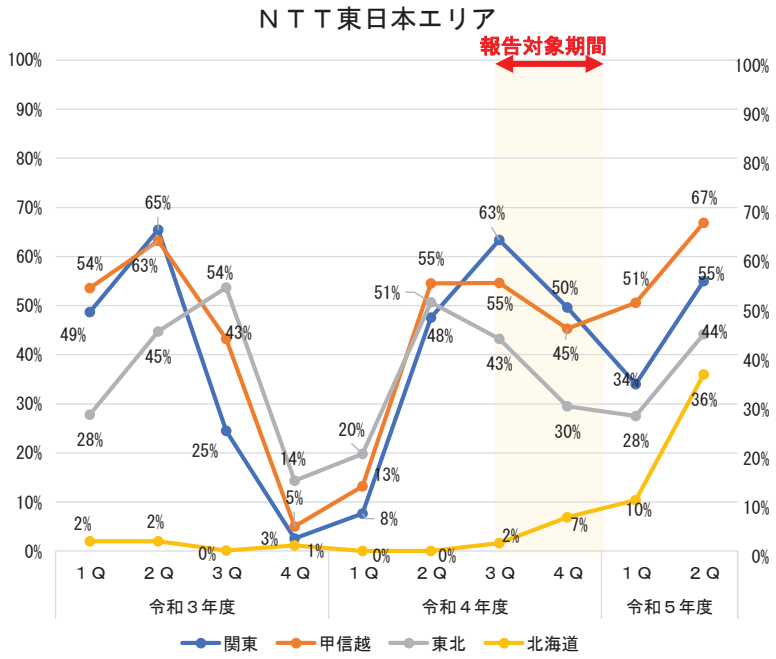

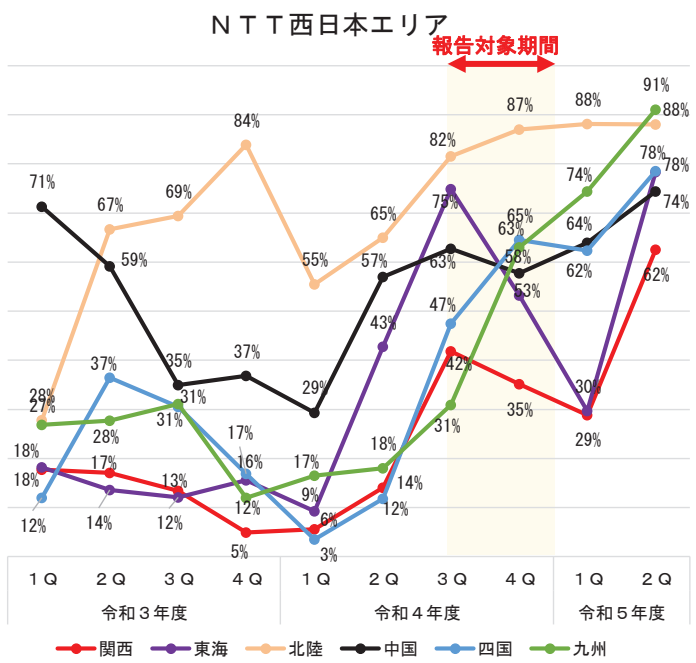

（参考）コロケーション提供までのフロー

○ **自前工事**によるコロケーションの提供については、接続事業者による「相互接続点調査及び設置申込」の後、「**調査結果の回答**」及び「**自前工事の準備**」の完了について、例外を除き、標準的期間が定められている。（「自前工事」の実施日については、接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）

○ **接続事業者がＮＴＴ東日本・西日本に設置工事を委託**する場合、「自前工事の準備」の完了に代わり、「**工事着手**」及び「**工事完成**」について、例外を除き、標準的期間が定められている。

コロケーション提供までのフロー

（Ａ）通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修等の検討が必要でないことが明らかなとき　２週間以内
（Ｂ）通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要なとき　１か月以内
（Ｃ）それ以外のとき（とう道内や電柱上でコロケーションを希望する場合等）　１か月半以内

※申込みの到達から

接続事業者：①相互接続点調査及び設置申込 → ③工事実施申込み → ⑤自前工事
ＮＴＴ東日本・西日本：②調査結果の回答 → ④自前工事の準備

【例外】
・　電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となる場合

（Ａ）　接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき　２週間以内
（Ｂ）　（Ａ）及び（Ｃ）以外の場合（二重床や電源設備等以外の設備（光回線の配線盤や空調設備等）の改修のみを要する場合）　１か月以内
（Ｃ）　接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき　１か月半以内

（ＮＴＴ東日本・西日本に設置工事を受託する場合）

接続事業者：③’建設請負契約に係る工事実施申込み → ④’工事着手 → ⑤’工事完了
ＮＴＴ東日本・西日本：④’工事着手 → ⑤’工事完了

【例外】
・　電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となる場合、工事の規模が著しく大きいとき等特別な工事が必要となるとき

２か月以内
通信用建物内：1.5か月以内（DSLに関する工事は１か月）
通信用建物外：３ヶ月以内

コロケーションに係る調査申込み・自前設置工事の準備に係る標準的期間遵守率／自前設置工事の準備に係るリードタイム（全国）

- コロケーションに係る調査申込全体における標準的期間遵守率は、報告対象期間において**ＮＴＴ東日本・西日本ともに全エリアにおいて、10割**で推移。
- 自前設置工事全体における標準的期間遵守率は、**ＮＴＴ東日本**において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて**10割を継続**。**ＮＴＴ西日本**においては、令和３年度第３四半期までは一部のエリアで遵守率の低下が見られたものの、令和３年度第４四半期以降は全てのエリアにおいて**ほぼ10割を継続**。
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、１か月以内に提供することとされているものについて、**ＮＴＴ東日本**において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて**10割を継続**。**ＮＴＴ西日本**においては、令和３年度においては、第３四半期に約６割と低下するものの、第４四半期以降は９割台まで回復。**令和４年度においては、ほぼ10割を維持**。
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、**対応完了までに６週間を超過した申込み**は、**ＮＴＴ東日本**において、令和３年度の第３四半期から令和４年度の第４四半期まで全てのエリアにおいて**０％**で推移。**ＮＴＴ西日本**においては、令和３年度の第３四半期において近畿地方及び四国地方で増加しているものの、第４四半期においては、全てのエリアにおいて１割以下を推移。**令和４年度においては、全てのエリアにおいて０％**で推移。
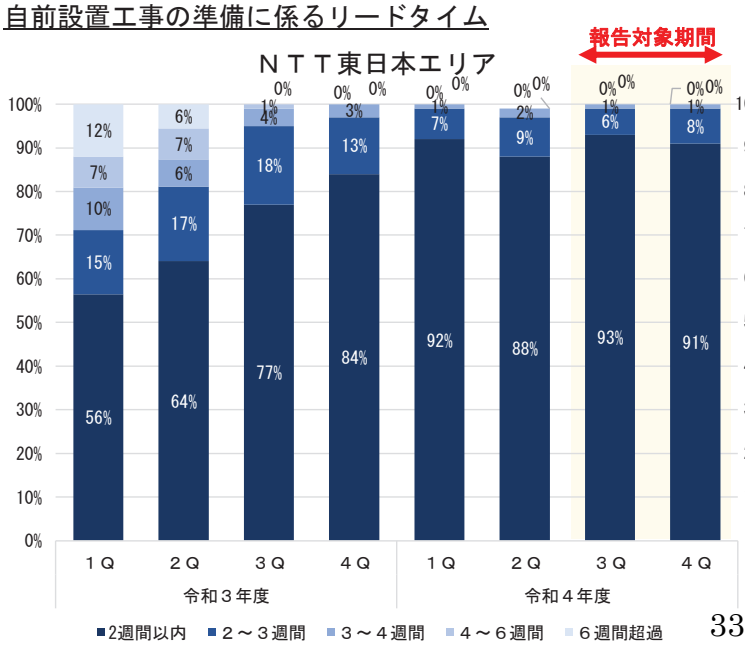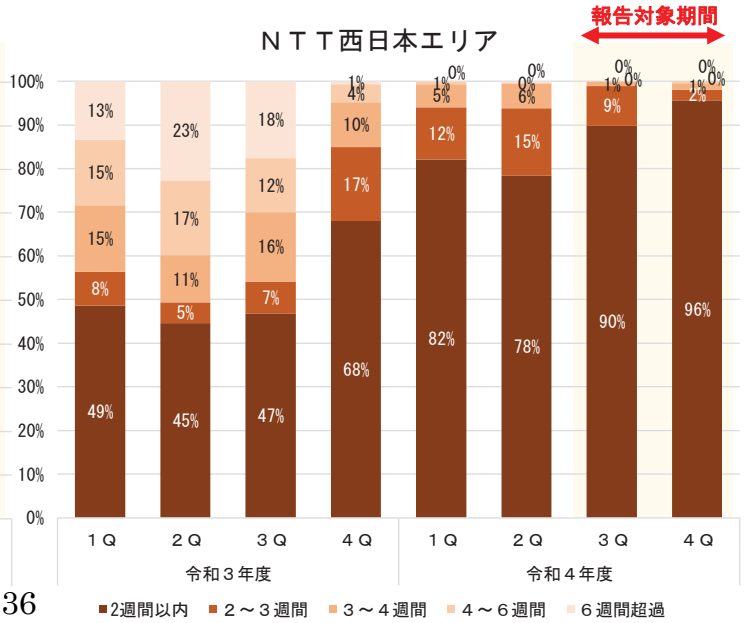
自前設置工事の準備に係るリードタイム